

令和 7 年

第 4 回 定例会 会 議 録

奄 美 市 議 会

第4回定例会 会議録目次

○第4回定例会

| | |
|--------------|---|
| 議事日程・付議事件 | 1 |
| 第4回定例会一般質問通告 | 5 |

12月9日（火）（第1日目）

| | |
|----------------------------|----|
| 出席議員及び欠席議員 | 15 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 | 15 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 15 |
| 会議録署名議員の指名 | 18 |
| 会期の決定 | 18 |
| 議案第89号～109号（21件）上程 | 19 |
| 議長辞職の件 | 22 |
| 議長の選挙 | 22 |
| 副議長辞職の件 | 23 |
| 副議長の選挙 | 24 |
| 常任委員の選任 | 25 |
| 議会運営委員の選任 | 26 |

12月10日（水）（第2日目）

| | |
|----------------------------|----|
| 出席議員及び欠席議員 | 27 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 | 27 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 28 |
| 一般質問 | |
| 帯屋 誠二 議員（無所属） | 29 |
| 永田 清裕 議員（自民党新政会） | 37 |
| 朝木 一仁 議員（チャレンジ奄美） | 47 |
| 奥 輝人 議員（無所属） | 57 |

12月11日（木）（第3日目）

| | |
|----------------------------|----|
| 出席議員及び欠席議員 | 69 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 | 69 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 70 |
| 一般質問 | |
| 正野 卓矢 議員（チャレンジ奄美） | 71 |
| 栄 ヤスエ 議員（公明党） | 81 |

| | |
|--------------------------|-----|
| 幸多 拓磨 議員 (チャレンジ奄美) | 91 |
| 大庭 梨香 議員 (公明党) | 102 |

12月12日(金)(第4日目)

| | |
|----------------------------------|-----|
| 出席議員及び欠席議員 | 113 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 | 113 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 114 |
| 一般質問 | |
| 叶 幸治 議員 (公明党) | 115 |
| 崎田 信正 議員 (日本共産党) | 126 |
| 盛 剛 議員 (無所属) | 136 |
| 泉 義昭 議員 (無所属) | 145 |

12月16日(火)(第5日目)

| | |
|----------------------------------|-----|
| 出席議員及び欠席議員 | 157 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 | 157 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 158 |
| 議案第89号～109号(21件)上程 | 159 |
| 議案付託 | 167 |
| 請願付託 | 167 |
| 議案第110号～112号(3件)上程 | 168 |
| 議案付託 | 168 |
| 議案第113号(1件)上程 | 168 |

12月24日(水)(第6日目)

| | |
|----------------------------------|-----|
| 出席議員及び欠席議員 | 171 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 | 171 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 171 |
| 議案第89号～112号(24件)上程 | 172 |
| 請願第1号(1件)上程 | 179 |
| 請願第2号(1件)上程 | 180 |
| 議案第114号(1件)上程 | 180 |
| 発議第5号(1件)上程 | 181 |
| 発議第6号(1件)上程 | 182 |
| 議員派遣について | 182 |
| 閉会中の継続審査の申出について | 182 |

別紙

| | |
|-----------------------|-----|
| 各常任委員会審査報告書 | 185 |
| 議員派遣について | 188 |
| 閉会中の継続審査の申出について | 189 |

参考資料（意見書等）

| | |
|---|-----|
| 奄美市血液供給体制に関する意見書 | 191 |
| 離島地域の奄美看護福祉専門学校存続に関する国への支援を求める意見書 | 192 |

会期・議事日程
付議事件

令和7年 第4回奄美市議会定例会議事日程表

○令和7年12月9日 奄美市議会第4回定例会を招集した。

○会 期 16日間

○議事日程

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 日 程 |
|--------|---|-----|--|
| 12月9日 | 火 | 本会議 | 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（16日間） 3 議案第89号～第109号（21件） 上程 説明 4 議長辞職の件 5 議長の選挙 6 副議長辞職の件 7 副議長の選挙 8 常任委員の選任について 9 議会運営委員の選任について ※全員協議会（本会議終了後） |
| 12月10日 | 水 | 本会議 | 1 一般質問 - 帯屋議員, 永田議員, 朝木議員, 奥（輝）議員（質問順） |
| 12月11日 | 木 | 本会議 | 1 一般質問 - 正野議員, 栄 議員, 幸多議員, 大庭議員（質問順） |
| 12月12日 | 金 | 本会議 | 1 一般質問 - 叶 議員, 崎田議員, 盛 議員, 泉 議員（質問順） |
| 12月13日 | 土 | 休 会 | |
| 12月14日 | 日 | 休 会 | |
| 12月15日 | 月 | 休 会 | 報告書整理・議案等調査 |
| 12月16日 | 火 | 本会議 | 1 議員定数・報酬等特別委員会委員の指名 2 議案第89号～第109号（21件） 上程 質疑 付託 ☆付託区分 { <ul style="list-style-type: none"> 総務企画－議案第97号, 第98号（2件） 文教厚生－議案第90号～第94号, 第99号, 第101号, 第103号～第107号（12件） 産業建設－議案第95号, 第96号, 第100号, 第102号, 第109号（5件） 全委員会－議案第89号 令和7年度一般会計補正予算（第5号）は、所管する各常任委員会に付託 文教厚生・ 産業建設－議案第108号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）は、所管する両常任委員会に付託 ※請願・陳情付託報告 <ul style="list-style-type: none"> 総務企画－請願第2号（1件） 文教厚生－請願第1号（1件） 3 議案第110号～第112号（3件） 上程 説明 質疑 付託 ☆付託区分 総務企画－議案第110号～第112号 4 議案第113号 監査委員の選任について 上程 説明 質疑 討論 採決 ※全員協議会（本会議終了後） ※会派代表者会（全員協議会終了後） ※議員定数・報酬等特別委員会（会派代表者会終了後） |

令和7年 第4回奄美市議会定例会議事日程表

○令和7年12月9日 奄美市議会第4回定例会を招集した。

○会 期 16日間

○議事日程

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 日 程 |
|--------|---|-----|---|
| 12月17日 | 水 | 休 会 | ※常任委員会審査（文教厚生） |
| 12月18日 | 木 | 休 会 | ※常任委員会審査（産業建設） |
| 12月19日 | 金 | 休 会 | ※常任委員会審査（総務企画） |
| 12月20日 | 土 | 休 会 | |
| 12月21日 | 日 | 休 会 | |
| 12月22日 | 月 | 休 会 | 報告書整理・議案等調査 |
| 12月23日 | 火 | 休 会 | 報告書整理・議案等調査 |
| 12月24日 | 水 | 本会議 | 1 議案第89号～第112号（24件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第1号 奄美市血液供給体制に関する請願 上程 報告 質疑 討論 採決 3 請願第2号 離島地域の奄美看護福祉専門学校存続に関する国への支援を求める請願 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第114号 教育委員会委員の任命について 上程 説明 質疑 討論 採決 5 発議第5号 奄美市血液供給体制に関する意見書の提出について 上程 説明 質疑 討論 採決 6 発議第6号 離島地域の奄美看護福祉専門学校存続に関する国への支援を求める意見書の提出について 上程 説明 質疑 討論 採決 7 議員派遣について 8 閉会中の継続審査及び調査の申出について ※紬着用 ※全員協議会（本会議終了後） ※定例会反省会（全員協議会終了後） |

○付議事件は、次のとおりである。

| 番号 | 議案等番号 | 件名 | 議決年月日 | 議決結果 | 付託委員会 |
|------|---------|--|-------------|------|-------|
| | | 陳情の処理状況について (陳情第8号 景観審議会への地元集落住民意見の反映を求める陳情(陳情事項1及び2)) | | | |
| | | 専決処分の報告について (専決第7号 市営住宅の使用料滞納に係る訴え提起前の和解申立てについて) | | | |
| | | 専決処分の報告について (専決第8号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について) | | | |
| | | 専決処分の報告について (専決第9号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について) | | | |
| | | 専決処分の報告について (専決第10号 市営住宅家賃の徴収に係る民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起について) | | | |
| | | 専決処分の報告について (専決第11号 和解及び損害賠償の額を定めることについて) | | | |
| (1) | 議案第89号 | 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 全委員会 |
| (2) | 議案第90号 | 令和7年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 |
| (3) | 議案第91号 | 令和7年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 |
| (4) | 議案第92号 | 令和7年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 |
| (5) | 議案第93号 | 令和7年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 |
| (6) | 議案第94号 | 令和7年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第2号)について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 |
| (7) | 議案第95号 | 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算(第3号)について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 産業建設 |
| (8) | 議案第96号 | 令和7年度奄美市下水道事業会計補正予算(第3号)について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 産業建設 |
| (9) | 議案第97号 | 名瀬市、大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 総務企画 |
| (10) | 議案第98号 | 奄美市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 総務企画 |
| (11) | 議案第99号 | 奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 |
| (12) | 議案第100号 | 奄美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 産業建設 |
| (13) | 議案第101号 | 奄美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 |
| (14) | 議案第102号 | 奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 産業建設 |
| (15) | 議案第103号 | 奄美市市民交流センター及び奄美市名瀬公民館の指定管理者の指定について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 |
| (16) | 議案第104号 | 奄美市奄美振興会館の指定管理者の指定について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 |
| (17) | 議案第105号 | 工事請負契約の変更契約の締結について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 |
| (18) | 議案第106号 | 工事請負契約の変更契約の締結について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 |

| 番号 | 議案等番号 | 件名 | 議決年月日 | 議決結果 | 付託委員会 |
|------|---------|---|-------------|------|--------------|
| (19) | 議案第107号 | 工事請負契約の変更契約の締結について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 |
| (20) | 議案第108号 | 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 文教厚生 産業建設 |
| (21) | 議案第109号 | 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算(第4号)について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 産業建設 |
| (22) | 議案第110号 | 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 総務企画 |
| (23) | 議案第111号 | 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 総務企画 |
| (24) | 議案第112号 | 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 総務企画 |
| (25) | 議案第113号 | 監査委員の任命について | R 7. 12. 16 | 同意 | 本会議 |
| (26) | 議案第114号 | 教育委員会委員の任命について | R 7. 12. 24 | 同意 | 本会議 |
| (27) | 請願第1号 | 奄美市血液供給体制に関する請願 | R 7. 12. 24 | 採択 | 文教厚生 |
| (28) | 請願第2号 | 離島地域の奄美看護福祉専門学校存続に関する国への支援を求める請願 | R 7. 12. 24 | 採択 | 総務企画 |
| (29) | 発議第5号 | 奄美市血液供給体制に関する意見書の提出について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 本会議 |
| (30) | 発議第6号 | 離島地域の奄美看護福祉専門学校存続に関する国への支援を求める意見書の提出について | R 7. 12. 24 | 原案可決 | 本会議 |

令和7年第4回定例会一般質問通告

12月10日（水）

◎無所属 帯屋 誠二

1 市政について

（1）奄美市の犯罪被害者保護について

- ①奄美大島被害者支援ネットワークとかごしま被害者支援センターの活動に対する奄美市の関わりについて伺う。
- ②犯罪被害者等保護基本法に基づく犯罪被害者等保護条例の策定と地方計画に対する奄美市の考えを伺う。

2 都市整備について

（1）おがみ山公園の活用と整備について

- ①自然と地域の文化を学習する公園としての可能性を伺う。
- ②観光事業のツールとしての可能性を伺う。
- ③福祉事業としての利用価値について伺う。
- ④おがみ山公園におけるPFIとPark-PFIの活用について奄美市の考えを伺う。

◎自民党新政会 永田 清裕

1 市長の政治姿勢について

（1）物価高騰対策について

国の大規模な経済対策を受けて、奄美市としての物価高騰対策について伺います。

（2）奄美市プレミアム商品券について

物価高騰対策として、継続して市独自のプレミアム商品券事業を実施しているが、利用者や事業者の意見などを踏まえ、これまでの商品券事業の効果をどのように検証しているのか。その効果をどのように次につなげていくのかについて伺います。

2 観光交流施設について

（1）笠利あやまる公園について

- ①年間の利用状況や収支状況について伺います。
- ②グラウンドゴルフ場の利用者から日陰対策や休憩施設の要望があるが、今後の整備計画について伺います。

（2）住用マングローブパークについて

- ①年間の利用状況や収支状況について伺います。

②施設のリニューアル計画について、整備内容とスケジュールについて伺います。

3 「奄美市誌」について

(1) 「奄美市誌」の制作について

①合併から20年となり、3地域を受け継ぐ奄美市としての「市誌」が必要と考える。「奄美市誌」制作への考えと取組状況について伺います。

◎チャレンジ奄美 朝木 一仁

1 市長の政治市政について

(1) 市民生活について

①奄美市と国内外の奄美会・郷友会との今後の関係性について

②島外在住の若者への周知について

③人材確保就職支援給付金について

④奄美会との新たな連携について

2 市民生活について

(1) 空き家対策について

①相続登記について

②地域おこし協力隊との連携について

③二拠点居住希望者とのマッチング環境の整備について

3 文化継承について

(1) 奄美まつり・八月踊りの文化的価値について

①市の認識について

②今後の奄美まつり・八月踊りの継承について

③観光×文化の取組について

◎無所属 奥 輝人

1 安田市長2期目に向けた取組について

(1) 3地区の特色ある発展について。名瀬、住用、笠利には多くの資源や財産が存在している。それぞれの特色を生かしていく取組について伺う。

(2) 安田カラーの創出について。どのようにして安田カラーを創出しているのか伺う。

2 フライト農業・フライト輸送の推進について

(1) 夏場における台風対策について。マンゴーやパッションフルーツ等の航空輸送について、2年前にも質問しているが、その後の状況について

(2) 悪天候にかかわらず平時においてフライト農業・フライト輸送の推進について

3 サトウキビの振興策について

(1) 増産についての取組状況について

- ①収穫面積と生産量の推移について
- ②収穫面積の拡大について、どのような事業や対策等を講じているのか。
- ③大規模農家の育成について
 - ア. 機械化一貫体系の確立・普及について
 - イ. サトウキビのクラスター事業の導入について
- ④品種について
- ⑤生産コスト低減対策について

12月11日(木)

◎チャレンジ奄美 正野 卓矢

1 人口減少について

(1) 少子化対策について

①現状の認識について

国・県・本市が多岐にわたる少子化対策を実施していて、その効果も認められるが、生まれてくる子どもは減少している。個々の施策の効果とは別に、この現状についてどのように認識していますか。今後の方向性について

2 福祉行政について

(1) こども誰でも通園制度について

- ①制度導入の意義と目的について
- ②保育現場の懸念と負担軽減策の具体化について

3 教育行政について

(1) 楽器運搬支援について

- ①奄美市の支援の現状について
- ②地域格差の解消について
- ③今後の展望について

4 産業振興について

(1) ユニバーサルツーリズムについて

- ①ユニバーサルツーリズムの持っている可能性について
- ②現状の課題について
- ③中・長期的なビジョンについて

5 市民生活について

- (1) 奄美市では、自宅に入浴設備を持たない住民が一定数存在している事についての見解・支援方法について

◎公明党 栄 ヤスエ

1 市長の政治姿勢について

(1) 安田奄美市長二期目にあたり，二期目の123項目のマニフェストについて

- ①持続可能に「かせぐ」地域づくりについて
- ②安心して，ゆたかにくらせる「まもる」地域づくりについて
- ③次世代を育み好循環を生み出す「そだてる」地域づくりについて
- ④市民に身近で頼りになる基盤づくりについて
- ⑤新しい課題への対応について

(2) 令和7年11月21日に閣議決定された「重点支援地方交付金」の拡充について

- ①食料品価格高騰への市独自の支援について
- ②光熱水道費高騰への負担軽減対策について
- ③プレミアム付商品券事業の実施・拡充について
- ④生活困窮者支援の強化について
- ⑤地域経済活性化に向けた支援について

(3) 本年，「犯罪被害者等基本法」の施行より20年，「犯罪被害者給付制度」制定から45年が経過した。

- ①本市における犯罪被害者支援，性被害・DV被害の相談支援について
- ②警察・かごしま犯罪被害者支援センター，性暴力被害者サポートネットワークかごしま（FLOWER）との連携について
- ③本市における犯罪被害者支援条例の制定について

◎チャレンジ奄美 幸多 拓磨

1 教育行政について

(1) インクルーシブ教育について

- ①奄美市としての方向性は
- ②合理的配慮義務化への対応は
- ③肢体不自由児へのサポート体制は
- ④インクルーシブ教育と道徳・倫理の醸成について
- ⑤伊津部小学校のバリアフリーの計画について

2 農林水産業について

(1) 奄美市の農業について

- ①現在の農業従事者（販売実績がある農家）の人数と，年齢，平均年収は
- ②稼げる農家を目指す上で専業出来ている農家さんはどれくらい
- ③主な生産品目の現状と，新規品目へ取り組む際の就農支援について

- ③-1 現在の主要作目の収穫量の推移について（過去5年間）
 - ③-2 新たな品目に挑戦したい農家に対する市の支援体制は。また、今後の支援強化の方向性について
 - ④台風時やシケなどで航路が停まった時のマンゴーの保管について市としての農家への協力体制をお尋ねいたします。
- 3 消防行政について
- (1) 消火困難地域への対策について
 - ①近年の大規模火災を教訓とした防災体制の強化について
 - ①-1 消火困難地域エリアでの対策は
 - ①-2 防火水槽の設置場所、消火栓等問題は無いかな。
 - (2) 行方不明者への対策・消防団との連携は
 - ①2025年の水難事故における行方不明者の数は
 - ②行方不明者が発生した際の初動からの流れについて
 - ③消防団の協力をお願いする際の備品等の供与について
- 4 産業・労働行政について
- (1) 最低賃金引き上げに対する現状について
 - ①鹿児島県の最低賃金更新時の奄美市の関係機関の状況について

◎公明党 大庭 梨香

- 1 福祉行政について
- (1) 就学前の5歳児健診について
 - ①就学前健診と5歳児健診の違いについて伺う。
 - ②県内の実施自治体と実施年度について伺う。
 - ③国は、こどもまんなか実行計画2024において5歳児健診の全国展開を目指すとするがその詳細について伺う。
 - ④就学前に療育を受ける効果、また5歳児健診の必要性について伺う。
 - ⑤3歳児健診後、療育につながった人数について伺う。
 - ⑥本市も5歳児健診に取り組む考えはないか伺う。
 - ⑦導入に向けての課題について伺う。
 - (2) プレコンセプションケアの一環である若い女性の健康障害、やせすぎの対策について
 - ①日本肥満学会が女性の低体重・低栄養症候群（FUS）を提言したがこの疾患の詳細を伺う。
 - ②奄美市の児童・生徒や若い女性の低体重・低栄養への保健指導の現状について伺う。
 - ③本市もプレコンセプションケアの推進に取り組む考えはないか伺う。

2 災害対策について

(1) 奄美豪雨災害から15年、河川の整備状況について

- ①河川工事の進捗状況（住用川，川内川）について伺う。
- ②川内川の工事の現状と見通しについて
- ③内海の現状について伺う。
- ④内海の河口閉塞，土砂堆積が災害への影響はないか伺う。
- ⑤今後の災害対策について伺う。

12月12日（金）

◎公明党 叶 幸治

1 財政施策について

(1) 積立金（基金）の運用について

- ①本市が保有する基金の数および現在高を伺う。
- ②各基金における積立金の運用実績を伺う。
- ③複合運用型（基金のプール式）による一括運用での債券購入管理ができないか伺う。

2 消費者教育施策について

(1) 学校過程の消費者教育について

- ①小学校・中学校・高校で義務化されている消費者教育の現状を伺う。
- ②教育現場から寄せられる課題や問題点について伺う。
- ③教員研修や外部講師の出前講座の実施状況を伺う。

(2) 市民向けの金融リテラシー・サポートについて

- ①本市に寄せられる市民の金融トラブル状況と対応について伺う。
- ②市民に向けた消費者教育の取組について伺う。

3 若者，学生支援対策について

(1) 奨学金返済者支援について

- ①本市として支援施策を行っているのか現状を伺う。
- ②日本学生支援機構の奨学金返還支援（代理返還）制度の本市における現状・周知について伺う。
- ③個人事業者・フリーランス・行政職員への支援について伺う。

4 農業施策について

(1) 食と農の総合戦略について

- ①同戦略の主旨・目的について伺う。
- ②策定主体・策定後どのように市政反映されるのか伺う。

(2) アマミノクロウサギ被害対策について

- ①本市および地域全体での分布状況，被害状況を伺う。

- ②本市の現在の対応策および各町村の対応策を伺う。
- ③現行制度上の課題と改善の必要性について伺う。

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 市長選挙にあたって、防衛に関する公約が示されなかった理由は何かお伺いします。
- (2) 職員の服務規程にある宣誓書、及び教員の宣誓書の文言についてお示しください。

2 社会保障及び医療と福祉政策について

(1) 国民健康保険制度について

- ①国保税の均等割の軽減について
- ②保険税の統一にむけた進捗状況と懸念されることはないか。

(2) 介護保険制度について

- ①第10期介護保険事業計画作成の進捗状況は
- ②介護保険料、利用料の減免制度の必要性は高まっていると思うが、見解をお示しください。
- ③2割負担の拡大、ケアプラン有料化、要介護1・2の「生活援助」の自治体事業への移行などが実行された場合の奄美市及び市民への影響は

(3) 自公維3党合意の医療費4兆円削減について

- ①OTC類似薬が保険適用外となった場合の影響は
- ②病床11万床削減による奄美市及び市民の影響は

(4) 補聴器購入助成制度について

- ①助成する自治体は増えており、高齢社会の奄美市でも必要な制度であり実現を

(5) 学校給食費無料化について

- ①国の動向についてご見解をお示しください。
- ②小学校、中学校とも無料にすべきだと思うがご見解をお示しください。

(6) 就学援助制度の完全実施を

- ①準要保護世帯の基準は
- ②物価高騰が続いており負担軽減のため完全実施を

◎無所属 盛 剛

1 農作物鳥獣被害対策について

- (1) クロウサギによる農作物被害の現況を問う。
 - ①奄美市の上位被害品目を伺います。

- ②過去5か年の被害状況金額を伺います。
- ③被害防止対策の現況を伺います。
- ④被害防止対策用の侵入防止ネットは予算要望しているか伺います。
- (2) イノシシ被害防止対策について
 - ①モンスターウルフの導入は考えられないか。
 - ②ガバメントハンターの導入は考えられないか。
- 2 ハブ咬傷対策について
 - (1) ハブ咬傷対策の現況を伺う。
 - ①直近5か年の咬傷者数を示して頂きたい。
 - ②そのうちドクターヘリによる急患搬送は何件
 - ③ドクターヘリ着陸のため小学校等の校庭使用の協定等はされているか。
 - ④ハブ患者等救急輸送緊急ヘリポートを整備すべき。奄美市内に何か所あるか伺います。
 - ⑤各学校にハブ血清は保管されているか。養護教諭はハブ咬傷救急措置はできるか。
 - (2) ハブ買い上げの財源について
 - ①ハブ1匹買い上げ価格3,000円の予算編成を伺う。
 - ②一般財源を継ぎ足して5,000円に上げて捕獲を奨励して個体数を減らすべきと考えるが如何に
 - ③入札売買したハブ売上金の直近5か年の数値を示されたい。
- 3 消費税の減免の可能性について
 - (1) 消費税の減免措置について
 - ①日本国内で特例による消費税減免措置の先例があるか伺います。
 - ②減免の要望等すべきと考えるが如何に

◎無所属 泉 義昭

- 1 空き荒廃市営住宅について
 - (1) 笠利地区の空き荒廃市営住宅について
 - ①転居予定者の転居状況
 - ②跡地の今後の活用について
 - ③個人・民間業者への売却等など
- 2 赤木名港（奄美漁協）について
 - (1) 漁協跡地の活用について
 - ①今後の活用の計画
 - ②市営住宅の建設
 - ③個人やマリンスポーツ業者等の活用

- 3 共同墓地について
 - (1) 人口減少・高齢化・相続者管理への対応について
 - ①名瀬市・住用町・笠利町の墓地管理状況
 - ②無縁墓地について
 - ③相続者の管理について
- 4 自家用有償旅客運送バスについて
 - (1) 住用町・笠利町の利用状況
 - ①両地区の利用状況
 - ②運賃・高齢者（後期高齢者）の対応
- 5 その他（対応・進捗状況）
 - (1) 定例会答弁による対応・進捗状況について
 - ①一時仮置き場裁断機の導入について
 - ②赤木名漁港の調査・関係機関との連携
 - ③農薬散布ドローンアンケートの対応

第 4 回 定 例 会
令和 7 年 12 月 9 日
(第 1 日 目)

12月9日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|------|---------|-----|------|---------|-----|
| 1 番 | 朝 木 一 仁 | 議 員 | 2 番 | 西 忠 男 | 議 員 |
| 3 番 | 帶 屋 誠 二 | 議 員 | 4 番 | 瀧 真 一 郎 | 議 員 |
| 5 番 | 正 野 卓 矢 | 議 員 | 6 番 | 弓 削 洋 平 | 議 員 |
| 7 番 | 幸 多 拓 磨 | 議 員 | 8 番 | 大 庭 梨 香 | 議 員 |
| 9 番 | 叶 幸 治 | 議 員 | 10 番 | 盛 剛 | 議 員 |
| 11 番 | 前 田 要 | 議 員 | 12 番 | 泉 義 昭 | 議 員 |
| 13 番 | 永 田 清 裕 | 議 員 | 14 番 | 崎 田 信 正 | 議 員 |
| 15 番 | 奥 輝 人 | 議 員 | 16 番 | 多 田 義 一 | 議 員 |
| 17 番 | 栄 ヤスエ | 議 員 | 18 番 | 与 勝 広 | 議 員 |
| 19 番 | 奥 晃 郎 | 議 員 | 20 番 | 伊 東 隆 吉 | 議 員 |
| 21 番 | 竹 山 耕 平 | 議 員 | 22 番 | 川 口 幸 義 | 議 員 |

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|-----------------|---------|---------------|
| 安 田 壮 平 | 市 長 | 諏 訪 哲 郎 | 副 市 長 |
| 向 美 芳 | 教 育 長 | 藤 江 俊 生 | 住 用 総 合 支 所 長 |
| 正 本 英 紀 | 笠 利 総 合 支 所 長 | 藤 原 俊 輔 | 事 務 所 長 |
| 永 田 公 洋 | 総 務 課 長 | 久 保 和 代 | 総 務 部 長 |
| 柳 樹 三 郎 | 財 政 課 長 | 信 島 賢 誌 | 企 画 調 整 課 長 |
| 麻 井 庄 二 | 保 健 福 祉 部 長 | 喜 納 祐 司 | 市 民 環 境 部 長 |
| 國 分 正 大 | 商 工 観 光 情 報 部 長 | 大 庭 勝 利 | 福 祉 事 務 所 長 |
| 坂 元 久 幸 | 建 設 部 長 | 川 上 浩 一 | 農 林 水 産 部 長 |
| 當 田 栄 仁 | 教 育 部 長 | | 上 下 水 道 部 長 |

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|-------|-------------|---------|---------------------------------|
| 向 井 涉 | 議 会 事 務 局 長 | 本 田 信 章 | 議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱 |
|-------|-------------|---------|---------------------------------|

12月9日(1日目)

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 田川 正盛 | 主幹兼議事係長 | 麓 浩登志 | 主幹兼庶務係長 |
| 泉 優美 | 庶務係主査 | | |

奥 輝人 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから令和7年第4回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

本定例会は、安田市長におかれましては、市長就任後、最初の議会であります。2期目の御就任に当たって、市長から御挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

安田壮平 市長 おはようございます。令和7年第4回定例会の開会に当たり、議長並びに議員の皆様方の御配慮により、議場の皆様、市民の皆様、そして、インターネット中継で御覧になっている皆様に対して、冒頭御挨拶を申し上げる機会を頂きました。心から感謝いたします。また、このたびの市長再選に当たっては、多くの皆様から御支援や御協力、多くの叱咤激励を頂きましたこと、重ねて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

奄美市長として、2期目の任を担う責任の重さを改めて胸に刻み、ここに所信を表明いたします。

令和3年12月に市長に就任し、これまでの4年間を振り返りますと、新型コロナ対応、物価高騰対策、労働力・担い手不足対応など、社会構造の大きな変化に直面した激動の4年間でした。アフターコロナに移行し、社会経済活動が徐々に活発になっていく中で、鹿児島国体相撲協議会や奄美群島日本復帰70周年記念式典など、全国規模の大会や行事が開催され、あらゆる世代により大きなエネルギーが生み出されました。その余韻はその後も続いており、様々な分野における若い世代の躍動など、さらなる成長や繁栄に向けた芽生えや兆しがたくさんあると感じております。この芽生えと兆しを確かな成長と持続的な繁栄につなげることが、2期目の私の使命であります。初代、平田隆義市長が築かれた土台と、2代目、朝山毅市長が築かれた屋台骨を生かして、奄美市がより豊かで活気ある地域へと発展していくことを目指します。

本市は、人口減少、少子高齢化、労働力・担い手不足、医療福祉体制の確保など、多くの課題に直面しており、依然として厳しい状況もございます。その一方で、独自の魅力や可能性にあふれる地域であり、地方や離島の課題解決のモデルになりつつあると感じます。自然環境、歴史、伝統文化、地場産業などに加え、人の優しさ、人と人とのつながりという宝を生かして、課題解決に地域全体で取り組み、これからもさらに課題に負けないすばらしい奄美市をつくっていきたいと考えております。そして、その核となるのが、本市の指針である総合計画、未来の奄美市づくり計画であり、将来像である「自然・人・文化が紡ぐしあわせの島」の実現です。この将来像の実現に、市民の皆様や事業者の皆様とともに、本気で本腰を入れて取り組むことを、市政の中心に据えてまいります。

私は、その実現に向け、次の5点を推進してまいります。

第1に「持続可能に「かせぐ」地域づくり」です。引き続き、地域の稼ぐ力を高めて、市民の皆様の生活の安定とともに、教育や福祉の充実、U・Iターンや二地域居住の増加による人口減少対策、あらゆる世代の生きがいづくりにつなげてまいります。また、物やサービスの高品質化・高付加価値化を目指し、豊かで潤いのある社会や経済の実現に向けて取り組んでまいります。

第2に「安心して、ゆたかにらせる「まもる」地域づくり」です。奄美の持ち味であるウェルネス、健康・癒し・長寿を高めていくためには、市民の皆様お一人お一人の心と体の健康づくりへの主体的な取組が必要です。地域医療や介護・福祉を守るために、関係機関とともに、人材確保・育成についての対策を強化・継続してまいります。また、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指して、社会的・経済的に困っている方々をしっかりと支えてまいります。そして、自然環境や良好な景観の保全・形成、地域の治安確保や自然災害から地域を守ることも、全力で取り組んでまいります。

第3に「次世代を育み好循環を生み出す「そだてる」地域づくり」です。本市の総合計画、未来の奄美市づくり計画において、子育て支援を一丁目一番地として、官民で連携して取り組んでいるところであり、子育て世代の経済的支援や子育て環境の整備は着実に充実してきているところです。教育においても、ICTの活用や学習環境を整備し、学力向上につなげてまいります。また、移住・定住支援や住用、笠利、名瀬3地域や各集落・町内会などの魅力あるまちづくり・地域づくりにも、引き続き注力し

てまいります。若い世代をはじめ、あらゆる世代が意見を出し合い、力を発揮できる好循環を生み出す仕組みづくりを今後も強化してまいります。

第4に「市民に身近で頼りになる基盤づくり」です。地域経営の基盤となる市制において、健全で安定し、かつ活気ある行財政運営に努めてまいります。時代の変化に合わせて、デジタル活用による組織仕事改革や職員の働き方改革など、官民間わず、幅広い取組事例を参考に進めてまいります。官民連携、官民共創につきましては、これまで、経済・防災・福祉など様々な分野で進めてまいりました。市民の皆様や事業者の皆様の意欲や発意に感謝申し上げますとともに、今後ともお互いに相談しやすい、意見を言いやすい、風通しのよい地域づくりに努め、市民、民間との対話・連携を進める行政体制の構築に力を入れてまいります。

第5に「新しい課題への対応」です。コロナ禍からアフターコロナへの移行、戦争や紛争による国際社会・経済の変動や、それらによる我が国への様々な影響など、現代は、VUCA、ブーカの時代と言われ、変動性・不確実性・複雑性・曖昧性に満ち、先行きが見えにくい状況が続いております。そのような中でも、物価高騰対策や離島の物流費の軽減対策、グリーン社会の実現に向けた取組など、奄振予算などを有効に活用しながら、時代に即した新たな課題に柔軟に対応する地域経営を目指してまいります。

合併から20年、奄美群島日本復帰から70年余り、いかなる苦難も乗り越えてきた先人たちの姿に思いをいたし、その「すつとごれ」精神、「負けるものか」精神を現代に受け継いで、課題や困難をも成長の糧として発展・反映するたくましい地域を目指して、私自身これからも全力で努力を続けてまいります。引き続き、皆様の御指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます、2期目に当たっての所信表明といたします。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

奥 輝人 議長 これから本日の会議を開きます。

なお、本定例会での議場へのタブレット等の電子機器の持ち込みを、議員及び当局ともに許可いたします。また、電子機器については、議案の審議等に直接関係のない機能の使用は差し控えてください。併せて音が鳴らないように設定をお願いいたします。

○

奥 輝人 議長 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

去る第3回定例会において採択されました陳情第8号 景観審議会への地元集落住民意見の反映を求める陳情書につきましては、当局に提出し、その処理状況につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

同じく、第3回定例会において可決されました、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げにかかる意見書につきましては、内閣総理大臣はじめ、関係方面に提出いたしましたので、御了承願います。

また、市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分4件の報告がありました。その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

奥 輝人 議長 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、弓削洋平議員、与 勝広議員、伊東隆吉議員の3名を指名いたします。

○

奥 輝人 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会議の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から12月24日までの16日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月24日までの16日間とすることに決定いたしました。

○

奥 輝人 議長 日程第3、議案第89号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第5号）についてから、議案第109号 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算（第4号）についてまでの21件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

安田壮平 市長 ただいま上程されました議案第89号から議案第109号までの提案理由を御説明いたします。

議案第89号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第5号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。今回の補正におきまして、関係する費目に令和7年の人事院勧告等に伴う人件費を計上いたしております。総務費の総務管理費におきましては、総務管理費の積立金に各基金の定期預金等の金利上昇に伴う利子分を追加計上するほか、安全安心対策費において、防災行政無線Jアラート機器交換業務委託627万円を新たに計上いたしております。民生費の社会福祉費におきましては、障害者福祉費に介護給付等事業費3億3,722万6,000円、障害児給付等事業費1億6,602万8,000円を追加計上するほか、児童福祉費におきまして、過年度分の国庫及び県支出金超過受入返還金3,215万1,000円を新たに計上いたしております。衛生費の保健衛生費におきましては、環境衛生費にハブ買上げ報奨金450万円を追加計上するほか、火葬場費におきましては、奄美市斎場改修事業に係る工事請負費371万9,000円を追加計上いたしております。農林水産業費の農地費におきましては、笠利町須野地区の水利施設等保全高度化事業負担金525万円を新たに計上いたしております。商工費の観光費におきましては、モデナ歌劇場フィル奄美公演実行委員会負担金として756万2,000円を新たに計上いたしております。土木費の都市計画費におきましては、末広・港土地区画整理事業費に区画線設置工事として100万円を新たに計上いたしております。災害復旧費の公共土木施設災害復旧費におきましては、本年11月の大雨により被災した市道と瀬・城線の復旧に係る工事費として3,000万円を追加計上いたしております。次に、歳入の主な内容について申し上げます。市税につきましては、今年度の現年課税見込額として、市民税1億3,000万円、固定資産税2,000万円を増額計上いたしております。地方交付税におきましては、今回の補正予算に係る財源として1億9,071万2,000円を追加計上いたしております。国庫支出金及び県支出金におきましては、障害者自立支援給付費等負担金、障害児給付費等負担金に係る経費等を追加計上いたしております。繰越金におきましては、今回の補正予算に伴う財源として、前年度譲与繰越金1億4,007万2,000円を追加計上いたしております。以上が主な内容であります。今回の補正で9億6,941万5,000円を追加することにより、令和7年度奄美市一般会計予算の総額は、366億9,006万4,000円となります。

次に、第2表、債務負担行為補正につきましては、奄美市笠利給食センター調理機器購入業務や、各指定管理施設に係る債務負担行為の期間及び限度額を設定するものでございます。

また、第3表、地方債補正につきましては、事業費の追加に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第90号 令和7年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。歳出につきましては、関係する費目に人事院勧告に伴う人件費を計上するほか、保健事業費及び基金積立金において、所要見込み額を増額計上いたしております。歳入につきましては、人件費の補正相当額を一般会計繰入金として計上するほか、財産収入及び諸収入の見込み額を増額計上いたしております。今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ593万4,000円の増額となり、令和7年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は、53億1,681万1,000円とな

ります。

議案第91号 令和7年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費のほか、笠利診療所の医療機器の修繕費及び歯科業務の委託料等を増額計上いたしております。歳入につきましては、歳出に要する財源として、一般会計繰入金のほか、診療収入等を増額計上いたしております。今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ277万7,000円の増額となり、令和7年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は、3億1,843万2,000円となります。

議案第92号 令和7年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、人事院勧告に伴い総務費の人件費を増額計上いたしております。歳入につきましては、後期高齢者医療広域連合委託料におきまして、歳出の補正相当額を増額計上いたしております。今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ53万円の増額となり、令和7年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、6億7,920万2,000円となります。

議案第93号 令和7年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。歳出につきましては、総務費及び地域支援事業費におきまして、人事院勧告に伴う各費目の人件費等を増額計上いたしております。歳入につきましては、主に国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金におきまして、歳出の補正相当額を負担割合にて増額計上いたしております。今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,018万7,000円の増額となり、令和7年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は、54億6,996万7,000円となります。

議案第94号 令和7年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして、御説明いたします。歳出につきましては、総務費の一般管理費におきまして、これまでの実績を基に所要見込み額を増額計上するほか、マイナ保険証利用勧奨の取組に関する助成金等を基金積立金に増額計上いたしております。歳入につきましては、歳出に要する財源として、訪問看護収入のほか、医療提供体制設備整備交付金等を増額計上いたしております。今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ255万3,000円の増額となり、令和7年度奄美市訪問看護特別会計予算の総額は3,562万5,000円となります。

議案第95号 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして、御説明いたします。収益的支出につきましては、人事院勧告等に伴う人件費等を増額計上いたしております。資本的支出につきましては、人事院勧告に伴う人件費等の増額のほか、朝日地区の水源開発が不要になったことによる減額等を合わせまして、4,898万8,000円を減額計上いたしております。また、資本的収入につきましては、建設改良費の増額に伴う財源としまして、企業債1,100万円を増額計上いたしております。今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する10億3,008万2,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第96号 令和7年度奄美市下水道事業会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして、御説明いたします。収益的支出につきましては、人事院勧告に伴う人件費として、160万5,000円を増額計上いたしております。収益的収入につきましては、人件費の増額による水道事業負担分として、11万4,000円を増額計上いたしております。資本的支出につきましては、人件費のほか、ウォーターPPP導入可能性調査業務委託料といたしまして、2,223万円を増額計上いたしております。また、資本的収入につきましては、当該調査業務委託費の財源として、国庫補助金2,000万円を増額計上いたしております。今回の補正によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する7億6,160万7,000円は、損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第97号 名瀬市、大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定につきましては、今年度末となっている地域自治区の設置期間を4年間延長するなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第98号 奄美市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

つきましては、普通財産を地域経済の活性化等に資する目的で活用する場合に、無償または減額による貸付けも行うことができるよう、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第99号 奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、奄美大島5市町村において、統一して指定希少動植物として指定すべき種等の選定を行うため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第100号 奄美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平浄水場更新事業の事業認可に伴い、計画給水人口の見直しを図るなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第101号 奄美市乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、当該事業の運営等の基準を定める必要があるため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第102号 奄美市木工芸センター施設の指定管理者の指定についてから、議案第104号 奄美市奄美振興会館の指定管理者の指定についてまでの3件につきましては、当該各公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第105号から議案第107号までの工事請負契約の変更契約の締結につきましては、奄美市住用地区新設認定こども園整備事業、令和6年度奄美市斎場大規模改修工事及び令和6年度奄美市斎場火葬炉入れ替え工事において、設計変更や追加工事に伴い変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第108号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第6号）の主な内容を申し上げます。今回の補正につきましては、物価高騰の影響を受ける市民や事業者の皆様方の負担軽減に係る補正予算を計上するものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、歳出の主な内容を申し上げます。総務費の物価高騰緊急対策事業費におきまして、物価高応援プレミアム商品券発行事業2億8,000万円、物価高騰対策資金利子補給事業補助金1,200万円、水道料金の基本料金減免分として8,064万円、物価高対応子育て応援手当1億3,700万円を新たに計上いたしております。歳入の主な内容につきましては、繰入金に今回の事業に要する財源といたしまして、財政調整基金繰入金5億1,186万4,000円を計上いたしております。以上が、歳入歳出予算の主な内容でございますが、今回の補正で5億1,186万4,000円を追加することにより、令和7年度奄美市一般会計予算の総額は372億192万8,000円となります。

議案第109号 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算（第4号）の主な内容を申し上げます。収益的収入におきまして、水道料基本料金の減免に係る給水収益を減額するとともに、減免措置分を一般会計から繰り入れるため、他会計補助金を増額計上するものでございます。

以上をもちまして、議案第89号から議案第109号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

奥 輝人 議長 ここで暫時休憩いたします。（午前10時00分）

○

奥 輝人 議長 再開いたします。（午前10時05分）

この際、御報告申し上げます。私は先ほど一身上の都合により、議長の辞職願いを副議長に提出いたしました。本件の取扱いについて、議事を副議長と交代いたしますので、よろしく願いいたします。

（議長、副議長交代）

正野卓矢 副議長 ただいま報告がありましたとおり、議長、奥 輝人議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

正野卓矢 副議長 日程第4、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、奥 輝人議員の退席を求めます。

(奥 輝人議員退席)

お諮りいたします。

奥 輝人議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、奥 輝人議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

奥 輝人議員の着席を求めます。

(奥 輝人議員着席)

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

(「暫時休憩。全員協議会の開催を求めます」と呼ぶ者あり)

ただいま、暫時休憩、全員協議会の開催という声がありましたので、暫時休憩をいたします。(午前10時08分)

○

正野卓矢 副議長 再開いたします。(午前10時24分)

日程第5、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

(「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり)

暫時休憩という声がありましたので、おおよそ10分程度、暫時休憩します。(午前10時24分)

○

正野卓矢 副議長 再開いたします。(午前10時35分)

日程第5、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は22人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、被選挙人に同姓の議員がおられます。記載に当たっては、明確にされますよう御注意願います。点呼に応じて、順次投票をお願いします。

(点呼, 投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、弓削洋平議員、泉 義昭議員を指名いたします。両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数22票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票22票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、多田義一議員11票、竹山耕平議員10票、崎田信正議員1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、多田義一議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

ただいま当選されました多田義一議員に対し、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選されました多田義一議員に、当選の承諾を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

多田義一 議長 ただいまの議長選挙におきまして当選させていただきました多田でございます。御選任いただき、心から感謝を申し上げます。そして、この選挙はこれをもって終了となりますので、これからは議会一丸となって、安田市長は2期目でございますが、是々非々の観点から、しっかりと議論が尽くせる議場の場を整えていくよう全力で取り組んでまいる決意でございます。どうか2年間よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(拍手)

正野卓矢 副議長 議長交代のため暫時休憩いたします。(午前10時46分)

————— ○ —————

多田義一 議長 再開いたします。(午前11時00分)

先ほど副議長、正野卓矢議員から、副議長の辞職願が提出され、これを議長において受理いたしました。

お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

————— ○ —————

多田義一 議長 日程第6、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、正野卓矢議員の退席を求めます。

(正野卓矢議員退席)

お諮りいたします。

正野卓矢議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、正野卓矢議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

正野卓矢議員の着席を求めます。

(正野卓矢議員着席)

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

○

多田義一 議長 日程第7、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、被選挙人に同姓の議員がおられますので、記載に当たっては明確にされますよう御注意願います。

点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に帯屋誠二議員、大庭梨香議員を指名いたします。両議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票22票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、栄 ヤスエ議員12票、弓削洋平議員10票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、栄 ヤスエ議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

ただいま副議長に当選されました栄 ヤスエ議員に対し、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました栄 ヤスエ議員に当選の承諾を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

栄 ヤスエ 副議長 議場の皆様こんにちは。ただいま皆様に御推挙いただきました公明党の栄 ヤスエでございます。本当にありがとうございます。改めて責任感、また使命感を今感じながらこの場に立たせております。これからは、多田議長をお支えしながら、公正・公平な議会運営にしっかりとまい進してまいりたいと思っておりますので、どうぞ当局の皆様、同僚議員の皆様、これまで変わらずしっかりと御指導また御便達を賜りますように心からお願い申し上げます。

また、改めて女性議員として私も今4期目を迎えさせていただいております。12年になりますけれども、しっかりとまた女性の声、また若者の声をしっかりと吸い上げられるような、また議会のほうにも開かれた議会として、しっかりと頑張りたいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

多田義一 議長 お諮りいたします。

この際、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてをそれぞれ日程に追加し、議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

多田義一 議長 日程第8、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務企画委員会に帯屋誠二議員、瀧 真一郎議員、弓削洋平議員、大庭梨香議員、盛 剛議員、永田清裕議員、多田義一議員、奥 晃郎議員の以上8人を、文教厚生委員会に朝木一仁議員、幸多拓磨議員、崎田信正議員、奥 輝人議員、与 勝広議員、竹山耕平議員、川口幸義議員の以上7人を、産業建設委員会に西 忠男議員、正野卓矢議員、叶 幸治議員、前田 要議員、泉 義昭議員、栄 ヤスエ議員、伊東隆吉議員の以上7人をそれぞれ指名いたします。

ただいまから各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長は、それぞれの委員会において互選することになっており、さらに第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これにより各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は次のとおり指定いたします。総務企画委員会は第1委員会室、文教厚生委員会は議員控室、産業建設委員会は議長応接室においてそれぞれ開催いたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。(午前11時15分)

○

多田義一 議長 再開いたします。(午前11時24分)

ただいま、各常任委員会から正副委員長の互選の結果について報告がありましたのでお知らせいたします。

総務企画委員長に帯屋誠二議員、同副委員長に大庭梨香議員、文教厚生委員長に幸多拓磨議員、同副委員長に与 勝広議員、産業建設委員長に泉 義昭議員、同副委員長に伊東隆吉議員、以上のとおりで

あります。

○

多田義一 議員（16番） 日程第9，議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については，委員会条例第8条第1項の規定により，議長において指名いたします。

議会運営委員に瀧真一郎議員，正野卓矢議員，叶 幸治議員，永田清裕議員，崎田信正議員，奥 輝人議員，以上の6名を指名いたします。

ただいまから，議会運営委員会の正副委員長を互選をしていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により，委員長及び副委員長は委員会において互選することになっており，さらに第10条第1項の規定により，委員長及び副委員長がともにいないときは，議長が委員会の招集日時及び場所を定めて，その互選を行わせることになっておりますので，これにより，議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。委員は第1委員会室にお集まりください。

正副委員長互選のため，暫時休憩をいたします。（午前11時26分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午前11時31分）

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので，お知らせいたします。

議会運営委員会委員長に永田清裕議員，同副委員長に叶 幸治議員，以上のとおりであります。

以上をもちまして，本日の日程は終了いたしました。明日午前9時30分，本会議を開きます。

本日は，これにて散会いたします。（午前11時32分）

第 4 回 定 例 会
令和 7 年 12 月 10 日
(第 2 日 目)

12月10日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|------|---------|-----|------|---------|-----|
| 1 番 | 朝 木 一 仁 | 議 員 | 2 番 | 西 忠 男 | 議 員 |
| 3 番 | 帯 屋 誠 二 | 議 員 | 4 番 | 瀧 真 一 郎 | 議 員 |
| 5 番 | 正 野 卓 矢 | 議 員 | 6 番 | 弓 削 洋 平 | 議 員 |
| 7 番 | 幸 多 拓 磨 | 議 員 | 8 番 | 大 庭 梨 香 | 議 員 |
| 9 番 | 叶 幸 治 | 議 員 | 10 番 | 盛 剛 | 議 員 |
| 11 番 | 前 田 要 | 議 員 | 12 番 | 泉 義 昭 | 議 員 |
| 13 番 | 永 田 清 裕 | 議 員 | 14 番 | 崎 田 信 正 | 議 員 |
| 15 番 | 奥 輝 人 | 議 員 | 16 番 | 多 田 義 一 | 議 員 |
| 17 番 | 栄 ヤスエ | 議 員 | 18 番 | 与 勝 広 | 議 員 |
| 19 番 | 奥 晃 郎 | 議 員 | 20 番 | 伊 東 隆 吉 | 議 員 |
| 21 番 | 竹 山 耕 平 | 議 員 | 22 番 | 川 口 幸 義 | 議 員 |

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|------------------------|---------|-----------------|
| 安 田 壮 平 | 市 長 | 諏 訪 哲 郎 | 副 市 長 |
| 向 美 芳 | 教 育 長 | 藤 江 俊 生 | 住 用 総 合 支 所 長 |
| 正 本 英 紀 | 笠 利 総 合 支 所 長 | 藤 原 俊 輔 | 住 務 所 長 |
| 永 田 公 洋 | 総 務 課 長 | 久 保 和 代 | 総 務 部 長 |
| 中 村 幸 浩 | プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長 | 信 島 賢 誌 | 企 画 調 整 課 長 |
| 麻 井 庄 二 | 保 健 福 祉 部 長 | 國 分 正 大 | 市 民 環 境 部 長 |
| 田 中 巖 | 商 工 政 策 課 長 | 川 畑 良 二 | 商 工 観 光 情 報 部 長 |
| 中 山 哲 史 | 産 業 建 設 課 長 | 肥 後 健 作 | 紬 観 光 課 長 |
| 大 庭 勝 利 | 農 林 水 産 部 長 | 川 畑 博 行 | 産 業 振 興 課 長 |
| 川 畑 健 朗 | 農 林 水 産 課 長 (笠 利) | 坂 元 久 幸 | 農 林 水 産 課 長 |
| 俵 裕 樹 | 都 市 整 備 課 長 | 川 上 浩 一 | 建 設 部 長 |
| 當 田 栄 仁 | 教 育 部 長 | 宅 間 道 和 | 上 下 水 道 部 長 |
| | | | 文 化 財 課 長 |

12月10日(2日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|---------------|---------|------------------------------------|
| 向 井 渉 | 議 会 事 務 局 長 | 本 田 信 章 | 議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱 |
| 田 川 正 盛 | 主 幹 兼 議 事 係 長 | 麓 浩 登 志 | 主 幹 兼 庶 務 係 長 |
| 泉 優 美 | 庶 務 係 主 査 | | |

多田義一 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。(午前9時30分)

○

多田義一 議長 本日の議事日程は、一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたしております。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告事項の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行いますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 帯屋誠二議員の発言を許可いたします。なお、帯屋誠二議員からは、書画カメラ使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

帯屋誠二 議員(3番) 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。お元気ですか。第4回定例会、トップバッターを務めさせていただきます無所属の帯屋誠二でございます。まず初めに、月曜日、8日の深夜に青森県八戸市付近で発生した震度6強の地震に見舞われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、皆様の一日も早い復興をお祈りいたします。

次に、通告書の訂正をお願いいたします。1番、市政についての(1)「かごしま犯罪被害者ネットワーク」を「かごしま被害者支援センター」に訂正いたします。お願いいたします。

それでは、一般質問の前に少し所見を述べさせていただきます。月並みではありますが、安田市長、2期目の当選おめでとうございます。先日の御挨拶において、市長は激動の1期目であったと振り返っておりました。いろいろな社会構造の変化はまさしく激動の4年間であり、そのような中、持続的な成長を目指し、より豊かで活気ある島づくりを目指して日々公務に励んでいらっしゃる姿を、私も議員活動を通して頼もしく感じておりました。私の任期もあと2年となりました。残りの2年は、市長が述べられた5つの事項の実現に向けて、微力ではありますがお手伝いできますよう頑張っておりますので、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。あと、健康にはくれぐれもお気をつけください。

それでは、通告に従いまして、これより一般質問に入らせていただきます。(1)奄美大島被害者支援ネットワークとかごしま被害者支援センターの活動に対する奄美市の関わりについて伺います。令和7年第2回定例会の一般質問において、奄美市における犯罪被害者保護について伺いました。そのときの答弁によりますと、奄美市における犯罪被害者に対して、奄美市は、奄美大島被害者支援ネットワークを通して各種支援を行っており、その支援活動は主に5つあり、まずは情報交換及び相互協力、2点目に相談及びカウンセリング、3点目に調査及び研究、4点目に広報及び研究、5点目に他団体との連携などを行っているとのことでありました。さらにこの中で、参加する機関や団体ごとに、専門的な立場から具体的な支援業務も分担していると答弁がありました。付け加えまして、そのうちの一つである相談及びカウンセリング業務と公営住宅の提供を奄美大島の各自治体が担っているとのことでした。行政の窓口として、奄美市ではつながる相談室がその役を担っており、相談室にて受けた相談などは関係部署と連携しながら対応し、各種専門機関や団体に支援業務を分担しているとのことでした。また、かごしま被害者支援センターという公益社団法人に負担金を支出し、運営に携わっていると、以上の答弁をいただきました。

そこで今回は、これから申し上げる2点について詳しくお聞かせください。①支援活動の主な5つのうち、自治体が担っている相談及びカウンセリングを除きました残り4つの活動を行っている機関並びに団体はどこかお聞かせください。次に、②かごしま被害者支援センターの運営にはどのように携わっているのか、また負担金は幾らかお聞かせください。次の質問より発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

藤原俊輔 総務部長 おはようございます。それでは、奄美大島被害者支援ネットワークについてお答えいたします。まず1番目でございます。まず、ネットワークを組織する支援機関については、国の機関として法務局奄美支局、大島税務署、名瀬労働基準監督署、鹿児島地方検察庁名瀬支部、奄美海上保安部、鹿児島県の機関として、奄美警察署、大島支庁、名瀬保健所、県立大島高等学校、地元自治体として本市、龍郷町、大和村、そして、各種団体や民間企業として、大島郡医師会・奄美支部、奄美地区交通安全協会、奄美大島防犯団体連絡協議会、国際ソロプチミスト奄美、法テラス奄美、ホテルビックマリン奄美、株式会社青葉社互助センターの合計19の機関で組織されております。このように、国、県、地元市町村の行政機関をはじめ、各種団体や民間企業の多くの機関に参画いただき、緊密な連携と相互協力のもと、各種支援活動を推進しているところでございます。

次に、2点目の5つの活動内容についてであります。奄美大島被害者支援ネットワークの会則において活動項目を定め、さらに各機関団体において具体的な支援業務内容をまとめ、お互いに内容を共有し、それぞれ専門的な立場から活動されているところです。活動の実施状況としては、御質問にありました相談及びカウンセリング業務活動については、民間企業以外の全ての機関が取り組んでおります。その他の情報交換及び相互協力、調査研究については、毎年度開催している総会等において、相互の支援業務の確認や実際の事案や活動内容を報告し、共有しているところです。また、広報啓発、他団体との連携につきましては、毎年、民間団体や奄美警察署及び本市が連携協力し、市内の大規模商業施設において啓発活動を行っており、また、連携という点では、日頃から、あらゆる事態に対して関係機関が迅速に連携し対応できるよう体制を整えているところでございます。最後に、3点目の、県全体において総合的な支援を担うかごしま犯罪被害者支援センターへの関わりにつきましては、今年度は6万4,000円となりますが、毎年度の負担金を支出し、運営を支援しているところでございます。以上でございます。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。おっしゃるとおり、多くの機関や団体が複数に関係しており、幅広く連携していることは理解いたしました。

それを踏まえまして、②の質問に移らせていただきます。犯罪被害者保護基本法に基づく、犯罪被害者保護条例の策定と地方計画について伺います。奄美市においては、奄美大島被害者ネットワークを利用した支援活動、相談業務と公営住宅の提供を担っていることは、先ほどの質問の中で述べましたように理解しております。しかしながら、平成16年に国が定めた犯罪被害者保護基本法——長いので、以下、これを「基本法」と申し上げます——これによりますと、基本理念として途切れない支援等を掲げるとともに、地方公共団体に対し、地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務を課しております。基本法の制定後は、国において、基本法に基づく犯罪被害者等のための施策に関わる基本的な計画が随時策定されてきましたが、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実質的な事項を盛り込んだ条例——以下、これを「特化条例」と申し上げます——及び計画——こちらも今後「地方計画」と申させていただきます——これについては、令和3年3月に閣議決定された第4次犯罪被害者等基本計画において、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するものとされ、また、令和6年4月の閣議決定においても、犯罪被害者等支援を推進させるための根拠となり、地域において犯罪被害者等支援を充実させるために非常に重要なものであり、全ての地方公共団体において特化条例の制定及び計画が策定されることが望ましいとされるなど、これは非常に重要なものとされています。

ここでちょっと1つ図を御覧ください。これは令和6年に公布された鹿児島市の犯罪被害者等支援条例を告知した広報のチラシであります。図にありますように、向かって右側の青い部分ですね。奄美市においても、先ほどの質問において当局より説明いただいたように、関係機関等と行政側との連携協力、被害者等の相談、また関係機関による相談支援、これが今部長がおっしゃった奄美市での今の状況の流

れかと私、理解しております。そこで注目していただきたいのは、この赤丸の部分ですね。赤で丸している部分、これは行政からの支援の部分ですよね。この部分が特化条例と地方計画によって補われるものかと思われます。しかし答弁にもありましたように、残念ではありますが、現在の奄美市にはこの赤丸の部分が見受けられません。全国被害者団体が集う唯一のネットワークであるハードバンドの調査によりますと、市町村の窓口で相談をしたが、失望を感じ、支援を求めても無駄だという諦めの気持ちを抱いている人や家族が非常に多いという調査結果が出ております。その調査の中には、被害者の要望として、行政に窓口をつくってほしいや、条例のひな形等などをつくってほしいなども多く見受けられました。

奄美市で、私も何度も申し上げますが、つながる相談室が設置されて、行政の窓口を担っております。先ほども申し上げましたけども、奄美市には特化条例についてはまだ策定されておられません。私の6月の第2回定例会の一般質問において、当局の見解は「条例制定によって今後の支援体制の強化につながるのか見極める必要がある」と、そういう答弁がありました。ちなみに県内においては、図にありますように、鹿児島市が令和6年の12月、で、私独自に調査したんですけども、錦江町においては令和7年9月に特化条例、この中身といたしますのは、基本理念と支援金等給付の規則が公布されております。さらには、策定に向けて準備中の自治体もございます。ちょっと自治体名は申し上げられませんが、私の把握している段階で2市、2つの市が準備中であるということが分かりました。このような状況を考えますと、もはや見極める状況ではなく、もう動き出さなければいけないのではないのでしょうか。そこで改めてお伺いいたします。この基本法に基づく犯罪被害者保護条例の策定と地方計画について、奄美市の見解を伺います。付け加えまして、聞き取りにてお伝えしました、策定に向けてのもし障害などがございましたら、あわせてお聞かせください。お願いいたします。

藤原俊輔 総務部長 お答えいたします。犯罪被害者やその御家族の保護と支援の必要性は、自治体や関係機関に限らず、皆さん共有の思いと認識しております。その中で御質問の条例及び計画の策定につきましては、全国全ての47都道府県において実現されている一方で、市町村では条例の制定は約半数、計画の策定は2割程度の状況となっております。なお、鹿児島県では、条例の制定は、43市町村のうち現在6市町村において制定されており、19市では鹿児島市のみとなっております。本市の状況としましては、先ほど申し上げました奄美大島被害者支援ネットワークにおいて、奄美警察署を中心に、管内の多くの関係機関や団体等が参画し、国や県の犯罪被害者等基本計画に基づき、広域的にそれぞれ専門的な立場からの相互連携・協力体制を構築し、支援活動に取り組んでいるところです。条例について、制定された自治体を見てみますと、犯罪被害者支援の基本理念や責務を条文化し、主な施策内容を明確に位置づける規定となっており、あわせて多くの自治体が支援金制度も創設されているようです。ただ、支援金制度は、国におかれましても、犯罪被害者補償を目的に、昭和55年5月に犯罪被害者等給付金支給法を制定し、昭和56年1月から施行されております。本制度は、日本国内または国外にある日本船舶もしくは日本航空機内で行われた犯罪行為による死亡、重疾病、緊急避難を対象にした支援であり、制度を持つ多くの自治体は、国の制度を補完する形で制定しているようでございます。いずれにしましても、現行の国や県で定める法律や制度、そして本市においても、日頃から警察を中心に関係機関と実効性のある連携体制を構築し、各種活動に取り組んでいる奄美大島被害者支援ネットワークの動向を踏まえて、さらなる対象者に対する本市独自としての精神的・経済的支援がどこまで必要なのか、どこまで条文化・明文化する必要があるのか等々の議論を深めて、条例制定等は判断してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。以上でございます。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。ところで総務部長、先月の同窓会はお疲れさまでした。出席者の多くがインフルエンザにかかれたということですが、大丈夫でしたでしょうか。分かりました。市民環境部長、保健福祉部長、上下水道部長はいかがでしたでしょうか。よかったです。議会事務局長におかれましては、バスケット部で培った精神力のためか、日々のトレーニングのおかげか、数少ない、

かからなかった人だと聞いております。さすがでございます。予防してもかかってしまうものですし、ほとんど気づかぬうちに突然にかかってしまうものであります。

ここで、今回の質問に関する私の所見をちょっと述べさせていただきます。この冬もやはり全国的にインフルエンザが流行しております。申し上げましたように、悲しいことに予防していてもかかってしまいますし、予期せず突然かかってしまうものです。これは犯罪被害に遭うことも突然であります。何が言いたいかといいますと、防犯対策をしていても被害に遭うこともあります。犯罪被害者とインフルエンザを同じように論じることは正しいことではないと、私も重々承知しております。しかし、本人の予期せぬこと、想定外であることは共通していませんか。床に伏して不安になることも、被害に遭って不安に思うことも似ていませんか。病気のときは、医療機関を受診して適切な治療と処方してもらい、安静にして、家族や近親者または家族のようなペットに癒されて回復に向かいます。ところが、犯罪被害者はどうでしょう。適切な処置や対処法はありません。人それぞれによってケースが違います。特効薬もありません。あるとすれば時薬、時間をかけて癒されるしかありません。また、犯罪被害者がいるということは同時に加害者も存在しております。加害者の立場から申し上げますと、裁判所で罪状が明らかになり、処罰や刑が確定すると公的な制裁を受けることとなります。これと同時に社会的な制裁を受けることで、社会復帰、平穏な社会生活を送ることもままならないことが多くあります。そのために、国では再犯防止計画を策定し、奄美市では奄美市再犯防止推進計画を制定し、再犯の防止を推進しております。直近では、国の第2次再犯防止計画に基づき、新たな第2次奄美市再犯防止計画も策定中であると聞いております。また、奄美市においては地域再犯防止推進モデル事業を実施するなど、再犯防止計画には非常に積極的に取り組んでおります。私、市議会議員としての活動のほか、北大島地区の保護司としても活動しております。拝命してまだ2年足らずですので、まだまだ勉強中ではあります。そこで、御指導をいただいている先輩方の意見なんですけど、被害者と加害者は両極であると。そして車輪のようにバランスが大事であるとおっしゃっております。つまり、加害者と同じように、被害者も保護、支援されなければいけないということではないでしょうか。誰も取り残さない豊かな島の生活を目指すのであれば、特効薬ではありませんが、少しでも心の痛みを和らげるもの、経済的な援助ができますように、被害者の保護と支援に特化した条例を早急に制定していただくようお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。2、都市整備について。(1)おがみ山公園の活用と整備について伺います。令和6年定例会において、2度ほどおがみ山公園に関する質問をさせていただきました。そのときの答弁を踏まえまして、改めて質問させていただきます。おがみ山公園は奄美市の管理する総合公園であります。この特徴と利用状況ですが、前回当局からの答弁にもありましたように、広場に遊具が設置されており、近隣住民のウォーキングコースやランニングコースとして利用されており、住民の健康増進にも役立っております。また、観光客の散策道としても利用されております。整備事業として、久里町側からの沿道の舗装もなされております。私も定期的なボランティア清掃や公園の散策のときには、そのような方々を多く見かけましたし、久里町側の沿道も歩いてみましたが、安心して歩けるきれいな沿道になっておりました。そこで、今回は改めて、新たなおがみ山公園の活用法についての提案と、今後の展望についての当局の見解を伺います。

①の質問であります。先ほども申し上げましたように、全国的に見ましても、市街地の中心部が山裾に面していて、緑地を公園として利用している地区は多くありません。したがって、おがみ山公園の立地は、かなり貴重なものではないかと思われまます。近くには一般住宅や官公庁もあり、学校や保育施設も見受けられます。古くは地元の名瀬小学校や奄美小学校の児童が遊び場として活用し、それぞれの学校から山頂を目指し、そこを集合場所とした団体競技や、クラスや学年、また地区の代表による個人戦もあったようです。コンプライアンス上のような競技なのかは申し上げられませんが、お互いが切磋琢磨してしのぎを削って遊んでいた模様です。あと私も経験ありますが、少し離れた隠れた場所に秘密基地などをつくったりして遊んだという思い出話も聞いております。私が思うに、子どもたちにとって近くにこのような場所があるということは、コミュニティーを通して社会生活と地元の自然を学び、感

じる場所と機会があるという、これは大変よいことではないかと考えます。団体競技は、個人戦はお勧めできませんが、僭越ながら私、ちょっと提案させていただきたいのですが、それは生まれ故郷である奄美、幼少期を過ごした奄美の在来種や固有種を通して、自然環境について考える学習ができないかということでもあります。このような学習ができるおがみ山公園となるに当たって、昨年の定例会におきまして、外来種の駆除をして在来種を植樹することはできないかと質問させていただきました。そのときの答弁は、「おがみ山全体の整備事業に関しては、大規模であり継続性も伴うため困難である。さらには島全体で考えるべき」といった内容の答弁をいただきました。私もそのとおりだと思います。予算も莫大になるのは当然であり、予算の捻出先や方法も難しい、厳しいことも理解しております。仮に予算が確保できて実施したとしても、環境に及ぼす悪影響も予想できます。大規模な整備となると、はげ山になるとまでは申し上げませんが、景観を損ねかねない、かなり困難な事業であることは予想できます。さらに、このような答弁もいただきました。「その地域で生まれてきた生態系のありのままの自然環境を適切に維持していく」というような答弁であります。これはおがみ山公園に限定した答弁ではありませんでしたが、果たしてこれ、そうでしょうか。我々奄美市が直面している外来種の問題の根幹は、人の手で植えられて成長し、悪影響を及ぼしている外来種をどのように解決するかということではないでしょうか。人の手で植えられた外来種がつくり出す生態系は、決してありのままの自然環境ではございません。この点からおがみ山公園の現状に目を向けてみますと、多くの外来種が人の手によって植えられたものです。ここで私、誤解のないように申し上げますが、先人の植えた方のこのような行為を責めているわけではございません。全てを伐採してくださいというわけでもありません。植えられた理由といいますのは、それぞれ哀悼の意や感謝を込めた、そういったものが多くであります。当時の学識や流行を反映した特定の植物を植えているわけでありまして、仕方がないものだと思います。しかし残念であります。現在の見識や調査の結果として、少なからず環境に悪影響を及ぼしていると言わざるを得ません。

長くなりましたが、そこで提案であります。①長い年月がかかる計画であります。区画を決めて部分的に伐採と在来種の植樹を継続して行い、おがみ山の原風景、本来の姿を取り戻す計画を提案いたしますが、見解をお聞かせください。また、②奄美の自然を学ぶ事業の一環として、ネイチャーガイドや地域の方々の協力の下、地元の子どもたちを中心とした植樹する作業、その後の管理作業や観察事業に地域の高齢者を招き、交流の場、文化を学ぶ、文化を聞く機会として提案いたします。以上2点の見解をお聞かせください。お願いいたします。

安田壮平 市長 おはようございます。帯屋議員の御質問にお答えします。先ほどは激励のお言葉をありがとうございました。しっかりと頑張ってください。ありがとうございます。おがみ山についての御質問であります。前段は私のほうで答え、後段については教育委員会のほうでお答えしたいと思います。おがみ山公園の活用と整備については、帯屋議員をはじめ議会の皆様からも御意見、御要望を頂いており、また市民の皆様からも多く頂いておまして、私自身もその必要性、重要性を強く感じ、今回マニフェストに掲げさせていただいたところでございます。議員からの御案内のとおり、おがみ山公園につきましても、在来種、外来種の問題でありますけれども、在来種に加え外来種も自生する中で、現在の景観や自然環境が育まれてきております。おがみ山における外来種駆除につきましても、令和6年第3回定例会で答弁申し上げましたとおり、一過性ではなく継続が必要な大規模な作業が想定され、またおがみ山だけではなく、島全体でも考えるべき課題であるというふうに認識しております。その上で御提案いただきました、おがみ山を本来の姿に戻す計画についてでございますが、名瀬地区の象徴でもあるおがみ山であり市民の皆様への思いも強いことや、市としましても、外来種の駆除は重要な課題であるという認識でありますので、専門家や民間団体、ボランティアの方々の力も頂きながら、官民連携で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても、身近な自然環境を楽しんでいただくために、おがみ山公園の適切な管理に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

當田栄仁 教育部長 おはようございます。それでは、帯屋議員の御質問、文化面の学習についてお答えいたします。おがみ山公園につきましては、山頂から名瀬市街地を一望できる地域のシンボリック的存在であり、古くから市民の憩いの場としても親しまれてきております。また、行幸広場や復帰記念広場のほか、横綱朝汐昇進記念碑などの記念碑も複数建立されるなど、歴史的・文化的価値を有しているものと認識しております。自然学習につきましては、これまでも学校の遠足等を含む学習活動のほか、鹿児島大学によるフィールドワークなどの機会に活用されてきたものと存じます。議員御提案の在来種の植樹活動を通じた実施につきましては、現在のおがみ山の生物層への影響など、専門家の御意見を伺いながら、今後の自然学習の手法の一つとして参考とさせていただきます。文化を学ぶ機会につきましては、現在はアマホームP L A Z Aで開催されております復帰記念のつどいが、以前はおがみ山公園の復帰記念広場で行われた経緯がございまして、現在も市民団体による市民集会が現地で開催されております。今後につきましては、学校における郷土学習や、奄美博物館講座関連のまち歩きでの活用など取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。今回、私、環境再生、森林の回復に関する幾つかの書籍を読みましたが、共通している意見として申し上げます。人の手によって生まれた環境は、永遠に人の手を必要とする、そういうことでもあります。人の手による影響が見られるおがみ山公園は、やはり人の手による整備、管理が不可欠であると強く感じておりますので管理者である奄美市のさらなる御理解と協力を切にお願いしまして、次の質問に移ります。

②おがみ山の観光地化について。おがみ山公園の観光地としての可能性について提案させていただきます。先ほども申し上げましたように、おがみ山公園は市街地にある総合公園であるとともに、市街地を一望できる展望場所を数か所も有しており、さらに様々な植物や木々を有する貴重な緑地であります。ここを訪れた方々の感想は、皆さん口をそろえて、自然豊かで眺めもよくすばらしかったとおっしゃっております。私、普段おがみ山公園を散策、清掃するときに思うことではありますが、景観を眺めるだけではなく別の目的、新たな目的を持って登ってもらえないかと常々考えておりました。そこで提案したのは、以前も申し上げましたが、奄美大島にだけ生息する野鳥の観察場所にできないかということでもあります。せんだって宇検村にて開催されましたサシバサミットではありますが、サシバを観察・研究なさる方々が、国内はもちろん、外国からも参加しておりました。そのほかに、これ特筆すべきことなんですけれども、趣味の一環として来場されている方々、また鳥の観察を趣味としていらっしゃる方々、バードウォッチャーの方々が多く来場していたことでもあります。さらに、その方々の多くがリピーター、奄美大島を愛してやまない奄美マニアの方々なんです。実は、私、サシバサミットの前日にその中の数人とおがみ山公園を散策してまいりました。そこで出された意見を紹介いたしますと、木々も多く、自然豊かで、観察場所としては適しているが、餌となる植物と水辺の不足により生息場所としては未熟ではないかという意見を頂きました。同じ趣味を持つ一部の方々の少数意見ではありますが、先ほども申し上げましたように意見を下さった皆さんは——私、これ今後何度も使わせていただきますので、このワードを——奄美大島をこよなく愛するリピーター、奄美マニアの方々です。世界自然遺産に認定されて、生物の多様性を維持しながら自然との共生を目指す我々が、観光客の集客するに当たって、これ取り組むべきターゲットはこのような奄美マニアの方々ではないかと考えます。そこで提案であります。新たな観光事業として、野鳥観察を趣味とする奄美マニアに向けて、市街地に近いおがみ山公園を人と自然が共生できる場所、気軽に行って身近に感じる観察場所とするために、水辺の設置と、先ほど提案しました植樹に、餌となる植物を植えるなどの事業を提案しますが、考えをお聞かせください。お願いいたします。

坂元久幸 建設部長 おはようございます。それではお答えいたします。おがみ山公園は、市街地中心部に位置しまして、アクセス性や眺望性に優れ、観光面においても潜在力の高い資源であると認識しており、現在もクルーズ船寄港時には名瀬市街地の散策ルートとして御案内しているところでございます。

野鳥のための水場の整備ということでございますが、池などの一定規模の親水施設整備は、水道設備の大幅な更新工事が必要となることから、現状では整備計画はございません。しかしながら、野鳥が観察できる公園は観光資源として大変魅力があると認識しており、専門家の意見も伺いながら調査研究を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解お願いいたします。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。私、去年も定例会におきまして、観光政策について申し上げました。政策における目的、目標を明確にして、より効果的な結果をもたらすために、対象となる案件、観光客のニーズを絞り込んだ細かい予算計上を今後ともよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。③福祉事業としての活用方法について提案させていただきます。再三申し上げますが、皆さん御存じのように奄美市の象徴の一つであります。古くは旧名瀬市の象徴としても親しまれておりました。ここでおがみ山に関する一般質問を私するに当たって、多くの先輩方にお話を伺ってまいりました。先輩方にとりまして、もう男女問わず、おがみ山は子ども時代、青春時代の思い出を語るに当たっては欠かせないものと皆さんおっしゃっておりました。当時を思い出してお話をされる先輩方ではありますが、残念なことに多くの方がもう体力や筋力の低下などによって思い出の場所に行くことができなくなっております。

さらには、市街地を眺める場所は、一部を除きまして実はこのような状況になっております。御覧ください。まずこちらですね。入り口から最初の展望地といいますか、市街地が望める場所でございます。次どうぞ。こちら分岐点なんですけれども、ここを目指すに当たって、先ほどのこの場所で一旦皆さん足を止めて、こうやって分岐点、目的地に向かっていきますね。次お願いします。このように、沖合に見えるはずの立神はちょっと写ってましたけど見えません。見えない状況です。次どうぞ。これですね。このように、せっかくの立神を望む景観が見えなくなってます。はい、次。これもそうですね。佐大熊方面がこのように木々によって覆いかぶさって見えない状況になってます。はい。その場所、これ後ろにあるこの木、アカギの木です。モクマオウと並んで特定外来種として一番駆除すべきものだというふうに言われている木なんですけど、残念ながらなかなか進まないのが現状であります。もう早々に強く伐採をお願いしたい木でもあり、この場所に関しては強く伐採を望むものであります。はい、次これ。先ほどの分岐点にありました、右側に行きますとこのように遊具がある、遊具広場からの景色です。これも御覧ください。景色を遮っております。はい、これ。これがその前に出た、公園から上に登りまして泉芳朗先生の銅像がある場所ですね。歩いていけるところなんですけれども。はい、次お願いします。ここです。唯一きれいに望める場所です。一番山の上です。先ほども言いましたように、もう御高齢の方、先輩方、まず歩いていけません。残念ですよ。次どうぞ。これ、その芳朗先生の銅像もある、方向でいきますとクリーンセンターがある方向なんですけれども、実はこの先に、サシバのシーズンになるとサシバの渡り、サシバが群れになって上昇気流に乗って渦を巻いていく、この姿が見れる場所とのことなんです。ですけど、これもこのように木が全て覆いかぶさって、せっかくの景観を見れなくなっています。ありがとうございます。

このような状況というので先輩方にとっては非常に悲しい現状でもありまして、また観光やいろいろな目的でおがみ山を訪れるお客様に対しまして、これとてもマイナスじゃないでしょうか。実はこれ、今回の写真であります。ある先輩の一言がきっかけで撮影することになりました。それはもう登れないからせめて写真で見せてくれないか、この一言であります。ここで要望であります。それぞれの展望場所の伐採をお願いしたいことが一つ。次に、提案であります。体力の低下や身体の事情によっておがみ山に登ることができない高齢者や体の不自由な方に対しまして、登頂の企画、例えば敬老の日や、先ほど教育部長もおっしゃった本土復帰の日に合わせて、合同で登頂する企画を提案いたします。以上2点の見解をお聞かせください。お願いします。

坂元久幸 建設部長 お答えいたします。おがみ山公園につきましては、日頃からトイレや遊具等の清掃や点検、散策道や広場の伐採などを行い、既存施設の適切な維持管理に努めているところです。市内を

一望できるように樹木の伐採ができないかという御質問ですが、現状、展望広場からは、おっしゃるとおり名瀬市街地と名瀬湾を望むことができますが、360度一望という状況には至っておらず、眺望を一層改善するためには伐採が必要と考えているところでございます。今後、樹木の実態調査や眺望への影響を調査した上で適切に伐採を行い、利用される皆様がおがみ山からの眺望を楽しんでいただけるよう努めてまいります。次に、車の乗り入れについては、道幅が狭く、また傾斜がきつい上に防護柵がない箇所がございます。転落の危険性も高いことから、安全確保を最優先し、一般車両の走行は原則として禁止としております。しかしながら、令和5年11月に開催されました復帰70周年記念イベントにおきましては、誘導員を配置するなど安全対策を講じ、安全性を確認の上、車の乗り入れを認めるといった例外的な取扱いをした事例もございます。次に、登頂イベントを企画できないかの御質問ですが、本市といたしましては都市公園をみんなの公園と位置づけ、公園施設のさらなる活用を図っているところでございます。おがみ山公園につきましても、各種イベントなどでさらなる活用を図りたいと考えておりますが、御提案の敬老の日や復帰記念の日は別の場所で式典などを開催しているところでございます。登頂イベントにつきましても、その他の行事も含め、関係部署と協議を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。今回の聞き取りで、ある男性の先輩からうかがったお話で、名瀬小学校と奄美小学校の児童がおがみ山の山頂で、先ほどお話しした団体競技を行った思い出話や、お互いを「名小キューピ」、「奄小シンクダグウ」と言ってお互いを呼び合うといいますが、サッカーというところのチャント合戦のような、罵倒合戦のお話がありました。そのお話をするときの先輩の姿といますか、目がとても楽しそうで生き生きとしていたのが印象に残っております。思い出とはいっても色あせることなく美しく美しいものでありますので、奄美市の発展に貢献された先輩方にも御配慮いただくようお願いいたします。市長も、先日の挨拶におきましておっしゃられた5つの事項のうち、2番目の「安心して、ゆたかにくらせる「まもる」地域づくり」にもこれは当てはまることでもあると思います。ぜひ実現していただくようお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。④おがみ山公園におけるPFIとPark-PFIの活用について奄美市の見解を伺います。このPFIとPark-PFI、共に共通することは、民間の資金とノウハウを活用して運営していくことであります。違いは、根拠法令の違い、議会の承認の有無、収益還元の有無などがあります。現在のおがみ山の状況を考えますと、収益性という観点においては厳しいものがあります。そこで、多少本来の意味合いと一部違ってきますが、4番目の提案であります。このおがみ山公園の整備管理業務だけに重点を置いたPFIもしくはPark-PFI方式の活用を提案しますが、見解をお聞かせください。

坂元久幸 建設部長 お答えいたします。整備管理業務に重点を置きましたPFI方式の活用ということでございますが、おがみ山の地形などによる収益性の観点から、現状では指定管理制度を基本として維持管理運営を行う方法が最も適切であると考えております。しかしながら、財源の確保や長期的な維持管理安定性を図る観点から、奄美市公共施設等民間提案制度の活用や官民連携の手法などについては今後も調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。現在の制度を利用した公園管理は非常に厳しいと私も感じました。今回、幾つかの提案を述べさせていただきましたが、提案の中に、当局でも認識している問題に対する提案であるとの答弁もいただきました。とてもうれしく思います。

最後になりますが、この問題に対しまして、今後安田市長をリーダーとして取り組んでいただくことを強く願います。市長も常々おっしゃってます。チャレンジなくして成功なしと。当選証書授与式でも、職員一丸となって、民間と連携・協力して、「しあわせの島」の実現を本気で目指したい、そうおっしゃってました。困難である、そういう言葉で片づけるのではなく、一丸となって取り組むべき問題であ

物価高騰はこの奄美だけではなく、全国に共通する課題であり、政府においても最優先に取り組む施策とされております。そこで、国は11月21日に物価高騰対策を含む大規模の経済対策を閣議決定しております。物価高騰対策を見ますと、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり2万円を給付する子育て応援手当や、燃料や電気・ガス料金の負担を軽減する補助金や、自治体が地域の事情に応じて生活者や事業者を支援するための重点支援地方交付金の拡充など、大きく計上されております。昨日の本定例会の開会日に、追加の予算案として奄美市の物価高騰対策が上程をされたところではありますが、物価高騰は言うまでもなく住民、事業者の全ての皆様への影響がずっと続いているわけでありますので、物価高騰対策は待ったなしの実行すべきことだと繰り返し申し上げてきたところであります。そこで、今回の奄美市の物価高騰対策を実施するに至った市の考えと、今回計上している支援内容の趣旨についてお伺いします。次の質問からは発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 永田議員の御質問にお答えします。先ほどは激励のお言葉をありがとうございました。しっかりと頑張っている所存です。よろしく願いいたします。それでは、本市の物価高騰対策についてであります。国は物価高騰の影響を受けた市民の皆様や事業者を引き続き支援するため、重点支援地方交付金を拡充し、議員御案内のとおり、先月28日に閣議決定された令和7年度補正予算案（第1号）において2兆円が追加計上されました。現時点で各自治体における交付金の具体的な配分額についてはまだ示されておりませんが、スピード感のある事業の実施が大変重要と考えております。このため、追加で提出させていただきました一般会計補正予算（第6号）におきまして、まずは財政調整基金を活用し、総額5億1,186万4,000円の物価高騰対策を計上いたしております。まず、生活者支援としましては、物価高応援プレミアム商品券発行事業を実施いたします。その中で、昨日の上程理由の説明では十分に反映されておりましたが、非課税世帯と均等割のみ課税世帯につきましては、1世帯当たり2冊、1万円分の商品券を配付することとしております。さらに、今年7月から実施しております上水道の基本料金免除について、期間を12月までとしておりましたが、これを来年3月まで延長いたします。次に、事業者支援としましては、今年度実施しております物価高騰対策資金利子補給事業、これについてもニーズが高いことを踏まえて、来年度も継続するとともに、対象を拡充いたします。また、国の定める支援としまして、物価高対応子育て応援手当として、0歳から高校3年生までの子どもに1人当たり2万円を支給いたします。まずは幅広く市民の皆様や事業者の皆様への支援となる施策について先行して予算計上させていただきましたが、今後も必要な支援を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

永田清裕 議員（13番） 市長、ありがとうございます。そこで、重点支援地方交付金の追加が発表されたということで、また物価高騰対策、昨日上程されたわけですが、この件について少しお伺いしたいことは、この物価高騰対策という対応について、交付金のあるかないか関係なしにもともと奄美市が実行する予定であったのか、あるいは、内閣府の重点支援地方交付金の追加を受けて実施したのか、その件をお伺いしたいと思います。

藤原俊輔 総務部長 奄美市のほうでは、11月の初旬のほうから関係各課に対して、庁内各課に対してこの物価高騰対策に対する事業の募集を行って検討しておりました。11月の初旬がそういった時期でございました。その後庁内締切り等を11月14日に終わらして、ただ国のほうの、先ほども市長の説明がありましたとおり、11月21日に国のほうの閣議決定で推奨事業メニュー、これが10項目ほどありました。それから予算規模、これが示されたことから、それらの内容を踏まえた事業設計を検討したタイミングとして、今回6号補正での計上になった次第でございます。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。奄美市が考えていることと国からのそういった予算のメニューがつくということが、タイミングががっちり合って、今日の補正に間に合ったということで理解をしたいと思います。とにかく国の支援のあるなしに、事前になくても、やっぱり積極的に物価高騰対策はすべきじゃなかったかと、そういう思いで質問をさせていただきました。

その中で、物価高対応子育て応援手当に1億3,700万円が計上されております。これについての支給開始時期をお伺いしたいと思います。参考までに、内閣府からの、こども家庭庁からですかね、その中には可能な限り早期にというふうに明記をされてたと記憶しておりますけれども、その件も参考にしながらお答えいただきたいと思います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

（「これ質問なかったな。もう一回言おうか」と呼ぶ者あり）

答弁者はどなたですか。永田清裕議員、今答弁者が誰もいないんですが。

（「いやいや」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ちょっとお待ちください。総務部長。

藤原俊輔 総務部長 スピード感を持って市民の皆様には交付する予定でおりますが、一応今の現在の設計では、年度末までには行いたいと考えております。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） 通告の行き違いあったかも分かりませんが、今市長もおっしゃったように、これは昨日の補正でしっかりと計上されているわけですね。しかも、今私も見てますけれども、こども家庭庁は、物価高対応子育て応援手当というしっかりした名目でこれは計上されていると。そこには、自治体が苦勞している子育て世代を応援したいと、そういう気持ちでやっております。ですので、可能な限り早期に支給開始とここに明記されておりますので、ぜひとも年度内というよりも、年度内は確実ですけれども、市長、ぜひとももう早めに、前倒ししてでもこれは実行するべきだと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは次の質問ですね。経済産業省の経済対策にエネルギーコスト負担軽減策が決定されました。承知のことだと思いますけれども、その中に、電気・ガス料金の負担軽減を実施するとありますが、本市においてのこの補助事業の再開の予定をお伺いいたします。

藤原俊輔 総務部長 議員御案内の電気・ガス料金の負担軽減につきましては、国の支援として、エネルギーコスト等の負担を軽減するため、電力使用の最も大きい1月から3月使用分の電気・ガス代を支援する電気・ガス料金負担軽減支援事業を実施することとなっております。本事業では電気・ガス合計して3か月で1世帯当たり7,300円程度の値引きがされることが予定されております。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。今の答弁ということは、電気・ガス料金は、これは国のほうでやるということでの理解でよろしいでしょうか。

藤原俊輔 総務部長 国のほうから電気事業者、ガス事業者への対応ということとなっております。以上です。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。こちらに答弁いただいたように、電気使用料の最も大きい1月から3月の支援が望ましいとそうに思いますので、国の支援をしっかりと確認して、しっかりと市民に周知していただきたいと思います。

それでは次に、介護関係の事業者についての物価高騰の対策が今回計上されていないようだけれど

も、先ほども触れましたけれども、公定価格ゆえに介護報酬改定も3年に1度であり、すぐに対応できないという声を聞いております。これを受けて、介護事業者に対する本市の対応を伺います。

藤原俊輔 総務部長 本市における介護事業所等への物価高騰対策につきましては、重点支援地方交付金を活用し、食材費の価格高騰分の一部を支援する高齢者施設等食材費高騰対策支援事業を今年度実施しております。今後の物価高騰対策につきましては、国が、物価上昇の影響がある中でも必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を打ち出していることから、国の動向を踏まえ、本市といたしましても必要な支援を検討してまいりたいと存じます。以上です。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。今、御答弁いただいたように、国の補正予算にも予算案として医療・介護分野の支援パッケージとして計上されております。これは、これにもエネルギー・食料品価格の高騰分の支援に活用できると明記されておりますので、この質問したのは、計上もされてないけれども、やはり介護事業者も同じように今苦しんでいるという現状を理解していただきたいというのと、やはりこういうのは国が出たからやるのではなくて、前倒ししてでも優先的に私は取り組んでいただきたいと思っております。いずれにしても、介護関係の事業者への物価高騰対策も年度内に迅速に届ける必要があると考えますけれども、そのところについての見解をお伺いいたします。

多田義一 議長 答弁を求めます。

藤原俊輔 総務部長 令和6年度から令和7年度への今年度への繰越事業として614万5,000円、今回この事業を実施しております。先ほどの答弁とも重なりますけれども、今後も国の動向を踏まえ、必要な介護事業所への支援を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） 部長、ありがとうございます。そこで、やはり私、前回も提案しておりますけれども、財政調整基金というその分野の出勤も併せて検討したいと思っております。

それでは、次の質問に行きます。奄美市プレミアム商品券について伺います。コロナの次は物価高騰と厳しい状況の続く中で、奄美市独自のプレミアム商品券事業を継続して実施し、多くの皆様に喜ばれております。商品券による消費活動によって地域経済への波及効果も大きいものと思っております。その中で、プレミアム率についてであります。これまでの66.7%というお得感から、今年度を実施中商品券は、多くの希望者が買うことができるようにとプレミア率を25%に下げた発行額を増やしましたが、実際に希望者のほとんどの方は商品券を購入することができたのでしょうか。また、デジタル商品券も導入し、使い勝手や換金の手間などから好評の声を聞く一方で、高齢者の方からは、やはり紙での商品券を望む声が大きいかと思います。今回上程された商品券発行事業は事業費2億8,000万円と大規模の事業のようであり、今回の事業を計画するに当たり、市民や事業者の皆様からの御意見や、これまで何度も実施してきた商品券事業結果を検証、さらには、今でもずっと続く物価高騰対策なども踏まえて、内容を十分に検討したことだとは思いますが、これまで実施してきたプレミアム商品券事業の効果をどのように研究をしているのか、スーパー、飲食店への効果などはどうだったのか。また、これまでの成果を今後実施予定の商品券事業にどのように反映し、効果を期待しているのかを伺います。

國分正大 商工観光情報部長 おはようございます。それではお答えいたします。まず、プレミアム率の引き下げにより、希望者が購入できたのかという御質問についてお答えいたします。現在実施しているプレミアム商品券は、より多くの市民に行き渡るようプレミアム率を25%に変更しまして、発行総数を従来の5万冊から紙8万冊、デジタルを2万口の合計10万冊へと倍増いたしました。利用状況につきましては、紙商品券は利用期間を来年1月末までとしておりますので、最終の実績は利用期間以降と

なりますが、11月末時点で1万6,199名の市民の皆様に御利用いただいております。また、利用期間を6月11日から9月30日までとしておりましたデジタル商品券につきましては、4,063名の方に御利用をいただきました。これらの状況から、紙、デジタルともに、商品券を希望された市民の皆様にはおおむね行き渡ったものと認識をしております。次に、これまでのプレミアム商品券の効果についてお答えいたします。換金率は、いずれの事業でもおおむね99%を超える高い水準で推移しておりまして、売れ残りも発生していないことから、投入した財源が市内消費として確実に循環し、家計支援と消費喚起の両面で一定の効果を発揮しているものと考えております。また、利用は販売直後からおおむね2か月以内に集中しまして、即効性の高い物価高騰対策として機能しているほか、飲食店や生活関連の小売店など、地域の中小事業者の売上げの下支えにもつながっているものと考えております。

こうした検証結果を踏まえまして、昨日本定例会に追加提案させていただきました令和7年度奄美市一般会計補正予算（第6号）におきまして計上しました物価高騰対策プレミアム商品券発行事業では、物価高騰が続く現状において、特に食料品の物価が国・県の基準年である2020年比で約38%上昇している現状を踏まえまして、この上昇率を上回るプレミアム率を25%から43%へ引き上げるとともに、先ほどもありましたが、住民非課税世帯及び均等割のみの課税の世帯には紙商品券2冊を無償配付することで、物価高騰の影響を受けた世帯に対し、より手厚い支援を行ってまいりたいと考えております。あわせまして、生活必需品の購入実態も踏まえまして、大型店舗を利用対象に含めることを検討しております。一方で、地元中小店舗への影響も配慮しまして、商品券10枚のうち4枚を大型店舗での併用可能とするなど、地域経済全体のバランスを確保する設計としております。これらを通じまして、物価高騰に直面する市民生活を着実に支えるとともに、市内の経済の安定的な維持に努めてまいりたいと考えております。以上です。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。プレミア率を25%に下げたことで、先ほど希望された方がほとんどというの、どうなんでしょうかね。目標としては2万人ということを前回受けたので、1万6,000人、それでほぼ大方大丈夫であろうという結果が出ているということはよかったのではないかと思います。応募が少ないならやっぱりプレミア率は50%でもよかったんじゃないかと、そういう思いがあったことから質問をさせていただきました。聞くと、使うのはやっぱりスーパーが多いということを少し耳にするということは、これは食料品の物価高騰がやはり家庭に大きな影響を与えているとそうように考えられます。今回の手当て、そういったことから使用できる対象を大型店舗に一部利用できるように変化というか拡充したと、そういうことでの理解でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。第2回の定例会でも申し上げましたけれども、今部長からの答弁にもございましたとおり、やっぱりこのプレミアム券というのは物価高騰分にさらに上積みをして支援をする、それが奄美市のプレミアム商品の大きな価値だと思っております。今回は43%に上げたということは、そういったことも計算した上で物価高以上に上積みをして43%に上げたということで、非常に市民の皆様への効果というのは発揮できるものだと大いに期待したいと思っております。私は今でも66.3%、1人4冊が適当じゃないかと少し思う気持ちもございます。

このプレミアム商品券の発行時期なんですけれども、スケジュール的にはどのようになりますか、お伺いいたします。

國分正大 商工観光情報部長 この発行時期ですが、それぞれ年度内には発行したいなというふうには考えておりますが、できる限り前倒しでするように作業を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。そこで少しお聞きしたいんですけども、僕なんか名瀬に住んでいるからどうしても名瀬のことばかり注目されるんですけども、この住用とか笠利での利用実績など分かればお伺いしたいと思っております。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、住用地区、笠利地区、それぞれ回答したいと思います。まず、住用地区でございますが、デジタル商品券は加盟7店舗中6店舗で利用がございまして、利用金額は59万4,599円でございます。紙商品券は加盟8店舗中5店舗で利用されまして、利用金額は77万3,000円でございます。次に、笠利地区でございますが、デジタル商品券は加盟41店舗中37店舗で利用がございまして、利用金額は1,019万458円でございます。紙商品券は加盟59店舗中45店舗で利用されてございまして、利用金額は3,488万1,000円となっております。以上です。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。これ結構使われているんじゃないかと思うように思いますが、今後ですけれども、名瀬も含めてですけれども、もうちょっと身近なお店でも使えるような取組にも力を入れていただきたいと思うように思います。いずれにしましても、物価高が続く中、プレミアム商品券の発行は生活支援に大きな価値を感じております。プレミアム率などさらに検討を重ねて、継続して取り組んでいただきたいと要望して、次の質問に移ります。

次に、観光交流施設笠利あやまる公園について伺います。奄美大島の北部の観光拠点として、遊技広場や見晴らし展望台やカフェ店舗などもリニューアルされ、利用者も増えているものと思います。グラウンドゴルフ場も各種大会や毎月の笠利地区の定例会など、日頃から多くの皆様方に親しまれております。そこで初めに、グラウンドゴルフ場の利用について、コロナ明けの令和5年度以降の利用状況と収益状況について伺います。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 おはようございます。それでは、永田議員の御質問にお答えいたします。あやまる岬観光公園グラウンドゴルフ場の利用状況につきましては、令和5年度が1万1,771名、令和6年度が1万1,120名となっております。なお、コロナ禍で利用者が激減した令和3年度は8,010名となっております。あわせて収支状況まで案内させていただきます。収支状況につきましては、あやまる岬観光公園全体の運営管理を指定管理しており、グラウンドゴルフ場のみの収支状況は把握しておりませんので、使用収入料についてお答えいたします。令和5年度が411万6,000円、令和6年度が374万4,570円となっております。なお、コロナ禍で利用者が激減した令和3年度が280万9,790円となっております。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） 所長、ありがとうございます。人数的にはやはり微増、ちょっと増えているということで、収支のほうが若干減っているようにしてありますが、今新しく遊戯場にも遊戯施設も完備しておりますし、これからやはり増えていくだろうということが予測されます。

それを踏まえて、次に今後の整備計画について伺います。第1回の定例会においても泉議員も質問されておりますが、今回、暑い夏場のグラウンドゴルフ、私自身も経験をして感じましたし、プレーする多くの市民の方々からの御意見があつての質問でございます。グラウンドゴルフ場は、各種大会のほか、日頃から高齢者の方を中心に健康づくりのために利用される方も多いようであります。一方で、現状の施設では休憩する場所や日よけする場所が少なく、特に夏場では熱中症などを心配し、利用を控える声が上がっているようであります。そこで、これからも高齢者の健康づくりや身近な交流の場としてグラウンドゴルフ場の利用は十分に見込まれるところでありますが、休憩施設等の今後の整備計画について伺います。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。あやまる岬観光公園グラウンドゴルフ場には8か所の休憩所を設置し、利用していただいておりますが、参加者が多くなる大会等が開催される際に不足していることは認識いたしております。このようなことを踏まえ、御質問の休憩施設等の今後の整備計画につきましては、一時的に不便を来すことはあるものの、既存施設で一定の確保はできているものと考えておりますので、現在のところ増設の計画はない状況であります。しか

しながら、利用者が快適にプレーできる環境づくりは必要だと考えております。今後の環境整備といたしましては、既存の休憩施設8か所のうち、屋根が格子状の日陰棚となっているため日よけ効果が低い2か所の屋根を遮光資材で被覆するなど、夏場の日差し対策を検討していきたいと計画をいたしておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。各種大会も増えていると一時的に不便を来すことがあることも承知していると。以前に提案を受けて5か所から8か所に増設したという経緯があり、現施設で足りているという理解をいたしました。

それを踏まえた上で、やっぱり今回は、年々上昇する暑さ対策、その一つで新たな日よけの確保ができないかということをおもうと思いましたが、今御答弁あったように、日よけの光を遮る場所を2か所する予定だと、そういう理解でよろしいですね。分かりました。じゃあ夏場前には設置することを願いますが、その工事予定というか、実行予定についてを伺います。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 現在格子状になっておりまして、工事というか、遮光資材を設置するのも難しいものではないと考えておりますので、早期に実施したいと考えております。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。夏場また楽しくグラウンドゴルフをさせていただきたいと思えます。次に移ります。

次、住用マングローブパークについてを伺います。世界自然遺産登録から4年が経過し、施設内には世界自然遺産センターもオープンしました。奄美大島の真ん中に位置する観光施設の拠点としてグラウンドゴルフ場もマングローブ林のカヌーの体験もあり、年々利用者も増えていることだと思います。そこで、まずマングローブパークの利用について、コロナ明けの令和5年度以降の利用状況と収支状況について伺います。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、マングローブパークの各部門別の利用状況についてお答えいたします。令和5年度につきましては、資料展示室が2,361人、カヌーが3万4,633人、グラウンドゴルフが9,736人、売店が2万6,485人、レストランが2万4,684人の合計9万3,729人となっております。令和6年度は、カヌーが2万6,990人、グラウンドゴルフが7,046人、売店が2万4,461人、レストランが2万2,941人の合計8万1,438人となっております。令和7年度は指定管理者でありますマングローブ公社からの第2四半期、9月末時点の報告になりますが、カヌーが1万6,115人、グラウンドゴルフが3,738人、売店が1万3,911人、レストランが1万2,111人の合計4万5,875人となっております。なお、各年度の利用者数の合計は、1人の利用者が複数の部門を利用しているため、延べ人数となっております。また、令和6年1月から資料展示室への入場料が無料になったことに伴い、令和6年度から資料展示室の利用者数の集計は行ってないところでございます。

続きまして、収支の状況につきましてお答えいたします。令和5年度は、収入が1億4,140万4,800円、支出が1億3,231万8,625円で、908万6,175円の黒字となっております。令和6年度は、収入が1億5,475万9,591円、支出が1億4,198万3,871円で、1,277万5,720円の黒字であり、令和5年度との比較では140.6%の増収となっております。令和7年度につきましては、第2四半期の9月末時点の報告であります。収入が8,861万6,591円、支出が7,301万8,502円で、収入が支出を1,559万8,089円上回っている状況でございます。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。人数的には約1万2,000人ぐらい減っているよ

うな気がしますけれども、逆に黒字がこれだけ増えているということは1人の人が何か所か併用して利用するちゅうような考えでよろしいんでしょうかね。人数が減ってるけども黒字幅が増えているということは。そういうことなんですか。どうぞ、要因は。伺います。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 令和5年度と令和6年度の1万2,000人ほど利用者は減ってるんですが、令和6年度につきましてはカヌーの利用料金が2,000円から3,000円に変わっております。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。その料金については検討の余地があるということで理解させていただきます。結局金額が増えているとかいうことになると、当然これからもマングローブパークに対して利用の方々が増えているし、そこはこれからまだまだ整備をしなければいけないとそのように思います。

そういったことを踏まえて、次の施設のリニューアル計画についてを伺います。令和6年度にはマングローブパークの通路の補修・舗装工事を実施し、今年度はトイレの新築工事と浄化槽の新設工事に着手すると伺っております。先月には先進地視察にも行かれたと聞いております。今後もマングローブパークは世界自然遺産の核となる住用地域に位置し、また奄美大島を周遊する観光交流の拠点として重要な役割を担っていくものと思います。そこで、今後の来年度以降の施設の整備計画とスケジュールについて伺います。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、マングローブパークのリニューアル計画に関し、整備内容とスケジュールについてお答えいたします。議員御案内のとおり、マングローブパークは世界自然遺産の核となる観光拠点として今後も重要な役割を担うものと考えております。平成13年の開館から24年を経過し、本市を代表する観光施設として国内外から多くの利用がございます。施設に求められる機能も当時とは変わっており、世界遺産センターとの一体的な整備と重点道の駅として求められる利用者の利便性の向上を目指し、来年度から実施予定でリニューアル計画を進めております。計画の主な内容につきましては、キッズスペースの設置及び物産販売や休憩機能の拡充並びに免税店の設置や外国人観光案内所の整備のほか、建物設備の老朽化への対応など、現在の指定管理者であるマングローブ公社と協議を行いながら、さらなる観光拠点施設としての機能の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。来年度から実施をする予定でリニューアル計画を進めているということとして理解できました。答弁からすると大きな改修事業になるかとそのように思います。あとはちょっと思いとして述べさせていただきます。私に意見する方々は、入店後の導線が分かりにくいということと、あと1点、右手の下のほうにシアタールームがありますけれども、それも大分古くなって、あれが必要であるかということ。それと、奥の展示室の有効活用などやったらどうかと、そういう意見が含まれておりますので、ぜひ計画の中にそれなども市民の声として参考に取り入れていただければと思います。それで、それだけの大きな改修になると重点道の駅、どういったことになろうかと思えますけど、その財源の一つとして奄振交付金の活用も選択肢の一つだと思いますけれども、そのところも大きな形で要望してぜひ活用していただきたいとそのように思います。いずれにしても、隣接の世界遺産センターと連動してリニューアル事業を推進することで、観光客はもとより、地元住民の方々の満足度向上を図られるものだとそのように思います。まだまだ可能性を秘めた注目を集める施設だと思いますので、早期の整備を期待し、次の質問に移りたいと思います。

次に、奄美市誌について伺います。合併から20年となり、3地域を受け継ぐ奄美市としての「市誌」が必要と考えます。過去に取り組む計画があったとも聞いていますが、名瀬市誌から含めての現状を伺いたいと思います。

向 美芳 教育長 おはようございます。奄美市誌についてお答えいたします。本市に関する過去の自治体誌としましては、名瀬市誌が57年前、笠利町誌が52年前、「わきゃシマぬあゆみ」という住用村の歴史と暮らしをまとめた書籍が20年前に、それぞれ発行されております。自治体誌につきましては、歴史、民族、地史から政治、産業、文化まで広範な分野を網羅し、地域の歩みを正確に記録して後世に継承する重要な役割を担っているものと認識しております。特に本市においては、自治体誌の空白期間において、3市町村の合併をはじめ、世界自然遺産登録、主要産業の衰退、人口減少時代への移行といった多くの変化が生じており、市民の価値観が大きく変容すると同時に、大事に継承され成長してきた分野もございます。本市が未来の奄美市づくり計画を掲げ、「しあわせの島」を目指して施策全般に取り組みに当たって、これまでの歩みを振り返り、評価や課題を見いだす基礎として、議員御提案の奄美市誌の製作には教育的、学術的な分野を超えた意義があるものと存じます。以上でございます。

當田栄仁 教育部長 奄美市誌に関します現状と今後の見通しについて、私のほうで実務を担当指揮しておりますのでお答えをさせていただきます。市制施行20周年を迎えるに当たりまして、奄美市誌制作に関しましては庁内でも議論がございまして、初動として、教育委員会におきまして、近年奄美郡島内で自治体誌を発行した町村に対しまして聞き取りを開始しており、次年度にかけてさらに調査を進めたいと考えております。なお、御案内のとおり、市誌編さんに関しましては、全庁全地域に関係する大規模な事業となることを見込まれるところでありまして、形式だけではなく、真に意義ある内容とするためにも、並行して組織体制を含めた全庁的な取組について協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

永田清裕 議員（13番） 答弁ありがとうございます。いろいろ私も調べた結果、発刊からもう既に52年が経過しているということになります。記録に残さないものは記憶にも残らないと、そういう言葉があるように、やはり市誌制作へ早期に取りかかる必要があるという思いからの質問でございます。それで、その自治体誌、少し教育長も触れられましたけども、自治体誌の目的についての見解をお伺いしたいと思います。

當田栄仁 教育部長 それでは、自治体市編さんの目的についてということでございます。先ほど教育長の答弁の中で、教育的・学術的意義を超えた意義がございましてということ申し上げましたけれども、やはり文献的な価値ということを超えまして、その行政、施策に関しましても基礎となる計画、全般に関しまして基礎となるということで、この市誌が生かされていくものだと考えております。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。私も同感でございまして、この市誌というのは文化、歴史を学ぶにとどまらず、やっぱりこれからの政策の計画策定あるいは形成、そして事業推進のためにも大きな役割を果たすのではないかと考えております。いわゆる地域を知る、そのことによって地域に興味を抱く。そして、それから郷土、要するに奄美市に愛着や誇りを持つと。それから、ふるさと意識の醸成であり、向上につながると。そこから、そういったことをまた後進に伝えていくと。そこから人材育成につながる。そして、それをもろもろの計画へ活用していくと。それがひいては地域おこしや奄美の発展につながるものだとそのように考えております。そういったことから、やはり作ることが目的に終わらず、市民及び職員が利活用できるものにすることが肝要であるとそのように考えております。ひいては子どもたちに未来をつなぐためにも市誌の編さんは重要なものだと考えております。そこで、前の名瀬市誌にはどういう方々が関わって作られたかをお伺いいたします。

當田栄仁 教育部長 旧名瀬市誌の編さん委員等についてということでお答えいたします。具体的な有識者のお名前等はちょっと把握しておりませんが、編さん委員会を編成しまして有識者の方々に御協力いただくとともに、庁内の課長、係長、職員もこちらの執筆に当たったと伺っております。以上です。

永田清裕 議員（１３番） ありがとうございます。おっしゃるとおりで、これはいいとか悪いとかじゃなくて、思いを申し上げますと、近年、例えば外部委託だとかコンサルへの依頼がどうも増加してるように見受けられます。旧の名瀬市では、関係部の課長をはじめ係長が編集とか執筆に加わって、その後の市政運営や事業の推進、まちづくりに大きな役割を果たしてきたと私は聞いております。結局庁内で自前で作ったということがまた全国から大きな評価を頂いたとそのようなも伺っております。

そういったことから、次の質問でございますが、そういう経緯などから、全ての分野を横断的に網羅し編さんするには、まず準備室的な窓口が必要だと思っておりますが、その件についての見解をお伺いいたします。

當田栄仁 教育部長 次年度以降の体制についてということでお答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、現段階で他市町村等の状況を調査している段階でございます。次年度も継続して調査を進めてまいりますけれども、庁内体制につきましては全庁的な取組が必要であるということ踏まえまして、次年度並行して、その協議につきましても全庁的な議論を進めていきたいと考えております。以上です。

永田清裕 議員（１３番） ありがとうございます。今の答弁を考えますと、教育委員会というところだけではなくて、機構編成を担当する総務部をはじめ市全体で取り組む必要があるとそうように考えております。過去の変遷から見ると、着手してから６年から８年を要しているということでもあります。今現状、今だとまだこのまちづくりに関わった市民が多数存在しております。ですから今が適当ではないかとそうように考えます。一方でまた、市長の公約に稼ぐ力を高めるといふ部門もありました。まず高めるためには人、物、地域に付加価値を加えることが大切ではないでしょうか。それには他の地域にないもの、奄美市独自の魅力を発見して、それを情報をやはり認識して共有することが大事ではないでしょうか。そのためにも、今のこの市誌というのを奄美市市制施行２０年の節目、そしてまた市長２期目のスタートの令和８年度の着手が適切であろうかとそうようにも考えます。奄美の文化、自然を含む環境文化、歴史を全国にPRする絶好の機会とも考えられるのではないのでしょうか。

もろもろ以上の点などからすると、来年度から早々に準備室の設置を期待しますが、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

安田壮平 市長 御質問ありがとうございます。私もこの奄美市誌の必要性、重要性を非常に大きく実感しているところであります。永田議員おっしゃるとおり、今年には昭和１００年で、奄美群島日本復帰から７２年ですけれども戦後８０年、そして、奄美市合併誕生２０年というこの節目に、このような事業を得た、御提案を頂いたことは非常に大きいことだというふうに感じております。今、本当、永田議員がおっしゃるとおり、やっぱり地域の魅力、宝、身の回りにある私たちの当たり前のように決して当たり前じゃない、そういう宝がたくさんありますので、それをいま一度考えて、みんなで共有するためにも必要な、大事な資料だというふうに思いますし、先般御案内のとおり、奄美で初めて日本民俗学会の年会というものが大々的に開催されまして、まさに今、民族学への地域全体としての興味、関心が高まってきていますので、そういう機運を捉えても、今後着実に準備をしていく必要があるというふうに思っております。これは奄美市が目指す「しあわせの島」を実現する上でも中核ともなり得る事業だなど、私個人的には考えております。今後、先ほど教育長、教育部長も答弁したとおり、徐々に徐々に準備を進めていきたいと思っておりますけれども、奄美市合併２５周年になるのか３０周年になるのか、また日本復帰８０周年になるのか、そういった一つの時期的な目標をしっかり捉えながら着実に準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

永田清裕 議員（１３番） 本当に市長のそういう歴史から学ぶ大切さというのを理解できたようなこと

が思えましたし、また、前向きな答弁だと承っております。ありがとうございました。

以上で質問は終わりますけれども、年明けて3月20日には奄美市も合併から20年となります。当日は記念式典とか祝賀会も予定されているようですが、市長も令和7年度の施政方針において、市民の皆様とともに20周年をお祝いし、将来に向けて力強く踏み出す契機とすると述べておられます。ぜひ、これまでの20年の歴史を振り返り、そしてこれからの時代に向けても、それぞれの地域の住民の皆様がそれぞれの地域に誇りを持ち続けていけるよう、今後の奄美市づくりに期待したいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、自民党新政会 永田清裕議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時42分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

チャレンジ奄美 朝木一仁議員の発言を許可いたします。

朝木一仁 議員（1番） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の朝木一仁でございます。

一般質問所見に入る前に、字句の訂正を願います。通告書、大きな1番③「就労支援給付金」、こちらを「人材確保就職支援給付金」に訂正を願います。

それでは所見を述べ、一般質問に入らせていただきます。まず初めに、一昨日青森県沖で発生しました地震にて被災された方にお見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い復旧を願っております。さて、安田市長におかれましては、先般奄美市長選挙におきまして、2期目の御当選誠にありがとうございます。これまでの市政運営に対する御尽力に敬意を表しますとともに、今後のさらなる市政発展に向け、引き続き力強いかじ取りをお願い申し上げます。私自身も奄美市民から負託を受けた一人として、二元代表制の一翼を担う議員の立場から、市長、市行政ともに健全で建設的な議論を重ねながら、市民生活の向上、地域づくりに力を尽くしてまいりたい所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

先日、11月22日、23日と米国カリフォルニアにて、南カリフォルニア奄美会創立50周年記念行事がロサンゼルス市トーランス地区で盛大に開催されました。広域事務組合職員はじめ、徳之島、与論の首長、副首長級も出席され、奄美市からも3名の職員と安田市長が出席なさいました。私も個別に参加させていただき、式典、祝賀会、セレモニーを拝見させていただいた次第です。留学時代、ふるさと奄美の次に長く青春を謳歌した土地でもありましたので、約10年ぶりの渡米は非常に新鮮でありました。私もふるさと奄美からの一員として式典に尽力したいと、ロサンゼルス空港に降り立った際、武者震いをしたのを今でも覚えております。カリフォルニアといえば、江戸時代末期、鹿児島薩摩藩から西洋に向けて出発した英国留学生、いわゆる薩摩スチューデントが思い出されます。その中でも最年少13歳でありました長澤鼎は、英国からカリフォルニアに渡り、ブドウ栽培やワイナリーで成果を上げ、カリフォルニアの葡萄王と称されるようになった、私たち鹿児島県を代表する偉人の一人であります。英国留学生は当時の薩摩・英国の同盟、そして明治維新という歴史の転換期を支える大きな存在であり、財力面では奄美の黒糖との交易が切っても切れない関係にあると私は考えております。今回、南カリフォルニア奄美会、民間や行政、そして個別的な渡米も含め、約40名ほどの参加となりました。初日のジェームスR. アームストロングシアターでは約450名から500名弱が参加され、多くの奄美関係者や現地の方であふれておりました。チャリティー島唄コンサートでは、奄美市出身の2名の唄者によるすばらしい演奏や、現地で活躍される島出身者とのダンスの共演が行われました。12市町村のPR動画、また大島紬の展示会——これは内閣総理大臣賞に輝いた紬も含まれております——物産展などにもにぎわい、海外での奄美の発信というのは非常に価値のあるものであったと思います。その日の祝賀会では、奄美市からテキサス州ナカドウチェスへ留学を控える12名の子どもたちも参加し、在ロサンゼ

ルス総領事館からも首席領事が出席され、総勢200名の参加となりました。島唄や踊りで大いににぎわった1日ではなかったでしょうか。また、2日目のセレモニーが行われたロサンゼルスでは、あのハリウッドサインでも有名なウォーク・オブ・フェーム、その中心と言えるオペーションハリウッド内のジャパン・ハウスにおきまして、世界自然遺産や大島紬の発信が行われ、奄美の真髄、すばらしさを体感できる機会になったと思います。外国の地で奄美を発信することは、私たち島出身者にとっても誇らしいことであり、また子どもたちにとっても、多くの人生の先輩からの学びや自信につながったろうというふうに思います。これも全て、現地で段取りをされた南カリフォルニア奄美会の皆様はじめ、関係者の皆様のおかげであると感じております。遠く離れた異国の地でも長きにわたり活動が続けることは、私の想像をはるかに超える苦難や葛藤等があったと思います。それを乗り越え、このたびの式典が開催されましたこと、大変うれしく思う次第です。この場をお借りして、南カリフォルニア奄美会50周年のお礼とお祝いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従い質問に移らせていただきます。奄美会・郷友会は、奄美群島日本復帰運動の中核を担い、島外からの支援や文化継承、災害時の相互扶助において、極めて重要な役割を果たしてこられました。国内外に広がるこの強固なネットワークは、奄美市ないし奄美群島の最大のソフト的資産であり、今後の人口減少、高齢化社会における生命線であると私は考えております。

令和7年度市政方針にも、全国の郷友会や奄美ふるさと100人応援団の皆様との連携強化が明記されております。奄美会の歴史を見ますと、古くは明治37年の東京奄美会の設立、大正時代、関西・鹿児島奄美会、昭和に入り、神戸、沖縄と、国内には大きく分けて10の奄美会が存在しております。国内外で奄美出身者や二世、三世が活躍し、この奄美会として組織を形成していることは、私たちにとっても大変誇らしい限りであります。今後、奄美群島全体において、そして奄美市においても、未来の奄美を共有できる戦略的パートナーとして位置づけることで、観光誘致、移住・定住、災害支援、人材育成など、多方面で共に支援策を考えていける貴重な存在であると私は考えます。そこで市長及び市行政としまして、まず、この奄美会・郷友会の位置づけを今後どのように考えているのか。また、国内外に広がる奄美会という地球規模でのネットワークの在り方、奄美市として戦略的パートナーとしての重要性、あわせて、安田市長におかれましては、南カリフォルニア奄美会の記念式典を通じて、総括と今後の展望について伺いたいと思います。次からは発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 朝木議員の御質問にお答えします。冒頭では激励のお言葉ありがとうございました。しっかりと頑張ってもらいますのでよろしく願いいたします。

それでは、御質問でありますけれども、まず奄美会組織についてですが、議員御案内のとおり、国内外には多くの組織があるものと認識しております。各団体会員の皆様がそれぞれの地域において多方面にわたり御活躍されておられることは、御存じのとおりでございます。さて、御質問の、本市が思う国内外の奄美会・郷友会の今後の在り方、戦略的なパートナーとしての重要性についてでございますが、まず同団体のこれまでの活動を振り返ってみますと、議員御認識のとおり、奄美群島日本復帰運動の際の中核的な役割を担ったほか、奄美文化の継承や災害時の相互扶助など、長きにわたり、またその時々々の場面においてお力添えを頂くなど、島民及び行政だけではなく、直接的、間接的に両面からの多大な御支援を頂いております。この場をお借りしまして、改めて全ての団体の皆様にお礼と感謝を申し上げます。このような中、近年各団体におかれては、新型コロナの影響による活動制限も重なったこともあり、活動される方々の参加人数の減少をはじめ、若い世代の参加者不足など、団体運営維持のための課題等を抱えておられるとも伺っております。このことは、これまで奄美を支え、御支援を頂いてきた大切なコミュニティが不安定な状況下にあり、本市としても課題感を共有しているところです。一方で、昨年に続き、2回目の全国奄美会意見交換オンラインを先日開催し、国内・海外各奄美会の取組状況についても情報共有いたしました。若い世代の参加促進や奄美に関心を持つ出身者以外の方々の

参加促進を積極的に図る動きもあり、奄美群島の関係人口創出に大きく寄与を頂いていると実感しております。国内外に広がる奄美のネットワークは、本市はもとより奄美群島全体にとっても重要な社会的資産であり、最大の関係人口かつ応援者であろうと認識しております。このことから、令和7年度市政方針の中で、全国の郷友会や奄美ふるさと100人応援団との連携強化を掲げるほか、私の2期目のマニフェストにおいても、日本全国や世界の奄美会とのつながりの強化をお示しさせていただいております。奄美会・郷友会の皆様は、これまでもこれからも郷土奄美の未来をつくる大切なパートナーであり、戦略的なパートナーでありますので、今後も関係を密にして、本市の掲げる「しあわせの島」実現に向け、共に歩んでいきたいと思っております。

次に、南カリフォルニア奄美会との今後の連携等についての御質問でございますが、先般、南カリフォルニア奄美会創立50周年記念式典に、奄美群島内から首長をはじめ職員、民間関係者など約40名が参加いたしました。朝木議員におかれましても、一緒に盛り上げていただきましてありがとうございました。また、先ほども詳細な情報共有をしていただきまして感謝いたします。これは海外での奄美の認知度向上及び海外の奄美会との絆を深め、次の新たな世代につなぐ大変意義深い機会となりました。式典では、奄美会の方々をはじめ、二世、三世につないでいただいた奄美ファンを含め、多くの若い世代が奄美の文化を誇りにし、積極的に活動している姿が見られ、奄美の未来に対する大きな希望を感じたところです。また、南カリフォルニア奄美会におかれましては、本市が実施しております奄美市中学生国際交流派遣事業に対し、毎年多大なる御協力を頂いております。現地での生活や学び方に関する助言をはじめ、中学生への温かい御支援を賜っているところでありまして、私自身、直接お礼を申し上げることができてよかったなというふうに思っております。さらに今回の50周年式典では、この国際交流事業をきっかけに渡米し、現在アメリカにおいてダンサーとして活躍をされている方が式典でパフォーマンスを披露されました。長年の交流の成果が形となって現れた大変意義深い場となったものと認識しております。今回南カリフォルニア奄美会の記念行事に参加したことで、現地の方々に大変喜んでいただきました。また、私たちもたくさんの感動を頂きました。そして、改めて奄美出身や奄美と御縁があるというつながりや絆こそが、先人たちから受け継ぎ、そして未来へと引き継いでいくべき宝だということを強く認識しております。今後はこの絆を大事にし、文化交流や観光プロモーション、人材交流など、より具体的な連携へと発展させていきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

朝木一仁 議員（1番） 市長、ありがとうございました。いろいろあった3日間だったなと私も振り返るところですが、やはり市長のその熱い思い、気持ち、全国・世界の奄美会の今のお言葉を受けて、大変心強いなというふうに感じた次第でございます。また、非常に大成功であったかなと私も思っているところですが、群島内からも首長、副首長参加される中で、市長におかれましては御自身の大島紬——であるんですかね——も持参されて、皆さんの前で着るといって、市長自らもこうやって奄美の宝を発信していく姿というのも拝見できたのかなというふうに思います。私としましてもやはり一番印象に残っているなというのが、ナカドウチェスへの留学を控える子どもたちが一緒に参加された、あの設定はよかったなというふうに思いました。いつも秋ごろ行かれて帰ってくるのを、今回の50周年記念と合わせながらやってきたというのは非常に価値のあるものであったというふうに思います。また、在ロサンゼルス総領事館も、主席領事ということで、いわゆるナンバー2ですかね、ナンバー2の方も来られ、祝賀会でのお言葉も頂いたんですが、そこでやはり印象に残ってますのは、全国各地都道府県というのが世界中にもある中で、こういった奄美という一地域で会をなしているということについて言及されておりまして、非常に大変喜ばしく思っていたのかなというふうに思います。実際、私の留学時代の知人がこの総領事館のほうで働いておりまして、土曜日だったんですけど、週明けに月曜、主席領事が通勤された際に奄美のこともおっしゃっていたというふうな連絡もいただいておりますので、それほどやはり価値のあるものだったのかなというふうに私も思います。今、総括をいただきました。今後の4年間も先人たちが築き上げてきた組織というのを、形だけでなくぜひ熱い思いで受け継がれたという

ことも市長、もう認識されているかと思いますが、より認識していただいて、この奄美会、世界中に広がる地球規模のネットワークですので、奄美でしか生み出せないその誇りといいますか、ぜひ持っていただいて、日本地図、世界地図を広げながら、奄美を原点においていろんな施策を打ち出してほしいなというふうに思いました。ありがとうございます。

それでは、②の質問に移りたいと思います。島外在住の若者への周知につきまして伺いたいと思います。奄美会、島内の郷友会では高齢化が進んでおります。実際、日本の奄美会の縮図ともいわれる島内の名瀬在住の郷友会の運営が厳しくなっているという声も聞いております。日本各地でも若い世代に近隣の奄美会を知ってもらうというのは非常に重要であるかというふうに思います。昨年 の定例会答弁の中でも、前回の商工観光情報部長のお言葉で、各奄美会のホームページの案内や各高校での説明の機会を奄美群島広域事務組合と連携して進めたいとの御答弁もありました。ただいまこの奄美会の主な活動といたしまして、新年会、総会、ゴルフ会、食事会など多岐にわたっているように思われます。ですが、今後若い世代に向けた、今若い方が何を求めているのかというところもぜひ分析していただきたいなというふうに思います。例えば、今働き盛り、20代・30代、また学生の皆様、今後のキャリアアップにつながる相談会でありましたり、ふるさとを思い出させる郷土料理の調理体験、また大学生、専門学生が主体となって奄美の子どもたちにオンラインでの相談ができるような環境設定という、言えば若い方でもスポット的に参加できる機会、自由度の高い機会というか、そういうのも必要になってくるんじゃないかなというふうに私は考えております。そのため、企画でありましたりオンライン環境という整備というの、市行政としましてやはり企画提案、環境整備は進めていくべきではと考えますが、こういった点、広域事務組合との連携、奄美会との協力体制というものを構築できないか伺いたいと思います。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、まず島外在住の若者への周知についてお答えをいたします。近年、全国の奄美会・郷友会では会員の高齢化が進んでおり、組織運営の継続が難しい事例が出ていることは承知をいたしております。こうした背景には、新型コロナの影響により活動が制限されたこと、特に若い世代が集いつながる機会が大きく失われたことも一因であると認識をしております。これまで本市におきましては、高校生への直接的な周知活動は十分に行われておりませんが、若い世代につきましては二十歳のつどいの際に奄美会の紹介チラシを配付するなど、周知の確保に努めているところでございます。また、今年度につきましては、市内高等学校3校の卒業式において、各郷友会の案内を名刺カード形式等で周知をするという予定にしております。議員御案内の自身のキャリアアップにつながる相談会、郷土料理等学べる調理体験、大学生、専門学生、20代・30代の若手社会人との市内中学生が気軽に参加できるオンライン交流などお聞きしておりますので、これなどはスポット参加型のイベント等はこれからの若い人にとって参加しやすく、奄美への関心を深めるよいきっかけになるものと受け止めております。これらの実現には、全国の奄美会との連結が不可欠であります。本市としてしましても、各奄美会のホームページ案内や広域事務組合との連携による周知体制の強化に加えまして、御紹介ありましたイベント企画の共同検討など、行政として担える部分を検討しまして、協力体制の構築に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、奄美会と郷友会の若い世代が奄美とのつながりを誇りにして受け継いでいただきまして、将来の組織担い手の核になっていただけるよう、本市としましても協力体制を引き続き検討してまいります。以上です。

朝木一仁 議員（1番） 部長、ありがとうございました。新型コロナが非常に大きい影響だったなというふうに思います。だからこそ、こういったオンラインでの環境という整備がまた新たな価値を生み出してくるんじゃないのかなと思ひ、今回質問させていただきました。また、今年度からの取組で、こういった名刺カードでの郷友会の周知というところもいただきましたので、ここにも期待をしたいというふうに思っております。奄美群島広域事務組合においても、オンラインを活用したこういった全国の奄美会との意見交換会も、先ほど市長からの答弁でも今月あったというふうに伺っておりますが、こうい

ったオンライン環境が慣れている奄美会もあれば、やはりまだまだこういった設定のところから不慣れな奄美会もあるというふうに聞いておりますので、シンプルなところからでいいと思いますが、そういった環境整備もぜひ広域事務組合との連携で進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、③の質問に移ります。令和6年度第4回定例会、同僚の叶議員からの質問でありました人材確保就職支援給付金に関する二十歳のつどいでの参加者への周知についてでございます。そこで、昨年度の実績とその成果について伺いたいと思います。また、この制度は今年度で3年目を迎える制度でございます。この二十歳のつどいでの周知というのが一過性にとどまることなく、継続的な周知が必要かなという思いで今回取り上げました。制度の概要説明も含め、昨年度の二十歳のつどいにおける周知の実績について答弁を願います。

國分正大 商工観光情報部長 それではお答えいたします。本市の求人向け支援施策である人材確保就職支援給付金事業につきましてお答えいたします。本事業は、依然として人材不足が課題となる中、市内事業所への就職を促進し、労働力の確保を図ることを目的として実施をしております。特に人材不足が顕著な業種として、本市が指定する支援強化業種、情報通信、宿泊、公共交通、建設、介護福祉、大島紬に該当する事業所に就職し、かつ6か月間を経過した方に給付金を支給する制度でございます。二十歳のつどいの参加者への周知につきましては、令和6年度、351名の参加者に事業紹介のチラシを配付させていただきました。名瀬・住用地区で305名、笠利地区で46名となっております。

御質問の各奄美会や郷友会のイベント時における周知につきましても、各事務局や関係機関と連携した体制づくりに取り組む中で進めてまいりたいと考えております。あわせて、SNS等を活用した制度周知につきましては、本市ホームページへの掲載に加えまして、鹿児島県の移住交流サイトにて情報提供を行っているところでございます。今後も、市内の業界団体や経営支援機関へ働きかけ、市内の高等学校及び専門学校での事業説明など様々な機会を捉えまして、積極的な周知を進めてまいりたいと考えております。以上です。

朝木一仁 議員（1番） 部長、今答弁いただきました、この人材確保就職支援事業、るる今説明をいただきました。こちら前回行われた決算委員会におきまして、執行額のほうを見ますと、令和5年度から令和6年度、205万円から520万円というふうに大きな増加をされているということで、数字だけ見ると何かしらやはりアクションがあったのかなというふうに思います。今回二十歳のつどいでの周知でありましたり、ホームページ等の案内も奄美市でやっておりますが、年齢制限の撤廃など新たな取組があったように感じます。

そこで、申請件数の状況であったり、奄美市としてこの令和6年度に執行額が増えたということについて分析や評価を行ってあれば、詳細に御説明いただきたいなというふうに思います。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、申請数の推移等についてお答えいたします。議員御案内のとおり、令和5年度の申請数14件、給付総額205万円に対しまして、令和6年度は申請数35件、520万円と大幅に伸びております。主な要因としましては、本事業は令和5年度からの新規事業であったことから、令和5年4月1日以降かつ雇用期間が6か月間を経過後に申請ができる制度であったため、実質的な運用期間が半年にとどまったことが考えられますが、二十歳のつどいでの周知とか、年齢制限の撤廃など、新たに取組んだことも要因の一つと考えております。今後とも効果的な周知に努めるとともに、事業の運営状況を検証しながら、市内事業所の人材確保に資する取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

朝木一仁 議員（1番） 部長、今答弁いただきました。ありがとうございます。申請半年後からの適用ということで、いろいろあったと思いますが、実際伸びているということは非常に魅力ある事業だというふうに思いますので、これはもう周知が徹底していくべきだなというふうに感じております。こうい

ったことを活用して是非Iターン、Uターン等も活用して、また郷友会との連携も強化しながら進めていただきたい事業の一つだと思います。

そこで、④の項目、第1最後の項目になります。今後の奄美会との連携について伺いたいと思います。これは提案も含まれているところですが、奄美市、そして広域事務組合においても積極的に関わっていただき、こういった支援の情報をサポートしていただきたいという思いで質問いたします。この奄美というものは、県人会だけでなく、一地域としての組織が地球規模のネットワークとなっておりまして、その団結力や愛郷心というのはまさに私たちが考える財産的価値があるなというふうに考えております。市長におかれましてもカリフォルニアでそれを実感されたと思いますので、今後ともこの奄美会との連携を密にしていきたいなと思います。そしてまた、今後島を離れる方々にとっても、この奄美会というのがどこにいても心のよりどころになってもらいたいなという思いであります。そして、現代、仕事がどこにいてもできる時代となっていると思いますので、島出身者の皆様が全国、世界、どこで暮らしていても奄美を身近に感じてもらうために、まずこの組織の周知、そしてこういった制度の活用等々も考え、様々な議論、そして政策をテーブルの上に並べていただけたらなというふうに思います。

それでは、大きな2番目の質問に移ります。空き家対策事業に関してです。奄美市における空き家問題は、人口減少や高齢化の進行、さらには相続未登記による管理不全など、複数の要因が絡み合う大きな課題となっております。こうした中、本市では、令和6年度より空き家解消による住環境総合対策事業を新たに実施し、除去するだけでなく、地域の安全確保、住環境の改善、移住・定住の受皿づくりなど、まちづくり全体と連動した政策であるというふうに認識しております。一方、市内の空き家件数は依然として1,000件を超えており、特に相続未登記や所有者不明によって実質的に対策が進まないケースも増えているとの声も寄せられます。こうした状況を踏まえ、まず①相続登記の義務化について伺いたいと思います。以前任意でありました建物や土地の相続登記が令和6年4月1日より義務化されました。令和9年3月31日までの猶予期間を過ぎてしまうと10万円以下の過料になる可能性があるということで、奄美市内の空き家のうち、相続登記が必要な物件数について、現在把握されていまして、名瀬、住用、笠利、3地区でお示しいただきたいと思います。あわせて、空き家の件数、直近の推移についても伺いたいと思います。

藤原俊輔 総務部長 それではお答えいたします。本市では令和7年2月から市内全域において空き家の実態調査を行ったところであり、1年以上にわたって居住実態のない空き家は市内に1,177件存在することを確認しております。現在、近隣住民等関係者の皆様から情報の収集や土地建物登記簿調査、固定資産税納税義務者調査等により空き家等の所有者確認を行っているところですが、令和7年12月1日現在で、空き家1,177件のうち、建物登記がある建物は名瀬454件、住用25件、笠利111件の合計590件でございます。登記がされていない建物が名瀬108件、住用136件、笠利61件の合計305件となっております。なお、名瀬120件、住用3件、笠利159件の合計282件の建物につきましては、現在調査中でございます。また、相続人の登記状況ですが、登記名義人が死亡しており、相続登記はされていない建物が名瀬が319件、笠利が74件、住用につきましては現在調査中となっております。次に、空き家件数の推移についてでございますが、前回、令和元年の調査時点では市内で1,049件でしたので、前回と比較し128件増加している状況でございます以上です。

朝木一仁 議員（1番） 部長、詳細な情報ありがとうございました。空き家の推移も増えている中で、こういった相続の地区ごとの法務局とも連携しながらやっぴいかなきゃいけないところもあると思いますが、相続未登記のところは305件、また相続人のところもまだ今住用は現在調査中ということで、貴重な情報でした。ありがとうございます。ぜひ、国として相続登記の義務化に至ったということが公共整備の進捗を進めるところであつたりとか、また環境面のところもあると思いますので、期間がもう令和9年3月31日までとなっておりますので、ぜひここは周知徹底、奄美市も対岸の火事ではなく自

分事としてしていただきたいなと思うところでもあります。そこで気になる点ですが、今申し上げました、市行政としてもこういった情報というのをホームページ等を通じて相続義務化の周知を行っているところでもあります。今回、周りの方へアプローチしてみると、この情報を知っている方もいれば知らない方もやはり存在しておりました。この情報、制度そのものを知らない方々に対して、やはり所有者や相続人のアプローチというのは、市民サービスの向上の一環として市としては積極的にやっていくべきかなというふうに考えます。特に島外居住者や高齢者の周知について、義務化の猶予期間内に確実に情報を届け、手続を促すことが重要であると考えております。

そこで伺います。現在までに市として具体的なこの相続登記の義務化について、周知計画や取組があればお示しいただきたいと思えます。また島外居住者について、オンラインでの相談、また郵送による手続など、遠隔地からでも申請がスムーズに進むような支援策が考えられると思えます。こうした取組について、法務局への働きかけの状況、また市独自で予定されていることがあれば伺いたいと思えます。

藤原俊輔 総務部長 それでは、議員御質問の相続登記に関してお答えいたします。議員御質問の相続登記に関する事項につきましては、一義的には法務局が中心となって行うものと理解しておりますが、本市といたしましては、固定資産税の納付書発送時に合わせて相続登記の義務化についてのチラシを同封するなど、周知の取組を行っているところです。また、現在空き家として実態把握を行った建物について、所有者と思われる方々に空き家の活用の意向調査を行っておりますが、その際にも相続登記の義務化についての周知を行っているところでございます。加えて、毎年行っております空き家等関係セミナーにおいても、具体的な相続の相談について弁護士等専門職の皆さんに相談に乗っていただく機会を設けているところでございますので、引き続き様々な機会を通じて周知啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

朝木一仁 議員（1番） 総務部長、今答弁いただきました。いろいろな案内等合わせて周知いただくということで、大変そういった案内というのも心強く思いました。この相続登記の義務化は法改正によって一気に注目が集まった一方で、やはり知らない方あるいは自分事として見てない方に対してどう思わせるかというところが、ここがネックだなというふうに私も思います。特に島外で暮らす相続人の方々にとって、物理的にも心理的にも距離が生じている中で、一歩踏み出しにくい状況というものもあるかと思えます。だからこそ、市としまして、やっぱり積極的に今動かなければというところを分かりやすく伝えていく仕組みづくりというのが大切なというふうに感じました。また、オンライン相談や郵送の手続の案内など、対応しやすい環境づくりというのもひとつ大事になってくるかと思えます。それが住民負担の軽減に加えて、結果として空き家の管理不全であったりとか、所有者不明を防止することにも直結するのではないかというふうに思えます。今、総務部長からもありました具体的な方向性と御提示いただいた点もこれから取り組んでいただきたいと思えますし、検討ではなく、今実行に移しているような形で周知しているということですので、より丁寧で分かりやすい広報をお願い申し上げたいと思えます。

それでは、②の質問に移ります。地域おこし協力隊との連携について伺います。本市では、今年1月より名瀬、笠利、住用の3地区に新たに地域おこし協力隊を各1名配置し、空き家の実態把握や除去支援など取組が進められております。毎月発行される奄美市だよりの協力隊の風の欄においても3名の活動状況を拝見することができ、その活動に期待を私もしているところであります。そこで伺います。まず、現在として、この3名の協力隊の方々の実績や調査結果について、市としてどこまで把握されているのかという点を伺いたいと思えます。また、空き家問題というものは、行政内部においても関係部署が多岐にわたっていることから、横断的な対応が求められるかなというふうに思えます。市行政としまして、この協力隊3名との役割分担というところも非常に私詳細に伺いたいなと思い、今回質問させていただきますが、庁内での情報共有できる体制づくりがどうなっているのかというところも併せて伺いたいと思えます。

藤原俊輔 総務部長 先ほどの答弁におきまして、奄美市内全体の空き家の件数は1,177件と申し上げましたが、その内訳といたしまして、名瀬地区が682件、住用地区が164件、笠利地区が331件となっております。

地域おこし協力隊の行っている現在までの活動でございますが、先ほどお答えした市内全域の空き家実態調査は主にこの3名の地域おこし協力隊員に携わっていただいたものであり、また、現在は庁内連携体制に基づきまして、空き家の所有者調査、所有者と思われる皆様への活用意向調査を中心に業務を行っております。調査業務以外にも、行政協力員・駐在員・職託員会への説明会に参加して、市内の空き家の状況や早めの対策の重要性についての説明、啓発を行うとともに、介護関係部署とも連携し、介護施設入所者の方々の御自宅が空き家になり放置されないようチラシを作成し、御家族への周知、現に空き家になっている建物についてはすぐにでも活用する手だてがないか等検討を行っているところでございます。加えて、空き家の解消に当たっては、庁内の関係部署だけではなく、弁護士等法曹関係専門職など、庁外関係団体等との横断的かつ包括的な連携も重要であることから、奄美市空き家対策等協議会の中で適時適切な対応を行えるよう、庁内はもとより庁外の関係団体とも協議や検討を行っているところであり、地域おこし協力隊の皆様にも当該協議会へ積極的に関わっていただいているところでございます。以上でございます。

朝木一仁 議員（1番） 部長、ありがとうございます。今の協力隊の方々の最前線の行いというものが、そういった協議会等を通じて皆さんで情報を共有されているということが分かりました。また、この所有者不明のところですかね、所有者に聞き取りですかね、そこも行っているということで、協力員、駐在員、介護関係者のところもアプローチされているということで今伺うことができました。やはりこの空き家問題というものが単に建物の老朽化だけでなく、今部長がおっしゃったような相続所有者不明、地域コミュニティの希薄化など、複数の要因が絡み合う問題であるなというふうに私も感じているところであります。しかし、最終的に市行政が部局横断でしっかりと連携し、調査、活用、除去、移住・定住施策など、一本につなげていくことは不可欠であるかなというふうに思います。今回、協力隊の3名の方々、役割分担や庁内の情報共有体制についても一定の説明を今いただきましたので、今後さらにこの協力隊の皆様がより活動しやすい環境づくり、そして、また現場で得た知見というものが市の政策判断へぜひ反映させていただきたいなというふうに思いました。ありがとうございます。

それでは、③の質問に移ります。近年、国におきまして二地域居住を重要施策として位置づけ、都市と地方を行き来しながら生活する新しい柔軟な暮らし方の普及が進められております。令和6年には、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部が改正され、市町村による二地域居住計画の策定、支援法人制度、空き家活用やコワーキング整備に対する支援など、官民連携を推進する枠組みが整えられました。この政策は地方にとっては関係人口の拡大、または担い手確保、都市部においても過密回避でありましたり、あとは多様な働き方の促進につながると、双方にメリットがある仕組みづくりであるなというふうに思います。そして、本市におきましても、市長、そして市行政が掲げる関係人口の増加という方向性を同じくするものではないかなというふうに考えます。さらに、国が実施する先導モデル事業におきまして、奄美市から合同会社KAZAMIさんが採択されているということは、これは非常に大きな強みであるなというふうに思いました。既に奄美市は国から二地域居住の実践地域として期待されていると言える状況にあると思います。このように国の政策的後押し、そして市内民間事業者への動き、空き家対策との連動を踏まえても、この二地域居住の推進というのは本市にとって極めて可能性の高いものであるかなと思います。このような状況を踏まえ、奄美市としても独自の対策が必要になってくると考えますが、都市と地方を異なる地域に生活拠点を持ちながら、行き来しながら働く二地域居住者と、奄美でもよく聞くんですが、年に数回の帰省のためにやはり家を押さえている方々というのがいらっしゃるかなと思いますが、そういった方々をマッチングできるような市独自の環境整備というものを進めることができないか、伺いたいと思います。

藤原俊輔 総務部長 現在、国において、ふるさと住民登録制度の制度設計が議論されておりますが、日本全体が人口減少局面にある中で二地域居住など関係人口の増加につなげる取組は、地域社会を維持する有効な施策の一つであると考えているところです。本市の取組としましては、二地域居住を希望する方々に対し、情報提供や相談、普及啓発などを行っている事業者を、法に基づく特定居住支援法人として今年6月6日に指定しているところでございます。先ほど議員からも御案内がありました同指定法人と協力し、本市における二地域居住の現状把握に努めているところでございます。また、本市に関連した取組としましては、日本航空のマイルの付与による二地域居住推進事業に参加し、本土居住の皆様との交流拡大に努めているところでございます。なお、今後、特定居住促進計画を策定することなどにより、二地域居住等による関係人口の拡大を目指し、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。議員御質問の年に数回帰省のために確保している住宅につきましては、先ほどお答えしました空き家調査において、空き家として位置づけられている可能性がございます。現在、実施中の個別の意向調査において、空き家の活用状況も見えてくるかと思っておりますので、その中で二地域居住として活用可能な建物がありましたら、積極的に活用を働きかけてまいりたいと思っております。以上でございます。

朝木一仁 議員（1番） 部長、ありがとうございます。先ほど特定居住促進計画の策定、現在、日本の地域でも進めているところが、例が何件か私も拝見させていただきました。こういったところで空き家改修であったり、二拠点居住、今後の整備、そして、テレワーク拠点など、今後の可能性をもう既に実施している地域、こういった計画を策定している地域というのもあるそうでありますので、奄美市としても、今後、空き家の相続問題がどんどんより広がってくる中で、奄美市としても、この二地域居住、新たな考え方、あと奄美市独自の考え方というのでもぜひ持っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。今年、62回を迎え、市制施行20周年記念ともなった奄美まつりは、歴史、芸能振興、生活文化の集大成として、脈々と受け継がれてきた本市最大の祭りであります。音楽の力を示す歌の祭典、交易の基盤であった舟、舟こぎ大会、礼節を学ぶ場としても今でも受け継がれている相撲、また、現代文化の象徴であるパレード、そして、祭りを代表する花火、あとは異なる歴史、物語、リズムを交流する八月踊り等々あります。これら全て、私たち奄美大島が誇る文化的遺産であり、奄美まつりはその象徴的存在でもあると考えております。とりわけこの八月踊りは、奄美の基層文化を深く反映した民俗芸能であり、本市が未来に残すべき極めて重要な文化資源の1つであると強く考えます。つきましては、市行政として、この八踊りが持つ文化的価値、そして、奄美文化の基盤としてどのように位置づけているのか見解を求めます。

當田栄仁 教育部長 それでは、八月踊りの文化的価値ということでお答えをいたします。議員御存じのとおり、八月踊りは、アラセツやシバサシ、お盆、十五夜、豊年祭などで踊られるものです。奄美大島では北部と南部で歌い方やチジンをたたく役割が異なっているなどの違いがあります。現在も各集落において踊られておりますが、笠利町佐仁の八月踊りは八月踊りの本質的な部分を残しており、将来の進化、発展が期待できるとして、平成23年4月に鹿児島県指定無形民俗文化財に登録されております。そのほか、昨日の市内小中学校音楽発表会においても複数披露されておりましたように、文化伝承活動として八月踊りに取り組まれている学校も多数あることから、本市教育委員会としましては、文化的側面から見ても大変重要な踊りであると認識しております。議員御案内の奄美まつりにおける八月踊りにつきましては、今年度は新規団体が4つ加わり、合計31団体、約2,100人の方々が集い、にぎわいを見せておりました。また、毎年八月踊りの季節になりますと、奄美博物館宛てに島内外から八月踊りが行われる集落や開催日時についての問合せが多数ございます。各集落団体におかれては、八月踊りの伝統を絶やすことがないように、後継者育成に努めておられますが、本市教育委員会としましても、主に映像等の保存継承の分野において、関係機関と連携して支援に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

朝木一仁 議員（1番） 部長答弁いただきました。奄美市としてこの八月踊り、奄美まつりの八月踊りが持つ意義、そういった見解というのを、今頂きました。大変重要であるという認識をしました。そこで、先ほど部長からもありましたが、映像として残していくことも大事であるというふうに思います。奄美まつりにおきましては、公式チャンネルになるんですか、奄美まつりの公式チャンネル等において、映像記録として残されておりますが、八月踊りを含む、この祭り全体にしても、やはり私的には歴史的・学術的にも大変意義のあるものだというふうに思います。今後も体系的かつ継続的に、この映像記録として残していく意向があるか伺いたいと思います。

當田栄仁 教育部長 それでは、続きまして、奄美まつりにおける八月踊りの映像保存に関してお答えをいたします。現在、本市において動画投稿サイトY o u T u b e奄美まつり公式チャンネルに、舟こぎ競争、バレードとともに八月踊りの動画を公開しております。また、本市教育委員会におきましては、これまで奄美大島各地と、名瀬八月踊り保存会による映像を記録保管しております。それに加えまして、国立民俗学博物館によって記録されました八月踊りの映像資料も保管をしております。しかしながら、各集落郷友会等が一堂に会した奄美まつりにおける八月踊りの映像に関しましては、持ち合わせがございませんので、今後は過去の映像等も含め、資料収集、保存に取り組む必要性を感じているところでございます。

朝木一仁 議員（1番） 部長ありがとうございます。この奄美まつりにおける八月踊りということで、今回取り上げさせていただいたんですが、やはり次の質問につながる内容だったんですが、これ昨年、鹿児島県の薩摩川内市、2024年3月、薩摩川内市の大綱引きが地域主導による記録の作成、そこから保存会の組織化と行政支援、そして、積極的な価値創出、1つ目の質問で本気度を伺ったところですが、そういったところを経て、国指定の重要無形文化財に指定されたという背景があります。そしてまた、今年は薩摩川内市のほうで大綱引きのギネス記録にも挑戦されたということで、観光的行事としても取り組まれた背景がありました。奄美市においても、この事例というものを参考にして、八月踊りの民俗的・芸術的価値の調査と記録というものを、ぜひ本格化してほしいなという思いで取り上げさせていただいております。こういった文化財に指定されることというのが、集落内で、生活として一部として受け継がれてきたこの八月踊りでありますので、そこに指定されることが本質ではないかもしれませんが、奄美まつりにおいてのやっぱり八月踊りというのは、祭りの要素も含むと思いますので、こういったところで、ぜひ市指定の無形民俗文化財のところから目指す、そういった方向性もあってもいいんじゃないのかなというふうに思います。2021年、奄美大島ユネスコ世界自然遺産に登録されております。世界を見てみましても、この自然遺産というのが235、世界には存在しております。また、世界文化遺産として1,248の文化遺産があります。まだ日本には登録されておませんが、この自然と文化両方の価値を備えた複合遺産というものもあるそうです。今後、こういった自然と文化の両方の価値を備えた複合的遺産、あるいはそれに準ずる価値としての視点も市行政としてぜひ持っていただきたいなと、そこはやはり生活感に触れる集落の八月踊りという反面ではなくて、奄美まつりにおけるこういった八月踊りをぜひとも継承していくような取組というのも必要じゃないかなというふうに思います。

つきまして、その担い手、後継者不足の解消と八月踊りの文化的価値の向上、保存に向けて、市としてどのような、こういった調査、記録の作成であったりとか、後継者育成の支援策を講じていくかが必要になると思いますが、そこについて、奄美市のビジョンをお示しいただきたいと思います。

當田栄仁 教育部長 それでは、今後の八月踊りの継承についてということで、御質問のビジョンという点につきましては、先ほど主に映像等の保存継承に努めたいという旨を申し上げましたので、ここでは御提言の市の文化財指定について、見直し等をお答えしたいと思います。八月踊りを含む伝統芸能文化につきましては、その多くが後継者不足などの課題を抱えております。議員御案内の八月踊りの文化財

指定につきましては、地域文化の評価を高め、未来を担う次世代への島の誇りを継承することにつながり、観光的付加価値を高めていくことも期待されます。市の文化財指定に当たりまして、保存団体の設立や管理者の指定などの課題が生じてまいりますので、他の市町村の事例も踏まえまして、担い手の皆さんの御意向、こちらと併せまして、奄美市文化財保護審議会の御意見等も伺いながら、今後の可能性について検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

朝木一仁 議員（１番） ありがとうございます。この文化財というものを登録するしないというところもあると思いますが、そこが本質ではなくて、こういったことを継続、そしてまた後継者の育成というところにあると思いますので、先ほど空き家の問題でも申し上げましたが、関係人口の増加や将来的な人口減少を見据えた地域づくりの維持というものを、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。そして、この奄美まつりにおける八月踊り、奄美全体の文化というものを象徴し、PRを担う場として、より広い視点から盛り上げていく必要があるというふうに考えております。

そこで、最後の質問になります。市長のマニフェストに掲げられておりました自然、歴史、文化や地域コミュニティなど、奄美の宝を生かした高付加価値化の観光体験メニュー造成や地元人材の育成に、官民連携して取り組むというマニフェストも掲げられております。現状、この奄美まつり、見る祭りという側面もあるのですが、私は、この八月踊りを核にして、ぜひ体験する観光というものへの転換も必要ではあるのかなというふうに思います。この文化の継承と経済効果は両方につながる鍵として一つを担うのかなというふうに思います。そこで伺います。市行政としまして、文化と観光をどのように発展させ、こういった八月踊りをはじめとする奄美の文化を高付加価値化していくのか、今後の方針について伺いたいと思います。

國分正大 商工観光情報部長 お答えいたします。議員御提案の奄美まつりを見ることに加えまして、参加する、これは観光への仕組みづくりということで捉えさせていただきまして、大変貴重な御意見、御提案だというふうに考えております。本市としまして、これまで市内各集落及び奄美大島各町村等からなる30を超える踊りの場を設けてきました。誰でも参加できる祭りになるよう取り組んでまいりました。近年では踊りを見学に来られた観光客の方々が、踊りの輪に加わり、一緒に参加して楽しむ光景を多く見るようになりました。このことは、八月踊りが観光客を引きつける1つの素材であることの表れでございます。議員御提案のこれを観光という観点で申しますと、観光への仕組みづくりにつながるものと考えております。いずれにいたしましても、引き続き奄美まつり、特に八月踊りの周知に努め、観光資源として生かし、自然と伝統文化のあふれる本市になるよう取り組んでまいります。御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

朝木一仁 議員（１番） ありがとうございます。神聖なものに対して、今触れているのは重々承知のこととあります。一方で、この奄美まつりにおきまして、地域内外の人々が一緒になって盛り上がり、また、奄美の文化を分かち合える貴重な機会であるというふうに認識していただきたいなと思います。この魅力を来訪者がともに踊り、ともに感じていただける体験として、さらに磨きをかけていくことで、文化地域もより豊かに育まれていくと私は信じております。市の積極的な取組をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

多田義一 議長 以上で、チャレンジ奄美 朝木一仁議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○
多田義一 議長 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 奥 輝人 議員の発言を許可いたします。

奥 輝人 議員（15番） 議場の皆さん、市民の皆さん、きゅうやうがみんしょーらん、こんにちは。私は、自由民主党所属、無所属の奥 輝人でございます。令和7年12月議会、あらかじめ通告してまいります一般質問を行います。一般質問は丸2年ぶりとなります。わくわく感と緊張感をもって臨みたいと思います。

一般質問を始める前に少々所見を述べたいと思います。まず、私事ではありますが、奄美市の議長を2年間務めさせていただき、本当に多くの方々に大変にお世話になりました。また、親切丁寧な御指導など御鞭撻を賜り、議長職を無事に終了することができました。本当にありがとうございました。感謝申し上げたいと思います。これまでの多くの経験と体験は、本当私の宝物となりました。これからも奄美市の一議員として精進していきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。次に、後半の奄美市の議長を務める多田義一議長、議長就任、誠におめでとうございます。向こう2年間、奄美市議会の先頭に立って、市民に開かれた議会に、また、透明性のある議会に、そして、市民に見える議会を目指して、そして、市議会の融和的発展に向けて頑張っていたいただきたいと思っております。議長の前からですけど、エールを送りたいと思っております。そして、次に、安田市長、奄美市長選挙において、2期目の当選、誠におめでとうございます。安田市長におかれましては、これまでの4年間は、「明るく やさしく 風通しのよい 懐かしい未来都市・奄美市」を目指して、市民との対話と連携、そして、挑戦を行動指針に、その身軽なフットワークで奄美市の活性化に尽力されてきました。そのような安田市長の政治姿勢と政治的手腕が、市民の皆さんに高く評価されて、2期目の当選につながったものと認識しております。これまでの1期4年間の経験と体験を基に、第2章となる「明るく やさしく 風通しのよい 懐かしい未来都市・奄美市」のさらなる向上に全力で、そして、幸せの島・奄美市の構築に、全力で頑張っていたいただきたいと思っております。安田市長の今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。頑張ってください。

それでは、一般質問に入ります。1、安田市長2期目に向けた取組についてであります。（1）3地区の特色ある発展について、名瀬、住用、笠利には多くの資源や財産が存在しております。それぞれの特色を生かしていく取組を伺いたいと思っております。奄美市が合併をして本年度は20周年の節目となります。これまでは合併してよかったと言えるまちづくりを目指していました。これは、これからも変わらないと私は思っております。また、合併当初から3地区の均衡ある発展と、3地区の一体感の醸成を掲げてまちづくりを進めてきました。これからも基本的にはスタンスは一緒であると思っております。今回、安田市長が掲げる3地区の特色ある発展について、名瀬地区においては、観光産業の推進や官民連携による商店街と地域活性化の推進、また、住用地区においては、自然豊かな資源と産業おこしの推進、また、笠利地区においては、農水産業振興を柱とした農水産物の拡大の推進、移住・定住に向けた環境づくりの推進など、多くの発展用途があると思っております。さて、この3地区の特色ある発展について、名瀬、住用、笠利についてであります。今後の取組や、今後の見解等を伺いたいと思っております。あとの質問からは発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 奥 輝人議員の御質問にお答えします。先ほどは激励のお言葉をありがとうございました。しっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。3地区それぞれの特色を生かした今後の取組についてということですが、名瀬、住用、笠利の3地区について、それぞれが有する個性を踏まえながら、地域の自主性と創意工夫を尊重しつつ、全体としての一体的な発展につなげていくことが重要であると考えております。まず、共通の基本的な考え方としましては、本市が抱える最も重要な課題は、人口減少対策であり、移住・定住を促す生活環境の整備、仕事環境の充実、子育てがしやすい環境づくりなど、1期目から取り組んでいる事業のさらなる充実を図り、できる限り人口減少を抑制する施策に引き続き取り組む必要があると考えております。その上で、名瀬地区につきまして

は、政治、行政、産業、医療、福祉などの機能がコンパクトに集約されていることから、本市全体を支える拠点としての役割を意識しながら、中心市街地、なぜまち商店街、屋仁川通り、マリンタウン地区などや、おがみ山を活用した市民も観光客も歩いて楽しめるまちづくりを進めていくほか、商店街や民間団体等とも連携して、定期的なイベント開催や街歩きツアーなどにも取り組み、にぎわい創出を図ってまいります。また、クルーズ船来港時のさらなる経済効果発揚や国際交流の機会増大について、官民連携を強化して議論や実践を進めてまいります。住用地区につきましては、生物多様性を誇る世界自然遺産の山々に囲まれる豊かな自然環境などの特性を踏まえ、地域資源を活用した地場産品の商品開発や集落ガイドの育成、情報案内板の設置など、自然を活用した稼ぐまちづくりを目指していくほか、マンガローブパークや三太郎の里、奄美体験交流館など、観光交流拠点のさらなる充実を図り、それぞれの施設である点ごとの充実から、点から線、線から面へと、地域全体にこの稼ぐ力が波及していくような取組を図ってまいりたいと思います。笠利地区につきましては、一面に広がるサトウキビ畑や美しい海岸線など、農業や観光リゾートの拠点であることから、スマート農業を含めた多様な生産性向上の取組や、地元農産品、魚食の普及などを促進して、生産者の収入の安定や、稼ぐ農林水産業づくりにつなげていくほか、宇宿貝塚史跡公園については、官民連携してSDGsの発信拠点としての活用を図り、奄美縄文に根差した固有で多様な価値を発信してまいります。そして、付加価値の高い観光や農業の拠点として、また、移住・定住の拠点化などを図りたいというふうに思っております。そして、本市未来計画、未来の奄美市づくり計画に基づく、奄美市「未来づくり」総合戦略2025、また、住用町、笠利町それぞれの地域の皆様の思いや願い、希望が詰まった、住用・笠利両地域の地域創生戦略で掲げる施策を着実に実行していくことで、3地域の特色ある発展、そして、本市が目指す将来像「自然・人・文化が紡ぐしあわせの島」の実現につなげてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

奥 輝人 議員（15番） 市長ありがとうございます。今の一番の問題はやっぱり人口減少を、今、冒頭で話をしていましたけれども、やはりこの奄美市が合併したときには4万8,000人という人口がありました。今は4万を切って3万9,000とかそういう数になってきております。本当その3地区がこれから発展していくためには、そういった人口減少を食い止めて、にぎわいのあるまちづくり、そういったものを3地区でタイアップしながら取り組んでいかなければいけない時代に来ているのかなという感じがしております。本当3地区においては、いろいろな各集落、各地区においては宝物もたくさんあります。またブランドもいっぱいあります。そこら辺りも観光客などにいろいろPRをしながら、この奄美に移住・定住できるような、そういった施策も今後のビジョンの中には結構ありますので、そこら辺りが具現化できるように取り組んでいただきたいなと思います。3地区の特色があれば、この奄美市の将来のビジョンも輝かしい奄美市になっていくと思いますので、そこら辺りをマッチングしながら取り組んでいただきたいと思います。この問題については、以上で終わりたいと思います。

次に、(2)の安田カラーの創出について、どのようにして安田カラーを創出していくのか考えているのかを伺いたいと思います。これまでの1期4年間は、「明るく やさしく 風通しのよい 懐かしい未来都市・奄美市」を目指して、各種事業に、各種の施策に取り組んできたものだと思います。1期4年間で、マニフェストも88項目と取り組んでおり、100パーセントを実現したものもあれば、まだ道半ばのものもあり、トータルで約60パーセント以上達成しているとの見解でもありました。まだ道半ばのものは、これからの4年間で実現に向けて取り組んでほしいと思います。これまでの4年間のうちで、前半の約2年間については、前市長の朝山市長のそういった事業とか施策を見ながら、また、その達成状況を見ながら、予算組みも打たれてきたものだと思います。後半の3年目から4年目にかけては、徐々に公約の作業に取りかかってきたように感じるころでもありました。市民の皆さんからも、市長は頑張っています。頑張っているんだけど、まだ公約に掲げている、「明るく やさしく 風通しのよい 懐かしい未来都市・奄美市」の実現に向けて、公約の達成状況などに関して、まだ見えにくい部分が多々あるということ、私のほうに相談じゃないけど、そういった意見が結構あったのも覚えております。今回、2期目に突入しましたので、今後は安田カラーを十分に発揮していかなければ

いけない2期目だと私は考えております。さて、これからの4年間、安田市政の真価が問われる期間だと思いますので、この4年間のうちに、安田カラーの創出について、安田市長はどのようなカラーを出しながら、市民の皆さんに、見える化です。見える市政運営など、どのような手腕で行こうと考えているのかを伺いたいと思います。

安田壮平 市長 御質問ありがとうございます。議員御質問のどのように安田カラーを創出していこうと考えるかということでございますが、まずは、1期目の主な成果や実績としましては、様々な見方があるとは思いますが、私自身が感じていることとしては、多くの分野での官民連携が進んだこと、子育て支援が充実したこと、デジタルの活用が進んだことなどが挙げられると存じます。その上で2期目において、さらにカラーを出すということですが、私自身の政治理念である、政治は弱者を助けるためにあるということ、また、行動指針である現地・現場やスピード感を重視し、市民の皆様からの声に重きを置いて考える、対話と連携、そして、挑戦という姿勢は変わらずに磨きをかけてまいります。そして、歴代の市長の理念や政策を参考にして、本気で幸せの島を目指すということを、市政の中心に添えてカラーを発揮していきたいと存じます。具体的には、123項目のマニフェストの着実な実行を図りたいと思っておりますが、まず、農林水産業、ものづくり、観光交流、情報通信産業などを中心に経済・産業政策を拡充しつつ、中心市街地活性化にも資する子育て・保健・福祉複合施設や、笠利においては、土盛海岸の整備、住用においては、マングローブパークの整備など、重点事業をはじめとする計画的なインフラ、ハード整備や積極的なストックの活用を行い、市民1人当たり所得を向上させます。また、生活に密着する諸課題への相談対応を充実させるなど、困っている方々に徹底して寄り添うとともに、医療・福祉の充実を図り、市民お一人お一人の健康づくりに寄与してまいります。そして、子育て・教育の充実や移住・定住の促進、町内会、集落や中心市街地の活性化を図って、次世代を育みながら、人と人とのつながりを大事にする地域づくりに取り組み、子どもから高齢者まで安心して楽しく暮らせる奄美市を目指します。このように、経済的な豊かさと健康づくりに向けた取組、そして、人と人とのつながりがあってこそ、市民の生活満足度や幸福満足度が高まり、幸せの島に近づいていけると考えております。そのために、本市が行う全ての施策や事業が、全て幸せの島につながっているということ、全庁を挙げて深く共有するとともに、実現に向けて共に取り組むパートナーである市民、民間の皆様や、全ての関係者の皆様に市政情報を共有するべく、情報公開や情報発信、対話や説明を徹底してまいります。

また、政策展開に当たっては、結果や成果を重視すべく、政策目的や数値目標を明確にして達成を図ってまいります。市民を守り、地域を支えるとともに、男女共同参画やデジタル活用、働き方改革など、新たな価値やスタンダード、標準を生み出すという気概を持って、今の私たちや将来を生きる子どもたちのために、自然・歴史・文化などの伝統を大事にしながらも、新たな挑戦をし続け、自他ともに認める幸せの島奄美市を築いていけるよう、全力で取り組んでまいります。以上でございます。

奥 輝人 議員（15番） 市長、よく分かりました。本当これからのビジョンでもありますので、そういったマニフェストもそうでありますけど、ハード事業、あとソフト事業、また、インフラ整備、そこら辺りが、市長がやっているそういった事業なんだという、そこら辺りも、市民の皆さんによく見えるように、また、それを説明しながら、市長との語りの中でも、そういったことを全面に打ち出しながら、市民の皆さんが納得できるような、そういった市政運営と、また、市長自ら市民の皆さんに出向いて声かけしながらやっていければ、この安田カラーがさらに輝いていくと思います。今、安田カラーといえ、ネクタイの青ですよ。自分は青が安田市長にはぴったりだと私は思っておりますので、青色、ブルーの色が、本当奄美市全域に広がるように取り組んで頑張ってくださいたいと思います。頑張ってくださいたいことを祈念いたしまして、この1問と2問はもう終わりたいと思います。これから頑張ってください。ありがとうございます。

それでは、大きな2番のフライト農業・フライト輸送の推進についてに行きたいと思っております。（1）

の夏場における台風対策について、マンゴーやパッションフルーツ等の航空輸送について、これは2年前にも一応質問をしております。現状について伺いたいと思います。その前に、まず、奄美諸島は本当台風の通り道、台風の銀座でもあります。2年前は台風6号が接近し、鹿児島からの定期船も11日間という長い間欠航が続きました。そういった事例がある中で、マンゴーが、そのときは本当11日間も、県、本土に出荷できないということで、島内での出荷と、あと、根腐れとか、そういった商品価値が低下したことがありました。そういったことがないように、今後のフライト農業・フライト輸送の推進を掲げて、今、質問していますが、その後の2年間のうちに、このフライト農業・フライト輸送について、台風時期のときに、こういった台風時期の在り方、外海離島へ送るそういった工夫とか、いろいろな面で、航空会社との折衝、接触、どのようであったのか、この2年間でどのように進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

大庭勝利 農林水産部長 それでは、議員御質問の台風時におけるマンゴー及びパッションフルーツの航空輸送についてお答えいたします。まず、令和5年第3回定例会においてお答えしておりますとおり、定期線欠航時の農産物の航空輸送につきましては、輸送量の制限や優先順位から実施が困難である状況にあり、現時点でもその状況については変わっておりません。航空輸送の優先順位は旅客を最優先とし、次に、郵便物、その後に生鮮品、そして、貴重品、最後にその他の貨物と伺っております。台風等により定期船が欠航した際には、人員や物資の移動が集中し、航空機の積載量も限られていることから、現状では、定期線欠航時の代替手段として、農産物を安定的に航空輸送するということは難しいと認識しております。しかしながら、昨年度、奄美群島農政推進協議会において、マンゴーの緊急出荷の可能性を探る航空輸送による実証実験を行っております。その結果、輸送方法による品質の差は見られず、常温での航空輸送に一定の可能性があると示唆がされているところでございます。先ほど議員から御指摘があったように、11日間の船の欠航ということで、やはりそういった御指摘のとおり、様々な課題がありますので、今後につきましては、引き続き航空輸送の可能性を探りつつ、農産物の安定供給に向けた最適な手段を検討し、関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと存じます。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。一応2年前の答弁とほとんどもう変わらないということでありまして、一応2年前は、こういうことがあったんです。今、航空会社からは前向きな検討をしていきますという話もあったんですけど、そういった前向きな話は、今全然回答がなかったもんだから、実証実験はやっているということで、何ら問題がないのであれば、航空会社との折衝については、これは、国と県も携わっていかなければ、これはできないものかなと、今、感じたところでありますので、国や県のそういった代議士、先生方もいますので、そこら辺りとの折衝などはされていたのか、されていなかったのか、そこら辺りまでちょっとお願いしたいと思います。

大庭勝利 農林水産部長 ただいまの2年前の件につきましても、やはり民間の会社でございますので、どのように輸送コストとか、そういったものを進めていくかということは、非常に問題点というか、課題になるかと思っておりますので、その辺については、それぞれの立場で、議員の皆さん方の陳情だとか、そういったこともされていることは聞いています。具体的に進展したということがないのが現状でございます。以上です。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。一応今の件は、台風時におけるそういった緊急時のフライト農業でありましたけれど、次の質問は、（2）番に入りますけど、これ悪天候にかかわらず、もう平時においてのフライト農業・フライト輸送の推進についての質問をしたいと思います。外海離島である奄美大島、徳之島、奄美群島においては、フライト農業・フライト輸送が現実的になった場合は、画期的な農業振興が図られると思っております。そこら辺りで、この外海離島におけるハンディをなくすためにも、平時でのフライト輸送、これをどうにか実現しなければいけないのかなと考えております。今ま

で台風が来たときは、航空会社も台風が奄美に近づくまではしっかりと飛んでいますので、そこら辺りを重心に考えていかなければいけないと思っていますので、今後の平時においてですけれども、フライト農業の輸送とか、見解、今までは台風時期だったんですけど、今度はもう平時、そこら辺りでどのような考えを持っているのかを伺いたいと思います。

大庭勝利 農林水産部長 それでは、平常時の農産物の航空輸送についてお答えいたします。平常時におきましては、マンゴーやパッションフルーツについては、運送会社を通じ一部航空輸送が行われていると伺っております。ただし、航空輸送は海上輸送とは異なり、冷蔵設備を伴わないため、常温での輸送となること、そしてまた、届け先やサイズによりますが、輸送費が1.5倍から2倍、またそれ以上というふうになることから、現状では海上輸送が主流となっているということでございます。今後、農産物の航空輸送を推進していくためには、貯蔵施設の整備や農産物の集荷、積載体制の確立、さらに空港での取扱い環境の整備など、インフラ面及び運用体制の強化が必要になるものと考えております。いわゆるフライト農業の推進につきましては、農産物の鮮度向上による付加価値の向上や、生産者の収益改善につながる可能性がある一方、現行の物流手段やコスト構造に踏まえ、航空輸送を導入することの費用対効果について、慎重に検討すべきだと認識をしております。

奥 輝人 議員（15番） 大変難しい、厳しいような今答弁でありましたけれど、今後はそういった厳しい回答であったけど、そこを前向きに、県の県議員とか、国会議員などいろいろなと相談しながら、奄振予算等でも使いながら、航空会社との折衝していかなければいけないのかなと思います。この件については、一応自分も議長をしていたときに、国会議員ともいろいろ会話をする機会がありました。これは不可能ではないと言っていましたので、これはできる可能性は99パーセント、100パーセントできますよという、そういった回答も受けていますので、これは本当、その県の職員とか、そういった関係団体や機関が積極的にやっていくんだよと、そういった気持ちがなければ前に進まないよという話も聞いていますので、やはりフライト農業をすることによって、奄美の農業振興、それにつながっていきます。特に夏場のマンゴーとかパッションフルーツ、果樹等です。冬場については、たんかんは季節風等があつて、何日か欠航する可能性もありますけど、特に夏場のこれをどうにかしていただきたいなど。そこで、一応この奄振予算等で、今、農林水産物輸送コスト支援事業において、この予算額、どのぐらい利用実績があつて、そして、不用額はどのぐらいあるのか、そこら辺りちょっとお願いしたいと思います。

大庭勝利 農林水産部長 それでは、奄美群島農林水産物等輸送コストの支援事業の実績についてお答えいたします。令和4年度の補助金額は750万1,457円、不用額が249万8,543円です。執行率が75パーセントでございます。令和5年度は1,135万506円、不用額が233万5,494円、執行率が82.9パーセントでございます。令和6年度は、1,285万1,369円、不用額が465万7,052円となっております。執行率が73.4パーセントでございます。以上です。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。この農林水産物輸送支援事業の不用額でも、その執行率でも、75パーセント、82パーセント、73パーセントという、70パーセント前後が使っていますけど、そういった残ったものが、やっぱりこういった航空輸送などに充てられるように、この予算も全額執行できるような、そのぐらいの気持ちで、フライト農業、航空輸送に力を入れていただきたい、また、熱を出していただきたいなどと思います。本当このことが実現した場合は、画期的に奄美が潤いますよ、これ。そして、今の海上、部長が言った海上輸送だけありますので、海上輸送の場合は、海上輸送と比べてこの航空輸送は、今日の朝、出荷したら、夕方には、もう鹿児島本土について、そこから消費者に手に届くと、その商品が、そのようなメリットもありますので、そこら辺りも考えながら、国会議員にも私のほうも、また再三要望していきたいと考えております。どうか、このフライト農業が推進でき

るように取り組んでいけたらと思いますので、部長のほうも、どうにか県と国のほうにも、要望活動、要請活動をしながら取り組んでいただきたいなと思います。市長も、よろしくお願ひしたいと思います。本当、課題は山積していると思いますが、これが、やっぱり夢のある農業だから、夢があって、農家も頑張っていこうというのがありますので、本当これ夢の持てる農業ということで、外海離島の奄美群島、一体となって、広域と一体となって取り組んでいけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。この件については、以上で終わりたいと思います。

次に、3番目のサトウキビの振興策についてであります。(1)番の増産についての取組状況について、今日から、富国製糖さんは、もう搬入、受入れ式を行っております。本年産の生産量が約2万7,000トンということで、今回は、もう本当豊作のような感じであります。今回、増産についての取組状況についてでありますけれど、今の現在の収穫面積と生産量の推移の過去3年間と、あと収穫面積の拡大について、どのような事業や対策等を講じているのかなどなど、一応まずは聞きたいと思ひます。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。まず初めに、収穫面積と生産量についてお答えいたします。富国製糖管内の収穫面積と生産量の過去3年間の推移につきましては、令和4年産が収穫面積535ヘクタール、生産量が2万7,495トン、令和5年産が収穫面積534ヘクタール、生産量2万6,466トン、令和6年産が収穫面積531ヘクタール、生産量2万5,553トンになっております。次に、収穫面積の拡大について、どのようにということでのお尋ねでございます。議員御指摘のように、富国製糖内では、生産量3万トンを超えた年というのは、直近で平成22年産3万1,540トンでございました。しかし、平成23年にメイチュウによる被害により1万6,997トンと大きく生産量が減少し、国や県、また、奄美市さとうきび振興対策協議会において、様々な事業に取り組んでいるところではありますが、議員御指摘のとおり、高齢化や担い手不足により、収穫面積や生産量がなかなか回復に至っていないという状況でございます。以上です。

奥 輝人 議員(15番) サトウキビの増産については、富国製糖管内は、当初からもう3万トン、最低でも2万8,000トンは必要だということでもありますので、この収穫面積と生産量がマッチして2万8,000トン以上になってくれたら、富国製糖の経営も安定していくという話も聞かれておりますので、今後は、収穫面積の拡大が図らなければ、そういった生産量が取れないものだから、そこら辺り、今、部長が言われた収穫面積の拡大の事業やいろいろな支援等もありますので、そこら辺りを農家とかにいろいろと支援をしながら、サトウキビの栽培面積、収穫面積が減少されないように取り組んでいただきたいなと思います。今、本当、受託組合とかさとうきび生産振興対策協議会においては、いろいろなメニューの事業を出していますので、今、物価高の中で経費も高くなっていますので、そういった経費分を補填しながら、サトウキビの増産に向けて取り組んでいると思ひますので、そこら辺りは、部長が答弁したことがもう理解できましたので、理解しました。

それと、今後においては、この夏植えと春植えと株出しですよね。その割合について、今どのようになっているのか、新夏まで分かれば、令和7年度の現状、夏植え、春植え、株出し、新夏まで、どのような格好になっているのか、面積までお願ひしたいと思ひます。

大庭勝利 農林水産部長 それではお答えいたします。本市の夏植え、春植え、株出しの割合でございますが、令和6年産実績で、収穫面積につきましては、503ヘクタールのうち、夏植えが60.5ヘクタールで12パーセント、春植えが59.5ヘクタールで11.8パーセント、株出しが383ヘクタールで76.2パーセントでございます。また、栽培面積につきましては、収穫面積の503ヘクタールに、新植の夏植え面積78.7ヘクタールを足しました581.7ヘクタールとなっております。以上です。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。一応総面積が581ヘクタールということでありますけど、今までは600ヘクタール以上確保していたのが、600ヘクタールも下回ってきていると、面積も減少しているのかなという思いがしております。そういった中で、株出しが76.2パーセントもあって、どうにか生産量が確保できているのかなと思います。これについても、株出し栽培が単収が上がるような、そういった取組の事業等もありますので、そこら辺りも農家に周知徹底しながら取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次にですけれど、この大規模農家の育成について、③の大規模農家の育成についてであります。まずは、現在の状況から伺いたいと思います。まず、農家の戸数等、年々減少に転じている状況であると思いますが、現在の農家の戸数、あと大規模農家は何戸なのか。これ生産量が300トン以上ということでありますので、あと300トン以下の100トン農家は何戸なのか。100トン以下の農家数は幾らなのかなどなどをちょっと教えていただきたいと思います。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。本市の令和6年産実績で300トン以上の農家が16戸、100トンから300トン未満の農家は51戸、100トン未満の農家は216戸でございます。今後の大規模農家の育成につきましては、国や県、また、奄美市さとうきび振興対策協議会などの事業を活用していただき、規模拡大に向けて推進をしているところでございます。以上です。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。一応300トン以上の農家が16戸ということで、その数はちょっと増えているのかなという思いがしております。それがやっぱり若手の農家とか、あと担い手農家の年代もあるかと思いますが、その年代です。この300トン以上の年代などは、これどのようになっているのかを聞きたいと思います。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。本市の令和6年産の法人4戸を除いた実績で申し上げますと、20代は3名で1パーセント、30代は10名で3.6パーセント、40代は22名で7.9パーセント、50代は20名で7.2パーセント、60代以上は224名で80.3パーセントでございます。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。一番多いのは60代以上ということで、これも小規模農家だと思いますので、今後の対応策としては次につながりますけれども、この機械化一貫体系の確立・普及について、それがやっぱり大事になっていくのかなと思いますので、質問したいと思います。

これからのキビ作は、やはり機械化の一貫体系の確立・普及が必要条件となっていくと思います。現在2,000トン農家も1農家出ております。その要因は、やっぱり機械化の一貫体系の確立が普及が進んでいるからであります。そこまでの大規模経営に至るまでは、多くの苦労や大型機械の購入への投資、栽培技術の習得、耕作畑の確保、雇用や人材の確保などが、今までの課題でもあったのかと思います。現在は、2,000トン農家、そして、300トン以上農家というのがもう16戸いますので、その16農家さんをさらに引き延ばすためには、この機械化の一貫体系、いろいろな事業等もあります。国の事業、県の事業とかありますので、そこら辺をうまく組み合わせながら、大規模農家の育成について、今の取組状況などを伺いたいと思います。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。まず、令和8年から17年度までの10か年計画である第3期さとうきび増産計画を策定するために行いましたアンケート調査結果を基に、今後、規模拡大を目指す農家へは、農地中間管理事業を活用した農地のあっせんを行っていただくところでございます。そのさとうきび増産計画に基づくアンケートにより、機械導入希望者の把握など進めているところでございます。今後も引き続き希望者の情報収集を行いながら、農地のあっせんや事業を活用した機械導入への支援を行い、機械化一貫体系に取り組んでいただくよう推進してまいりたいと思っております。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。機械化の中でも、やっぱり植え付け機から、あと培土器、中耕機、あとハーベスターの収穫機です。そういったものが一つそろえるためには、莫大な資金が必要になってきますので、そこら辺りの資金を農家さんが考えながら取っていると、導入していると思いますけど、次につながりますけど、そういった若手農家がやはり個人で取れるような、そのような事業が欲しいと個人で、今までやっぱり組合で3名以上とか、法人化しなければ取れないという、そういった事業しか今までなかったものだから、本当この前も、三反園先生との意見交換会の中でも、若手農家がどうか個人で機械が取れるように、例えばトラクターでも、今まで3名以上だったのが1人で取りたいと、3名で取るメリットはないと、デメリットしかない、通帳も一本化、そして、計画書もうみんなでそろえて出さなければいけないと、そういった手間を考えたときに、もう3名でやったときの苦労が大変だということをおっしゃっていました。私もいろいろと大型機械、トラクターなど持ってますけど、自分は組合をつくって導入しました。今後のこういった夢のある農業、サトウキビをやっているという、そういった若手の農家などが、担い手農家が希望する、個人で導入できるような、そういったシステムが、今後は本当必要なのかなと考えております。

それで、このイになるんですけども、サトウキビのクラスター事業の導入についてを伺いたいと思います。サトウキビ農家からの要望としては、サトウキビのクラスター事業を導入してほしいと。このクラスター事業というのは、その地区地区の生産者が一体となって、一本化になって、その中で個人個人で導入できるのが、このクラスター事業でありますので、畜産のほうでは、奄美市畜産クラスター活性化事業がありますけど、サトウキビにもそれを導入してほしいというのが、この前の意見も結構ありましたので、そこら辺り、サトウキビのクラスター事業が導入できないのか。今までの過去においては、全然こういったサトウキビの対しての支援事業の中で、クラスター事業など話が持ち上がっていませんでしたが、今、そのクラスター事業について、今どのようになっているのかをまずは伺いたいと思います。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。議員がお尋ねになりました、個人で機械等が導入できるクラスター事業の導入につきましては、サトウキビ関連での事業というのは、今のところございません。現在、サトウキビ関連の機械導入につきましては、国の考え方として、高齢化等による労働力不足を補うため、また、機械の規模に応じた受益面積を所有する受託組織や、3戸以上の農家で組織する団体法人などが導入できることとなっております。議員も御承知のとおりだと思いますが、この個人導入ができる事業につきましては、以前より農家からの希望があることも認識しているところでございます。8月に生産者及び関係機関と意見交換を行った地元選出の国会議員や、10月には意見交換を行っております農林水産省との方々への要望も行っているところでございます。本市といたしましても、引き続き、個人導入ができる事業を新設していただくよう、今後も引き続き要望してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。やっぱり離島ならではのそういった悪条件がありますので、畜産については、畜産クラスター事業ということで、そういった畜産の部会でまとまっているいろいろな要望しながらやれば、個人個人入りますので、これは、本当国が考えなければいけない施策でもあると思いますので、どうか個人で導入できるような、そういったシステムを構築していただければ、やっぱり今後のサトウキビ農家の若手農家が意欲を持って、1,000トン農家、2,000トン農家、そういった農家が増加していくと思われまますので、そこら辺りを今後取組を強化してもらえたらなと思います。私のほうも、またいろいろな先生方に、どうか個人で導入できるような、そういったシステムをやっていただきたいということをもたまたまた訴えていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、④の品種について伺いたいと思います。現在、サトウキビの品種が結構あると思います。5品種、6品種ぐらいあると思います。そういった品種の中で、今、この笠利地区における、奄美大島における品種、どのような品種があって、どのような割合で栽培されているのか、どの品種が推奨されてい

るのか、そこら辺りお願いしたいと思います。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。本市が現在優良種苗として農家へ提供する品種につきましては、6品種あります。令和6年産実績では、農林8号が全体の0.2パーセント、農林22号が5.6パーセント、農林23号が20.2パーセント、農林27号が33.3パーセント、農林30号が3.2パーセント、そのほか、令和5年度より植え付けをしている「はるのおうぎ」を含め品種が混在しているその他品種として37.5パーセントあります。また、奄美に最適な品種につきましては、株出しの発芽が良く、糖度が高い農林23号、次に農林27号で、株出しの発芽は23号には劣りますが、糖度が高く、多くの収量が見込め、全体の半分を占めているというところがございます。また、そのほかの品種もそれぞれに特徴がありますので、黒穂病などの被害によるダメージ等を軽減するためにも、数種類の品種を栽培するよう推進しているところがございます。以上です。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。本当、奄美大島で品種がやっぱり今多いのが農林27号、次に農林23号ということでありました。今年のサトウキビは、本当に台風が来ていないから、もう伸び過ぎて倒れて、あと台風も来てなくて、雨で打たれて、昨日、一昨日、ハーベスターのほ場に行ったんだけど、サトウキビがもうごちゃ混ぜというか、一方向に倒れていたらハーベスターも刈り取りが早いんだけど、こっち側、右から倒れ、また左から倒れ、また正面から倒れたりして、ハーベスターのオペレーターはもう本当これ大変だなと思いました。今年は本当サトウキビが育っていますので伸び過ぎて、ハーベスターのオペレーターがこうやって行ったり帰ったり、来て帰ったりとか、そういった苦労しているんですよ。そのぐらいの伸びがあって、普通は簡単に行けるんだけど、その中でハーベスターに適しているのが農林23号だと思うんです。その23号でさえも、そういったハーベスターがもう入りにくい。もう時間がかかるとそういったキビが、今出てますけど、今後の方策として、ハーベスターがやっぱり主流になっていますので、もう98パーセントぐらいのハーベスターの稼働率が高くなっていますので、この23号の推奨について、この27号については、本当、径が太くて、もうハーベスターのあれにはもう吸い込むのが、今回は本当に難儀というか、ハーベスターの吸い込みができないような感じのサトウキビも結構ありますので、今後は本当23号等推奨しながらやってもらいたいと思います。その中で、やっぱり糖度とか、23号と27号の糖度などがどのようになっているのか、糖度まで分かったらちょっと糖度の高さとか、そこら辺りちょっと確認していませんか、糖度については。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。糖度については、残念ながら、私、今、資料を持ち合わせておりませんが、今、議員がおっしゃるように、幾つかの品種を持って、黒穂病に、またいろんな病気に対応できたり、また、おっしゃるように、茎が細いもの、ハーベスターにファンが吸い込んで散らばらないようにとかいうことで、現在試験的にはまたR K 10—29というもので、これは沖縄県の品種なんですけど、そういったものも、今後配布予定として進めているということもありますので、おっしゃるように糖度もしっかりと上がるような品種を選んでいきたいと思います。以上です。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。先日、日曜日に笠利のほうで笠利マルシェがあって、私も行ったら、その後に、大庭部長夫婦が来て、サトウキビの品種を見学していました。これサトウキビの一本一本6種類だったけど、それを見ながら多分勉強したと思います。サトウキビ、笠利では緑の大地には、サトウキビが本当大事でありますので、さらに勉強して、その品種と、あと糖度、糖度が上がるそういった品種を推奨しながら、サトウキビの栽培面積がまた増えるように取り組んでいただきたいと思いません。この前の笠利マルシェで、サトウキビのその品種を見たんだけど、どのような感想を持ちました。

大庭勝利 農林水産部長 まず、そのマルシェのときには、奥議長からいろいろと勉強させてもらって本当にいい勉強になりました。こんなに6種類も本当植えるということは思ってもおらんかったんです。

それで、一番は課の職員が説明をしてくれたんですが、すごくアニメといいますか、アニメのものを模して、子どもたちでもみんな取り組んで見れるように、勉強できるようなそんな表示の仕方があったので、すごく子どもたちから大人までずっとこうやって研究して勉強するようなことができたなというふうに思いました。以上でございます。

奥 輝人 議員（１５番） サトウキビの勉強をまたしっかりとやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう最後になりますけど、⑤の生産コストの低減対策についてですけれども、今農家に支援している、そういった支援事業などあればお願ひしたいと思います。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。物価高騰等により農家の経営が逼迫している状況でございます。その状況の中、現在取り組んでいる事業につきましては、大島本島さとうきび生産対策本部で行っております。国のさとうきび生産性向上緊急支援事業を活用して、総事業費約7,300万のうち、国庫補助金3,100万円の予算で、農家への肥料、薬剤に係る経費一部助成事業、そして、ハーベスターの修理等のメンテナンスに係る経費の助成を行っているところでございます。また、奄美市さとうきび振興対策協議会においても、2,500万円の予算で薬剤や除草剤、そして、堆肥などの有機資材の委託作業や機械リースなどに係る経費の一部助成事業など、農家のコスト軽減を図るための努力をし、事業に取り組んでおります。以上です。

奥 輝人 議員（１５番） よく分かりました。本当サトウキビの増産については、そのほかにもいろいろな堆肥を投入したりとか、サトウキビの水をまいたりとか、かん水とかいろいろな条件もありますので、そこら辺り増産につながるような、農家さんがこうやって夢の持てるようなサトウキビ経営ができるような、そういった支援策です。あと支援とかソフト事業・ハード事業、高齢者の方が機械が持たなくて、受託組合が加勢ができるような、そういったことをしながら、サトウキビの増産につながっていくように取り組んでいただきたいなと思います。私もまた周知・広報しながら、農業振興に頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

私の一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、無所属 奥 輝人 議員の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午後3時45分）

第 4 回 定 例 会
令和 7 年 12 月 11 日
(第 3 日 目)

12月11日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|------|---------|-----|------|---------|-----|
| 1 番 | 朝木 一 仁 | 議 員 | 2 番 | 西 忠 男 | 議 員 |
| 3 番 | 帶屋 誠 二 | 議 員 | 4 番 | 瀧 真 一 郎 | 議 員 |
| 5 番 | 正野 卓 矢 | 議 員 | 6 番 | 弓 削 洋 平 | 議 員 |
| 7 番 | 幸多 拓 磨 | 議 員 | 8 番 | 大庭 梨 香 | 議 員 |
| 9 番 | 叶 幸 治 | 議 員 | 10 番 | 盛 剛 | 議 員 |
| 11 番 | 前 田 要 | 議 員 | 12 番 | 泉 義 昭 | 議 員 |
| 13 番 | 永 田 清 裕 | 議 員 | 14 番 | 崎 田 信 正 | 議 員 |
| 15 番 | 奥 輝 人 | 議 員 | 16 番 | 多 田 義 一 | 議 員 |
| 17 番 | 栄 ヤスエ | 議 員 | 18 番 | 与 勝 広 | 議 員 |
| 19 番 | 奥 晃 郎 | 議 員 | 20 番 | 伊 東 隆 吉 | 議 員 |
| 21 番 | 竹 山 耕 平 | 議 員 | 22 番 | 川 口 幸 義 | 議 員 |

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|-----------------|-----------|-------------------|
| 安 田 壮 平 | 市 長 | 諏 訪 哲 郎 | 副 市 長 |
| 向 美 芳 | 教 育 長 | 藤 江 俊 生 | 住 用 総 合 支 所 長 |
| 正 本 英 紀 | 笠 利 総 合 支 所 長 | 藤 原 俊 輔 | 住 務 所 長 |
| 屋 島 寿 郎 | 総 務 部 参 事 | 永 田 公 洋 | 総 務 部 長 |
| 久 保 和 代 | 企 画 調 整 課 長 | 奥 光 也 | 契 約 ・ 検 査 指 導 課 長 |
| 信 島 賢 誌 | 市 民 環 境 部 長 | 麻 井 庄 二 | 保 健 福 祉 部 長 |
| 喜 納 祐 司 | 福 祉 事 務 所 長 | 當 田 加 奈 子 | 福 祉 政 策 課 長 |
| 米 田 大 樹 | こ ども 未 来 課 長 | 郷 田 早 苗 | 健 康 増 進 課 長 |
| 盛 功 一 | 高 齢 者 福 祉 課 長 | 畠 山 正 明 | 重 点 政 策 推 進 監 |
| 國 分 正 大 | 商 工 観 光 情 報 部 長 | 田 中 巖 | 商 工 政 策 課 長 |
| 川 畑 良 二 | 紬 観 光 課 長 | 中 山 哲 史 | 産 業 建 設 課 長 |
| 大 庭 勝 利 | 農 林 水 産 部 長 | 川 畑 博 行 | 農 林 水 産 課 長 |

12月11日(3日目)

| | | | |
|---------|----------------|-------|-----------------|
| 坂元 久幸 | 建設部長 | 植田 斉久 | 土木課長 |
| 川上 浩一 | 上下水道部長 | 當田 栄仁 | 教育部長 |
| 村岡 和志 | 学校教育課長 | 押川 裕也 | 学び・スポーツ 推進課長 |
| 久保田 貴美人 | 地域教育課長 (住用) | | |

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|---------|---------|----------------------|
| 向 井 涉 | 議会事務局長 | 本 田 信 章 | 議会事務局次長兼 調査係長事務取扱 |
| 田 川 正 盛 | 主幹兼議事係長 | 麓 浩 登 志 | 主幹兼庶務係長 |
| 泉 優 美 | 庶務係主査 | | |

多田義一 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。(午前9時30分)

○

多田義一 議長 本日の議事日程は、一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告事項の積み残しのないよう時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次、質問を許可いたします。

最初に、チャレンジ奄美 正野卓矢議員の発言を許可いたします。

正野卓矢 議員(5番) 市民の皆さん、議場の皆さん、インターネット中継を御覧の皆さん、おはようございます。チャレンジ奄美の正野卓矢です。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に一言申し上げます。去る12月8日、午後11時15分頃、青森県東方沖を震源とする地震が発生いたしました。この地震により被害に遭われた皆様、また生活に影響を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。住民の皆様にとりましては不安な日々が続いていることと存じますが、一日も早く平穏な生活を取り戻されますよう、心からお祈り申し上げます。

さて、安田壮平市長におかれましては、先般行われました奄美市長選挙において、2期目の御当選、誠にありがとうございます。1期目の4年間において、市民の期待を日々の努力と積み重ねによって確かな信頼へと変えてこられたのは、市長御自身の力であり、また、それを支えてきた市職員の皆様の御尽力のたまものであると感じております。2期目となるこれからの4年間も、市長らしく、市民の声に真摯に耳を傾けながら、掲げられた123のマニフェストを着実に前へ進め、その成果を市民の皆様へ還元していただきたいと願っております。また、市民の皆様も共に奄美市を前進させていけるよう、積極的に情報を発信していただき、理解と協力を広げていただきたいと思います。私も議員の一人として一つ一つの政策に真摯に向き合い、議会の場で建設的な議論を重ねながら、市長と市民の皆様をつなぐ架け橋となるべく努めてまいります。奄美市が「明るく やさしく 風通しのよい、なつかしい未来都市・奄美市」として未来へ歩みを進められるよう、共に力を尽くしてまいりたいと存じます。今回の市長のマニフェストに、「新しい課題への対応」の章の冒頭では、現代をVUCAの時代と述べられています。すなわち、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性に満ち、先行きが見えにくい状況であるということです。私は、まさに昨今のお米市場が直面している課題そのものだと感じました。現在のお米市場は、気候変動や物価の高騰、消費者志向の変化など、予測困難な複数の要因が絡み合い、極めて不安定な状態にあります。私は、先月から二度ほど九州や関東で開催された米・食味鑑定コンクールというお米事業に携わる事業者が一堂に会する大会を視察に行きました。そこで様々な業種の方々からお話を伺いましたが、やはりこの先も見えにくい、そういった声が多く聞かれました。価格は高止まりの状況にありながら、いつ暴落するのか分からない不安定さを抱えているとの意見もありました。お米は日本人の主食であります。万が一、価格に大きな異変が生じた場合には国としても、当然、対応されると信じております。しかしながら、奄美市においても新しい課題への対応という観点から独自に早急な取組を進めていただければ、より安心できるのではないかと感じております。

それでは質問に入ります。1、人口減少について。(1)少子化対策について。①現状の認識について伺います。国、県、本市が多岐にわたる少子化対策を実施していて、その効果も認められているが産まれてくる子どもたちは減少している。個々の政策の効果とは別に、この現状についてどのように認識していますか。今後の方向性についてという質問なんです、分けて聞かせていただきたいと思います。

国や県、そして本市もこれまでに本当に多くの少子化対策や子育て支援に取り組んできました。奄美市においても、結婚から妊娠、出産、産後、そして子育てに至るまで多岐にわたる支援が行われ、市民の皆さんから助かっているという声も確かに寄せられており、その効果については疑う余地はないものと感じております。しかしながら、私が気になっていることは、これだけ国や県、奄美市が人、予算、エネルギーを注いでいるにもかかわらず、産まれてくる子どもの数は依然として減り続けているという現状です。これは、施策の数や量、思いだけでは埋められない何か大きな構造的な問題があるのではないかと考えに至りました。いろいろと手は打っているにもかかわらず、産まれてくる子どもは減っていく。そこにあるのは漠然とした怖さです。今の政策の延長上に出生数が上がっていく未来がないのではないかとこの怖さを感じてしまいます。そこで伺います。個々の政策の成果とは別に、この現実をどう認識しているのか。どのような危機感を持っているのか。出生数の減少は島の未来そのものが立ち行かなくなるかもしれません。この大きなリスクに対して、市としてどのように捉えているかをお聞かせください。次の質問からは発言席で行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。正野議員の御質問にお答えします。先ほどは激励の言葉をありがとうございました。しっかりと取り組んでまいりますので、どうかこれからもよろしく願いいたします。それでは、人口減少、少子化対策、現状の認識についてでありますけれども、議員御案内のとおり、これまで本市におきましても子育て支援に関する各種施策に取り組んでいるところであり、妊娠、出産期から出産後、そして子育て期と、ライフステージに応じたきめ細やかな支援に取り組んでいるところでございます。平成25年に国の機関が示した将来推計人口では、令和2年時点の本市の0歳から4歳までの人口予測が1,573人であったのに対し、実績としては1,647人と74人の増加となっております。一方で、本市の出生数の推移を見ますと、平成18年が462人であったのに対し、令和6年は220人と半数以下になっており、全国同様、本市においても少子化が進行している状況でございます。また、今後も全国的に少子高齢化や人口減少が進行する将来予測がなされております。少子高齢化が進む中、現在でも様々な課題がございますが、今後も労働力人口の減少や個人消費の減少による地域経済の衰退、地域コミュニティなど人と人との支え合いの減少などが多様な地域課題への対応として迫られることと思っております。しかし、そのことを恐れるのではなく、正面から向き合い、官民が連携して人口減少に対応できるまちづくりを進め、市民一人ひとりが幸せを実感する「しあわせの島」を実現できるよう、前向きに取り組んでいくことが重要であると考えております。本市といたしましても、人口減少や少子化に少しでも歯止めをかけるとともに、各種課題の解決に向けて子育て支援はもちろんのこと、「かせぐ」地域づくりなど全ての施策を総動員して、社会構造の変化に柔軟に対応できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。なお、持論ではありますが、人口減少対策、少子化対策の論点は多々あると思っておりますが、その一つの手段として海外からの移民受入れということもありますが、これは国策でもありますので、ここで述べるのは差し控えたいと思っております。日本社会で子どもを産み育てる場合は、多くの場合、結婚が前提となります。そして、今、日本の社会では事実婚よりも法律婚が大多数を占めております。法律婚での結婚ということの子育て世代の方々に選択をしていただくということが大事となってきます。結婚、妊娠、出産というのは、あくまでも個人、プライベートの領域であります。私は「二十歳のつどい」や高校生との「ふれあい対話」などにおいては、そういう個人の自由を大前提とした上で、ぜひ考えてほしいということをお伝えするようにしています。そのことが、きっと高校生、若い世代の皆さんを育てていただいた親の大変さ、ありがたさが分かることにもつながるということを併せてお伝えしています。こういうメッセージを伝え、機運を醸成することも私たち大人の役目であり、責任であるというふうを考えておりますので、ぜひこれからも様々な面でこういうメッセージを伝えていきたいと思っております。以上でございます。

正野卓矢 議員（５番） 市長，御答弁ありがとうございます。様々な要因があつて，今，行っている施策は大変効果があつて，予想よりも数は多く産まれているんですが，実際に産まれてくる子どもたちは半数以下になっているという現実があるということですね。正直，たくさんの成果がありながら減っていくことに対して，どういったことか理解したくての質問となっています。経済的な課題であつたり，晩婚化，非婚化，そういったものを選べる自由もありますし，キャリア，子育ての両立，そして実際，若い人たちの人口の減少であつたり，先ほど市長からもありましたが，地域での人と人とのコミュニケーション，そういったものが減ってきたことがやっぱり原因なのかなと感じました。

そこで，先ほど市長もたくさん述べていただきましたが，今後の方向性について質問させていただきます。出生数については，奄美市だけではなく全国的な課題だとは思いますが，この解決に向けて国や県の政策をただ追認するだけではいけないと思います。なぜかと言いますと，先ほどから何度も申しているように，あらゆる困り事に対して支援は行っておりますが，出生数に関しては依然として先行きが見えないからであります。奄美市独自の戦略，国の対策では届かないと感じている部分，市が独自に予算を投下していくことで効果が出やすく見えやすいことにつながっていくのではないかと，そういったほうにつながってほしいと感じています。正直，何が速攻性の効果をもたらすという答えは国においても見つかっていないのかもしれませんが，この出生数の減少について，その対策について奄美市としてのビジョン，今後の取組について，もしあれば御見解をお示しいただきたいと思ひます。

藤原俊輔 総務部長 おはようございます。それでは，本市におきましては，昨年度策定した奄美市「未来づくり」総合戦略2025において，人口の社会増減数をプラスに転じさせるターゲット層を子育て世代とすることで，将来予測の出生数を上回るという目標を設定しているところでございます。その実現に向けては子育て支援の充実が重要となつてまいりますが，その具体的方策については，令和7年3月に策定した第3期子ども・子育て支援事業計画において，その方向性をお示ししているところでございます。計画の策定に当たりアンケートを取ったところ，充実してほしい支援サービスとして，保育の充実，経済的支援，医療確保といった項目が上位に並んでいるところです。これらに対応するため，本市におきましては，保育の充実に向けた認定こども園の整備や保育体制強化事業の推進等による保育の充実，保護者の経済的負担の軽減については，国の制度等を活用した保育料無償化や市独自による0歳児から2歳児までの児童発達支援事業における利用者負担の無償化，さらには医療の確保の観点から，子ども医療費の無償化など地域ニーズに即した施策に取り組んでいるところでございます。また，子どもを授かりたい方々の男女ともを対象にした不妊検査や不妊治療費及び旅費への助成，妊婦の経済的負担軽減のための初回産科受診料の助成なども行っております。あわせて，第2子以降のお子様が生まれた際には，その健やかな成長を願ひ，出産祝い金を贈呈するなど，全ての方々が安心して子どもを産み育てることができるよう，切れ目のない支援の充実に努めております。本市の合計特殊出生率は1.75と県下19市でも上位のほうにございますが，今後とも市民の皆様のニーズの把握に努めながら，総合戦略や子ども・子育て支援事業計画に基づき，各種施策を推進してまいります。以上でございます。

正野卓矢 議員（５番） 部長，答弁ありがとうございます。今後，出生数を増やしていくためにターゲットを子育て世代に設定して，アンケートを取ったら，保育，そして経済支援，医療など，もろもろについての支援の答えが多かつたということですね。ありがとうございます。分かりました。以上，少子化対策について伺つてまいりましたが，本市におかれましては，国や県と歩調を合わせて多くの施策を打つてきたことは事実でありますし，その成果，効果についても，子どもを授かり，出産，子育てに至るまで多くの不安に寄り添ひ，支援を行っていることは市民にとって安心，そして心の支えにつながっていると感じています。しかしながら，現実として子どもの数は減つています。速攻性のある答えはないのかもしれませんが，実際，今回質問することでいろいろと資料などを見てみますと，今現在，目に

見える効果を追求していくことが近道なのかもしれません。市が今、行っていることが遠回りのように近道なのかもしれませんという思いにとらわれたことも事実です。ですが、産まれてくる子どもたちが実際に減少しているという現実には目を伏せてはいけなく感じています。だからこそ、独自の視点と戦略を持って、国の政策では届かない部分に市の資源を投下していく工夫、必要があるのではないかと、政策には予算がつきますので常に結果が出ることを求める立場ではありますけれども、この出生数を増やしていく施策に関しては大きな挑戦が必要なのではないかと感じています。狙いがあるが必死に取り組んだが、思うような効果が出なかったという結果になってしまう不安もございしますが、奄美市の挑戦に期待したいと思っております。産まれてくる子どもたちは、奄美市にとってはとても明るい未来を指してくれます。奄美市に効果が生まれる可能性がある、そういった施策には積極的にトライして行ってほしいと要望させていただいて、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、2番、福祉行政について。（1）こども誰でも通園制度についてお伺いします。①、この制度の導入が目指す意義と目的について、まず確認させてください。よろしくお祈いします。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、御質問のこども誰でも通園制度の制度導入の意義と目的についてお答えいたします。本制度は、全国で令和8年度から本格実施となる新たな子育て支援施策であり、生後6か月から3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月10時間まで柔軟に保育所等を利用できる制度でございます。本制度の意義は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することにあります。次に、目的であります、主に2点ございます。1つ目が、子どもの育ちであり、乳幼児が専門的な知識や技術を持つ保育者や同年齢の子どもと触れ合うことで言葉の発達や集団での振る舞いを育む機会を確保し、成長、発達に資する豊かな経験を持たせるためでございます。2つ目が、保護者支援であり、親子通園を通じて保育士等から育児支援を受けられるほか、同世代の保護者との交流により孤立や不安の軽減につなげるためでございます。本制度は、子育て支援の充実を重要な施策と位置づける本市としても、3歳未満の未就園児の支援を強化するとともに、子育ての不安を抱える保護者に交流や相談の場を提供できる制度として大いに期待しており、令和8年4月から円滑に制度を開始できるよう、設置条件等を定める条例案を本定例会に上程し準備を進めているところでございます。以上です。

正野卓矢 議員（5番） 所長、ありがとうございます。意義と目的について聞かせていただきました。制度導入の意義としては、子どもの育ちと保護者の支援、全ての子どもたちの支援、良質な生育環境にすることで集団生活や多様な学びとか、いろいろと効果があるんだと、保育士、専門的な人たちと関わることで潜在的なニーズの支援の早期発見につながったりするのかなと思います。あと、保護者の支援についても、多々、心理的負担を軽減したり、リフレッシュしたり、いろいろと効果があるのかなというところを確認させていただきました。

そこで、この意義と目的を達成していくためにも政策の支援も大切ですが、現場の声も大切なのかなと感じています。そこで、②の質問に移ります。保育現場の懸念と負担軽減策の具体化についてお聞きします。保育の質を確保するための現場の負担の軽減策について、市の考えをお聞きしたいと思ひます。この制度を実効性あるものとするためには、現場の保育士の業務負担が増えることや新たな受入れ体制の構築が必要になってくることについての懸念を市が今どのように把握し、検証しているかを伺ひます。あわせて、こうした現場の不安を解消し保育の質を維持するために、人材配置や財政支援など実効性のある具体的な負担軽減策について、市としてどのような計画や見通しを持っているのかお答えください。また、現場からある声などもありましたら併せてお聞かせください。よろしくお祈いいたします。

喜納祐司 福祉事務所長 御質問にお答えいたします。まず、こども誰でも通園制度の基本的な考え方を御説明いたします。本制度については、全ての保育施設等において実施を義務づけるものではなく、各

保育施設にて御検討いただき、対応の判断をしていただくものでございます。また、実施に当たっても受け入れる子どもの人数、年齢、利用日程や時間などの具体的な運営方法について、各施設が自主的に設定できる仕組みとなっております。あわせて、実施形態について御説明いたします。実施形態としては選択肢が2つ示されており、1つ目が、新たに部屋や建物を整備し保育士を追加雇用して行う一般型。2つ目が、既存の保育所等が定員の空き枠を活用し新たに保育士を雇用することなく現在の人員と施設で受入れを行う余裕活用型でございます。これまで、本制度に関しましては保育施設長会での説明や9月に実施した事業所説明会の開催のほか、子ども・子育て会議、また窓口や電話相談にて御意見を伺ってまいりました。その中では、制度の特性上、不規則かつ短時間の利用では保育士が子どもの特性を十分に把握できず、園児も新しい環境になじみにくいことが想定されることから、保育士が1人の児童に付きっきりになるのではないかという心配の声や、本制度実施のための新たな保育士の確保は現状でも困難との意見も伺っております。これらの意見を踏まえ、本市といたしましては、できる限り保育現場における新たな負担が生じないように、制度の実施形態については余裕活用型を基本とし、各保育施設との情報共有を図ってきた次第です。各施設において様々な懸念もあるところですが、現状、複数の施設から令和8年度中に本制度を実施したいとの申出をいただいております。

続きまして、現場の負担軽減策についてでございますが、本制度の本格実施に先立ち、昨年度、官民連携円卓会議を立ち上げ、保育士確保、労働環境の改善に向けた議題を共有してまいりました。また、円卓会議と並行して実施した提案型保育人材確保等課題解決実施モデル事業では、4事業者が就職フェアへの参加といった人材確保対策のほか、出退勤管理システム導入などデジタル活用の取組、保育士の事務負担軽減に向けたノンコンタクトスペースの確保を実施いたしました。このモデル事業の効果としては、デジタル活用により1施設当たり平均約月20時間余り、計68時間の事務負担軽減が実現したことや、ノンコンタクトスペースの確保により以前と比較して事務時間が確保されたと考える職員が72%に上ったとの報告がございました。これらの効果を4月の事業報告会において全ての認可保育施設と共有し、今年度も各施設での取組が展開されているところでございます。また、保育体制強化事業につきましては、昨年度、9事業者が制度を活用し、今年度は13事業所に増加するなど、保育施設において保育士の休息の取得時間や子どもと向き合う時間の増加、保育の質の向上にもつながっているとの効果を感じていらっしゃると思っております。また、公立保育施設につきましては、今年度、保育所業務支援システムの導入を実施するなどの改善を進めているところでございます。このように、人材確保、労働環境改善に向けた各保育施設の創意工夫を発揮した取組への支援を通じて負担軽減を図っているところでございます。以上です。

正野卓矢 議員（5番） 所長、ありがとうございます。いろいろとたくさんの施策に昨年度から取り組まれて、現場では幾つかの事業所が来年からこども誰でも通園制度に手を挙げていただいているということですね。施策がうまくいっているという認識で大丈夫なのかなと思いました。実際、思ったのは、現場が、先ほど所長もおっしゃいましたが、知らないところに0歳から2歳の子が預けられて迎えに来るまでずっと泣いていたら、保育士はその子にかかりっきりになっちゃいますよね。そういったことも考えると、余裕活用型でやっていくのがいいのかなと思いますし、ぜひそういった現場にいる保育士の負担は、そこで暮らす子どもたちにとって大きな影響があると思います。この制度の意義や目的が本当の意味で生きていく設計で進めていってください。しているんだと思いますけど、現場の先生方は子どもが好きでたまらない方たちばかりだと思います。そんな先生方が負担を抱え込む、それを口にすることができないような状況に追い込まれることがない形で現場の声に常に寄り添って、伴走しながら、ぜひこの制度は進めていってください。よろしくお願いします。これでこの質問は終わります。

それでは、3、教育行政について。（1）楽器運搬支援について。①奄美市の支援の現状についてお聞きします。奄美市内の吹奏楽部では、ティンパニやマリimba、バスドラム、コントラバス、チャイムなどといった大型の楽器の運搬が県のコンクールに出場する際や大きなホールを使った練習の際に、年に数回必要となります。現在においては、島内の楽器の運搬は保護者の協力の下、行われておりますが、

県のコンクールの出場の際の楽器運搬に対する支援は行われていない状態が続いております。大型の楽器の運搬に関しましては、子どもたちが手で運ぶことができずにコンテナに積み込み、海上を輸送して、本土においてはトラックを手配して練習場からコンクール会場、また船着場へ運び入れております。この運搬にかかる費用が物価高騰の影響から年々上がり続けている状況であります。このような状況を考えてみますと、楽器の運搬支援は必要であるのではないかと感じております。これについての奄美市の見解をお聞かせください。

向 美芳 教育長 おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えいたします。楽器運搬支援につきましては、大島地区、鹿児島県または鹿児島地区を代表して県内外での各種大会に参加するもので、文部科学省及び文化庁が主催、協催または後援する九州及び全国規模の各種大会に参加する団体または個人を対象に、10万円以上の運搬費に限り2分の1の額を補助しております。九州大会は1大会当たり20万円、九州大会の上位大会は1大会当たり30万円を上限額としております。現場の抱える具体的な負担についての認識でございますが、各団体の多様な活動状況に伴って発生する金銭的な負担については、正確な金額は把握しておりませんが、大きな楽器等を輸送しなければならない吹奏楽部はもちろん、島外の各種大会に参加する他団体等についても同様に金銭的、時間的、精神的な負担を抱えているものと認識しております。以上でございます。

正野卓矢 議員（5番） ありがとうございます。では、②のほうに移らせていただきます。地域格差の解消についてということですが、他の町村、隣接する多くの自治体が既に運搬費において、全額または高い補助率を実施して、離島におけるハンディキャップの解消に取り組んでいる中で、奄美市がこの楽器運搬支援に取り組んでいない理由として、最も大きな課題等、認識している点があれば教えてください。また、その課題をクリアしていくために、これまでどのような検討がされてきたのか。そして、この支援に対して取り組んでいく予定があるのかをお聞かせください。よろしく申し上げます。

當田栄仁 教育部長 おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えいたします。奄美群島内他自治体との比較で申し上げますと、やはり児童・生徒数、学校数、団体数といった規模感に大きな違いがあるものと認識しております。制度の拡充を検討するに当たりましては、財源の確保が重要な課題になるものと考えております。また、吹奏楽部に関しましては、学校備品として楽器の購入等も行ってることなども踏まえまして、他の部活動との公平性にも配慮した制度設計が必要であると考えております。これまでの取組につきましては、限られた財源の中で補助対象の見直しなど、より実効性の高い支援制度となるよう検討してきたところでございますので、御理解をお願いいたします。

正野卓矢 議員（5番） 部長、ありがとうございます。今、公平性のお話が出たかなと思うんですけど、コンテナに積んで海上輸送してトラック搬送が必要みたいな、公平性で言いますと、こういった形の運搬にお金がかかる部活というか、そういった大会がほかに幾つぐらい存在するのでしょうか。

當田栄仁 教育部長 それでは、御質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたが、各団体はそれぞれの活動内容に伴いまして様々な負担を負っているものと認識をしております。吹奏楽部のように輸送費に負担が大きい団体もあれば、道具をそろえたり、日々の消耗品の負担が大きい団体もございます。経済的理由によって部活動への参加や活動全体が制限される事態は避けなければなりませんので、財源を含めて検討を継続させていただきますが、割合の精査も含めまして、これまでもそうでありましたように保護者の経済的負担を知り、継続的な積立てや資金づくりなど、そういった活動を通じて学ぶことも部活動の大事な教育的意義だと存じますので、物価対策につきましては、本定例会に上程しております補正予算をはじめとする各施策によりまして総合的に対策されてまいりますので、公費負担の増額と

いう視点のみならず、関係者同士の理解と協力による課題解決をお願いしたいと考えております。

正野卓矢 議員（５番） 分かりました。一応理解したと言いたいですけど、ほかの部活は別のところでお金がかかっているという話ですよね。ですが、運搬に関しては特殊だと考えて、今回、支援が必要だと思っただけの質問です。野球だったらグローブが必要だったり、いろんなことが必要だと思いますけど、それは学校が用意した、前任者が用意したものを使いたいというよりは、嗜好品であったりする可能性もあります。このグローブを使いたい。本人が欲しい。これと同じことなのかなと少し疑問がありますが、次の質問に移らせていただきます。

今後の展望についてですが、楽器運搬支援の今後の展望、早期実現の可能性について伺わせていただきます。輸送費は物価高騰の影響で年々増加しており、生徒の活動継続のためにも喫緊の課題になりつつあるという認識です。本日質問するに当たって市内の中学校の顧問の先生方にアンケートを取ったところ、皆さんの声を言いますと、楽器を集荷してコンテナによる海上での輸送、そして本土におけるトラック運搬の全額の支援をしてほしいと、それが優先度の高い求める支援として声がありました。市の今おっしゃった現状と学校側の吹奏楽部からのニーズとの間で歩み寄れるところがないのかということなんですけれども、ちなみに次年度は鹿児島市の会場が使用できないため始良市で行うことになっております。トラックによる運搬費はまたさらに高額になっていく可能性があります。このことを踏まえますと、現場からの声を最大限に反映する形で支援の開始を早期に実現していただきたいと強くお願いしたいところでありますが、市としての御見解をお聞かせください。

當田栄仁 教育部長 それでは、お答えいたします。本市のような離島地域の学校がコンクール等に出場する際、移動に伴う楽器等の負担が大きな負担となっている現状につきましては、重要な課題であると認識しております。先ほども申し上げましたが、制度拡充に当たりましては、公平性等に配慮した制度設計と併せまして、新たな恒久的な財源確保が重要課題でありますので、関係機関とも連携しながら調査、研究に取り組んでまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

正野卓矢 議員（５番） ありがとうございます。今回は、楽器運搬にこだわって質問をさせていただきました。先生方の声として、今後の運搬費を考えますと、コンクールで演奏したい、挑戦したい曲を我慢したり、楽器を減らしていくといった可能性も考えられるということです。子どもたちには、そういったことにならないように可能性を信じて練習に打ち込んでいただきたいと思っております。隣接する隣の自治体は子どもの数が違うという話がありましたけど、財政規模も違うわけで、可能性があるならぜひ前に進めていただきたいと思っております。実際、今、吹奏楽部は地域の祭りの参加やクルーズ船の見送りなどで演奏することも行っております。そういった活動も広げつつあり、地域への貢献も取り組んでいるところであります。その点も深く考慮していただいて、奄美市にはこの楽器運搬の支援について、ぜひ前向きに取り組んでほしいとお願いして、この質問は終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、４、ユニバーサルツーリズムについて質問させていただきます。①ユニバーサルツーリズムの持っている可能性についてお聞きします。２０２５年には国民の５人に１人は後期高齢者となり、団塊の世代も本格的に高齢期を迎えます。６５歳以上の人口は既に３、６００万人を超え、国内旅行への参加率も６割に達し、年々増加しております。こうした高齢者の旅は、週末や大型連休、繁忙期に限らず、平日や閑散期の稼働率の改善につながり、さらに長期滞在型や連泊型になりやすいという特徴があります。また、障害のある方の旅行についても、同伴者を含めれば約数千万人規模の市場が見込まれます。ユニバーサルツーリズムがうたう年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安心して楽しめる旅のメニューは、ターゲットとなり得るコミュニティにおいて口コミで伝わり、一度来たらまた再び来島したくなるリピーターにもつながることが期待できます。このように、ユニバーサルツーリズムは、今後の観光産業にとって大きな可能性ともなり得る層をターゲットとしており、私たちのこの奄美大島の

旅はゆっくりと過ごしていただく皆様にはとても親和性の高い観光となると考えております。そこで伺います。奄美市として、このユニバーサルツーリズムの持つ市場規模や経済効果、そして将来に向けた可能性について、どのような見解をお持ちでしょうか。お示してください。

國分正大 商工観光情報部長 おはようございます。ユニバーサルツーリズムの持っている可能性についてということでお答えさせていただきます。まず初めに、このユニバーサルツーリズムの意味を説明します。これは、高齢や障害の有無のかかわらず、全ての人が安心して楽しめる旅行を指しております。

議員御案内のとおり、本市を含めた全国的に高齢化が進む中、高齢者や障害者の方、子育て世帯など、これまで行きたいが不安があると感じてこられた方々にも安心して旅行を楽しんでいただける環境を整えておくことは、将来の観光需要を確保する上で大変重要であると認識をしております。ユニバーサルツーリズムを推進することにより、こうした層の来島が増加し、観光需要や消費の拡大が見込まれるとともに、冬場の閑散期などにおいても新たな観光商品づくりにつなげることが可能になると考えております。また、バリアフリー化や情報提供の充実など、ユニバーサルツーリズムに必要な環境整備が進むことによりまして、観光客のみならず市民にとっても利用しやすい環境が整いまして、日常生活の利便性や安心感の向上にもつながっていくものと考えております。その結果として、本市を繰り返し訪れていただけるリピーターの増加が期待されまして、安定的な観光消費の確保を通じまして持続的な観光振興や地域全体の活性化につながるものと認識をしております。以上です。

正野卓矢 議員（５番） 部長、ありがとうございます。たくさんの可能性を感じる御答弁ありがとうございます。観光庁の調査によりますと、現在の市場規模は約 2.5 兆円。将来、2035 年まで高齢者数は増えていくという見込みがあるらしく、その規模は年々大きくなっていく可能性があるということでもあります。将来に向けて大きくなっていく可能性があるのであれば、福祉の面からの支出ではなく、数兆円規模の市場を取り込むための戦略的な観光投資であるという考え方もいいのかなと感じております。

それでは、②に移らせていただきます。①では、ユニバーサルツーリズムの可能性について答弁いただきました。②においては、現状の課題について伺っていきたいと思います。令和6年度の決算において、ユニバーサルツーリズム受入体制整備事業において不用額がありました。活用された件数は1件であったと記憶しております。この事業のスタートが10月からであったということも理由であったとは思いますが、そもそも論なんです、このユニバーサルツーリズムって何という部分、なぜ市は推進しているのかという部分、このユニバーサルツーリズムという言葉だけが独り歩きしているといいますが、この受入れ体制事業の対象となる事業者の皆さんと気持ちを共有できていないのではないかとこのころに課題があるのではないかと感じます。昨年の市議会の政策提言で行われた中であつたユニバーサルツーリズムに対する主な意見として、現場においては、お客様の困り事に対しては個々に対応していて、サポートできていると認識があります。そして、この補助事業に関しては申請の煩雑さや、そもそも情報を知らないという事業所もあつたということです。つまり、ユニバーサルツーリズムを推進していく上で、本来、協力していただくべき皆さんが正直まだぴんときていないというところに、すごく大きな課題があるのかなと感じています。この①で答えていただいた可能性、将来への展望とか、市場規模とか、経済効果とか、今後の市場規模や経済効果の可能性もしっかり情報共有していくことで、この課題の克服につながっていくのではないかと私は考えたわけですけども、そこでお伺いしますが、奄美市として現状の課題をどのように認識して、この情報共有や事業所との協力体制をどう進めていくのか。御見解をお示しいただきたいと思います。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、課題についてお答えしますが、聞き取りの中でユニバーサルツーリズムの不用額の件もありましたので、併せて答弁させていただきます。それでは、特にユニバーサルツーリズムの周知、啓発についての御質問だと思いますので、この周知、啓発につきましては、鹿

児島県が実施しております奄美群島心のおもてなし推進事業を中心に進めております。本市といたしましても、同事業の一環として実施されるおもてなし研修会などに参画しまして、連携した取組を行っているところでございます。本市の補助事業につきましては、ユニバーサルツーリズムの受入れ体制整備を目的としまして、案内表示の改善や多言語対応、Wi-Fi等の通信環境の整備、可動式スロープや手すりの設置、浴室備品の充実など設備整備に対する支援を行っております。しかしながら、この制度が十分に活用されているとは言えませんが、民間事業者全体に浸透していないということも我々も課題として認識をしております。一方で、観光庁による観光施設におけるバリアフリー認定施設につきましては、令和7年11月現在で4施設が認定をされております。また、NPO法人かごしまバリアフリーツアーセンターのホームページにおける市内施設の紹介、掲示につきましても、令和7年11月時点で38施設へと受入れ環境の見える化が着実に進んでいるところでございます。ユニバーサルツーリズムに対する取組は、徐々にではありますが事業者の皆様の意識や具体的な整備の動きが少しずつ広がりつつあるものとは受け止めております。今後も、県や関係団体と連携しながら、施設のバリアフリー化や情報提供の充実を一層図りながら、より多くの事業所が積極的にユニバーサルツーリズムに取り組める環境づくりを進めてまいります。

次に、不用額の話でございますが、本市の補助制度におきまして令和6年度は不用額が生じるなど、制度の趣旨や活用方法が必ずしも事業者十分に理解されていない状況があるとは考えております。このため、令和7年度には広報紙での周知に際し、誰もが安心して観光できる奄美となるようにというサブタイトルをつけまして、ユニバーサルツーリズムの目的や意義がより伝わりやすくなるように工夫を行いました。今後とも、県実施事業への参画や、その他あらゆる機会を通じまして参加事業所に対して本市の補助事業の周知を進め、ユニバーサルツーリズムの推進に努めてまいりたいと思います。以上です。

正野卓矢 議員（5番） 部長、ありがとうございます。徐々にではありますが広がりを見せているという答弁だったと思います。ですが、今後の先ほど答えていただいた市場規模とかを考えると、今、推進すべき理由はあるのかなと思いますので、ぜひどんどん進めていってほしいと思います。

それでは、③中・長期的なビジョンについて伺います。現時点において、奄美市としての明確な計画やビジョンはないと承知しております。しかし、今後ユニバーサルツーリズムのポテンシャルを生かし、中・長期的なプランや計画を策定し進めていくことはできないのかという問いなんです。ユニバーサルツーリズムの可能性を考えますと、市長も今回のマニフェストでちょっと触れておりますが、事業者、行政、市民の皆さんの機運を高め、環境づくりを推進していくことが必要だと書いてありました。例えば、奄美の最大の魅力である豊かな自然を生かした戦略として、車椅子でも金作原を散策できるようにするとか、先ほど部長もおっしゃいましたが、閑散期の需要創出としてLCCと連携したキャンペーンを打ってみるとか、さらに雨や荒天時でも楽しめる島文化体験や集落などにおいて住民の皆さんといらう旅など、他方面からのアプローチが考えられると思います。また、クルーズ船の来航時においても、クルーズ船の中にも支援が必要な方が多々いらっしゃるのかなと思いますので、そういった視点でも環境整備、いろいろなバリアを解消していくことが必要だと感じております。そして、観光者だけでなく地域の住民にとっても住みやすい環境、高齢になっても地域で暮らしやすい環境が整っていくと考えます。何より、このユニバーサルツーリズムの推進は大きな市場を取り込むための戦略的な観光投資であると私は感じております。これは奄美市の稼ぐ力にも直結しているのではないのでしょうか。このように考えますと、奄美市として中・長期的な計画を立て、将来へのビジョンを市民や事業者と共有していくことが必要だと思いますが、市の見解をお聞かせください。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、中・長期的なビジョンについてお答えいたします。ユニバーサルツーリズムを中・長期的に推進することは、高齢の方や障害の有無にかかわらず多様な方々が奄美を安心して選べる環境を整えるものであり、市民の外出機会や社会参加を促進するとともに、地域社会の

活力向上や支え合う社会づくりに寄与するものと考えております。中・長期的な計画につきましては、現在、一般社団法人あまみ大島観光物産連盟が策定しております奄美大島中長期観光戦略において、ユニバーサルツーリズムは重要な要素として位置づけられております。また、令和9年度から開始予定の次期奄美大島中長期観光戦略においても、奄美大島5市町村に加えまして、民間企業、民間団体等とともに重要な課題として議論が進められ、新たな計画に盛り込むものと考えております。さらに、先ほど議員から紹介がありました奄美市議会政策立案推進会議から令和7年3月に提出されました観光に関する政策提言を踏まえて設置された産官民調整会議においても、議員から御紹介いただいた取組案を含め、今後さらに具体的な対策について検討が進められていくものと考えております。いずれにいたしましても、国や県の動向や支援制度を踏まえつつ、官民が連携しながら段階的かつ継続的にユニバーサルツーリズムの推進を図ってまいりますので、引き続き御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。

正野卓矢 議員（5番） 部長、ありがとうございます。今、答弁いただいたように、これからは可能性を理解して共有して取り組んで、この事業者、行政、市民の皆さん全体で機運を高め、バリアの解消、環境づくりを推進していくことが大切になってくると思います。一番必要なのは、この機運を高めるための事業者の皆さんとの情報共有だと思います。大きな市場を取り込むための戦略として共有したビジョンがあることが必要だと思いますので、いろんな方面で、今、推進していくと答弁がありました。ぜひ計画的に進めていってほしいと思います。取り組んでいってほしいと要望して、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、5、市民生活について。（1）奄美市では、自宅に入浴設備を持たない住民が一定数存在していることについての見解、そして支援方法についてお聞きします。奄美市には、自宅に入浴設備を持たない住民が一定数いらっしゃいます。人数や背景、そして、例えばお風呂が壊れたまま修理できていないといった事情を正確に把握するのは難しいのかもしれませんが、今回この質問を取り上げたのは、実際に困っている方から相談があったからであります。つまり、困っている方が確かに存在しているということです。お風呂には心身の健康維持や生活の質を高める効果があります。暮らしの当たり前の中にお風呂がない、入ることができない方々がいるのであれば、行政としてきちんと向き合い、支援の在り方を議論する必要があるのではないかと考えます。この点について、奄美市としての御見解を伺います。

麻井庄二 保健福祉部長 では、議員の御質問にお答えをいたします。議員からもございましたように、入浴は一般的に清潔保持のほか血行促進、疲労回復、リラックス効果と健康効果が知られております。日常的に自宅でシャワーを使うことができないとか、入浴できないということは衛生面や心身の健康維持の観点からは好ましい状態ではないと思われれます。入浴設備のない家にお住まいの方に関しましてですが、まずは住環境の改善が第一と考えますので、市営住宅への転居希望やリフォーム補助に関する相談であれば建築住宅課のほうが担当になるかと思います。また、生活保護受給者であれば保護課へ、その他の相談につきましてはつながる相談室へ御相談いただければ、それぞれ対応してまいりたいと考えております。なお、奄美市の社会福祉協議会が窓口となっております生活福祉資金貸付制度など、住宅改修に御利用いただける制度もございますので、こうした様々な制度の活用についても周知し、御案内することで対応に取り組んでまいりたいと考えております。

正野卓矢 議員（5番） 部長、ありがとうございます。住環境を変えることでお風呂ができると、リフォームしたり、生活保護の方とかは多分これに当てはまっている方もいらっしゃるのか、ちょっと把握が難しいので分からないんですけど、ぜひこの人たちが声を上げて相談しやすい、つながる相談室があるから行ってくれと言いやすいんですけど、実際にその人たちがなかなか手を挙げないことには市のほうも把握できないという難しさがあるんだと思います。実際に困っている方がいらっしゃるの、その方

にどうしたらいいのかと伝えることがなかなか困難であったので、今回質問させていただきます。

2つ目なんですが、支援の仕方について今いろいろとありましたが、笠利、住用地区では公的な入浴施設が一定程度、活用されています。名瀬地区では老人福祉会館などがあるのかなと思いますが、十分に利用されていない印象があります。市内の福祉施設については、福祉避難所として協定を結んでいるところが数か所あるかと思いますが、これと同様に入浴機会に恵まれていない住民の支援策として、奄美市と福祉事業所、お風呂の機能を持っている事業所と協定を結んで、日常的にお風呂がない方々がそれを活用することによって生活を維持することができないかということを考えてわけですが、それについて市の見解をお聞かせいただきたいと思います。

麻井庄二 保健福祉部長 まず、福祉避難所ということでございますが、災害時の避難所としてではなく、日常的に市内の福祉施設等の入浴設備について一般の方が利用できるよということかと思いますが、やはりそれぞれの福祉施設の施設運営や利用者、入所者の利用に関する体制、職員の配置、また水質等の衛生管理、感染症への不安など多くの課題があるかと思いますが。先ほども御答弁いたしました、やはりそれぞれの状況に応じて住環境の改善、それによって入浴機会の確保ができるように各担当部署にて相談等を通して取り組んでまいりたいと考えております。

正野卓矢 議員（5番） 部長、ありがとうございます。いろいろと課題があるのは分かりました。ですが、越えられない壁なのかどうかはこれから考えていただきたいと思います。平時の空き時間を利用した活用の方法など、もしかしたらあるのかもしれませんが。基本的には住環境を整備していく形だと思います。こういったことにお風呂がない方がそこまでトライできるかということがなかなか難しいので、今回、お風呂のある事業所と協定を結んで、空き時間とかで利用することができないかという質問をさせていただきました。課題はたくさんあるかもしれませんが、実際にお風呂に入れない方がいらっしゃるということですので、そういった環境整備は必要だと思いますので、よりいい方法、その人たちが取り組みやすい方法を考えていただいて、ぜひ広報して進めていってほしいと思います。ありがとうございます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

多田義一 議長 以上で、チャレンジ奄美 正野卓矢議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

公明党 栄 ヤスエ議員の発言を許可いたします。

なお、栄 ヤスエ議員から書画カメラ使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

栄 ヤスエ 議員（17番） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。公明党の栄 ヤスエでございます。質問に入る前に、通告書の字句の削除をお願いいたします。（2）の⑥の項目が削除になります。

それでは、所見を先に述べさせていただきます。質問に入ります。まずは、先日、大分市での大規模火災で被災された皆様、青森県東方沖を震源とする地震で被災された、また本年1年、全国で被災されました全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧と平穏な生活に戻れますよう、心からお祈り申し上げます。そして、安田市長におかれましては、2期目の御当選おめでとうございます。同期の議員として本当に誇らしく思います。よろしく願いいたします。しっかりとまた議会と行政の両輪で奄美市運営を共に運営してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。本年は、戦後から80年、奄美市市制施行20周年という大きな節目の年でもあります。未来への新た

なスタートを切る重要な年であると受け止めております。私は、「大衆とともに」との公明党の結党精神を片時も忘れず、市民の皆様へ寄り添う政策実現に努めてまいります。また、私ごとでございませけれども、このたび副議長に就任をさせていただきました。2年間、全力でしっかりと皆様とともに頑張らせていただきますので、どうぞ皆様の御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは質問に入ります。1、市長の政治姿勢について。(1)安田奄美市長の2期目に当たり、123項目のマニフェストについて質問いたします。当選直後、12月1日に市役所へ初登庁されました際、安田市長は地元紙の取材に対して、虚心坦懐の気持ちで仕事に当たり、市民、職員への感謝を忘れず、みんなですばらしい奄美市をつくり上げたいと決意の言葉を述べておられます。奄美市の将来ビジョン「明るく やさしく 風通しのよい、なつかしい未来都市・奄美市」を目指して、総合計画で掲げる「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島～自然もひと多様性を尊重し合える なつかしい未来都市 奄美市～」の実現に向けて、2期目のスタートをされておりますが、掲げられたマニフェスト123項目について、質問いたします。マニフェストは大きく5つの項目になっておりまして、①持続可能に「かせぐ」地域づくりについて。②安心して、ゆたかにくらせる「まもる」地域づくりについて。③次世代を育み好循環を生み出す「そだてる」地域づくりについて。④市民に身近で頼りになる基盤づくりについて。⑤新しい課題への対応についてということでございます。改めて、市長のこのマニフェストに込めた思いと決意などをお示しいただきたいと思っております。次の質問からは、発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 栄議員の御質問にお答えいたします。先ほどは激励のお言葉をありがとうございました。当選同期として本当にありがたく思います。しっかりと頑張っております。よろしくお願い申し上げます。まず、マニフェストについてということですが、本市総合計画の将来像「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島」の実現に向けて、そして、私が1期目から掲げている奄美市の将来ビジョン「明るく やさしく 風通しのよい、なつかしい未来都市・奄美市」の実現に向けて、この私が掲げているビジョンは、言わば「しあわせの島」の一つの在り方、表現の仕方かなというふうに考えておりますけれども、この実現に向けて必要な政策、事業を継続しつつ、新しい時代に対応するための取組としてマニフェストを提案させていただきました。今回の新たなマニフェストにつきましては、1期目でもお示した多くの政策を引継ぎつつ、その内容について拡充をして、全体としてバージョンアップを図っております。また、項目を細分化し、目的や手段をより明確にするとともに、時代に即した新たな政策も追加したところです。この策定に当たりましては、市民の皆様、議会の皆様からいただいた御意見、御要望も大いに参考にさせていただいております。ぜひ、実現に向けて共に取り組ませていただきたいと思います。まず、柱の1つ目である、持続可能に「かせぐ」地域づくりを実現するため、観光分野におきまして航空路線の維持、増強に努めるとともに、受入れ環境の整備や高付加価値で多彩な観光体験メニュー造成などを推進し、観光客1人当たりの消費額の増加と満足度の向上を目指してまいります。あわせて、今年度策定中の食と農の総合戦略に基づき、民間と連携して農産品のブランド力強化と生産量の向上につなげるとともに、地産地消や地域内経済循環を高めてまいります。さらには、民間との連携強化によりICT活用の実証事業や新たな投資を呼び込み、地域の稼ぐ力を高めて市民の皆様の生活の安定を図るとともに、物やサービスの高品質化、高付加価値化を目指し、豊かで潤いのある社会や経済の実現に取り組み、市民1人当たり所得の向上を目指してまいります。2つ目の柱である、安心して、ゆたかにくらせる「まもる」地域づくりを実現するため、医療との連携を強化し地域医療体制の維持、充実を図ってまいります。あわせて、各種検診の受診率の向上を図り、市民一人一人の健康づくりを進めるとともに、医療、介護、福祉人材の確保に向けて官民連携して取り組んでまいります。そして、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指して、社会的、経済的に困っている方々にしっかりと寄り添い、支えてまいります。あわせて、自然環境や良好な景観の保全、形成、地域の治安確保、さらには自然災害から地域を守ることに全力で取り組み、地域防災の強化に向け、自治会、集落会や民間企業

等との協働による防災対策や台風時の物流対策など、図ってまいります。3つ目の柱である、次世代を育み好循環を生み出す「そだてる」地域づくりを実現するため、引き続き子育て世代に対する経済的支援や子育て環境の整備を着実に進めるとともに、学童保育不足の改善に取り組むほか、子育て・保健・福祉複合施設や小浜保育所の再整備に向けた議論や検討を進めてまいります。あわせて、本土遠征への支援の充実や体育館などへの空調整備に向けた調査、研究など、教育環境の充実に向けた取組を進めてまいります。人口減少対策としての移住定住支援として空き家を活用した移住促進、ワーケーションや二地域居住などのあらゆるニーズに対応できる関係人口づくり、全国の奄美会との連携強化などにも取り組んでまいります。今後も、生涯学習の充実や文化・スポーツ活動への支援強化に引き続き取り組むとともに、様々な課題に柔軟に対応できる地域づくりを推進してまいります。4つ目の柱である、市民に身近で頼りになる基盤づくりを実現するため、引き続き市民の皆様への市政の報告と意見交換の場である、ふれあい対話を創意工夫しながら継続し、施策に反映してまいります。地域経営の基盤となる市政において行財政改革を推進するとともに、デジタル化による組織、仕事改革や職員の働き方改革、男女共同参画の推進による男女ともに働きやすい職場づくりなど、時代の変化に合わせた取組を進めてまいります。また、官民連携につきましても引き続き推進し、これからも風通しのよい職場づくりや地域づくり、市民、民間との対話、連携を進める行政体制の構築に注力してまいります。最後に、5つ目の柱である、新しい課題への対応についてでございます。現在も続く物価高騰への対応や令和10年度に改正時期を迎える奄振法の延長と時代に即した拡充や長年の課題である離島の物流費の軽減に向けた研究などについて、国、県の議論を注視しながら取り組んでまいります。先ほどもありましたが、現代はVUCAの時代と言われ、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性に満ち、先行きが見えにくい状況が続いております。だからこそ「しあわせの島」というビジョンを掲げ、策定から15年後、おおむね2039年頃を目途としておりますが、この頃までには達成するという思いを持って各種施策を展開していくことが重要と考えております。本定例会におきましても、物価高騰対策に関する補正予算を提出させていただきましたが、今後ともスピード感を持って、時代に即した新たな課題に柔軟に対応する行政運営に努めてまいります。本市を取り巻く状況は依然として厳しいものがございますが、地域の魅力や可能性はたくさんあり、地方や離島の課題解決のモデルにもなりつつあると感じております。自然環境、歴史、伝統文化、地場産業などに加え、人の優しさ、人と人とのつながりという宝を生かして課題解決に地域全体で取り組み、これからもさらに課題に負けないすばらしい奄美市をつくってまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

榮 ヤスエ 議員（17番） 御丁寧な答弁ありがとうございました。今回の質問に関しましては、この市長の123の項目、前は88項目でしたけれども、本当に今、市長がおっしゃったように、市民ですとか議会の中で、また議員の一人一人の中からのいただいた声等が、一つ一つ私も確認させていただきました。今、市長に項目に関して答弁いただいたんですけども、私の中でこの123の項目を見ながら、一つ一つまた自分の視点で確認させていただきたいところがございますので、ちょっと長くなりますけれども話していきたいと思っております。まず1つ目には、「かせぐ」地域づくりということで、先ほど正野議員が質問されましたユニバーサルツーリズムといったことも展開ということで本当に大事なことかなというふうに思っております。私も、今、ユニバーサルツーリズムの皆様、バリアフリーセンターの皆様とも協働しながら、一つ一つまた事業メニューをつくっていただいて観光に実際に来ていただいているということがありますので、そういった鹿児島県のバリアフリーセンターですとか、またユニバーサルツーリズムをやっている事業者さんたちもどんどん奄美に来ていただいているんですね。そういう人たちと、また市のほうともしっかりつながりながら、このユニバーサルツーリズムの普及について、鹿児島県の大島支庁だけではなくて、市のほうにもしっかりと情報共有しながらできていったらいいなというふうに思いましたので、こういったことについて、「かせぐ」地域づくりに関しては29項目を掲げていらっしゃる

ますけれども、あと「まもる」地域づくりということで、先ほど市長おっしゃいました、医療、介護、福祉人材の育成や確保に向けた取組ということで、やはり医療、介護はもう欠かせないものだと思いますし、また、今、課題に上がっております奄美看護福祉専門学校の支援ですとか、そういった連携というも含めて、この「まもる」地域づくりにおきましては26項目を掲げられておりますし、また、高齢者の尊厳を守る取組として、高齢化になってきますと認知症も増えてきます。今、担当部署においても認知症に対しての対策を少しずつされていらっしゃると思いますが、しっかりとまたそこも含めて認知症にならない取組等も含めてできたらということをおもいました。あと、また街灯や防犯カメラの設置ということで、これも私も一般質問させていただきまして、やはり市内の安全・安心を守るためにも防犯カメラの設置等も必要かということをおもいましたので、これも項目に入っておりましたので本当にありがたいなと思っております。あと、「そだてる」地域づくりということで、子育て世代への支援強化ということもおっしゃってまして、今、市のほうでもこども家庭センターの設置を視野に子育てしやすい奄美市を目指すというふうなことも文言にございました。このこども家庭センターを開設するのは来年ですかね。いつになるかはあれなんですけど、来年となるかと思っておりますけれども、しっかりとこれも着実に進めていただきたいと思っております。そして、先ほどありました小浜保育所の再整備に向けた議論や検討を進めるなどということで、42項目を掲げていらっしゃいます。しっかりとこの部分も名瀬地区における子どもの環境もしっかりとつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。4つ目に、市民に身近で頼りになる基盤づくりということで、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、職員の活躍推進、この市役所で働いている職員の活躍推進ですとか、若手職員の活躍推進ということでもありますけれども、柔軟な働き方ということで聞きますと、時差出勤ということも始められるというふうに聞いておりますので、この柔軟な働き方も大事なことでおもいました。今、ワーク・ライフ・バランスの向上ということで男女共同参画を推進し、共に活躍する地域づくりとして、またしっかりと市役所においては積極的な育成ですとか、相談体制を整えるなど、男女ともに働きやすい、そしてキャリアアップを目指しやすい職場づくりを進めるというふうにも文言がございました。しっかりとまた目標として女性職員の管理職登用ですとか、男性職員の育児休暇の取得の向上を目指すということもございましたし、また審議会等への女性の参画をどんどん進めていただきたいですし、登用を積極的に進めるなど17項目にわたって、この市民に身近で頼りになる基盤づくりということでございました。5つ目には、新しい課題への対応ということで、先ほど市長もおっしゃいました、次を見据えて奄振更新もですけれども、奄振活用も含めた新しい課題への対応と挑戦といたしまして、物価高騰を受けている市民や事業者への支援を強化すると、また本市独自の実情に即した多様な対応を進めるなどということで9項目上げていらっしゃいます。本当に市長におかれては、この4年間で、このマニフェストの実現、先ほども力強いことをおっしゃっていただきましたけれども、しっかりと2039年「しあわせの島」を目指して、この4年間でマニフェストの実現に向けてしっかりとまた進捗、進められますように、そして、またこのマニフェストが市民にも見える化していただきまして、「そだてる」地域づくりの中で、88項目に、今、名瀬地区だけではなくて笠利地区、また住用地区の地域創生戦略も着実に実行していくという文言がございましたけれども、また笠利と住用の地域の課題ですとか、特色もあると思っております。住用に関しては世界自然遺産でコアになる地域でもございますし、自然を生かした地域づくりですとか、また笠利においても空港のある町ですので、また、今、笠利町におきましては防災に対してすぐく力を入れていらっしゃるというふうに私も認識しておりますので、そういった特色のある3地域がしっかりとまたそれぞれの地域を生かせるような繁栄の実現を着実にしていただきたいというふうに、長くなりましたけれども要望というか、エールを送りまして、この質問を終わらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次の質問に入ります。(2)令和7年11月21日に閣議決定されました重点支援地方交付金の拡充についてということで質問いたします。国の補正予算案の審議がされていると思っておりますけれども、始まっておりまして、今回の補正予算におきましては、私ども公明党の要望を反映する形で子ども1人当たり2万円の応援手当や来年1月から3月使用分の電気、ガス代の補助が盛り込まれました。ここにはL

Pガスも含まれるというふうに聞いております。これは国の支援でございます。各自治体が地域の実情に合わせて使える重点支援地方交付金が、補正予算案には推奨メニュー分として昨年度補正予算の3倍以上になる総額2兆円が盛り込まれております。国が示す推奨事業には、食料品の物価高騰に対する特別加算が追加されました。そして、また市区町村の必須項目となっておりますし、特別枠の4,000億円が充てられております。11月21日、国から重点支援地方交付金拡充についての事務連絡が出されました。ここの中に年内の予算化の検討を促すということでございましたけれども、昨日の部長答弁におきまして、本市としては、これに先立って物価高騰対策を11月初旬から庁内で募集していらっしやったと、11月14日に締め切った後に国からの事務連絡があったと市の答弁があったかと認識しております。今定例会でいち早く補正で予算化していただいたことには感謝を申し上げたいと思います。本当に市民生活においては、食料品ですとか公共料金、日用品など生活に不可欠なものの値段がぐんと上がりまして、私も買物に行くたびにいつも買っている物が2倍3倍と上がって、一つ買うのにどうしようかと迷うような日常を本当に送っております。市民生活においても痛みがありますので、しっかりとこの交付金を生かしていただきたいと思います。そして、またお米も5キロが今までは2,000円だったものが、下がったとはいえ4,000円台を推移しておりますので、なかなか手に届かない部分がございますので、いろいろお声をお聞きしております。ということで、5つの質問をさせていただきたいと思いますが、それぞれの対策におけるスケジュールまでお示しいただきたいと思いますが、①と②と一緒に質問させていただきます。①と②、食料品価格高騰と光熱水道費高騰への負担軽減対策に対する奄美市独自の支援についてということでお示しいただきたいと思っております。

藤原俊輔 総務部長 それでは、①の食料品の価格高騰への市独自の支援、それから②の光熱水道費高騰への負担軽減についてお答えいたします。議員御承知のとおり、先月21日、国は物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援地方交付金を拡充することを閣議決定し、先月28日には令和7年度補正予算案（第1号）において2兆円、うち食料品の物価高騰に対する特別加算として0.4兆円が追加計上されております。まず、食料品価格高騰への市独自の支援といたしまして、物価高応援プレミアム商品券を発行し、販売いたします。あわせて、非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対しては、1万円分の商品券を配付することとしております。また、光熱水費への負担軽減対策につきましては、今年7月から実施しております上水道の基本料金免除について期間を今月までとしておりましたが、こちらのほうを来年3月まで延長いたします。このことにより、一般家庭の水道料金は1月から3月の合計で口径13ミリメートルにつきましては2,046円、口径20ミリメートルにつきましては3,861円、口径25ミリメートルにつきましては5,379円の免除となる見込みでございます。さらに、電気、ガス代の支援につきましては、こちらも国の支援でございますが、エネルギーコスト等の負担を軽減するため、電力使用の最も大きい1月から3月の使用分の電気、ガス代を支援する電気・ガス料金負担軽減支援事業を実施することとなっております。本事業については、電気、ガス合計して3か月で1世帯当たり7,300円程度の値引きがされることが想定されております。これら経済対策によって物価高で影響を受ける市民の皆様や事業者の皆様の負担軽減につながるものと考えております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） ありがとうございます。昨日の永田議員とかの質問に関しても答弁がございましたけれども、再度確認をさせていただいたところでございます。また、プレミアム商品券は本当に非課税世帯に即効性のあるものということだと思いますけれども、この1万円分の商品券とかは本当にありがたいなというふうに思いますけれども、この商品券に関しては、今議会で承認されましたら年内というか、いつ頃までに、先ほどスケジュールまでということでお示したんですけれども、ちょっと質問があれだったんですけれども、大体いつ頃までにこの1万円のプレミアム商品券等が市民の元へ行くのか。そこまで教えていただきたいと思いますが。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、スケジュールの件につきましてお答えいたします。昨日も永田議員のときにお答えしましたが、発行時期につきましては、デジタル、紙ともに年度内での販売開始を想定しておりますが、できる限り前倒しできるように取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

栄 ヤスエ 議員（17番） 再度聞かせていただきました。答弁ありがとうございます。なるべく早くということで、やはり今から12月でお正月を迎えますし、お金の入り用がこれからが本当になってくる時期に、早め早めにということであつたと思うんですけども、なるべく早めに前倒しでしっかりとまたしていただきたいというふうに希望いたします。また、水道も免除をしていただけるということで本当にありがたいことなんですけれども、しっかりと国の支援と併せて市民生活がしっかりと潤うように、水道料金に関してはもうすぐに対応できるというふうには聞いておりましたので、1月からしっかりとできるというふうに認識はしておりますので、ここに関しては質問はありません。

次の質問になりますけれども、③のプレミアム商品券事業の実施・拡充についてということでお示しいただきたいと思ひますけれども、物価高の影響が長期化する中で地域経済の下支えと生活者支援の双方を目的とする事業と認識をしております。前回の販売実績とか、利用率、参加店舗数、また市内経済への波及効果が分かりましたら、数値と事業効果の市としての総括というか、数字を教えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、お答えいたします。現在、行われているプレミアム商品券のことを先に説明いたします。議員御質問の本市のプレミアム商品券発行事業につきましては、まず先に現在実施中のプレミアム商品券発行事業についての状況をお答えいたします。現在、実施中のプレミアム商品券は、1冊5,000円分の商品券を4,000円で販売しまして、プレミアム率は25%でございます。デジタル商品券を2万口、紙商品券を8万冊、計10万冊を発行し、総発行額は5億円となっております。デジタル商品券につきましては、令和5年度から実施しておりますが年々利用者や加盟店舗の方々にも慣れ親しんでいただいております、換金率は99.77%となっております。昨日の永田議員への答弁と重複いたしますが、利用状況につきましては、紙商品券は利用期間を来年1月末までとしておりますので最終の実績は利用期間以降となりますが、11月末現時点で1万6,199名の市民の皆様にご利用いただいております。また、利用期間を6月11日から9月30日までとしておりましたデジタル商品券につきましては、4,063名の方に御利用いただいております。次に、御質問の聞き取りでありました重点支援地方交付金の拡充に伴う質問でありますので、プレミアム商品券発行事業についても答えさせていただきます。国におきましては、物価高騰の影響を支援するため、先ほどの総務部長の答弁でありましたが2兆円規模の補正予算が計上されております。このような状況を踏まえまして、本市としましてもスピード感のある対応策を講じることが重要と考えておりますことから、議員御案内のありました定例会に追加提案させていただきました令和7年度の一般会計第6号補正におきまして、物価高応援プレミアム商品券発行事業に要する経費を計上したところでございます。事業費は2億8,000万円を見込んでおまして、商品券は500円券10枚つづり、額面5,000円分を1冊3,500円で販売しまして、プレミアム率は43%を予定しております。なお、10枚中4枚は大型店舗でも利用可能な券としまして、利便性の向上を図ることとしております。発行数につきましては、デジタル商品券3万口、紙商品券7万冊、計10万冊を予定しております。紙商品券7万冊のうち、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり2冊、1万円分を配付する予定でございます。本事業の実施により物価高騰の影響を受ける市民生活を支援するとともに、地域経済の活性化を促進してまいりたいと考えております。以上です。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。詳細にわたる答弁ありがとうございます。いろいろと分かることができたんですけども、本当にスピード感ある実効性ということなんですけれども、

先ほどプレミアム商品券の紙のベースで非課税世帯の説明もございまして、低所得者向けに2冊で1万円分の無償配付ということでございました。この配付世帯が大体どれぐらいあるとか、数字がございましたら教えていただきたいと思っております。

國分正大 商工観光情報部長 11月末現在で1万1,500世帯を見込んでおります。以上です。

栄 ヤスエ 議員（17番） ありがとうございます。この世帯の皆様は本当に助かると思っております。本当に家計が、今、逼迫しておりますのでいち早く、先ほども申し上げましたけれども、前倒しもしっかりしていただきながら、この方たちに確実に届くような形でお願いしたいと思っておりますけれども、これはちなみに、すみません、細かくなりますけれども、プッシュ型なのか申請制なのか。そこまでお聞きしたいと思っております。

國分正大 商工観光情報部長 こちらはプッシュ型を考えておりまして、確実にお手元に届くように簡易書留で対応したいと思っております。以上です。

栄 ヤスエ 議員（17番） ありがとうございます。しっかりとまたこういったことを確実に届けるように、ここもまた事務手続とか煩雑になると思っておりますけれども、確実にしていただきたいと思っておりますので、これは要望として終わらせていただきます。

次に、④の質問ですけれども、先ほどのとつながると思いますが生活困窮者支援の強化ということでお示しいただきたいと思っております。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、年金の少ない方や経済的生活困窮者など所得の低い方に係る施策につきましてお答えをいたします。先ほど商工観光情報部長よりプレミアム商品券についての答弁がございましたが、重点支援地方交付金の拡充に伴う事業として、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対し1万円分の商品券を年度内に送付する想定としておるところでございます。その他、本物価高騰緊急対策事業では、生活者支援としてプレミアム商品券の送付以外にも光熱水費の負担軽減としての上水道の基本料金免除の期間延長や国の定める支援といたしまして、0歳から高校3年生までの子どもに1人当たり2万円を支給する物価高騰対応子育て応援手当についても計上し、広く所得の低い方々にも係る支援策を図っているところでございます。子育て応援手当につきましては、昨日の永田議員の質問へも補足となるところでございますが、スケジュール予定としまして、本補正予算成立後、速やかに子育て世帯に届くことが必要と考えておりますので、1月下旬より支給が開始できるよう準備を進めてまいります。今後も、物価高騰対策の支援策につきましては、関係部署とも連携して必要な支援を検討してまいりたいと考えております。以上です。

栄 ヤスエ 議員（17番） ありがとうございます。先ほどの低所得者に続き、また0歳から18歳までの2万円に関しては速やかにということでもしていただきまして、またスケジュールもしっかり示していただきましたので、ここもまたしっかり確実に、事務も大変だと思いますけれども、現場のほう大変だと思いますが、届くところにしっかりと届けられるようにやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

⑤になりますけれども、地域経済活性化に向けた支援ということなんですけれども、やはり生活者だけではなく事業者といったところも大変な負担になると思っておりますけれども、⑤の地域経済活性化に向けた支援についてお示しいただきたいと思っております。

國分正大 商工観光情報部長 それでは、地域経済活性化ということで、事業者向けの支援事業についてということでお答えさせていただきます。本市におきましては、先ほど御説明いたしました物価高応援

プレミアム商品券事業に加えまして、地域経済の下支えと活性化を図るため、市内事業者への支援として物価高騰対策資金利子補給事業を本定例会に追加提案させていただきました。本事業は、物価高騰に伴い売上げや利益率が減少している市内中・小企業等の経営を支援するため、令和8年1月1日から同年12月31日までに借り入れた融資を対象に、上限1,000万円までの融資について年2%を上限とする利子を融資実行日から3年間補助するものでございます。本年度の実績につきましては、現時点で84事業者、融資総額7億1,855万円、利子補給額は約600万円となる見込みであり、本制度に一定のニーズがあるものと認識をしているところでございます。融資には、プロパー融資と保証付き融資がございます。プロパー融資は信用保証協会の保証をつけず金融機関が自らの判断と責任で実行する融資でございまして、信用力の高い企業が主な対象となります。一方、保証付き融資は、信用保証協会が公的な保証人となる制度融資であり、返済不能時には元本の一定割合——80%から100%でございますが——それを代弁される仕組みで、中・小企業の資金繰りを支える重要な支援制度でございます。今回、対象融資の範囲を拡充しまして、従来のプロパー融資に加えて保証付き融資も対象に含めたことで、より幅広い事業者が活用できる制度になり、地域経済の活性化にも寄与するものと考えております。本事業の実施により事業者の金利負担が軽減され、物価高騰によるコスト増に直面する事業者が必要な資金を低利で確保し、事業活動の安定化を図ることが可能となります。あわせて、上水道の基本料金免除につきましては、市内事業者の固定的なコストを抑えることで経営を下支えする支援策として実施するものでございます。今後も、市内事業者が持続的かつ安定的に経営を継続できるよう、引き続き効果的な支援策の検討、強化に努めてまいります。以上です。

栄 ヤスエ 議員（17番） 詳細にわたる御答弁、大変にありがとうございました。市内の事業者が本当に助かる支援事業だと思いますので、確実にしっかりとこの事業が執行されますように期待しておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、次の質問になります。（3）です。本年、犯罪被害者等基本法の施行より20年、そして犯罪被害者給付制度制定から45年が経過いたしました。ある日、突然、大切な家族の命を奪われる殺人などの犯罪の被害者、遺族は、心身に消えない傷を負い、経済的にも精神的にも追い詰められる状態にあります。犯罪被害者やその家族、遺族は深い悲しみ、また不安、孤立の中で声を上げられずに苦しんでおられます。この支援制度があってもそれが届かない、また知られていないことで必要な支援につながらないこともあるというふうに思います。先日、私はかごしま犯罪被害者支援センターと性暴力被害者サポートネットワークかごしまを視察させていただきました。ヒアリングをさせていただきました。そして、ここのセンターは平成19年に開設してから昨年度までの相談件数ということで数字を出していただきましたけれども、平成19年は476件の相談があったそうなのですが、直近、令和6年度は1,773件、またそのうちの相談件数が多い内容といたしまして、性的被害が1,191件、交通事故が136件、そして殺人が211件とのデータを示していただきました。そして、また年々相談件数も増加傾向にあるというふうに聞いております。そこで質問でございますけれども、①の本市における犯罪被害者支援、そして性被害・DV被害の相談支援についてお示しいただきたいと思います。ちなみに相談件数等の数字が分かりましたら、それも併せてお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、本市における犯罪被害者支援、性被害・DV被害の相談支援についてお答えをいたします。まず、犯罪被害者支援につきましては、本市や奄美警察署、法テラス奄美など、官民19の機関で組織している奄美大島被害者支援ネットワークにおいて緊密な連携と相互協力の下、各種支援活動を推進しているところでございます。犯罪被害者からの相談窓口については、警察を通しての相談は本市総務課が最初の窓口対応を行い、相談者が個別に相談をされる場合にはつながる相談室が窓口となり、関係機関と連携し支援を行います。次に、相談件数につきましては、支援ネットワークのほうで把握をしていて、今、具体的に本市における相談窓口の件数というのは把握をしていないとこ

ろでございます。すみません。次に、本市の性被害・DV被害の相談支援体制についてお答えをいたします。現在、本市福祉政策課内に家庭児童相談室を設置し、女性の福祉、人権の尊重、男女平等の視点から切れ目ない包括的支援を推進するため、女性相談支援員と保健師を配置することで支援体制を整備し、性被害・DV被害だけでなく、女性が抱える様々な問題に対して相談者に寄り添った支援を行っております。議員御質問の性被害やDV被害については、被害者の保護に迅速に対応するため、平素より庁内だけでなく県や警察など関係機関と協力体制を構築し、連携を図りながら自立に向けた支援を行っております。相談の対応につきましてもでございますが、被害の状況に応じまして声を上げにくい方々への対応といたしまして、女性に対する暴力をなくす運動の街頭キャンペーンや庁舎でのパネル展示、広報紙による相談窓口の周知を行い、相談者との面接方法においても庁内で総合窓口を介さず担当窓口へ直接つないで対応を行うほか、相談者の状況に応じ、プライバシーにも配慮し庁外で面接を行うなど面接方法にも配慮して対応をしているところでございます。また、二次被害防止の取組としまして、毎年、県主催のDV被害者支援研修に参加し対応について情報を共有するなど、安心して相談できる環境整備に取り組んでいるところでございます。具体的な件数でございますけれども、刑事事件になっている、ない、また相談の窓口に対して、違ってくるところではございますけれども、DVに関する、家庭内暴力に関する相談につきましては、昨年度が16件、今年度が11月末までで6件の相談がございます。性被害に対する相談対応もいたしておりますけれども、内容に応じてですので、件数についてまとめているものはございません。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 詳細にわたる御答弁ありがとうございました。しっかりとまた奄美市としても支援体制を構築しながら、それぞれしっかりと相談支援に取り組んでいるということは認識いたしました。また、こういった相談窓口がどこにあるかというのはしっかりと広報を、先ほど所長がおっしゃったとおり広報等、周知がすごく必要だと思いますので、私も団体に入っております男女共同参画あまみ会議にも市の担当課と共同しながら、毎年11月はパープルリボン月間ということで、今年も一緒にタイヨ一の浦上のほうで、コクトくんも一緒に広報活動をさせていただきながら、市民の皆様にもDVのチラシとかを渡しながらかつてきたようなことがあります。そういった支援の窓口があるということは、なかなか分からないと思いますので、しっかりと皆様に周知、広報しながら、そういった方たちが泣き寝入りしないように、潜在化していると思いますので、しっかりと相談支援につながるような体制づくりをこれからもお願いしたいと思っております。また、一つ、市の2階なんですけれども、やはり庁舎を造るときに相談支援の窓口ということで、エレベーターの近くにつくっていただきましたけれども、本当になかなか市民の皆様の声として、やっぱりハードルが高くて行きにくいというお声もいただいたりとかします。そこら辺もまた、どうしても見える化しているところが、一元化しているところがありまして、誰が来たというのが分かっちゃう部分もありますので、そういったところへの配慮というか、そこも含めて電話でいただいたら、先ほど配慮しているということはおっしゃっていたんですけども、そういったところもしっかりとアンテナを張っていただきながら、相応な配慮をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。この質問はこれで終わります。

それでは、次の②の警察・かごしま犯罪被害者支援センター、また性暴力被害者サポートネットワークかごしま、通称FLOWERというんですけれども、それがあります。そこと市の連携についてお知らせいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。お示ください。

藤原俊輔 総務部長 それでは、御質問の関係機関と本市との連携についてであります。まず、性暴力被害者サポートネットワークかごしま、FLOWERとの関わりについては、さきの福祉事務局長からの答弁にもありましたが、性暴力事案に対して本市が直接御相談を受け、対応した事例はありますが、当該機関からの情報を受け支援に至った事例はございません。かごしま犯罪被害者支援センターにつきましても、本市が連携し支援に至った事例はございません。ただし、当該機関は県公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体であり、警察が支援を必要と判断した場合には、被害者や遺族の方々

の同意を得て必要な支援活動を行う団体となっておりますので、本市を含め県内市町村において負担金を支出し運営の支援を行っているところです。また、警察との犯罪被害者支援に関する連携は、昨日の答弁でも申し上げたとおり、国、県、地元市町村をはじめ各種団体や民間企業が参画しております奄美大島被害者支援ネットワークを組織した中で、日頃から連携、協力できる体制を構築し適宜対応しているところでございます。以上です。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。ありがとうございます。先日、鹿児島の方にヒアリングに行かせていただいたときにも、やはり奄美群島からも御相談があるというふうには聞いておりますので、なかなか本当に繊細なものでございますので、そこら辺も含めてだと思えます。また、離島であるということで、やっぱり本市ですとか、本島内での相談支援体制というのはなかなかこの部分に関しては難しいかなというふうに思いましたので、そういった趣旨での質問になりますので、よろしく願いいたします。しっかりまた支援につながっていくということでお願いしたいと思います。

ここで、ちょっと書画カメラを使わせていただきます。相談支援につながる窓口ということで、もちろん市町村もですけれども、今、高市総理がバッジをつけていて、「ギュっとちゃん」ってあるんですけれども、このマスコットをしながらなんですけれども、犯罪被害者等の支援ということで犯罪被害者のための主な相談窓口というのがあります。少し大きくして、相談窓口の電話番号とか、これが「ギュっとちゃん」なんですけれども、犯罪被害者等支援窓口が県のくらし共生協働課にもございますし、鹿児島県交通事故相談所ですとか、また、先ほどありましたかごしま犯罪被害者支援センター、FLOWERとかもございますし、それぞれ警察の県警本部のほうにも#9110といった電話相談、また性被害者専用の相談窓口「ハートさん」といいます#8103番とかもございますので、しっかりまたこういった窓口があるんだよということを市民の皆様にもお伝えしていただきながら、いつ誰が被害に遭うか分からないと思いますので、本当にこちら辺の部分はしっかりまた周知していただきたいと思えます。あと一つ、FLOWERのほうに帰っていただきますと、このFLOWERはヒマワリということなんですけど、一人で悩まずに安心して御相談くださいということでもあります。この裏面のほうを、すみません、見ていただきますと、ここにFLOWERで、「はやくワンストップ」ということで、この#8891のほうに電話していただくと直接つながります。24時間対応というふうに聞いておりますので、いつ被害に遭ってもすぐに対応、相談いただけるということになっておりますので、しっかりこういったところもあるんだよということを周知していただきたいというふうに思ひまして、今日は御紹介をさせていただきました。ありがとうございます。ということで、今、相談窓口を御紹介しました。市町村はもちろんですけれども、こういった新窓口にしっかりとつなげていただけるような体制づくりをよろしく願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になりますけれども、現在、鹿児島県の43市町村のうち6つの市町村で犯罪被害者防止の条例というのが制定されておりますけれども。次の③です。本市における犯罪被害者支援条例の制定についてということなんですけれども、現在、鹿児島県の43市町村のうち6つの市町村で特化条例が制定されております。内訳としましては、鹿児島市、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町、そして錦江町が9月に制定されたというふうに聞いております。19市におきましては、先日の部長答弁におきまして鹿児島市のみで制定されているというふうに私も認識をしております。そして、九州においては、今、大分県が18市町村、全県下で制定をされておきまして、ここにいらっしゃる方に少しどういう経過でこの18市町村が制定をされたかということをお聞きさせていただきましたけれども、平成18年に自助グループが請願書を大分県の各自治体に出されたそうです。提出して、しっかりとそれを受けた行政が、もうこれはいち早くやらないといけないということで行政が動いたというふうに聞いております。やはり被害者団体の皆様の声のしっかりと届いた状況だと思います。この大分の支援団体の方の言葉でございますけれども、どこにいても、誰に相談しても、必要な支援が途切れることなく受けられる社会を整えることが重要ですよというふうにお話をされておりました。ということで、③の質問を伺いたいと思っておりますけれども、帯屋議員も何回か質問されておりますけれども、本市における犯罪者

支援条例の制定についてなんですが、本市の見解を改めてお示しいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

藤原俊輔 総務部長 御質問の犯罪被害者支援条例の制定につきましては、昨日の帯屋議員にもお答えいたしました。現在、全国の市町村では約半数の850の自治体で制定され、そのうち4割程度が計画を策定している状況でございます。鹿児島県内では、議員御案内のとおり43市町村のうち6自治体で制定されており、19市の中では鹿児島市のみとなっております。このような中、本市としましては、現行の国、県で定める法律や制度により支援体制が確立されていることや奄美警察署管内においては、国、県、市町村の関係機関をはじめ多くの民間団体等により奄美大島被害者支援ネットワークが組織され、日頃から実効性のある連携体制を構築し、各種活動に取り組んでいる現状を踏まえ、本市独自としての条例制定の必要性については、行政だけでなく行政以外の責務等も明文化していくこととなりますので、関係機関も含め総合的に議論を深めながら検討していかねばならないものと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。やはり、まだまだ今では難しいというふうに理解いたしましたけれども、これも鹿児島県下では6市町村でございますので、しっかりとまた他市町村を見てくださいながら、本当にこれはもう県が主導してやっていただけるとすごくいいかなというふうに思いましたけれども、鹿児島県下の条例制定自治体が増えることを期待させていただきたいと思っております。しっかりとまた奄美市庁内におかれましては議論をしていただきまして、いち早い条例制定に向けて動いていただきたいというふうに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、犯罪被害者支援の充実には、人権を守り、生命の尊厳を守るという自治体の根本的な責務だというふうに思っております。私も公明党もこれまでも法律をつくったりとか、誰一人取り残さない社会を掲げていまして、被害者、遺族の痛みに寄り添い、制度をつくらせていただいた経緯がございます。奄美市でも被害者が孤立することなく、必要な支援に確実につながる体制の構築を強く求めます。生命の尊厳を守り抜き、安心して暮らせる奄美市の実現に向けて、私も全力で取り組むことをお誓いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、公明党 栄 ヤスエ議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時41分）



多田義一 議長 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

チャレンジ奄美 幸多拓磨議員の発言を許可いたします。

なお、幸多拓磨議員から書画カメラ使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

幸多拓磨 議員（7番） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の幸多拓磨でございます。笑顔あふれる奄美市を、笑いが循環するこの島を一緒につくってまいりませんか。質問に入る前に、字句の訂正をお願いします。主題の3、消防行政についての（2）①2025年の海難事故と書いてあるんですが、こちらは水難事故に訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

質問に入ります前に、所感を一言述べさせていただきます。先日、市長選が行われました。安田市長の1期目を振り返ると、どんなときも揺れない安定感があり、思いやりと優しさを軸に市民と同じ目線で同じ歩幅で歩かれてきた姿が印象的でした。そのお姿から、私自身も多くを学ばせていただきました。今回の市長選挙は無投票という結果になりました。私の愛読書である「孫子の兵法」には、こんな考えがあります。「百回戦って百回勝つことが最上ではない。真に価値があるのは戦わずして勝

つことである」まるで強い風を起こさずとも静かに船が進んでいくような、そんな穏やかな勝利の形を示す言葉でございます。無投票という結果は、安田市長がこれまで積み重ねてきた姿勢が市民の皆様にはしっかりと届き、自然と支持が集まった証ではないかと感じているところでございます。

今後、私自身も議会人として一つ一つの課題に誠実に向き合い、市民の笑顔のために行動し続けることを改めて心に刻んでおります。

それでは、通告書に従い質問をさせていただきます。1、教育行政について。(1) インクルーシブ教育についてお尋ねいたします。

早速、写真のほうをお願いします。こちらは何かというと、朝日新聞のデジタル記事にあったんですけども、インクルーシブ教育とは何かという絵ですね。ちょっとアップをしていただいて、こちらは、インクルーシブ教育とは、国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に学び合う教育のことを指しているわけでございます。こちらの図のほうの左側、現在の日本の教育。こちらは特別な支援の必要な子どもとそうでない子どもを分けて別々の場所で教育するという絵になっております。右側がインクルーシブ教育。国籍や人種など違いに関係なく、全ての子どもが同じ場所で共に学び合うという図になっております。ありがとうございます。消してもらって大丈夫です。

今の説明でありましたが、インクルーシブ教育とは、国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に学び合う教育のことでございます。こちらは、ユネスコ国連教育科学文化機関の特別ニーズ教育世界会議、スペインのサマランカで1994年に採択されたサマランカ宣言で国際的に初めて提唱されたわけでございます。奄美市としてインクルーシブ教育を学校現場でどのような姿として実現していく方向でしょうか。人数や施設整備だけでなく、子ども同士が自然に支え合う学び場の場所づくりを含めた未来のビジョンを御回答いただければと思います。次の質問からは、発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。本市教育委員会が策定している施策の一つである「未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進」において特別支援教育の推進を掲げ、その中でインクルーシブ教育の観点から共生社会の形成に向けた障害者理解を推進するため、障害のある幼児、児童・生徒と障害のない幼児、児童・生徒との交流及び共同学習を実施するとともに、早期からの教育相談、就学相談体制を整備しております。また、全ての学校においては人権教育を学校教育目標の根幹に位置づけており、インクルーシブ教育システムの土台となる人権教育の充実を図っております。今後も、インクルーシブ教育の視点を十分に踏まえた特別支援教育に取り組んでまいります。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。私が実際に見た教育現場の中で、私も保護者として崎原小中学校のほうに行っていたわけですが、崎原小中学校というのは生徒数が非常に少ない学校であり、保護者、教諭だけでなく地域の方々も交わる。そのような学校でございます。まさに今後の各学校の在り方のモデルになるのではないかと感じているぐらいの場所でございます。そういった意味では全ての方が、例えば年長者の方々が学校に訪れました。そこでいろんな形でそういったインクルーシブなハードにしてもソフトにしてもできていたとすると、そういった地域の方々、御高齢の方々も交わりやすい、そのような学校になるのではないかと感じているところでございます。

では、次の質問に行きます。②合理的配慮義務化への対応はどうかということですね。合理的配慮の義務化に対し、奄美市教育委員会としてどのように受け止め、どのような体制整備、教職員研修、学校支援を行っていますでしょうか。また、指摘されてから対応する受け身ではなく、先進自治体を参考に

し、先にハードルを下げる取組が必要だと考えますが、見解を伺います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。合理的配慮については、平成27年11月26日に文部科学省から、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針についての通知文が出されており、令和6年1月17日に同通知文の一部改正の通知が出されています。本市教育委員会も文部科学省からの通知に則り、各学校に通知し、差別の解消、合理的配慮の周知に努めております。合理的配慮に係る研修については、管理職や各学校で特別支援教育コーディネーターに指名されている教職員を対象とした研修会、本市が配置している特別支援教育支援員35人を対象とした研修会等において、合理的配慮の提供の経緯や提供までの流れについての説明などを行い、周知及び啓発を図っております。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者、学校及び本人、保護者により発達の段階を考慮しつつ、合意形成を図った上で提供されることが望ましいとされていることから、保護者から申出があった場合は適切に対処されるよう、各学校に指導しております。保護者へは、合理的配慮の提供についての理解を図るため、就学相談会等の機会において情報提供を行っております。具体的な合理的配慮の提供内容は、個別の教育支援計画を作成している児童・生徒につきましては、教育支援計画に明記し、支援の具体性や一貫性を高め、教職員間の引継ぎが円滑となるようにしております。合理的配慮の提供までの流れにおいては、本人または保護者からの申出の表明以外にも、学校が先に気づいて、本人、保護者に確認を取る場合もあります。いずれの流れにおいても、関係者による建設的対話を通じて合意形成を図り決定していくことを大切にしております。そのほか、議員御指摘の先にハードルを下げる取組については、障害のある方が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去する観点から、他の障害のある方等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことが有効と考えます。これまでも、老朽化に伴う改修時にバリアフリー化を踏まえた改修を行うなどの取組を進めてきております。今後も、学校の環境整備において、多くの方が利用しやすいユニバーサルデザインを踏まえた環境を一つの視点として大切にしていきたいと思います。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） 非常にありがたい御答弁で本当に感謝申し上げます。個別の支援計画等もあるということで、そういった意味では、特性に応じた御対応、御対応のほうをさせていただいているのではないかと思います。そして、私の質問で上げさせていただきました先に動くということ、先に気づき、そこに取り組んでいращやる。これは改修工事等といったときのきっかけがあると思うんですが、新たに新設するとかといったときだと思うんですが、私がまた重ねて要望したいのは、そういったことがなくても、そういったものに気づいたときに、何かのついでとかではなくて、そのために行動を起こすということも考えていただければと思うわけでございます。ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。③肢体不自由児へのサポート体制についてお尋ねいたします。人的配置、整備、通学支援、介助員、看護師の配置、これらの継続可能な支援体制の見通しを伺います。また、エレベーターを設置している小・中学校の数について、学校の名前とか、お答えができる範囲でよろしいので、お願いいたします。

向 美芳 教育長 お答えいたします。肢体不自由児へのサポート体制としまして、現在、3校において特別支援学級としての肢体不自由学級を開設しており、通常の学級に在籍しながら体に障害がある幼児、児童・生徒に対しては、特別支援教育支援員による介助などによるサポートを行っております。肢体不自由児への支援体制については、今後も幼児、児童・生徒の教育的ニーズ及び保護者の意向を十分に踏まえ、今後も必要となればちゅうちょなく肢体不自由学級の開設を検討するとともに、設備環境におきましても、障害のある方が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去する観点から、他の障害のある方等への波及効果についても考慮した環境の整備を検討してまいりたいと考えております。そのほか、通学支援、介助員、看護師の配置等につきましても、対象となる幼児、児童・生徒の教育的ニーズを踏まえ、

検討してまいります。議員御質問のエレベーター設置につきましては、本市ではエレベーターを設置している学校は、名瀬中学校、金久中学校の2校でございます。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。今の教育長の御答弁は非常にありがたい御答弁でございました。こういった特性のあるお子様がいらっしゃる時には、ちゅうちょなくそのようなクラスを設置してくださる。何てすばらしいお答えかなと感極まってしまいました。やれやの世の中、支えられて生きているわけであって、そういった方々のみんなと交わりたい。そのような気持ちを考えると、今の御答弁というははすごくありがたく胸を打たれました。心より感謝申し上げます。

では、次の質問に参ります。④インクルーシブ教育と道徳・倫理の醸成について。インクルーシブ教育は、子どもたちの思いやり、倫理観、道徳性を育む点で非常に有効だと考えております。市として、この教育的効果をどのように評価し、今後、教育方針に生かす考えがあるのかをお伺いいたします。障害の有無にかかわらず、共に過ごすことで優しさや思いやりを学ぶという視点を教育計画に反映するお考えをお尋ねいたします。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。本市の特別支援学級及び特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、児童・生徒数が減少傾向にある中においても増加傾向にあり、このことはインクルーシブ教育を踏まえた特別支援教育への理解が進んだ結果と考えております。インクルーシブ教育は、人権教育を土台とし、障害の有無にかかわらずお互いを理解し思いやる中で進められていくものであり、子どもたちの道徳性及び倫理観を培い、人格の根幹を育む大きな力となることが期待されます。したがって、これまで本市教育委員会が大切にしてきた人権教育を根幹とした学校経営という考えに基づき、今後の教育基本計画への反映も含めて、インクルーシブ教育を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。今の御答弁にも感謝申し上げます。本当に私たち、多分、議場にいらっしゃる諸先輩方も含めてそうだと思うんですけど、我々が小学校や中学校の頃というのは、このようないろんな形でいいも悪いも同じクラスで一緒にいて、その中で個性的なお友達もいたりとか、そういった中で私も授業をしてきました。中には、非常に思い出としては、授業中にこっそり教室を抜け出すような同級生もいたり、そしてその同級生を探しに行ったりするのが逆に楽しかったり、帰ってきたときにまた怒られているねなんて笑いながら話したり、そういった中で情緒が育まれてきた。きっと、恐らくここにいらっしゃる先輩方、同僚議員の方々もやっぱり振り返ってみるとそういうのはあるんじゃないかなと思うわけです。ですから、そういった意味では我々の視野というのも広がると思いますが、受け入れてもらっている生徒さんだったり、子どもたちもきっとうれしかったと思うんですね。ですから、その支援学級という中だけで考えるのではなくて、先ほどの一番最初の絵であったように、今の日本の教育というのは分けてクラスができています。しかしながら、そこは致し方ないところもあると思うんですが、少しでも一緒に学べる環境、一緒に生活できる環境をつくってあげることにより、あげるといふ言い方もおかしいですね、つくることにより、それは健常者と言われるお子様方も逆に障害を持たれている、ハンデを持たれているお子様にとってもプラスになると思うわけでございます。お互いに支え合うということを学ぶと思います。それが将来的にこのすばらしい島をつくっていく土台になるのではないかと考えているわけでございます。ありがとうございます。

では、次の質問に参ります。⑤伊津部小学校のバリアフリーの計画についてお尋ねいたします。伊津部小学校は、勾配、階段、斜面が多く、バリアフリー整備の必要性が特に高い学校でございます。肢体不自由児の保護者、学校長とともに学校を回り、手すり設置、スロープ配置が必要な箇所について共有していることを申し添えます。保護者、学校長からも教育委員会へ話が上がっていると理解しているところでございます。教育委員会窓口での御説明では、保護者が伊津部小学校へ通学する方向性が定まらないと対応が難しいとのことでございましたが、このたび正式に伊津部小学校へ通学を決断されてお

ります。また、伊津部小学校は、地形構造上、バリアフリー化の難易度が高い学校であり、ここで整備が進めばほかの学校における整備の標準化、進化の大きな一歩になるとも考えています。つまり、伊津部小学校での取組は、今後の奄美市全体のインクルーシブ教育の実現にも寄与できると捉えているわけでございます。令和9年度入学に間に合わせるためには、令和8年度の当初予算への計上が必要となってきます。伊津部小の整備を市全体のバリアフリーモデル、先行事例として位置づけながら進めていただきたいと思いますが、対応についてお伺いいたします。

當田栄仁 教育部長 それでは、伊津部小学校のバリアフリーの計画についてお答えいたします。施設整備に関することでございますので、私のほうでお答えいたします。議員御案内の伊津部小学校は、高低差のある立地条件に加えまして、校舎の建築年度が古く、建物の配置も複雑であることから、施設全体を包括的にバリアフリー化するには多くの事業費と工期を要するなど、技術的、財政的な課題が大きい状況でございます。さらに、肢体不自由のある児童を受け入れるためには、児童の成長に合わせて継続的に支援を行う必要があるため、入学以降の6年間を見据えた対応が必要と考えております。具体的には、当該児童が在学中に安全に学校生活を送るため、学校での受入れ体制や特別支援教室の配置も含め、教育現場での運営面と施設整備の観点について一体的に検討する必要があるものと認識しております。施設整備の方針としましては、施設全体の包括的なバリアフリー化は多くの費用と時間を要することから、学校や保護者の意見も十分に踏まえつつ、1、校内の移動経路の見直し、2、教室配置の工夫、3、手すりの増設や改良、4、段差の目立たせや簡易スロープの設置などといった比較的簡易な修繕や小規模な改良で対応できる部分について整備の検討を進めてまいりたいと考えております。このような小規模な修繕等による段差対策も、国の学校施設バリアフリー化推進指針において有効な手段として位置づけられております。限られた期間の中で、現実的な対策を一つ一つ積み上げて対応してまいりたいと考えております。また、6年間の学校生活を見据え、特別支援教室の配置についても、毎年度、検討を行い、柔軟な対応が図られるよう学校とも協議してまいりたいと存じます。市内小・中学校施設の全体的なバリアフリー化については、国の指針等も踏まえ、学校施設の長寿命化を図る改修事業等と併せて計画的に取り組んでいくことが重要であると認識しております。今後とも、保護者や学校現場と丁寧に意見交換を行いながら、本市学校施設のバリアフリー化が着実に進むよう、引き続き対応してまいります。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。では、写真のほうをお願いします。こちらは伊津部小学校ですね。次をお願いします。こちらは手すりはあるんですけども、最後の階段が一番下のほうが切れているということで、そのお子様と一緒に伺った際、そこが非常に困ってございました。次をお願いします。こちらは伊津部小学校の横にある道路ですね。道路というか広い坂ですね。こちらのほうにもあったら助かります。次をお願いします。こちらが、もう我々からすると何も気にもならないような段差なんですけど、ちょっとアップをお願いできますか。その上のほうですね。そこです。こちらです。この左側ですね。こちらのほうの段差がやっぱりがたがたしているというところに悩んでいらっしゃいました。次をお願いします。こちらは歩道橋です。歩道橋の横にある柱をたどって上り下りできるのかなと思ったんですけど、実は、このお子様は縦に立ってる柱を持つのが非常に苦手です。やっぱり通常の横に伸びた手すりが必要な状況を今回理解することができました。次をお願いします。こちらはトイレなんですけれども、我々からすると何も気にもならないトイレなんですけど、やはり用を足すときには手すりが必要ということをお話されておりました。こちらは学校長とも今の話は全て共有しています。次をお願いします。こちらにも手すりはあるものの、手すりの高さというものが高い位置にあるために手が上のほうに持ち上げて、そこで伝っていかないといけなような状況だったので、低い位置での設置のほうも、今、お願いしているところです。次をお願いします。こちらは柱があるんですけど、その柱の部分に手すりがないと非常に危険ということが分かりました。次をお願いします。こちらは中校庭から上のほうに上るところだったと思うんですけど、あちらの壁ですね。あちらも坂になっているんですけども、この辺りにも手すりがあったほうが良いなということを感じました。以上です。ありがと

うございます。

今、部長が御答弁いただいたように、本当に手すりの設置だったり、快適なバリアフリーの解消で恐らくお子様、そして保護者の方は喜んでいただけたらと思うんです。ですので、私は当初予算でというお話をしましたが、もし予算内でできるのであれば、ぜひそのような形で進めていただければと思います。前向きな御答弁に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

では、次の質問に参ります。2、農林水産業についてお尋ねいたします。奄美市の農業について。奄美の農業は、地域の経済と雇用、そして島の暮らしを支える重要な産業でございます。これまでサトウキビを基幹作物とし、マンゴーやパッションフルーツ、タンカンを主としたかんきつ類やカボチャ、インゲン、ニガウリなどの野菜を組み合わせた多品目栽培を強みに発展したかと感じております。一方で、担い手不足、高齢化、物流の不安定さによるリスクなどの課題も顕在化しており、持続可能な発展に向けた政策強化が求められていると考えております。そこで、以下の点についてお伺いいたします。①現在の農業従事者（販売実績のある農家）の人数と年齢や平均的な年収はいかがかなと思っております。農業を語るには、まず現状を正確に知る必要があると感じましたので質問しております。市内で販売実績のある農家の人数、年齢、平均年収。以上、よろしくお願ひいたします。

安田壮平 市長 幸多議員の御質問にお答えします。先ほどはお言葉をありがとうございました。私自身は民主主義の世界で戦わずして勝つというのはいいことなのかなというのは、ちょっといろいろと考え方があっていうふうに思っておりますけれども、しっかり「しあわせの島」の実現に向けて邁進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、御質問にお答えしますが、販売実績のある農業従事者に関するところでありますが、販売実績のある農業従事者を含む農業経営体について、国が実施する農林業センサスの直近データ2020年に基づき御説明いたします。なお、本調査は農業経営を的確に把握するために、従来の農家という世帯調査から経営調査に改めておりますので、経営体という単位でお答えさせていただきます。まず、販売実績のある農業従事者が含まれる農業経営体は、本市におきまして424経営体となっております。次に、経営主の年齢階層別の内訳でございますが、35歳未満が2経営体、35歳以上45歳未満が19経営体、45歳以上55歳未満が24経営体、55歳以上65歳未満が115経営体、65歳以上75歳未満が148経営体、75歳以上が116経営体となっております。65歳以上で264経営体となり、全体の約62%を占めている状況です。また、平均年収につきましては、把握可能なデータがございませんが、参考までに農産物販売金額の規模別経営体数を申し上げますと、50万円未満が175経営体、50万円以上100万円未満が81経営体、100万円以上300万円未満が99経営体、300万円以上500万円未満が31経営体、500万円以上が38経営体となっております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。意外と年収が高い方も多んだなということに、今、ちょっと驚きもあるんですけども、実際に稼げる農業といったところを視点として質問させてもらっているわけですが、昨日の奥輝人議員の御質問等でもあったんですが、やはり若い担い手が非常に少ないということがありました。その若い担い手というのを増やしていくためにも、やっぱりいろんなことを考えないといけないとは感じているところでございます。ありがとうございます。

では、次の質問に入ります。②稼げる農家を目指す上で専業できている農家さんがどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。お尋ねいたします。農業が夢ではなく、職業として成立するかは若い世代の参入意欲を左右する最大のポイントです。農業で食べていける道筋を示すことは後継者育成の最大のメッセージになると考えます。そこでお尋ねいたします。専業農家として生活を成り立たせている世帯数、農業従事者全体に占める割合、そして、今の主な品目、以上の3点についてお伺いいたします。こちらは畜産を除いてお願ひします。

大庭勝利 農林水産部長 議員の御質問にお答えいたします。農業経営におきましては、栽培面積や家畜

の飼養頭数、羽数、そして栽培技術や栽培方法の違い、さらに所有しているハウスや倉庫などの施設や機械の規模、加えて家族構成など様々な要因より所得は大きく異なっておりまいます。このため、生活を成り立たせている世帯数については把握することは困難であります。参考までに、先ほど市長が答弁されました424経営体のうち農業所得が主である主業経営体が95、それに14法人を合わせますと109の経営体があり、約26%となっております。なお、主業経営体とは、農業所得が主に50%以上で60日以上従事している65歳未満がいる個人または事業者となります。次に、品目のことについての御質問でした。まず、令和6年度における家畜を除く耕種部門の生産額の上位品目は、1位がサトウキビ、次いでタンカン、パッションフルーツ、マンゴー、トマトの順となっております。それぞれの生産額の推移について申し上げます。サトウキビは、令和2年度が約5億2,135万円、令和3年度が6億1,108万8,000円、令和4年度が6億5,602万5,000円、令和5年度が6億7,824万4,000円、そして昨年度が5億9,885万3,000円となっております。昨年度は、台風被害に伴う生産量の減少に加え、暖冬の影響で糖度が伸びず、平均価格が下がったことから生産額が減少しましたが、それ以外の年は増加傾向で推移しておりました。次に、タンカンにつきましては、令和2年度が2億515万8,000円、令和3年度が1億6,178万9,000円、令和4年度が1億6,564万1,000円、令和5年度が1億6,611万4,000円、昨年度が1億6,561万7,000円となっており、表年、裏年やヒヨドリ等による被害の影響を受けて変動を繰り返している状況でございます。次に、パッションフルーツは、令和2年度が9,265万1,000円、令和3年度が7,384万9,000円、令和4年度が6,981万7,000円、令和5年度が7,514万3,000円、昨年度が7,663万4,000円と推移しております。続きまして、マンゴーでございます。令和2年度が3,218万8,000円、令和3年度が4,414万2,000円、令和4年度が4,903万3,000円、令和5年度が4,039万円、昨年度が3,884万3,000円でございます。最後に、トマトでございます。令和2年度が2,813万2,000円、令和3年度が1,929万7,000円、令和4年度が1,796万2,000円、令和5年度が1,609万5,000円、昨年度が2,762万1,000円となっております。生産額につきましては、栽培面積の増減だけでなく、台風や気温、日射量などの気象条件、さらには鳥獣被害の状況により生産量が左右され、また販売価格も様々な要因で変動することから、このような推移となっているものだと思っております。続きまして、農家戸数の多い農産物の5品目についても御質問でしたので申し上げます。庭先での自給的栽培も含まれることから、また野菜類は少量多品目の栽培が多いことから、毎年大きく変動する傾向がございます。昨年度は、タンカン、サトウキビ、トマト、カボチャ、スモモの順となっております。まず、タンカンは、過去5年間ともに340戸で横ばいでございます。サトウキビは、令和2年度は338戸、令和3年度が311戸、令和4年度が299戸、令和5年度が289戸、昨年度が283戸と減少傾向にあります。トマトは、令和2年度が154戸、令和3年度が120戸、令和4年度が119戸、令和5年度が94戸、昨年度が127戸となっております。カボチャにつきましては、令和2年度が151戸、令和3年度が198戸、令和4年度が156戸、令和5年度が257戸、昨年度が126戸と、年により大きく変動しております。最後に、スモモにつきましては、過去5年間を通じて120戸で横ばいとなっております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） 非常に分かりやすい細かい数字をありがとうございました。昨日の奥議員の答弁で、令和4年、令和5年、令和6年のサトウキビのトン数は、この3年間でどんどん下がっていているという印象だったんですけど、実際はそうでもない状況なんですかね。というのが、先ほどの金額ベースでは、令和4年が6億円、令和5年も6億円で、令和6年が台風の影響で5億円という形だったんですが、そんなに浮き沈みもないような状況であるということを見まして、ただ、戸数でいえばサトウキビ農家さんは減っていているという現状で、これは今どのような現状と分析されているのか。分かりますか。分かったら教えてもらいたいです。

大庭勝利 農林水産部長 今の御質問はサトウキビのことについてですか。

幸多拓磨 議員（7番） そうです。ごめんなさい。

大庭勝利 農林水産部長 昨日も申し上げましたが、高齢化でやはり離農される方が多いということと、そういった形で推移的には農家数が減っているということと、あと、今回は奄美市の戸数分を御説明させてもらいました。全体のサトウキビの生産量というのは富国製糖のほうに一元化されていますので、その全体の推移が若干違うということで御理解ください。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。いろんな品目で大体伸びていっているというイメージを受けました。ありがとうございます。

では、それに関連してくるという形なんですけれども、主な生産品目の現状と新規品目へ取り組む際の就農支援について、お尋ねさせていただきます。奄美の農業は、サトウキビ、マンゴー、パッションフルーツ、先ほどお話があったタンカン、カボチャなど、野菜を組み合わせた多品目栽培を強みに発展してきたという形になっていますが、既存農家が新たな品目に挑戦しやすい環境づくりに加え、若者や移住者などが新たに農業を始められる、新たな品目に対する、今まで農業をされていて新しい品目に挑戦するスタートアップ的な土台づくりも重要だと考えているんですが、奄美の農業が、先ほどお話をお聞きした稼げる産業として持続していくために、この2つを両輪として支援していくことが不可欠だと考えておまして、そこでお尋ねいたします。こちらの③—1、現在の主要作物の収穫量の推移は、今、答えてくださったわけですね。では、その次、③—2、新たな品目に挑戦したい農家に対する市の支援体制はいかがでしょうか。また、今後の支援強化の方向性についてお尋ねします。というのが、これは昨日、奥議員の質問の中でもあった3戸農家の農業創出緊急支援事業のお話があったじゃないですか。3戸農家で補助金を申請するというお話があったんですけど、その内容で新しい品目に挑戦する農家さん、今、私が話しているのは、3戸農家さんが集まっても新しい品目に挑戦するに当たっての補助が申請できないという状況だったもので、そういったこともあって新しい品目に挑戦したい農家さんに対する支援体制、また、今後の支援強化の方向性をお尋ねいたします。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。新たな品目に挑戦される農家の皆様に対する本市の支援体制と今後の支援強化の方向性についてお答え申し上げます。まず、本市が重点品目として推進しております作物は、地域の自然環境に適し、一定の経済性が見込まれることに加え、ブランド化に向けた取組が進んでいるものでございます。そのため、これらの重点品目を中心に支援を行うことで生産者の所得向上や地域農業の安定につながっているところでございます。その上で、新たな品目に挑戦される農家の支援につきましては、これまでも大島支庁と連携し、栽培方法などの御相談について技術的な助言を行っているところでございます。また、みんなのしまさばくり応援事業においても、地域活性化を図るための新たな取組の支援をしており、これまでもヤムイモを通じた地域振興や伝統作物の調査、保存、栽培等を支援してきたところでございます。さらに、今年度取り組んでおります食と農の総合戦略におきましては、今後、地域内目標を具体的な取組事例で検討していく予定であり、伝統野菜などの付加価値向上に関する取組など、その内容や位置づけを見極めながら対応し、生産者の多様な挑戦を後押ししてまいりたいと存じます。加えて、新たな振興作物の導入につきましては、引き続きJAや大島支庁、そして市町村で構成する園芸振興協議会大島支部におきまして、試験栽培や市場での評価調査を重ねてまいります。その上で、品質や収量が安定して生産、出荷できる栽培技術が確立されているか、また、販売・流通体制やコストを含めた経営収益性が確保できるかといった総合的な検討をした上で、稼ぐ農業の推進を図ってまいりたいと考えております。農家の皆様が新たな作物に挑戦する意欲につきましては、十分に理解し、その取組を今後とも見守り、応援してまいりたいと考えております。以上です。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。今も行ってくださっているということと、また今後も総合的に売り先だったりとか、そういったところまで考えた上での提案だったりすると、それに対して補助を出すという可能性があるという認識ですよね。分かりました。では、逆にそのイメージだったりとか、具体的な計画があれば、その補助だったり制度というのが使うことができるような、補助制度を今後つくっていく可能性があるということでもいいですか。

大庭勝利 農林水産部長 先ほど答弁したように、我々もどれだけの収量があるか、そして、それを流通にどれだけ乗せられるか、そういったこともしっかりと大島支庁とも協議をしながら進めていきたいと思えます。

幸多拓磨 議員（7番） かしこまりました。御丁寧にありがとうございました。では、次の質問に参ります。④台風やしけなどで航路が止まったときのマンゴーの保管について、市としての農家への協力体制をお尋ねいたします。奄美は台風の常襲地域ですが、先日も奥議員がお話しされておりましたね。特にマンゴーは熟度の管理が非常に影響が大きく、航路の停止がそのまま収益に直結するとお聞きしております。農家の中には、市販の冷蔵庫ではなく冷蔵コンテナを自費で導入するなど、工夫しながら保冷対策を行っている現場もございます。それでも容量が足りず、台風時の保管先に困る現状がありますが、実際に台風やしけで出荷できないとき、名瀬中央青果で一時預かりはできないかと、もう具体的な御質問、御相談も寄せられているんですが、このような状況で現場の声を踏まえ、台風、しけ等で出荷できない場合の保冷库等の受入れ体制、市としての協力状況、そして今後の改善の可能性についてお伺いしたいと思います。そして、先日ちょっと笠利支所のほうで確認してもらっていたんですが、昨日お答えがありまして、その質問というのが、ほか自治体でお預かりをしてくれている町村があるといったお話をお聞きしたので、私が質問を投げかけたところ、お隣の龍郷町さんのほうが島育ち館の冷蔵施設、通常は有償で貸している冷蔵スペースなんですが、受け入れた実績があるというようなお答えをいただいております。そういった意味で、奄美市でそのような可能性はないものか。お尋ねいたします。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。まず、本市におきましては、農産物を一時的に保管するための冷蔵施設は運営しておりません。本市の奄美産マンゴーにつきましては、個人販売が大半を占めており、定期船欠航時には生産者が所有する施設で保管、地元市場への出荷、もしくは島内での個別販売など、各自で対応されている状況であります。農産物用の一時保管庫とは異なりますが、台風時の生活物資不足に対応するため、冷凍・冷蔵施設の整備を検討した他地域の事例では、台風の影響期間の予測困難性や、賞味期限などによる在庫リスク、停電による機能不全の懸念などを理由に、整備が見送られたと伺っております。これらは、本市が同様の施設整備を検討する際にも、検討すべき点であると考えております。加えて、出荷前の農産物の一時保管用の目的となると、稼働率の問題や作物の種類、生産者ごとの異なる温度管理の保管方法など問題があると認識しております。その上で、今後、農産物一時保管施設を整備するためには、まず生産者が共同で出荷する、販売するというふうな共販体制の確立が重要であり、共販の進展により、施設整備の必要性や採算性が明確となり、実現に向けた可能性が広がるものだというふうに思っております。マンゴーにつきましては、昨日もありましたが、台風による作物や施設の被害に加え、定期船欠航等により出荷への影響を受けやすい農産物であります。こうしたリスクを備えるためにも、台風や病害中による収益減少や価格低下など、農業者の努力のみでは回避できない収入の減少を保障する収入保険制度がございます。本市としても、県の農業共済をはじめ、関係機関と連携し、制度加入の促進を図ることで、災害等に対する備え・保管を補完し、農家経営の安定につなげてまいりたいというふうに考えております。合わせて、台風時の農産物のストック支援、そして移出支援などについては先ほどありましたが、他地域の事例なども参考しながら、本市にあった物流の対策を強化、そして推進していきたいと存じます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。写真をお願いします。こちら、ちょうど今朝の南海日日新聞で冷凍庫ですね、今回寄贈されたということで大変ありがたいなと思っています。次、お願いします。こちらが、農家さんが個人で購入された冷蔵庫です。次、お願いします。マンゴーのほうをいつもこちらに保管しているようです。台風時とかですね。2トンを生産されるらしいんですが、1トンしか入らないということで、残りの1トンは、やはり近所の方に配ったり、すごく低い金額で販売されたり、そのような形で収益が減少しているという現状があるみたいです。次ですね、提案なんですけど、次をお願いします。こちらは、実は我々チャレンジ奄美で視察をしてきた報告なんですけども、こちらが鹿児島市内にあります冷蔵の、すごい大きな冷蔵の施設ですよ。冷蔵庫の面積は2,300坪で、収容量が2,000トンの大規模な長期保存可能な施設ということで、次、お願いします。これお芋さんとかですね。次、お願いします。こういう形で、いろいろと張りつけて管理されているんですが、個人が持ち込んで保管したりもできるんですけど、次、お願いします。こちら白菜ですが、こちらの白菜なんと1か月冷蔵保存している白菜で、すごく美しく、これがなぜ可能なのかといたら、エチレングスが充満することで、この食物というのが老化が進んでいくようなんですよ。こちらの冷蔵庫は、野菜や果物自体が生成するエチレングスを強制的に外に排出できるという機能を持った施設ということで、これが実現可能になっているということですが、これ広さで2,300坪といたら、三儀山の総合体育館の1.5倍ぐらいあるんですけども、相当広い面積でございます。そういった意味では、先ほど部長がお話ししたように、ちっちゃなレベルではないので、とてもじゃないですが市の予算で何かしようとするのは難しいと思うので、5市町村であるとか、12町村で話が出て、それで予算を投入できるんだと、奄振だったりうまく使ってできたらいいのかなと思う、夢のような貯蔵施設になっています。こちら参考までにまず1つ、今後調べてみていただいて、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、次の質問に参ります。消防行政についてお尋ねいたします。（1）消防困難地域の対策について。①近年の大規模火災を教訓とした防災体制の強化についてお尋ねいたします。①—1と①—2を一緒にお尋ねしますね。消火困難地域エリアでの対策はいかがでしょうか。2、防火水槽の設置場所、消火栓等の問題はないか、お伺いいたします。

屋島寿郎 総務部参事 議員のご質問にお答えいたします。奄美市の消火活動困難地域は名瀬地区の13町22地域が指定され、地域防災計画にも掲載されております。毎年、春秋に行われる火災予防運動週間に、住民、消防団、奄美市ガス会社等を含めた関係機関と合同で、一般火災防御訓練を行ってきております。その際、地域住民の皆様には、出火時の避難誘導や消火器の取扱訓練を実施し、防災意識の高揚を図っております。また、②のお答えですが、消火活動困難地域における防火水槽、消火栓等については、地理的状況により消防車両が侵入困難で、消火栓等が設置できない箇所がありますが、今ある消火栓等につきましては、消防法の基準どおりに設置されておりますので、消火活動に支障はないと認識しております。以上です。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。ちょうど先日、佐賀関の大規模火災を見て、私は昔20年ぐらい前、佐賀関とかで仕事をよく行っていたんですね。ですので、町並みっていうのをすごく理解してしまして、そういった中で、やっぱり奄美市におきましても似たような地域が多々ございます。ですので、そこに関して先日聞き取りのときにお話ししたんですけども、初期初動の対応というものがどこで大切になってくるかと思ったら、結局は消防が来る前の、家庭での対処というのが一番大事だというふうにお聞きしております。そういった形で、やっぱり家庭用の消火器とか、そういったものというのはやっぱり設置していたほうが一番いいのかなと思ったりするんですけど、それに対してどうですか。再質問です。

屋島寿郎 総務部参事 議員の御質問にお答えいたします。消火器におきましては、初期消火に有効だと

認識しております。一般の住宅用の消火器ですが、簡易型のスプレー式の4,000円以上から、一般の住宅用の消火器、1万円台というのが普通でございます。以上です。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。これもまた周知していただければ、大きくなる前に初動で対応できる可能性も出てくると思うので、啓発のほうよろしく願いいたします。

では、次の質問に参ります。（2）行方不明者への対策、消防団との連携はいかがでしょうか。こちら3つ続けてお願いします。①2025年の水難事故における行方不明者の数は、②行方不明者が発生した際の初動からの流れについてお尋ねします。③消防団の協力をお願いする際の備品等の共有についていかがでしょうか。

屋島寿郎 総務部参事 議員の御質問にお答えいたします。①の2025年の水難事故における行方不明者数は、奄美市で1件でございます。内訳は笠利地区の1件のみで無事発見されております。②の質問でございますが、行方不明者が発生した際の初動の流れについてでございます。海での行方不明者捜索につきましては、まず海上保安部または警察への通報を受け、消防や自治体などの関係機関と情報共有を図り、捜索を開始いたします。その中で、本格的な捜索の必要性がある場合には、消防団に出動を要請するほか、地元漁業協同組合やマリンレジャー事業所等にも協力を依頼し、範囲を広げながら捜索することとなっております。③の質問でございますが、捜索にあたる際の装備品におきましては、ヘルメット及び革手袋等の個人装備のほか、検索棒、ロープなど、沿岸部を捜索する際の装備品となっております。以上です。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。1件で、その方も無事に発見されたということでした。本当によかったです。また、消防団の方に協力をお願いする場面では、団員の身の安全を確保しながら活用していただくためにも、必要な装具や通信手段、備品が確実に行き渡り、気持ちに頼る体制でなく、安全に協力できる環境が整っていることが望ましいと感じております。今回、1年ぐらい前になるんですけど、笠利消防分署のほうに伺って、双眼鏡、行方不明者を探すために、捜索するために双眼鏡が必要というところで、笠利消防団6か所全てに双眼鏡を配置してくださるというお話を、署長さんからいただきました。心より感謝申し上げます。また、今後とも、そういった意味で消防団に対する御協力のほう、よろしく願いいたします。

では、最後の質問に参ります。4、産業・労働行政についてお尋ねいたします。（1）最低賃金引上げに対する現状についてお尋ねします。①鹿児島県の最低賃金更新時の奄美市の関係機関の状況について。最低賃金が改正されることにより、奄美市の会計年度任用職員や臨時職員におかれましても、当然適切な対応がされているものと認識しております。一方で、奄美市と委託契約を結んでいる企業等の社員が、最低賃金を下回ることがないよう、最低賃金引上げ分の価格転嫁を図るための契約変更など必要になるケースも想定されます。そこでお伺いいたします。最低賃金の改正に伴い、委託契約を結んでいる企業等に対して、契約金額の変更が必要かどうかの確認を行い、最低賃金を下回らないようにする対応を検討されているか、もしくは現在どのような対応を行っているか、お尋ねいたします。

藤原俊輔 総務部長 本市では、工事や業務委託、役務の提供や物品購入、リースなど様々な契約がございます。議員の最低賃金の上昇に関する質問につきまして、労務費や人件費が含まれる本市の契約状況についてお答えいたします。本市におきまして、最低賃金の改定が労務費を含むあらゆる契約に影響を及ぼすことを十分に認識しており、国や県などから示される通知や労務単価を踏まえ、適切な契約事務に努めているところでございます。まず、契約締結前の段階では、最新の公共労務単価の反映、見積徴収に当たり、事業者から提示される労務単価を適切に採用するなど、必要な労務単価の整理を行っております。次に、契約締結後の段階におきましても、建設工事におけるスライド条項や、委託契約における事情変更による業務委託料の変更の条文を整備し、社会情勢の変化に伴う著しい物価または賃金の変

動にも、受注者からの協議を踏まえ必要な検討を行い、契約金額の変更を含めた適切な手続を行うことができることとしております。今後とも、国・県の動向を注視しつつ、事業者の健全な運営が図られるよう、引き続き適切な契約事務に取り組んでまいります。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。今の現時点の中身、今のお話を聞く限りでは今の行政にかかわる機関に関しては、そのような最低賃金を下回ることがないであったり、疎明関係も整備されているという認識でよろしいですか。再度確認します。すみません。

藤原俊輔 総務部長 市と事業者の契約につきましては、ほぼ全ての契約が機材や労務費、材料費、法定福利費を含む総価契約でございます。そういった契約の中で、実際の事業所が、作業員や従業員に対して支払っている賃金を、市が全て網羅することはできてはおりませんが、市のほうとしては様々な手段を使って、経費の上昇に対しては真摯に対応していこうとはしております。以上です。

幸多拓磨 議員（7番） 御丁寧ありがとうございます。確かに、全部を把握するのは非常に難しい困難なことだと思いますので、関係機関のほうにぜひしっかりとまたその部分をお伝えしていただき、働く人たちの労働の賃金の確保をしっかりとお願いしたいところでございます。以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、チャレンジ奄美 幸多拓磨議員の一般質問を終結いたします。暫時休憩いたします。（午後2時30分）

————— ○ —————

多田義一 議長 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

公明党 大庭梨香議員の発言を許可いたします。

なお、大庭梨香議員から書画カメラ使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

大庭梨香 議員（8番） 市民の皆様、議場の皆様、そしてインターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。公明党の大庭梨香でございます。まずは、去る12月8日の青森県東方沖を震源とする地震で被災された全ての皆様にお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。それから、安田市長におかれましては、2期目の御就任大変におめでとうございます。市民の皆様の御期待にさらに応えていただきますように、健康に御留意されて、奄美市に住んでよかったと実感できるように、幸せな島の実現に向け御期待申し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、所見を述べる前に通告書の字句の訂正をお願いいたします。大きな2の災害対策について、③の内海の河口部の現状を「河口部」を削除していただきますよう、よろしくお願いいたします。内海の現状に訂正をお願いいたします。

それでは、第4回定例会の一般質問にあたり、所見を述べさせていただきます。公明党は、先月11月17日、61回目の結党記念日を迎えました。黨員、支持者の皆様の変らぬ御支援、力強い応援に支えられ、戦後、日本政治の中で衆望を担う誇りと責任の下、庶民の声を一つ一つ丁寧に聞き取り、多くの成果を挙げることができました。これからも、公明党は大衆とともにの立党精神を胸に、どのような時代であっても庶民の生活に寄り添う政治を一貫して進め、26年に及ぶ与党経験、そして「チーム3000」と呼ばれる強固な地方議員のネットワークを持った唯一無二の政党です。「中道改革」勢力の軸としてどこまでも現場主義を貫き、平和の安定のため国民、市民の幸せのために政策実現に挑んでまいりたいと強く決意しているところでございます。

それでは、質問に移ります。（1）就学前の5歳児健診について。これまで、公明党は就学前の早い段階から発達障害を早期に発見し、早期支援につなげるために5歳児健診の必要性を訴えてまいりまし

た。こども家庭庁が本格的に推進し、2028年度までに全国でどこでも健診が受けられるように体制を目指すこととなりました。それでは、質問に移ります。①就学前健診と5歳児健診の違いについて伺います。次の質問からは発言席から行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 大庭議員の御質問にお答えします。お言葉を先ほどはいただきましてありがとうございました。また、しっかり頑張ってまいりますのでよろしくお願いいたします。議員御質問の5歳児健診と就学時健診の違いについてでございますが、現在、本市においては5歳児健診を実施しておりませんので、国の示すマニュアルを参考にお答えさせていただきます。主な相違点としましては、3点ございます。まず、1点目は目的の違いでございます。5歳児健診は発達や生活面の心配事を早期に把握し、必要に応じて就学前に支援につなぐことを主な目的としているのに対し、就学時健診は入学前に健康状態や配慮事項を確認し、安心して学校生活を始められるようにすることを目的としており、内科及び歯科健診、視力及び聴力検査などを実施しております。2点目は、対象年齢の違いでございます。5歳児健診は就学前の比較的早い段階としており、国は標準的には4歳6か月から5歳6か月の時期としているのに対し、就学時健診では翌年度に小学校入学を予定している幼児に対し10月までに実施しております。3点目は、実施主体の違いでございます。5歳児健診については、市町村保健部門が中心となり、保健センター等で実施しているのに対し、就学時健診につきましては教育委員会、学校が中心となり、入学予定の小学校において期間及び会場を設けて実施しております。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。ありがとうございます。5歳児健診は子どもが小学校でつまづかつないための最も効果的な支援といえ、発達の課題の多くは就学前に兆候が現れ、早期支援は本人、特に本人なんですけれども、家族、学校の負担を大幅に減らすことができます。特に専門職に限られる離島では発見が遅れるリスクが高く、5歳児健診は地域の子どもを守るためには重要な施策と言えます。保護者の不安解消や学校の不安軽減にもつながり、自治体としての教育力、そして子育て支援力を高める効果があります。

それでは、次の質問に移ります。②県内の実施自治体と実施年度について伺います。御答弁、お願いいたします。

麻井庄二 保健福祉部長 では、5歳児健診の県内の実施自治体数と開始年度についてお答えをいたします。県内19市の状況でお答えをいたします。まず、本市を除きます18市のうち、既に実施している自治体は9自治体となっております。続きまして、9自治体の実施開始年度につきましてですが、令和6年度開始が5自治体、令和7年度開始が4自治体となっております。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。18市のうち9自治体を実施しているということで、ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。③国は、こどもまんなか実行計画2024において、5歳児健診の全国展開を目指すとはありますが、その詳細について伺います。

麻井庄二 保健福祉部長 こどもまんなか実行計画2024におきましては、令和5年12月22日に閣議決定されました、こども基本法に基づくこども大綱に示されました6つの基本的方針及び重要事項の下で進めていくとされ、幅広い子ども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランでございます。具体的には、6つの基本方針の中の子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援するための重要事項の一つとして5歳児健診を含む乳幼児健診の推進を掲げております。この実行計画では、生後1か月は多種多様な先天性疾患が顕在化する時期である

とともに、養育者が不安を感じやすい時期であることや、5歳児は社会性が高まり集団生活の中で困り事が明らかになる時期としております。乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援、児童虐待の予防、早期発見等の観点から、1か月児及び5歳児の健康診査の実施にかかる支援を進め、全国展開を目指すとしております。具体的な展開としましては、1か月児、5歳児健診を実施する自治体に対して、国庫補助による財政支援、5歳児健診ポータルサイトを開設し、健診実施に向けてのノウハウ提供、こども家庭科学研究費補助金による研究事業の一環として、各地域における5歳児健診実施状況のデータ集約、健診運営及びフォローアップ体制のいい事例等のデータ整理を行い、全国に還元するとしております。

大庭梨香 議員（8番） ありがとうございます。詳細な御説明ありがとうございます。5歳児健診は就学前段階で行う健診であり、心身の発達それから生活習慣、社会性などを総合的に確認できる非常に重要な健診となるわけです。今御答弁がありましたように、重要な施策でありますので、しっかりと進めていかなければならないというふうに考えております。

次の質問に移ります。④就学前に療育を受ける効果、また5歳児健診の必要性について伺います。御答弁、お願いいたします。

麻井庄二 保健福祉部長 では、まず就学前に療育を受ける効果についてお答えをいたします。こども家庭庁では、障害が疑われる段階から支援につなぐこと、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制を整えることを重要施策として位置づけており、早期療育を推進しております。また、国立成育医療研究センターにおきましては、就学前の自閉スペクトラム症児に対し実施いたしました療育プログラムの効果について分析した研究では、早期の療育介入により、特に社会性、対人交流能力の改善や保護者の子どもへの対応力の向上などに早期療育の一定の効果があるものとしております。本市では、4か月児、1歳6か月児、3歳児健診などの乳幼児健診を入りにしまして、お子さんの発達状況を丁寧に確認し、相談支援を行い、必要に応じて療育につなげております。現在の体制を補完する意味でも、5歳児健診は入学前の最後の発達確認の期待であり、療育につながる重要な入り口の一つと考えております。3歳児健診では見えにくかった発達の個々の違いや、5歳児ではそれが明確に現れます。発達特性、コミュニケーションの苦手さ、集団行動の難しさ、感覚過敏などがはっきり見えてくるケースも少なくありません。また、5歳児健診では発達の確認だけではなく、集団生活及び集団行動における対処法、就学に向けての不安、相談窓口や療育先の紹介など、保護者と共有する機会にもなり、保護者が入学前に不安を抱え続けることを防ぎ、共通理解の下で子どもを支える体制整備にもつながると考えております。以上のことから、5歳児健診は子育ての不安解消ばかりではなく、保育所、幼稚園、学校、家庭の連携や療育の観点からも非常に重要な役割を果たすと考えております。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。本当に必要な重要な施策ということで、再度説明をしていただきましたけども、何よりも子どもさんへの効果が最も重要で、言語それから運動、注意力、社会性の課題を小学校入学前にしっかりと把握ができ、先ほどおっしゃられましたけど、特性が分かり、適切な療育、医療へつなげることや入学後の不適應の改善、それから自尊心や不登校のリスクの軽減など、小学校に入学した後の困り事を減らすことなど、それから保護者への安心として、支援として行動や発達の気になることなどが客観的に把握ができ、相談先も明確になることで、保護者も一人で悩みを抱え込むことを減らすことができます。それから、子どもさんに対しての困り事、そのことが特性であることが理解でき、先ほどもおっしゃいましたけども、家族との関わり、家庭の中での関わり方が変わるということは、子どもさんが生活していく上で圧迫されたりとか、不安になったりというのを助長しないということにもなりますし、不安が軽減されるということになります。学校や保育園等への教育的な効果としては、就学前からの情報を共有することができて、子どもさんにあった教育支援や対応への準備ができるというふうに考えます。それから、5歳児健診後に早期に把握することで、先ほども連

携ということで言われたと思いますけども、保健、教育、福祉がしっかりと連携をすることができる。健診を通じて行政、それから小学校、医療機関、発達支援センターなど地域資源との連携が進み、子どもさんを切れ目なく支援できるということが効果というふうに考えております。

それでは、次の質問に移ります。⑤3歳児健診後、療育につながった人数についてお伺いいたします。御答弁、お願いします。

麻井庄二 保健福祉部長 では、3歳児健診後に療育につながった人数について、お答えをいたします。支援が必要なお子様を療育につなげるためには、保護者がお子様の発達特性と、そのために支援が必要であることを理解していただくことが重要で、この点を大切にしてお客にすることにより、その後の継続した支援につながっていくと考えております。本市では、健診で発達の確認をさせていただいた後、親子教室への参加、保育所や幼稚園での子育て相談や発達検査を通じて、保護者の考えにも寄り添いながら、時間をかけて理解を深めていただく関わりを大切にしております。このような関わりを通して、3歳児健診直後ということではございませんが、令和6年度においては15名のお子様は本市で療育につながっております。このような取組を通して、支援が必要なお子様が1人でも多く早期療育につながるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。鹿児島県の療育手帳所持者数の調べによりますと、令和7年3月31日時点で2万3,831人の方が療育手帳を所持していると。予算決算委員会で御説明がありましたけども、奄美市は令和5年度704名、それから令和6年度720人と増加しているということでした。増加したその原因としまして、発達障害児が増えていると。増加しているということの説明がありましたけども、3歳児健診後、要支援から即療育につながりにくいというのは本当にあると思いますけど、奄美市において今、御説明がありましたけども、15名の方が療育につなげているというのは、本当に支援が届いているなというふうに今思いますけども、しっかりと3歳児の発達というのは見えづらいですね。個人差が極めて大きく、短時間での観察では気づきづらいということがあります。言葉や社会性の運動の発達段階はばらつきが大きく、様子を見ることが多く、健診時点では発達の遅れを判断しにくいということが考えられます。そのため、支援につながる確実なサインが少なく、健診をきっかけに療育につながるケースは少ないというふうに考えます。集団生活が始まり、困り事が見つかって療育につながるようになりますので、5歳児健診の必要性は高いというふうに考えます。

そこで、次の質問に移ります。⑥本市も5歳児健診に取り組む考えはないか、伺います。

麻井庄二 保健福祉部長 本市における5歳児健診導入の意向についてということでお答えをいたします。現在、本市におきましては議員からございましたが、3歳児健診では見えにくい発達の個々の違いの確認、3歳児健診のフォローも兼ねまして、名瀬地区においては健やか育児相談、住用地区、笠利地区におきましても同様の取組を実施をいたしております。内容としましては、保育所、幼稚園を訪問し、4歳、5歳児を対象に育児相談や親子遊びを実施し、ここから療育につながったケースもございます。本市では、現在は5歳児健診を実施しておりませんが、国の方針からも5歳児健診の重要性は深く認識をしており、次年度以降、早期実施に向け検討を進めている状況でございます。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。次年度以降、実施に取り組むということでお答えがありましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、次の質問に移ります。⑦導入に向けての課題について伺います。

麻井庄二 保健福祉部長 では、本市における5歳児健診導入の際の課題があるかということでお答えをいたしたいと思っております。国が5歳児健診実施を推進する主な目的としましては、健康診査を行うことで子どもの特性を早期発見し、特性に合わせた適切な支援を行うこととしております。なお、適切な支援

ということは療育につなげることで、関係機関との連携が重要であると考えます。本市において導入の検討を行うにあたりましては、医師の確保などが懸念されますが、何よりも医療機関、発達支援事業所、保育所、幼稚園また教育委員会と連携をして、できるだけ早い段階から継続的な支援につながるような環境整備、仕組みづくりを進めたいというふうに考えております。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。関係機関とのネットワークと、部内での連携をしっかりととっていただき進めていただくようお願いして、要望いたします。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。（２）プレコンセプションケアの一環である若い女性の健康障害や、痩せすぎの対策について伺っていきます。性や妊娠への正しい知識を身につけて、健康管理を促すプレコンセプション、国は今年度推進５か年計画を策定いたしました。計画では、①性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供、それから一般的な相談ができる窓口の認知度向上、それから医療機関などにおける相談支援の充実の３つが挙げられております。

公明党は、２０２４年５月に党女性委員会が政府にプレコンセプションケアの充実を提言して、普及を推進しています。プレコンセプションケアは、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠、出産を含めた将来設計や将来の健康を考えて健康管理を行うという概念であり、３０歳代以下の若い世代が対象になります。

福岡県では、全国初となるプレコンセプションケアセンターの設置を実現しております。プレコンセプションケアの目的は３つございます。若い世代の健康を推進し、よりよい質の高い生活を実現してもらうこと。それから、若い世代の男女が将来、より健康になること。若い世代の健康を推進し、より質の高い生活の実現によって、より健全な妊娠、出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることが掲げられております。日本の２０代女性の２割前後が低体重BMI 18.5未満の痩せであり、先進国の中でも特に高率です。低栄養は骨量の低下や月経周期異常をはじめとする、女性の健康に関わる様々な障害に関連していることが知られています。

そこで質問に移ります。①日本肥満学会が女性の低体重、低栄養症候群（FUS）を提言しましたが、この疾患の詳細を伺います。御答弁、お願いいたします。

麻井庄二 保健福祉部長 お尋ねの「FUS」と書きまして、「ファス」と言います。このFUSにつきましては、女性の低体重・低栄養症候群と訳される日本肥満学会等が提唱している新しい疾患概念でございます。議員から御案内がありましたので、FUSについてももう少し述べますと、その定義としましては、低体重または低栄養の状態を背景として、それを原因とした疾患、症状、兆候を合併している状態というふうに定義づけされております。また、FUSの原因としましては、まず１つ目に体質的な痩せ、２つ目にSNSやファッション誌などのメディアの影響による痩せの指向、３つ目には社会的、経済的要因、貧困などによる低栄養、この３つの視点があるとされております。１８歳から閉経前までの女性において、痩せすぎや低栄養の状態を背景として、骨量の低下や月経異常、貧血、全身倦怠感などの不調が見られる場合、これらを個別ではなく、一まとまりの健康課題として捉え、早期に気づき、支援につなげていこうという考え方が提唱されております。現時点では、厳密な診断基準が定まった病名というよりも、注意喚起と対策の方向性を示す枠組みであるというふうに承知をしているところでございます。

大庭梨香 議員（８番） 詳細に説明していただきまして、ありがとうございます。これまでの医療制度や公衆衛生施策においては、肥満への対策が重視しておりまして、低体重や低栄養に対するアプローチは不十分でした。実際、お話をヒアリングのときに肥満のほうが多いんじゃないですかというお話もいただきましたけれども、メタボリックシンドロームという言葉は、実は本当に浸透している、皆さん御存じだと思います。しかし、この低栄養・低体重に関する、については、本当に認識がないというふうに考えております。低体重や低栄養が要因となる健康リスクについては、しっかりと認知度を広げてい

く必要があるかと思えます。このような背景から、日本肥満学会は骨量の低下や月経周期異常、体調不良を伴う低体重や低栄養の状態を新たな——先ほど説明がありましたけれども——症候群として位置づけております。現段階のみならず、将来的な骨粗しょう症のリスクを高めるといふふうにも考えられます。また、月経不順や排卵障害や、長期的には不妊や妊娠合併症のリスクも懸念されておりまして、妊娠前の栄養状態の不良から切迫早産や低出生体重児などへも影響を及ぼす可能性があります。奄美市においても、低出生体重児2,500グラム未満が増加している現状があるといふふうにお聞きしております。それから、第3期奄美市子ども・子育て支援事業計画には、このように記載がありました。低出生体重児の割合は下降傾向にありますが、依然として県・国と比較して高い状況にあります。妊婦の喫煙のほか、低栄養状態や飲酒などが原因となって起こる場合があるとのことでしたが、妊娠中だけでなく、妊娠前からの食事や禁煙、歯の健康管理などについて重点的に啓発し、健やかな妊娠・出産に臨めるように取り組む必要があると分析されております。

それでは、質問に移りますけれども、②児童・生徒や若い女性の低体重、低栄養への保健指導の現状について伺います。

麻井庄二 保健福祉部長 本市が策定いたします健康増進計画であります「健康あまみ21」の中間見直しのために、令和5年度に小学校5年生と中学校1年生、さらに20歳以上の男女に調査をいたしましたところ、そのうち身長と体重から計算して痩せている状態の女性の人数としましては、小学5年生は194名中3名、中学1年生は161名中5名となっております。また、20代女性ではアンケート回答のありました79名中11名が痩せているという状態となっております。割合で見ますと、小学5年生が1.54%、中学1年生が3.10%、20代女性では13.9%となっており、年齢が上がるとともに増えている状況が伺えます。このような状況を踏まえまして、学校現場における保健指導の取組を調査しましたところ、市内小中学校28校のうち13校の小中学校において、女性の痩せすぎを課題視した保健指導を実施していると回答がございました。特に、中学校においては、全校において中学1年の保健体育の授業で、月経や妊娠に関連した内容を指導をいたしております。また、本市におきましても、各学校から依頼を受けて実施をしております保健講座においても、プレコンセプションケアにつながる内容を加えてお伝えをしているところでございます。次に、若い女性への適正体重に対する保健指導についてですが、母子健康手帳発行時や、市の主催する20代及び30代を対象とした若年健診、またイベントの場を活用して必要な方には保健指導を行っているところでございます。本市としましては、引き続き関係機関と連携をしながら、健康的な生活習慣の普及を進め、若い世代が健全に成長できるよう支援を強化していきたいと考えております。

大庭梨香 議員（8番） 小中学校、それから20歳以上の方の詳細なデータも提示していただきましたけれども、保健指導のほうもしっかり13校の保健指導を学校のほうでされているということで、本当にありがたいというふうに思います。

ただ、若年の健診につきましては、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、どれぐらいの受診率がありますか。対象者が幾らでというのが分かりましたら、教えていただきたいと思えます。

麻井庄二 保健福祉部長 実際のところ、その若年の方、特に20代、30代が非常に健診にいらっしゃる方が少ないということ、これが今一番担当課としても非常に悩んでいるところでございます。今、実際数字としては今持ち合わせておりませんが、このところを何とかして連携を進めていく、その年代に対しての働きかけ、ここについて検討して実施をしまいたいというふうにご考えております。

大庭梨香 議員（8番） ありがとうございます。学校教育の中ではしっかりと保健指導がなされていると思うんですけども、成人者の若い30代以前の方たちがなかなかこういう指導を受けるところがなく、この問題が発生したのはもうSNSの発信だったりとか、痩せっというところに美意識を持ったりとか

することによって、もっとこう痩せたい痩せたいという、美に関しての誤った捉え方ということから発生しておりますので、若年者のこの健診という、もうちょっと健診受診率を高めていただく、また政策をお願いしたいというふうに思います。妊娠前の段階で保健指導を行うことで、意識をしっかりと変えることができますし、先ほど説明がありましたようにイベント等で啓発しているということでしたけども、その中でBMIをお示しするなど、それから骨量の測定を簡単にできますので、イベント等で骨量をはかるとか、そういうことで意識をまた啓発していただきたいと思います。何度も申し上げますけど、若い方々への啓発運動と、そして健診受診の勧奨や保健指導などをしっかりと進めていただきますように要望いたします。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、次に災害対策について伺いたいというふうに思います。（１）奄美豪雨災害から15年——大丈夫ですか。

多田義一 議長 大庭議員、今のこの質問の③の質問はしましたでしょうか。答弁もらいましたか。

大庭梨香 議員（８番） はい。もらいました。

多田義一 議長 ③。

大庭梨香 議員（８番） 先ほど。

多田義一 議長 大丈夫ですか。

大庭梨香 議員（８番） 最後をもらってないですね。すいません。失礼しました。じゃあ。すいません。③本市もプレコンセプションケアの推進に取り組む考えはございませんでしょうか、伺います。失礼しました。

麻井庄二 保健福祉部長 本市のプレコンセプションケアについてということでお答えをいたしたいと思えます。先ほどから議員からもございますように、本市としましては女性の痩せすぎ、また肥満も併せてなんですけど、赤ちゃんの低出生体重また先天異常にも影響があるというところが出ておりますので、若い世代の健康づくりに重要な取組をしていかなければならないと理解しているところでございます。本市におきましても、従来の肥満対策に加えまして、若年から壮年期の女性の適正体重また低栄養に伴う健康影響にも目を向けまして、妊婦健診及び乳幼児健診や保健指導また食育、啓発等の取組の中でも必要な支援につながるように、今後努めてまいりたいというふうに考えております。

大庭梨香 議員（８番） よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、次に行きます。2、災害対策について。（１）奄美豪雨災害から15年、河川の整備状況について伺っていきます。今回の質問にあたり、本市の奄美豪雨災害の検証記録紙や鹿児島大学の災害調査委員会の2010年奄美豪雨災害の総合的調査研究の報告書を見させていただきました。本市の検証当時の朝山市長が記録紙の中で奄美豪雨災害によってもたらされた知見や教訓、課題等が広く活用され、将来にわたる対策の一助になるようにと挨拶されております。この教訓を、これまでどう生かして整備してきたのか、今後どのような対策を進めていくのかについてお聞きしたいというふうに思っております。

今年で15年、この15年を振り返ってみますと、2010年10月18日から21日にかけて、奄美地方では前線と台風13号の影響により、総雨量が800ミリを超える記録的な集中豪雨に見舞われました。この豪雨によって、本市では住宅の浸水で2人が犠牲になり、龍郷町では1人が犠牲になりました。3人の尊い命を失いました。住家だけでも453棟が全半壊、967棟が浸水するなどの被害を

もたりました。2010年奄美豪雨災害で氾濫した主な河川は、7つの河川であるとの調査が出ております。これらの河川は、特に降雨量が多かった奄美大島の中央部、北部に集中しています。

それでは、質問に移ります。①河川工事の進捗状況を住用川、川内川について、まずは河川工事の進捗状況について。それから、川内川支川の影響について伺います。御答弁お願いいたします。

坂元久幸 建設部長 住用川と川内川の工事の進捗状況ということでございますが、県に確認いたしましたところ、住用川につきましては河口から約2.7キロメートルを整備することとしておりまして、国道58号、これ柳橋というんですけれども、こちらから下流側につきましては用地買収取得困難箇所を除きまして、おおむね整備が完了しているとのことでございます。現在は、支川である冷川合流点上流の護岸等の整備を進めているとのことでございました。また、川内川につきましても、河口から約3.3キロメートルを整備することとしておりまして、これまで湖月橋からカヨ橋間で河道掘削を行っており、現在は大河原橋上流の護岸等の整備を進めているとのことであります。今後とも、早期完了に向けて県や関係機関と連携を図りながら、河川整備の促進に努めてまいりたいと考えております。次に、川内川やその支川の影響についてでございます。議員御指摘のとおり川内川やその支川において、過去の大雨時に浸水被害が確認されたため、川内川につきましては県の河川改修事業による河道掘削や護岸等の整備などを行っており、また支川におきましても本市による河道掘削を年次的に行い、浸水対策に努めているところでございます。以上です。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。先ほど御説明ありましたけれども、住用川についてはほぼ整備が終わっているということですが、いつに完了、工事完了になるのかということと、川内川についても工事完了の時期はいつになるかを教えていただけませんか。

坂元久幸 建設部長 こちらも県のほうにお伺いしたところ、今後変動する可能性がございますが、現時点におきましては重複しますけれども、計画延長で住用川2,700メートル、全体事業費で44億円、事業期間が平成23年度から令和13年度を予定しているということでございます。続きまして川内川につきましてです。こちらも同様に、今後変動する可能性がございますということでもありますけれども、全体計画延長で3.3キロメートル、全体事業費が36億5,000万円、事業計画で平成23年度から令和10年度を予定しているということでございます。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。そうしましたら川内川はもう少しで終わるということになります。3年ぐらいで終わるということになりますでしょうか。

それから、住用川につきましては、先ほど用地買収をまだ進んでいないところもあるということですが、どのくらい進んでいないのでしょうか。もし、お分かりでしたら教えていただけますか。

坂元久幸 建設部長 用地買収につきましては、ちょっと詳細な情報がございませんので、すみませんが、お答えできません。

大庭梨香 議員（8番） ありがとうございます。では、引き続き次の質問に移ります。

これからは川内川に絞って質問をさせていただきますけれども、写真をお願いいたします。これは川内川になりますけれども、数か所から3枚続けて写していただきますけれども、どこから見ても見ていただくと河川の幅が狭くなっているのもすぐ分かると思います。ほとんど草が生い茂っている状況になります。もう3枚行きましたでしょうか。このような状態です。河川幅はわかりますよね。ありがとうございます。昨年の台風、それから過去の台風被害によって雨量が上がると、このように行き場を失った川の水はその周囲の支川からの逆流によって、畑にまで水があふれ出して農家さんへの被害もある状況です。ありがとうございます。写真、大丈夫です。

市民からの御相談によって、支川の東仲間川、古仲間川の堆積土砂の撤去もしていただきましたけども、このように川内川の周辺の支川への影響があるのですが、この15年前の奄美豪雨災害から災害対策のソフト面は進んでいるものの、ハード面の工事が進んでいない状況ではないかというふうに思っています、この質問をしているところでもあります。

それでは、質問に移りますが、②川内川の工事の現状と見通しについてですが、川内川の河川工事の現状と今後の見通しなど、現在、上流部分を工事をされているかと思えますけど、今後の計画を伺いたいと思います。今後どのようにして進めていくのか、それから管理状況について御答弁お願いいたします。

坂元久幸 建設部長 川内川の工事の現状につきましては、先ほどのお答えと同様になりますが、平成23年度より約3.3キロメートル区間におきまして、河道拡幅や築堤等の整備を進めておりまして、事業の見通しといたしましては流化能力の向上を目的とした掘削工事や、拡幅を目的とした護岸整備工事等を年次的に進める計画であると伺っております。また、本市が管理します河川につきましては、住民からの要望や河川調査に基づいて、今年度は古仲間川と東仲間川の河道掘削と伐採を行っております。今後も引き続き調査を基に整備を行い、安全な河川管理に努めてまいります。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） 早期完了に向けて県関係機関との連携を図っていただき、定期的に土砂の撤去や草の伐採などのこともしっかりと行っていただきますよう要望いたします。

次の質問に移ります。③内海の現状についてですが、災害時の内海の状況とそれから災害時の河口部の状況や、木工センター前や市道の国道上の水位についての状況と、現在どのようになっているのか御答弁いただきたいと思えます。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、大庭議員にお答えします。豪雨災害時の内海の状況について御説明いたします。平成22年10月の豪雨災害により、内海周辺におきましては内海に流れ込む川内川からの越水や内海の急激な水位上昇により、加工センターやバンガロー施設等をはじめ、多くの施設や家屋に甚大な被害が発生しました。内海周辺につきましては、現在のところ浸水の高さを正確に示す記録は残っておりませんが、当時の写真を見ますと国道58号に隣接しましたサン奄美の軒下まで水位が上昇していたことが確認できるところでございます。続きまして、木工センター前の国道58号や内海周辺の市道についての状況について説明いたします。木工センター前の国道58号や内海周辺の市道につきましては、道路冠水により全面通行止めとなり、交通に甚大な影響が発生しました。現在の状況につきましては、国道58号の道路管理者である県に伺ったところ、令和2年度から令和4年度にかけて国道のかさ上げ工事を行い、冠水対策を実施したということでございます。今後も、関係機関と連携した総合的な治水対策の向上を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。木工センターの災害時の指定管理者にお聞きしましたけども、センター内は50センチほどの浸水があったということでした。しっかりと聞き取り調査を行っていただき、記憶を忘れないように、それから風化させないことが大事というふうに思います。お聞きしてもなかなかどこまでだったとか、記憶の中には50センチと言われる方もいらっしゃいますけども、その状況が変わったり、かさ上げしたりとかいうのにありますので、なかなか分かりにくいところもありますけども、しっかりと記録をしていくということは大事なことであり、記憶を忘れないようにするということが大事だと思います。

そして、私の提案なんですけども、表示板を設置することで危機感を持ち、防災意識を持つことにつながるのではないかというふうに思います。現場に設置することによって、ハザードマップの役割にもなり、避難行動にもつながります。再質問になるかと思えますけど、100年に1回の災害と言われるこの豪災害時の教訓を風化させないように、木工センター前に水位高の表示板の設置はできないか、伺

います。御答弁をお願いします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 議員御提言の件につきましては、水位の表示板ですけれども、現在のところ住用総合支所付近の浸水の高さについては記録は残っております。そのため、庁舎の公用車出入口付近に表示板を設置して、市民への周知を図っているところでございます。内海周辺につきましては、浸水の高さを、先ほども申したとおり正確に示す記録は残っておらず、正確な表示板を設置することが難しい面があるとは思いますが、内海周辺がどれくらい浸水したかを市民の皆様が改めて認識することは、地域の防災対策の観点からも重要なことだと思っておりますので、当時の写真等を活用するなどして周知を図り、市民の防災意識の向上につながるよう努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。以上です。

大庭梨香 議員（8番） 木工センターの前と言いましたけれども、しっかりと県とも協議されて、ほかの場所にも表示板を設置していただきたいと思っております。聞き取り調査をしっかり行うことで分かることも出てくると思っておりますので、よろしく願いいたします。

水位高の表示板の設置をしていただきますように要望いたして、次の質問に移りますけれども、2016年6月発行された河川技術論文集報告の2010年10月奄美豪雨時の氾濫特性と住民行動によりますと、そのまま引用させていただきますが、ヒアリングなどの聞き取り調査から土砂災害と併せて支川氾濫がまず起こったと。その後、本流の氾濫が起こるという複合的で、非常に複雑な災害であったことが今回の災害の特徴の一つであると考えられると。また、内海周辺の地区においては、最初に内海から外水氾濫が起きた。そして、雨量強度が強く、総雨量が多かったために閉鎖的な水域である内海の水位が上昇し、氾濫が起こったものと推測される。このような現象は河口が内湾構造あるいは閉鎖的な環境になっている中小河川で起こる可能性がある水害形態であると。今後注意が必要とそういうふうに記載があって、分析、考察がされております。

写真をお願いします。これは上空からの写真ですが、見てのとおり川内川の矢印の前から流れて、こう流れていく川内川ですね。そして、金久田川というのが、ちょっと分かりづらいと思っておりますけど、表示されています。金久田川から流れる河水は内海河口部へ合流して流れていきます。次の、これですけど、次でお願いします。これは、インフラテック、分かりますかね、国道が、建物の後ろ側が国道が58号線が走っておりますけれども、これは合流地点になります矢印、向こうから来るのは川内川の本流から流れていきます。右のほうの矢印は金久田川、城側から流れてくる水流になります。次の写真をお願いします。そこから流れ出ますと、この下の河口部が分かるかと思っておりますけど、これ本当に狭まっているのが分かるかと思っております。これ国道からは全く見えません。城からサーファーたちがサーフィンしておりますけれども、そこから右手に曲がらないとこれは見れないんですけども、河口部がこれだけ閉塞しているのが分かるかと思っておりますし、そしてそれらの砂、土砂が左側にも右側にも堆積されている状況が分かるかと思っております。次の写真をお願いします。ちょっと大きめにしてもらっていいですか。これは上空から再度見ていただいておりますけれども、拡大した上空写真になりますけど、河口部が表示しておりますけど、これが河口部になります。閉塞をしているということと、堆積が砂、土砂がたまっているということが分かるかと思っております。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。④内海の河口閉塞、土砂堆積が川内川や支川などの災害への影響はないのか。また、城、金久田川との合流する河口部の形状や、土砂堆積が災害の影響になっていないか伺います。御答弁をお願いします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、お答えします。内海は今写真でもありましたとおり、狭い水路で外海とつながっており、一部が海岸保全区域に指定され、それ以外は一般公共海岸区域でありまして、海岸全域が鹿児島県の管理となっております。一般論になりますが、河口部につきましては土砂堆積が進行しますと、大雨時の河川の流化能力が低下する可能性があるかと認識しております。現状では、

災害発生リスクを抑えるため、河口部の変化を継続的に把握し、必要に応じて県へ土砂の撤去をお願いしていくようにしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。

次の⑤に移りたいと思います。今後の災害対策について伺います。川内川本流や支川の定期的な管理や予算要望や補助事業、また河口閉塞を防ぐための定期的な管理について御答弁をお願いいたします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、お答えします。川内川本流や支川の定期的な管理また予算要望、補助事業についてお答えいたします。川内川の河道内において、土砂堆積や草木が繁茂している箇所があることから、流化能力が低下し、水流が停滞するおそれがあるため、土砂の撤去や草木の伐採を県へ要望しているところでございます。また、川内川の支川につきましては、定期的な点検を行い、必要に応じて土砂掘削や護岸強化等の整備を行ってまいりたいと考えております。それから、河口閉塞を防ぐための定期的な管理ということですが、先ほども答弁いたしました。内海が外海と接続する箇所の土砂堆積につきましては、変化を奄美市の職員のほうで継続的に把握し、必要に応じて県へ土砂掘削等の対策について要望してまいりたいと存じます。今後とも、本市といたしましてはこれまでの豪雨災害の教訓を踏まえ、引き続き防災対策の向上に向け、県と連携しながら河川の整備を推進してまいりたいと存じます。以上でございます。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。前向きな御答弁だったというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

先ほどから示していただいております川内川の流域のしゅんせつ工事については、中長期的に県の奄美大島地域流域治水プロジェクトを示していただいていると思いますけれども、先ほど写真で見ていただいたように、内海の河口閉塞を解消しなければ甚大な災害が起こる可能性が十分にあると、川内川やその周辺の支川、内海の土砂堆積による影響から災害の引き金にならないように、１５年前の豪雨災害後の調査研究をしっかりと生かしていただき、新聞記事等にも記載されておりましたけれども、この豪雨災害、１５年前の豪雨災害で住用町から名瀬に移住した方々がすごく多かったんですね。安心して暮らしていけるような住用町にしていけないといけませんので、しっかりそこを考慮していただいて、対策を講じていただきたいというふうに思います。１５年前の豪雨災害が風化されていくことが懸念されているというふうにも書かれておりました。甚大な災害を二度と起こさないように努めていただきますように強く要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、公明党 大庭梨香議員の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前９時３０分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。（午後３時４３分）

第 4 回 定 例 会
令和 7 年 12 月 12 日
(第 4 日 目)

12月12日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|------|---------|-----|------|---------|-----|
| 1 番 | 朝木 一 仁 | 議 員 | 2 番 | 西 忠 男 | 議 員 |
| 3 番 | 帶屋 誠 二 | 議 員 | 4 番 | 瀧 真 一 郎 | 議 員 |
| 5 番 | 正野 卓 矢 | 議 員 | 6 番 | 弓 削 洋 平 | 議 員 |
| 7 番 | 幸多 拓 磨 | 議 員 | 8 番 | 大庭 梨 香 | 議 員 |
| 9 番 | 叶 幸 治 | 議 員 | 10 番 | 盛 剛 | 議 員 |
| 11 番 | 前 田 要 | 議 員 | 12 番 | 泉 義 昭 | 議 員 |
| 13 番 | 永 田 清 裕 | 議 員 | 14 番 | 崎 田 信 正 | 議 員 |
| 15 番 | 奥 輝 人 | 議 員 | 16 番 | 多 田 義 一 | 議 員 |
| 17 番 | 栄 ヤスエ | 議 員 | 18 番 | 与 勝 広 | 議 員 |
| 19 番 | 奥 晃 郎 | 議 員 | 20 番 | 伊 東 隆 吉 | 議 員 |
| 21 番 | 竹 山 耕 平 | 議 員 | 22 番 | 川 口 幸 義 | 議 員 |

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|---------------|-----------|-----------------|
| 安 田 壮 平 | 市 長 | 諏 訪 哲 郎 | 副 市 長 |
| 向 美 芳 | 教 育 長 | 藤 江 俊 生 | 住 用 総 合 支 所 長 |
| 正 本 英 紀 | 笠 利 総 合 支 所 長 | 藤 原 俊 輔 | 住 務 所 長 |
| 永 田 公 洋 | 笠 事 務 所 長 | 柳 樹 三 郎 | 総 務 部 長 |
| 信 島 賢 誌 | 総 務 課 長 | 西 幸 一 郎 | 財 政 課 長 |
| 岡 村 学 | 市 民 環 境 部 長 | 麻 井 庄 二 | 国 保 年 金 課 長 |
| 喜 納 祐 司 | 環 境 対 策 課 長 | 當 田 加 奈 子 | 保 健 福 祉 部 長 |
| 郷 田 早 苗 | 福 祉 事 務 所 長 | 盛 功 一 | 福 祉 政 策 課 長 |
| 本 田 邦 洋 | 健 康 増 進 課 長 | 國 分 正 大 | 高 齡 者 福 祉 課 長 |
| 中 山 哲 史 | 保 護 課 長 | 肥 後 健 作 | 商 工 観 光 情 報 部 長 |
| 大 庭 勝 利 | 産 業 建 設 課 長 | 川 畑 博 行 | 産 業 振 興 課 長 |
| 本 田 孝 | 農 林 水 産 部 長 | 坂 元 久 幸 | 農 林 水 産 課 長 |
| | 糖 業 推 進 室 長 | | 建 設 部 長 |

12月12日(4日目)

| | | | |
|--------|-----------------|-------|--------|
| 久保田 義雄 | 建築住宅課長 | 平 和 也 | 建設課長 |
| 川上 浩一 | 上下水道部長 | 當田 栄仁 | 教育部長 |
| 林 孝 浩 | 教育総務課長 | 村岡 和志 | 学校教育課長 |
| 夜差 輝信 | 学校給食センター 所 長 | | |

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|---------|---------|----------------------|
| 向 井 涉 | 議会事務局長 | 本 田 信 章 | 議会事務局次長兼 調査係長事務取扱 |
| 田 川 正 盛 | 主幹兼議事係長 | 麓 浩 登 志 | 主幹兼庶務係長 |
| 泉 優 美 | 庶務係主査 | | |

多田義一 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。(午前9時30分)

○

多田義一 議長 本日の議事日程は、一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 叶 幸治議員の発言を許可いたします。

なお、叶 幸治議員から、書画カメラ使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

叶 幸治 議員(9番) 皆様、おはようございます。公明党の叶 幸治でございます。

先に、字句の訂正をお願いいたします。2の「金融教育」の文言を「消費者教育」へ変更をお願いいたします。

それでは、質問に入る前に、所見を述べたいと思います。初めに、安田市長におかれましては、2期目の当選、就任、誠におめでとうでございます。1期目以上に、さらなる手腕を振るっていただくことを期待しております。さて、皆様も御存じのとおり、私ども公明党は野党として新出発いたしました。野党にはなりましたが、公明党の大衆とともにとの立党精神に立ち返り、中道改革の軸として、目の前の人に寄り添う人間主義の政治を堂々と進めてまいります。福祉・平和の党として、私自身、市民お一人お一人の生活を守り、幸せを構築できるように励んでまいります。

それでは、質問に入ります。1、財政政策について。(1)積立金の運用について。公明党は、国政において、国の公的資産を運用して、新たな財源をつくる政府系ファンド(ソブリン・ウェルス・ファンド)の創設に向けて取り組んでおります。通名、ジャパンファンドと私たちは言っておりますが、これは税収だけに頼らない新たな財源を創出し、社会保障制度の持続可能性の向上、少子高齢化対策、未来への投資といった国家課題に対応するための財源を確保することを目指し、政府や政府系機関が保有する公的資産を元手に、国内外の株式や債権などに投資し、その運用益を国の予算に還元する仕組みであります。簡潔に言いますと、国民や国益のために国の資産をプロの運用で増やし、そのお金を将来の日本のための施策に使うという構想です。国会質問でも、公明党の岡本政調会長が質問し、超党派にて制度設計に向けて議論も始まっているとのこと。私は、この考え方を踏まえ、地方自治体の基金運用も最大化できるのではないかと考えます。そこで、お伺いいたしますが、①本市の保有する基金の数及び現在高をお示しください。次の質問よりは発言的に行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

藤原俊輔 総務部長 おはようございます。それではお答えいたします。まず、本市が保有する基金の数につきまして、一般会計、特別会計を合わせて23基金でございます。次に、現在高につきましては、令和7年9月末時点での全基金の残高は、187億5,973万5,000円でございます。

叶 幸治 議員(9番) 基金の数、また直近の現在高の金額を理解いたしました。

本市では基金の運用を行っているようですが、どのような基金がどういったことに運用しているのか②各基金における積立金の運用実績をお示しください。

藤原俊輔 総務部長 本市における積立金の運用につきましては、現在、総額30億円を運用しており、令和6年度実績で運用益は2,215万5,761円となっております。内訳を申し上げますと、まず合併まちづくり基金及び減債基金を活用し、国債を3本、計25億円運用しております。利率は0.8%及び0.9%、年間運用益の合計は2,050万円でございます。次に、財政調整基金を活用し、鹿児島県債を1億円運用しております。利率は0.482%、年間運用益は48万2,000円でございます。次に、過疎地域持続的発展特別事業基金を活用し、財投機関債を2本、計4億円を令和6年度に購入し運用しております。詳細を申し上げますと、1つは西日本高速道路株式会社政府関係基金債で、利率は0.67%、令和6年度中の運用益は66万6,358円。もう一つは独立行政法人国際協力機構財投機関債で、利率は0.82%、令和6年度中の運用益は50万7,403円となっております。

叶 幸治 議員（9番） 分かりました。これは基金の運用の実績、これはしっかりプラスになっているということの認識でよろしいですね。はい、分かりました。地方自治法第241条地方財政法第4条の3第3項に基づき、安全かつ確実な方法により運用されていることを評価いたします。しっかりお金にも働いてもらい、2,215万円が運用益になっている。すばらしい限りでございます。

先ほど基金積立て金が23種類あるとおっしゃっていましたが、この基金の管理運用、それぞれの基金の管理運用はばらばらなのでしょうか、お答えください。

藤原俊輔 総務部長 基金の運用につきましては、基金ごとに管理しております。以上でございます。

叶 幸治 議員（9番） 理解いたしました。基金は目的ごとで条例に基づいて創設されているというふうに伺っております。それで、今おっしゃったように個別管理としていることを理解いたしました。

そこで質問に入りますが、この目的別に個別管理されている基金を、複合運用型の一括運用による債権購入管理ができないかと考えます。

カメラをお願いいたします。ちょっと字がちっちゃいんですが、これは令和6年度の決算附属書の基金の欄になります。基金をちょっとズームしていただいたら分かると思いますが、先ほど答弁にありましたように、23種類の基金が創設されております。これは条例に基づいてですね。その下の合計の額をよろしくをお願いいたします。ズームをお願いいたします。先ほど答弁にありましたけど、運用としては減債、また合併まちづくり、財調や過疎地域基金を各個別からの運用実績をしているというふうに答弁いただきました。今見ていただきますように、基金の総額が全体で170億円近くあります。その横の欄が、これが決算年度中の増減高でございます。この増減高に関しましてはプラス・マイナスがありますが、年間で流動した総額が約5億9,000万円、約6億円あるとします。この基金総額の170億円から流動額の約6億円を差し引いた場合、約110億円近くのお金が動いておりません。カメラありがとうございました。

今のポイントを踏まえた上で、質問趣旨を述べさせていただきます。現状の個別管理では、1つ、利息がほとんどつかない。2つ目に余っている資金が見えにくい。3つ目に管理の手間が大きいという、3つの課題があると考えます。この一括運用とは、複数の基金を目的はそのままに運用だけまとめる方法です。メリットとしては3点あります。1点目に利息が増える。総額をばらばらに預けるよりまとめたほうが大口扱いになり有利。2点目に管理の効率化。複数口座を毎回確認する手間が減ります。3点目に余裕資金が見つかる。当面使わないお金が見えるため、無駄なく運用に回せる。全基金の入出金時期を1つの運用表で管理でき、使う見込みのあるお金、しばらく動かないお金が数字として見える化されます。次に、一括運用で安全な国債、地方債など債権購入するメリットとして、1点目に国債利回りが銀行定期より高い。現在、銀行定期利息が平均で1年から5年の定期で約0.26から0.37%程度。国債等は10年から30年の長期では1.8から3.3%、3年から5年の短期国債でも1.1から1.34%前後と、銀行金利より利率も高い現状です。これ直近では1.97%と高水準となった模様で

す。2点目に高い安全性。国債等は国家の信用，国内の安定した保有構造，高い市場流動性により安全性も高いとされており。3点目に収入の時期が決まっています。計画が立てやすい。利息の支払いは年2回，半年ごととなっております。現在でも成果が出ておりますが，複合運用型の一括運用を導入することで，さらに運用益を増やし，より財政の効率化と将来負担の軽減が期待できると考えます。

③本市として複合運用型の一括運用での債権購入管理が導入できないか，伺います。

藤原俊輔 総務部長 お答えいたします。基金の運用に関しましては，一般的には基金で運用している預金や債権は基金ごとに管理されております。先ほどもお答えしましたが，本市におきましても債権につきましては基金ごとに管理をしているところでございます。議員御案内の複合運用型による一括運用につきましては，基金と預金債権の一対一の関係をなくし，複数の基金を一体のものと捉え，基金全体をまとめて管理する手法でございます。一括運用のメリットとしましては，基金全体で流動性を確保することで全体の運用効率を高めることが可能になること，運用事務の効率化が可能になるなどのメリットがございます。定期預金，普通預金にある基金を効率的に運用することは，新たな財源確保の観点から大変有効であると考えております。一方で，個別基金と運用債権は切り離され，ひもづいていないため，運用収入の帰属が不明確になるおそれがあります。このため，一括運用の実施にあたりましては，運用収入の配分方法などの運営ルール，それから体制整備が不可欠となっております。いずれにいたしましても，他自治体の事例等も勉強しつつ，金利変動のリスクや市場環境の変化など十分に見極めながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

叶 幸治 議員（9番） 理解いたしました。今ちょっと問題提起という部分もあったと思うんですけど，これ本当財源が増える観点でいえば，やることに越したことはないと思うんですよ。それで，やっぱ基金は個別個別で突発的に基金，お金を出動するという場面もあると思いますが，一旦プールしたお金からやっぱ使う基金に対してローリング方式でできると思いますんで，そこは完全にクリアできるかと思えます。あとは，また各基金においての計上という部分では，ここはしっかり行政としては努力していただきたい部分だと思いますので，ぜひとも検討していただきたいと思えます。あと1点，この運用利息はそのまま基金に留保されている形になっているんでしょうか，お答えください。

藤原俊輔 総務部長 この基金で発生しました運用利息につきましては，一般会計に歳入，そして歳出で入れております。以上でございます。

叶 幸治 議員（9番） カメラをお願いいたします。今，あらかた私説明させていただきました。今回ちょっと簡易的にフローを作らせていただきました。ちょっとズームをお願いいたします。上のほうからですね。基金を一括にまとめるということで，先ほどから申しましたが，①に見える化，入出金予定を一覧で管理，いつ使う，どれだけ余るを把握できます。次に②，下の欄ですね。これ余裕資金が抽出し，今すぐ必要なお金，しばらく使わない余裕資金がしっかり抽出できる。3番目に余裕資金だけ運用し，安全な国債，地方債等で運用。これは利息は2回の安定収入が入る見込みとなっております。先ほど言ったように，急に必要になった場合，災害とか修繕とか，これに大体財調基金が出動すると思うんですけど，こういった場合に関しても先ほど申したようにローリングして，しっかりと運用して，また入ったらしっかり戻せるという形にとれると思えますので，これは本当いいと思えます。先ほど言ったように，この運用益ですね，しっかり市民へ還元する。例えば本当，この奨学金返済とか，ここの子育て支援，農業支援，医療福祉の充実などに運用益で得た収益を市民に還元していくということが，やっぱ大事ではないかなと私は思います。

全国的にも自治体事例がございます。徳島県阿南市は具体的な要綱を制定して取り組んでいく動きもあります。群馬県や千葉県でも導入の事例があり，世界的にも公的資産を働かせて財源創出する考え方は標準となりつつあります。ぜひとも未来志向で前向きな方向で研究し取り組んでいただくことを願

いたします。運用益を市民に還元することは、市長の掲げる本気の幸せの島づくりに直結する施策になると考えます。ぜひ、市長の前向きな見解もお聞かせください。

安田壮平 市長 叶議員の御提案ありがとうございました。市の財産は、市民の財産でありますので、我々もしっかりそこを生かして運用して、その収入を得て、そしてまた還元するということは、とても大事な取組だということは思います。合わせて市も、大きな市債、借金があることも確かでありますので、やはりそことのバランスも勘案しながら考えないといけないと。そして、やはり運用にはどうしてもリスクが伴います。そこも含めて、やっぱりそこを含めて元本割れさせないとか、損失を被らないとか、やっぱりそこが大事だというふうに思いますので、そこも含めて、他自治体の事例などしっかり研究をして、安全性などを含めて、よりメリットがあるという判断ができましたら、またそういう挑戦も考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

叶 幸治 議員（９番） 市長、ありがとうございました。本当にリスクというのもやっぱ考えられると思いますが、しっかりとやっぱ実績をつくってきていると思うんですよ。だから、やっぱそこもしっかりリスク管理しながら、やっぱ経験とかデータもしっかり持ち合わせてるし、財政課はプロだと思っておりますので、やっぱ持ち合わせていると思っております。しっかりとリスク管理も含めながら、ぜひとも施策を実行していただきたいと私自身思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

今回、私も大変に学ばせていただきました。このお金の学びは、学校教育へも取り入れられております。１、消費者教育施策について。（１）学校過程の消費者教育について。令和４年度から国の学習指導要領に基づき、小学校、中学校、高校における消費者教育が義務化されました。小学校ではお金の役割や使い方、中学校では契約や消費トラブル、高校では資産形成まで扱うことが求められております。これは単なる教育内容の追加ではなく、物価高、キャッシュレス化、詐欺被害、将来設計など、生活に直結する学びであります。今、市民一人一人により高い金融判断能力が求められております。そこで伺いますが、本市の小学校、中学校、高校において、消費者教育がどのように実施されているのか、授業内容や指導体制についてお示してください。

向 美芳 教育長 おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。２０２２年４月から、高校では金融教育が必修化となりました。その背景として、成人年齢が１８歳に引き下げられ、高校生が自身で金融取引を行えるようになり、金融トラブルに巻き込まれるリスクが高まったこと、キャッシュレス化の進展などにより、社会の消費行動が変化していることなどが挙げられます。それでは、議員の御質問の本市の小中学校の金融教育について、具体的に御説明申し上げます。本市では、奄美市教育振興基本計画に基づき、小中学校では物の大切さや勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護などについて理解を深めるため、児童生徒の発達の段階に応じた指導計画の作成や教材の活用に取り組んでおります。小学校においては、家庭科の学習の中で物や金銭の大切さや買物の仕組み、消費者の役割、売買契約の基礎などを学んでおります。また、中学校においては社会科や家庭科の学習の中で、金融の仕組みや働き、個人や企業の経済活動における役割と責任、計画的な金銭管理の必要性、クレジットなどの三者間契約などについて、小学校よりもより発展的な内容を学習しております。さらに、外部講習を招へいし、広い意味での経済リテラシーを育てることを目的とし、租税教室や年金セミナーなどの出前講座を受け入れている学校もございます。以上でございます。

叶 幸治 議員（９番） 教育長、ありがとうございました。本当、小中高と子どもたちのレベルに合わせた段階段階での教育をされていると思います。その中で、この２２年導入されて、教育現場では消費者教育が義務化されたものの、教師の多くが毎日の授業準備、行事、部活動、生活指導や様々な業務負担の中、時間的に十分に扱えないという状況があると、全国的にも声が上がっているというふうに伺っております。

そこで質問ですが、②金融分野の新しい教材研究に割ける時間が極めて少ない。こういった課題の声が本市の教員からも上がっているのか、伺います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。学校から寄せられている課題としましては、金融教育についての研修の機会が不足していることや、外部専門家の確保等が挙げられます。金融トラブルの低年齢化に伴い、専門的な知識を有した外部講師の活用等は、大変効果的であると考えますので、学校及び関係機関と連携しながら、課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

叶 幸治 議員（9番） 分かりました。3番の答弁もされたような感じがしたんですけど、その他にも教員の方から金融の知識に不安があるや、教材や指導案が学校ごとでばらばらであり、教育内容やレベルに差が生じる可能性、教員自身が金融トラブルや知識不足に困っているケースもある。外部講師を呼びたいが、学校側の調整負担が大きいなどの問題を定義されているとの、全国的なですね、これがあるようですが、この問題に関して本市においては教員研修、また外部講師の導入などに対応があるという答弁でしたかね、さっきの。よろしいですか。すみません。ありがとうございます。今、3番の答弁もいただいたような形になっていましたので、またよろしく願いいたします。

今回、この質問を取り入れたのは、皆様にも知ってもらふ必要があると感じたから、質問に取り入れさせていただきました。国が義務教育、また高校教育の課程に取り入れたということが何を意味しているのか。これ、海外ではより早く消費者教育に取り組む事例が多々あります。アメリカは国家戦略として義務化、フィンランドは全国の学校で投資ゲーム、仮想資金での体験、シンガポールは人生ステージ別の徹底指導など、その他オーストラリア、カナダ、イギリスでも事例が多々あります。世界から見ても、日本は金融消費者教育が遅れていると感じる次第です。消費者教育が義務化されたということは、日本としても今後もさらなる力入れが考えられると私は思うところでございます。

高校のほうでも、ちょっと私、県のほうに問合せいろいろと資料をいただきました。大島高校、奄美高校、北高、古仁屋でも、外部講師を入れてしっかりと勉強をしているようなんですけど、各高校を見てもちょっとばらつきを感じるのですよ。一番すごい、大島北高校がすごいなと思ったのは、北高校では資産運用についてまで勉強に取り入れています。だから、勉強に対しての格差っていうのが多分あるんじゃないかなと僕自身は懸念しております。だからこそ、やっぱりしっかりとした基本理念を基づいて、小中高校をしっかりと教育にどこまで取り入れていくかというのは、一貫して共通にしていくべきだと私は感じておりますので、ぜひぜひ県ともしっかりと協議しながら、市としても、先見の明をもって取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

向 美芳 教育長 先ほど、出前講座のことについて、若干3のほうまで入り込んだのですが、詳しく説明をここでさせていただきたいと思います。各学校において、金融教育関係の教育研修については、今年度は28校中4校が実施しております。金融教育についての全体計画や関連教科、単元についての共通理解を図ったり、お金の正しい使い方など、発達段階を踏まえた金融教育についての研修を深めたりしております。外部講師の出前講座については、隔年で取り組んでいる学校もあるため、今年度は28校中12校が実施しております。税の歴史や税の仕組み、消費の流れなどを学ぶ租税教室や消費者問題、貯金の仕組みやお金の使い方、消費者教育、年金セミナー、キャッシュレス決済、課金、契約トラブル等への対処方法など、各学校が実態に応じて学ぶ内容を決めております。また、令和8年度には、福祉部署におきまして、授業として中学生から高校生、消費者教育に関する書籍及びリーフレットなどを配布する予定でございます。以上でございます。

叶 幸治 議員（9番） 教育長、詳細な説明ありがとうございます。本当新しく導入されたカリキュラムだと思いますけど、やっぱりしっかりと子どもたちを本当に次の時代に対応できるようなやっぱ教育を

私たちもしっかりと提供していかないと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

消費者教育は、学校先生だけで成立せず、家庭や地域の協力、私たち大人も知識をつけていくことが必須であると感じます。次の質問移ります。(2) 市民向けの消費者リテラシー・サポートについて。近年、物価高、キャッシュレス化、詐欺被害、債務返済など、市民のお金に対する不安が増加しております。私自身、市民相談の中で物価高への不安、キャッシュレスやクレジットカード利用で支払いが困難になった相談などの声をお聞きします。消費者リテラシーとは、収入、支出管理、貯蓄、投資、保険、借入などについて将来の生活設計に必要な判断能力のことです。その重要性として3点あります。1点、金融トラブルを回避できる。これは投資詐欺などに遭いにくくなる。2点目に、経済的に自立できる。将来の経済的な困難に冷静に対応できる。3点目に、資産形成を効率的に進められる。将来の計画に応じた資産形成がしやすくなる。特に、2022年の岸田元総理による国民への投資の呼びかけや、2024年の新NISA開始以降、投資詐欺相談が急増しているとも言われております。①本市に寄せられる市民の消費者トラブルの状況をお示してください。また、こういった対応をされているかも合わせて伺います。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、お答えをいたします。本市に寄せられる消費者ローンやクレジットカードの利用過多による負債などの金融関係の相談件数につきましては、令和7年度11月末時点で42件、令和6年度が84件、令和5年度が64件となっております。内訳といたしましては、令和7年度、消費者ローンなどの融資サービスの相談が32件で最も多く、続きましてクレジットカードの利用過多などによる負債の相談が4件となっております。また、負債に関する相談から、本市が実施しております無料法律相談を案内した件数は20件となっております。金融トラブルの相談の対応につきましては、本市つながらる相談室で消費生活相談員を中心に行っており、必要に応じて民事法律扶助制度や無料法律相談、詐欺などの犯罪被害が疑われる相談については警察を案内しております。また、実際の詐欺被害等の件数につきましては、奄美警察署に確認いたしましたところ、令和7年10月現在、奄美警察署管内で不審な電話やショートメッセージで不安をあおり、対面することなく信用させ、指定した金融機関に現金を振り込ませたり、キャッシュカードをだまし取るなどのうそ電話詐欺が7件。SNSなどを通じて知り合った者とインターネット上でやり取りを続け、恋愛感情や親近感をあおり、金銭をだまし取る、いわゆるロマンス詐欺が6件となっております。以上です。

叶 幸治 議員(9番) 詳細な説明ありがとうございました。結構、本市においてもお金に関する相談というのは結構寄せられているなというのを理解いたしました。その中で本当に、市民一人一人がお金に対しての認識というのをしっかり持つということは大事であると思います。先日、私、福岡のフィナンシャルプランナーの方と意見交換を行いました。その方が言われていたのは、島特有の課題を指摘されました。1つ目に専門家へのアクセスがしづらい。2つ目に情報格差、デジタル格差が消費者トラブルにつながりやすい。既存口座は税金、年金、保険など転在し体系化されていない。誰でも相談できる仕組みも体系的な学び場も不足しているとの御指摘でありました。全国の取組を事例として、泉大津市では企業連携によるキッズフリマ体験で金銭感覚を育成、愛媛県伊方町では金融情報会社QUICKと連携し、資産形成のカードゲームを活用して金融教育を取り組んでおります。兵庫県ではママ向けの金銭教育、神奈川県では出前講座制度、こうした取組を継続的に行うことで、子どもも大人も意識が向上し、地域全体の金融知識向上につながります。

本市においても、地銀や証券会社、J-FREC、FP協会との協定を通して、市民向け消費者リテラシー・サポートの定期開催など、こうした取組を市民生活支援施策として位置づけ、体系的に進めるべきと考えますが、これまでに取組があるか、今後、地域金融機関や専門家と連携した定期的な金融教育に取り組む考えがあるか、お伺いいたします。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、金融リテラシーにつきましては、貯蓄についての基本的な考え方や

家計管理、借金や投資、リスク管理と詐欺被害防止などのお金の知識に関する事柄と認識しております。議員御案内の金融教育ツールにつきましては、詐欺被害の防止や投資の疑似体験、お金の使い方を覚えるゲーム形式のものなど、幅広い年齢層に分かりやすく理解を促すよう、様々に工夫が凝らされているものと承知をしております。現在、本市における施策として、犯罪被害防止を目的として、ホームページ、LINEなどのSNSや地元FM放送、各地区地域の集まりでの職員による広報啓発を実施しております。また、本年10月には、市内の中学校において、未成年者の金融リテラシー向上のためのクレジットカードの使い方や、未成年者契約取消しの説明等についての消費者出前講座を実施しております。この消費者出前講座については、あらゆる年齢層を対象とした出前講座を要望に応じて実施いたしますので、広く御活用いただきたいと考えております。御案内のいろいろな専門機関との連携してのということでございますけれども、現在本市が取り組んでいるところは、主に金融トラブル防止という観点で実施をしておりますが、今後市民の金融リテラシーの向上に資するその他の施策につきましても、その効果や運用コストを研究・検討の上、実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

叶 幸治 議員（9番） ありがとうございます。ぜひとも市民一人一人が正しい知識をつけ、判断能力を高めていけるような取組を行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。1、若者、学生支援対策について。（1）奨学金返済者支援について。今夏、公明党はWeConnectという政策立案アンケートをウェブで実施し、全国約12万6,000人の声が寄せられ、その中でも若者世代の声に、奨学金返済負担への支援を求める声が非常に多くありました。公明党としても、奨学金減税を政策に掲げて、制度化を目指しているところです。日本学生支援機構によると、奨学金の返還者に関する属性調査によると、令和4年度末時点で奨学金返還義務のある人数が約443万人、民間統計では現在492万人に増加していると言われております。さらに、令和5年12月末時点で返還を3か月以上遅延している人数は約13万3,000人。延滞理由として、本人の低所得が最も多く62.9%と最多でありました。無職・失業中が25.3%、他借入との返済重複が31.2%といった数字が上がっております。これは、若者にとって奨学金返済が生活基盤を揺るがす重大課題である現実を示しております。この点について、市としてどのように受け止め、政策を進めているのか見解を伺います。

當田栄仁 教育部長 おはようございます。私のほうからは、本市における奨学金返還支援の取組についてお答えいたします。本市では、奨学金返還に対し、市が直接負担する支援制度は設けておりませんが、本市の奨学資金を返還する奨学生に代わり、雇用する企業が市に直接返還を行う企業代理返還制度を導入しております。本制度は、奨学生にとって奨学金返還の経済的負担を軽減できるとともに、企業にとっては福利厚生の実施を通じて人材確保や若者の定着促進に寄与するほか、税制面でのメリットもあり、双方にとって非常に有益な制度でございます。現在、制度に賛同し合意書を交わした企業は6社となっておりますが、実際に代理返還を行った実績はまだございません。このため、制度の認知度向上と賛同企業数の増加に向けた取組が、今後の重要な課題であると認識しております。これまで、ホームページ、広報誌、公式SNSを通じて制度周知を行い、また奨学金貸付時の説明会でも制度案内を行ってまいりましたが、実際の利用企業を増やすためには、さらなる積極的な広報活動が必要であると考えております。今後の取組としましては、企業向けセミナーなどの場で、企業の経営者や人事担当者に制度のメリットや導入方法を直接伝える機会を設けることができないかなど、企業の参加促進に向けた実現可能な方策を検討するとともに、企業からの個別相談に対するきめ細かな対応を通じて、制度の一層の活用促進を図ってまいりたいと考えております。本制度の普及を通じて、奨学生への負担軽減を図り、地元での就業機会の確保につなげることで、若者の地元定着や人材確保に資するものと考えており、今後も企業と学生がこの制度を積極的に活用できるよう、本市商工担当部署ほか関係機関とも連携をし、周知活動と導入支援に一層努めてまいります。

叶 幸治 議員（９番） ありがとうございます。せっかく市単独で制度を設計して実施されている中、6社しか手を挙げていないというのはもったいないなと思いがらですけど、本当にしっかりと周知徹底していく必要があると思います。奨学金代理返還企業の参入を増やすことは、将来的に島で働きたいといったUターン・Iターン者への移住定住促進にもつながると思います。

この奨学金返還支援は、日本学生支援機構も、企業等の奨学金返還支援制度として取り組んでおりますが、本市における現状・周知についてお答えください。

當田栄仁 教育部長 それでは、日本学生支援機構の奨学金返還支援制度に関する本市の現状と周知についてお答えをいたします。日本学生支援機構の奨学金につきましては、本市でも多くの利用者がいるものと認識をしております。機構では、令和3年度から企業等の代理返還制度を導入しており、その利用企業数は年々増加しているところです。機構へ確認したところ、12月1日時点での導入企業数は、全国で約4,800社。そのうち、機構ホームページで公表されている企業数は1,525社であり、県内の公表企業数は14社となっております。公表企業のみを見ますと、本市内の導入企業は確認できませんが、導入企業数に対し公表企業数は全体の3分の1未満であることに加え、本市において実際に導入を確認している事業もあることから、少なからず本市内に制度を取り入れている企業が存在するものと認識しております。いずれにいたしましても、代理返還制度そのものの周知が十分とは言えず、企業側の認知度が低いことから、制度が積極的に活用されている状況には至っていないものと考えております。本市としましても、この代理返還制度の促進は、1、奨学生の経済的負担の軽減、2、企業の人材確保、3、若者の地元定着の促進という複数の課題解決に資する施策であり、教育、子育て支援の充実のみならず、人口減少対策や地域経済の活性化にも寄与するものと認識しております。このため、企業の制度理解を進め活用が進むよう、広報や情報提供に取り組んでまいりたいと考えております。また、代理返還制度とは別に、鹿児島県育英財団が実施する大学等奨学金返還支援制度もございます。本制度は、機構の第1種奨学金を借り受けた方が、県内に居住し就業するなど、一定の要件を満たす場合に最大で奨学金返還額の全額が助成される仕組みとなっております。大学等の入学予定者、卒業予定者、社会人を対象に毎年100人程度の募集がされているものと伺っており、これらの支援制度につきましても、本市の代理返還制度と合わせて周知に努めてまいりたいと存じます。

叶 幸治 議員（９番） 分かりました。本当、周知徹底がここもされていないという現状があります。この制度は、本当は企業側にとっても、この若手人材の獲得力が大幅に上がる、若手社員の離職防止、企業負担が少ない福利厚生、企業イメージ向上といった効果があります。また、従業員側に関しても、奨学金返済の負担が軽減され生活が安定する、経済的理由で働き方の選択肢を狭めない、奨学金返済のために都市部で働くしかないという状況が解消されます。奨学金返済のために、企業、従業員双方に大きなメリットがあります。国会質疑でも、制度の存在を知らなかったという声が多数あり、圧倒的な周知不足が課題であると考えます。先ほどの当局の答弁にも、学生支援機構が行う制度の本市における導入企業が確認はとれていないということはあるということですね。前回聞いたら0社というふうに伺っていたので、これは本当に周知がまだ全然できていないと思います。この本制度も、U・Iターン促進や移住・定住政策にも直結すると考えます。また、日本学生支援機構の奨学金を借り入れている人が圧倒的に多数だと考えます。企業説明会、制度紹介、周知徹底を強化すべきだと考えますが、再度、この徹底をどういうふうに進めていくかというのを伺いいたします。

當田栄仁 教育部長 企業代理返還制度の広報につきましては、これまでホームページへの掲載と、また窓口での説明など最低限の取組は行ってきたと考えているところではございますが、本制度の定着は地域への若者定住、ひいては将来の地方創生につながることを考えれば、やはりやれることは全てやるべきであり、そうした意味で申し上げますと、若干受け身であったかと反省もございします。今後は、市長

マニフェストにも掲載があることも踏まえまして、商工部門との連携を深め、地元企業の関係者が集まる場などに積極的に出向きPRするなど、制度の周知と定着に努めてまいりますので御理解をお願い申し上げます。

叶 幸治 議員（９番） ぜひともよろしくお願ひいたします。今までの話は企業就労者への向けた支援制度でしたが、個人事業主またフリーランスにおける支援制度はございません。ただ、調べましたら、地方自治体の中では自治体支援、地域補助金という自治体独自でも支援を行っている事例もあります。兵庫県南淡路市では、企業者も含めた支援事業も行っている模様です。また、他自治体でも行政職に対しても代理返還制度の導入を取り入れているところもあるようです。

③個人事業主、フリーランス、行政職に対する支援制度があるのか、今後制度設計導入の考えがあるか、見解を伺います。

當田栄仁 教育部長 それでは、個人事業者等及び行政職員への奨学金返還制度についてお答えをいたします。本市及び日本学生支援機構の代理返還制度におきましては、原則自ら事業を営む方ではなく企業に雇用される従業員を対象としております。また、仮に適用を拡大した場合であっても、個人事業者等の場合は代理返還制度の活用による税制上の優遇措置を受けることができず、制度本来の効果が十分に発揮されないことから、現行制度上の枠組みでは対応が難しいものと認識をしております。全国の地方自治体では、若者の地域定着や人材確保を目的として、独自の奨学金返還支援事業が広く実施されており、支援方法としましては3つあるかと考えます。1、自治体が自ら貸与した奨学金返還の減免。2、機構等が貸与した奨学金の返還について、返還者本人へ補助する場合。3、企業が従業員の奨学金を代理返還する場合の企業への支援の大きく3つと考えております。このうち、個人事業者やフリーランスなど、幅広い若年層を対象にすることが可能な方法としましては、機構等の奨学金返還に対し、市が本人へ直接助成を行う制度、2にあたりますが、こちらのほうが上げられるかと思ひます。この仕組みは若者の地元定着や定住促進に一定の効果が見込まれるものと考えております。一方で、返還補助に要する財政負担が継続的に生じることから、本市において制度を創設するには財源の確保や適正な制度設計など、慎重な検討が必要であり、引き続き研究を要するものと考えております。合わせまして、行政職員への支援について前もって聞き取りがありましたので、お答えさせてもらいたいと思ひます。こちらのほうにつきましては、他の自治体においても機構の代理返還制度を活用し、職員に対しても返還支援を行っている例がございます。自治体への人材確保策としては一定の効果が期待できるものと認識をしております。しかしながら、同じくこの制度を本市で導入する場合にも、新たな財源負担が生じるほか、制度の公平性や市民の受け止めにも十分配慮する必要があるかと存じます。その必要性や効果、財政状況等を総合的に勘案した上で、慎重に研究を進めていく必要があると考えております。以上です。

叶 幸治 議員（９番） 本当に支援制度を充実することは、若者の本当に移住定住、雇用創出、また人材確保、地域活力の向上に直結すると思ひております。先ほど私、組合側の人間じゃないんですけど、市職員に対しても公平公正であるべきだと考えます。行政自らが制度を導入することで、民間企業の模範となり、社会的効果も大きいと考えます。先ほど、市民感情がという懸念もあっておられましたが、ここにいる部課長クラスの皆さんが制度を利用すれば、多分たたかれると思ひますよ。ただ、若者にしっかり焦点を当てるといふことですね。市職員も含めて若い世代に光を当てていくといふことは大事じゃないかと思ひます。だから、ぜひともそういった目線でしっかり研究していただきたいと思ひます。あと、ちなみに気持ち若いかも駄目ですからね、これは。しっかりと若者に焦点を当てた研究をしていただきたいと思ひます。ぜひとも、この島で働く若者が住みやすい住みたい住んでよかつたと思ひえる幸せの島を構築していただきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。農業施策について。（1）食と農の総合戦略について。国では、食料安全保障の強化、地域農業の担い手確保、6次産業化や付加価値の向上を通じた農業所得増大を目指

すことが示されており、自治体としても持続可能で強い地域農業の構築が必要とあります。本市における食と農の総合戦略の趣旨、目的及び策定により、市としてどのような姿を目指すのか、お示してください。

安田壮平 市長 改めまして、おはようございます。叶議員の御質問にお答えいたします。先ほどはお言葉ありがとうございました。またしっかり頑張ってみます。食と農の総合戦略についてお答えします。本市は、亜熱帯の温暖な気候と世界に誇る豊かな自然に恵まれ、多彩な食資源を有しております。また、農業とともに育まれた独自の食文化も大きな地域の財産であります。しかし近年、社会構造等の変化により、食生活の多様化や核家族化、農業の担い手不足などを背景に、食について考えることや農業と触れ合う機会が減少し、食と農のつながりが希薄になりつつあることが懸念されています。さらに、食や農に主体的に関わる機会の減少は、食文化や地域産業の衰退はもとより、個人の健康問題や地域社会全体の環境問題など、幅広い影響も懸念されます。こうした状況を踏まえ、今改めて本市独自の自然や歴史文化と密接に関わる食と農の価値を見つめ直し、その関係性とつながりを深めることが重要と考えており、今年度食と農の総合戦略を策定し、農林水産業の振興や食育による健康長寿の促進、食文化の継承や観光との連携を図ってまいります。総合戦略では、先人から受け継いだ食文化を次世代へつなぐ食文化の保存継承と、そして食と農のつながりを深め、地域内外へ伝える食と農の交流発展を基本的な考えとして具体的な取組をまとめてまいります。この総合戦略策定を通じて、農林水産業の振興だけにとどまらず、地元食材を活用した郷土料理の継承、地産地消や地域内経済循環の促進、健康長寿の促進や食育、農業体験を通じた世代間異業種との交流など、地域資源を生かした多面的な取組を展開し、豊かな食と農の未来をつなぐ持続可能な幸せの島奄美市を目指してまいります。以上でございます。

叶 幸治 議員（9番） 市長、ありがとうございました。この力強い思いを聞かせていただきました。市長自身もこの食と農の総合戦略にはすごい力入れがあるというふうに伺っておりますので、ぜひとも一緒になって進めて取り組んでいけたらと思います。
また、この本戦略の策定団体についてですが、既に委託先が決定したようですが、どのような団体で、今後どのような体制で策定を進めるのかお聞かせください。

大庭勝利 農林水産部長 それでは、お答えいたします。食と農の総合戦略の策定につきましては、企画提案による公募型プロポーザル方式により、7月に受託事業者を選定し、現在、業務委託先と連携をしながら取組を進めているところでございます。まず、農業、水産業、食文化、食関連事業、観光、商工、行政など、各分野から選出した18名の委員による策定会議をこれまでに2回開催し、食と農に関する現状把握や戦略立案について議論をいただいております。また、地域の生産者や消費者の皆様様の御意見を幅広く伺うアンケート調査を実施しました。アンケート調査は、SNS等を活用して広く周知するとともに、健康や食生活など関連する団体、高校、そしてJA部会、農業委員会などに出向き調査を依頼し、1,144件という多い回答を頂戴していただいております。さらに、10月には住民参加型ワークショップ、食と農のアイデア会議を開催し、奄美の食と農が抱える課題や問題点、またその解決策について意見交換会を行い、多くの提案をいただいております。加えまして、農業生産者、食品加工販売事業者、農作物流通関係者、食文化関連のNPO法人などを対象に、現状や課題、取組状況、将来のあるべき姿などについて、個別ヒアリングを実施しているところでございます。これまでに得られたアンケート結果やワークショップでの意見、個別ヒアリングでの御提案等につきましては、策定会議において共有し、戦略への反映に向けて議論を重ねているところでございます。現在は、戦略の具体的な構成や内容について整理検討を行っており、2月には最終の策定会議を開催し、最終の戦略をまとめる予定でございます。策定に当たっては、生産者にも消費者にも分かりやすい地域内目標や取組事例を提示したいと考えております。策定した食と農の総合戦略につきましては、市公式ホームページやSNS等を通じて幅広く周知するとともに、3月にはシンポジウムを開催し、市民の皆様と共有してまいりた

いと思っております。その上で来年度以降には策定した戦略を踏まえまして、市民や関係団体の皆様と連携を一層深めながら、農産品のブランド力の強化、健康長寿の延伸、食育、食文化の継承、観光との連携などに取組み、持続的で地域に目指した施策に推進をしていきたいと考えております。以上です。

叶 幸治 議員（9番） 部長、詳細な説明ありがとうございました。本当ですね、これ私もワークショップに参加させていただきました。高校生も参加しており、私自身もうれしい限りであったんですけど、参加して私思ったのは、あの取組も大事なんですけど、専門農家、専業農家こちら付近の意見というのは取り入れられているかどうかというのがちょっとすごい疑問に思ったところなんです。こちら辺の取組とか考えがあるのならお示してください。

大庭勝利 農林水産部長 今議員からの御指摘の部分につきましては、なかなか18名の委員ということで委員だけの意見ではなくて、委託業者のほうからそれぞれの農業者のほうに聞き取りをしながら反映をしていくということで、全体的な農業振興のことも漏れなく戦略に入れていくというふうな考え方で思っておりますので、御理解ください。

叶 幸治 議員（9番） 理解いたしました。やっぱ総合戦略という名前がついていますんで、しっかりと農業従事者またはその他関係団体とかからしっかりと意見集約していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。（2）アミノクロウサギ被害対策について。近年、アミノクロウサギの生息域が拡大しており、農作物への被害も広がっています。特に、タンカン幹への食害は深刻さを増しており、農家の皆様も今後の食害の広がり懸念を持っております。ここでお尋ねいたしますが、本市及び地域全体での最新の分布状況、被害状況をお答えください。また、本市として現在の対策状況、また他町村での取組についてもお示してください。

大庭勝利 農林水産部長 それでは、まずアミノクロウサギの分布状況についてお答えいたします。最新の環境省の調査によりますと、令和3年度におけるアミノクロウサギの推定個体数は奄美大島で約1万9,500頭とされております。分布につきましては、令和5年度時点で名瀬市街地及び笠利町、並びに龍郷町の一部を除き島内のほぼ全域にわたって確認されている状況でございます。次に、被害状況についてお答えします。本市におけるアミノクロウサギの農作物被害状況は、令和4年度以降、タンカンの幹部分に食害が確認されております。被害面積と額につきましては、令和4年度が20アールで17万7,000円、令和5年度が31アールで24万8,000円、令和6年度には70アールで54万7,000円となっており、年々被害面積が額とも増加している状況でございます。なお、被害額は県が定める基準単価に基づいて算出しているため、実際にはまたそれ以上の被害が上がっているものと考えております。また、アミノクロウサギによる被害は、果実への直接的な食害よりも幹の食害による生育不良が主であることから、果樹の生育は翌年度以降の収量にも大きく影響するというところで、農家にとっても深刻な被害となっている状況でございます。続きまして、奄美大島地域における被害額の公表はされていないということですが、奄美群島の被害額につきましては、直近で令和6年度が1,035万6,000円で、主な被害としてタンカン、サトウキビ、スモモというふうになっております。

多田義一 議長 2番も質問されていますよね。2番も、②です。

大庭勝利 農林水産部長 答弁させていただきます。アミノクロウサギの被害対策につきましては、今年度、本市の鳥獣被害防止対策協議会において、以前整備したイノシシ侵入防護柵にアミノクロウサギ対策用のワイヤーメッシュの柵を追加設置する実証を予定しているところでございます。本市以外の町村では、アミノクロウサギ対策用のワイヤーメッシュ柵の追加など、防護ネットなどを購入してい

るという状況を聞いております。以上です。

叶 幸治 議員（9番） 分かりました。本当に広がっているということでしたが、これは公明党としても全力で取り組んでいるところでございます。市当局から、公明党としても、国会議員を使って話を進めているところですが、現時点で制度上の課題があるというふうに市当局から伺っていますが、それはどういった課題なのか、また改善がどういう改善が必要なのかお答えください。

大庭勝利 農林水産部長 それでは、イノシシ防護柵の整備などに活用されている鳥獣被害対策事業につきましては、アマミノクロウサギ被害防止を図る上で幾つかの課題があると認識しております。そういったところを含めて、今後、先ほど言いましたように県と協議しながら進めていきます。終わります。

多田義一 議長 以上で、公明党 叶 幸治議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時31分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
日本共産党 崎田信正議員の発言を許可いたします。

崎田信正 議員（14番） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。今回の一般質問にあたり、同僚議員から青森の地震などについての災害に対するお見舞いがたくさん出されております。私も同感です。自然災害ですからなかなか防ぐことはできませんけれども、科学の発展によって防災というか、被害を最小限に食い止める、そういった努力は日常されているというふうに思います。もう一つは、命が失われる、財産をなくすというのは自然災害だけじゃなくて、不注意による事故とかそういったものもありますけれども、私は一番の問題はやっぱり戦争なんですね。これは自然災害じゃなくて、人の意思によって人の財産を奪い、人の命を奪うと。さらには自然、文化まで壊していくということですから、戦争を起こしてはならない。これは、市長はいろんな場面で言われているとおりですので、ぜひそういう社会が実現されればというふうに思います。そして、今度は市長も2期目ということで、後援会の討議資料も見させていただきました。政治理念で、これは1期目からですけども、政治は弱者を助けるためにあると。これは不変で変わらない政治理念だと思いますので、これは私も大いに共感して一緒に取り組んでいければと思います。政治理念3つ、ここでは示されておりますね。その3つ目に、高齢者や障害者いわゆる社会的弱者の方々も安心して暮らせる温かい政治を実現しますというふうにあります。私も後期高齢者、同僚議員もおられますけれども、元気づけりという年齢ではなくなってきたなと実感するものですから、高齢者や障害者、社会的弱者の温かい政治ですね、これは一緒に取り組んで、ぜひ実現に向けて頑張ればというふうに思います。そういった形での、今度の一般質問にも多くなっているかと思しますので、よろしく願いをいたします。

通告に従って質問していきますが、市長の任期は4年間ということになります。市長自らは言われておりますけれども、市長1期目はやっぱり激動の4年間だったというふうに思います。私は、南西諸島に属する奄美の軍事要塞化が進む中で、いろんな出来事が起こっております。2期目を務められるこれからの4年間を考えたとき、高市政権が10月21日に誕生しましたけれども、これまでの動きを考えると、これまで以上にやっぱり軍事化が容易に進んでいくんじゃないかというふうに思っております。今回の第1番目の質問になりますが、今の防衛政策に対してああだこうだということではありません。個々の防衛政策については、必要はこれからどんどん出てくるかと思っておりますけれども、その時々的一般質問等で市長の見解をお伺いする機会も増えるかと思しますので、そのときはどうかよろしく願いをいたします。今回は市長2期目の初議会ということで、今後4年間の奄美市のかじ取り役、また奄美群島のリーダーとしての役目も期待されるものであります。奄美市長職でありますので、その役割を引き

続きしっかりと取り組んでいただければと思います。そこで最初のお尋ねということになりますが、11月9日、無投票で市長になられましたけれども公約は示されております。地元新聞、そして先ほど紹介した市長の後援会の討議資料もですね。この中で限られた紙面なので、マニフェストはたくさん持っておられますので、全部を紹介することはもちろんできないと思いますが、奄美の経済、自然、防災など、自衛隊との関わりも大きいんだと思います。これが公約に触れられていないのはなぜかと。それは、4年前とか、その前だったらこれほど取り上げることも必要なかったかと思いますが、今言ったようにどんどんちょっと社会情勢、政治情勢、防衛の問題、賛成反対いろいろあるけれども、やっぱり市民の暮らしと密接に結びついてきているなという感じがするので、市長の公約として触れられなかったことについて、何か意味があるのかなということについて、その見解をまずお伺いしたいと思います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 崎田議員の御質問にお答えします。もろもろの激励の言葉ありがとうございました。しっかり頑張っています。よろしくお願いいたします。

私の2期目の公約につきましては、改めて初心に立ち返り、1期目の基本理念やビジョンを引き継ぐ中で、1期4年間の市政運営で培った経験や反省、成果を踏まえ、市政全般において本市が本気で幸せの島を目指し、取り組むべき政策を5つの大きな柱に分類し、123の項目を掲げさせていただきました。その項目の多くを1期目の内容を拡充し、目的や手段をより明確に整理するとともに、時代に即した新たな政策も加えてまとめたもので、1期目からさらに加速化し重点化して取り組んでいく考えでございます。御質問の防衛に関しましては、戦後80年間、我が国は一貫して平和主義を実践し、今後も国際社会と協調した平和外交を続けていかなければならないと考えております。また、陸上自衛隊奄美駐屯地など自衛隊の基地が所在する本市といたしましては、緊張が高まる東アジア地域において安全保障環境が危惧される中、南西諸島とりわけ奄美地域における防衛活動に一定の理解を有していることは常々申し上げてきておりでございます。私も前回、今回のマニフェスト策定にあたっては、市民の皆様や議会の皆様をはじめ、多くの方々の御意見も参考にし、また他自治体の首長のマニフェストなども参考にさせていただきました。そして、自衛隊をはじめ警察、消防、海上保安部など危機管理組織との連携が必要な項目につきましては、防災や国民保護などに関して少し触れさせていただいてもおります。いずれにいたしましても、我が国の平和と国民の生命と財産を守るといった防衛政策につきましては、国の極めて重要な責務と考えており、そしてまた私の策定したマニフェストにつきましては、本市が主体となって市民の皆様や多くの関係者の皆様と共に取り組む政策を掲げたものでありますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

崎田信正 議員（14番） ありがとうございました。市長からも平和外交という言葉が出されましたけれども、日本が平和外交という形で何をやったのかなというのはなかなか思い当たらないんですよね。核軍縮会議にも参加するわけじゃなし、どんどん核の抑止力をやっていくということでは、方向性が違うんじゃないかなと思ったりします。また、防衛は国の専管事項ですからそれも分かるし、国民の暮らし、命、安全を守るというのも大切だと。その文言は共通するんですよ。やり方がなかなか違うかなと。これはまたいずれいろんな場面で議論する時があるかと思うので、よろしくお願いいたします。

次の2番目ですが、職員の服務規程にある宣誓書及び教員の宣誓書の文言についてお尋ねをしたいと思います。私は、議員活動を憲法を暮らしに生かすをモットーに一般質問でも、特にその場で取り組んできたというふうに自負をしております。憲法っていつでもいっぱいありますけれども、特に9条と25条の観点からですね。しかし、現在の政治社会の状況を見てみると、2015年の7月1日に集団的自衛権行使容認が閣議決定されたことや、最高裁で違法とされた生活保護基準の引き下げですね、これなども憲法が軽視をされているなという状況が強まっていると私は感じております。今回、質問とし

て取り上げたきっかけとなったのが、11月28日に示された奄美市公共施設包括管理業務の説明会資料の一文なんです。ここでは導入の経緯として、「令和4年度より学校と市営住宅の分野横断的な施設包括管理業務委託に向けた検討を開始し、令和5年度に先進事例研修や当内外の民間企業等の意見交換を実施した。その結果、現行の管理体制や発注体制には無駄や改善すべき点が多くあること、適正な管理がなされていないこと等が分かった」と、自ら示しているわけですね。「そこで、施設管理に民間活力を導入し、施設管理コストの削減、施設の適正管理・安全性の確保、利用者ニーズへの迅速対応、管理データの蓄積、職員の業務負担軽減等により適切な施設の維持管理運営を目指すこととした」とあります。これは本文そのままですね。ここで、やっぱりちょっと気になった部分が、この表現なんです。私も市議員として市民の皆さんから要望を受け取って、職員の方ともその要望を伝え、話しする機会が多くあります。私は、その都度、職員の方には本当に真摯に対応していただいているというふうに思っております。しかし、この表現だけを見ると無駄や改善すべき点が多くあるが、適正な管理は自分たちはできないというふうに自ら宣言しているように感じるわけですね。だから民間にお任せするんだというふうに聞こえますけれども、これはやっぱり一生懸命仕事されている職員の皆さん方に、この文書だけが一人歩きすると誤解を与えてしまうんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺りの認識はいかがでしょうか。

藤原俊輔 総務部長 それでは、公共施設の包括管理についてお答えいたします。これまで公共施設は本市職員が維持管理を担っておりましたが、近年施設の老朽化の進行や管理内容の高度化、利用者ニーズの多様化が進む中で、より専門性の高い対応が求められております。今回の官民対話の中で、管理に対する御意見をいただいたことを受け、行政が果たす役割の実現に向け、専門的な技術とノウハウを有する民間事業者と連携して進めることが重要であると考えたところでございます。公共施設の包括管理の導入によりまして点検や修繕計画の高度化、データに基づく効率的な予防保全、それから利用者対応のスピード向上など、職員だけでは対応が難しかった部分を補い、市民サービスの向上と施設の長寿命化につなげていくことが可能となります。もちろん民間事業者に任せきりということではなく、最終的な管理責任は市にございますので、市のほうが適切にモニタリングをし、成果を確認してまいります。まずは、学校施設と市営住宅で本業務に取組み、これまで以上に安全で質の高い公共施設管理を実現し、市民の皆様が安心して御利用いただける環境づくりを進めてまいりたいと思います。

崎田信正 議員（14番） 資料でこういう表現をすれば誤解を招くんじゃないかということで、皆さん方の仕事をどうのこうのと言っているわけじゃないんですよ。この市営住宅、公共施設だけじゃなくて管理体制とか発注体制というのは各分野にわたるわけですね。同じような不備はないのかというふうにも聞きたくなるわけですが、時間の関係上、今日はそこまでは言いませんが、そこでちょっと思いついたのは職員の服務規定です。条例によっては宣誓書に署名をしなければ職務をしてはならないということになっていますので、これまでもいろんな場面で首長自ら謝罪をする場面があったりとかありますので、その服務規定、初心に帰るという意味で紹介してもらえますか。

藤原俊輔 総務部長 公務員の服務の宣誓は新たに職員となった者が社会全体の奉仕者として職務に対する責任と倫理を自覚し、公共の利益に奉仕する意思を正式に示すものであります。本市におきましても、地方公務員法に準じて奄美市職員の服務の宣誓に関する条例を定めており、毎年度新規採用職員の辞令交付式において宣誓書の署名と宣誓を行っていただいております。合わせて、会計年度任用職員につきましても採用時に宣誓をしていただいております。それでは、議員からもありましたので本市の宣誓書について読み上げさせていただきます。「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」以上でございます。

崎田信正 議員（14番） ぜひ初心に帰って実行していただければと思います。さらに宣誓書ということになれば、教員の方も同じですね。先ほど私も憲法が軽視されているように思うと述べました。私も、中学生のとき、今から60年以上も前になるんですが、当時の社会科の先生から憲法の前文を暗記するようと言われました。さすがに全てを覚えているわけではありませんけれども、それでも政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることはないようとか、主権が国民に存するとなどの文言は鮮烈に覚えております。それが私たちの今の立ち位置にもなっているものだと思いますけれども、同じく教員の宣誓書の文言についてもお示しいただきたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。教員の宣誓書の文言は「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」となっております。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） いずれも日本国憲法を擁護するという文言が入っておりますので、これは大事にしていきたいというふうに思います。

次の社会保障及び医療と福祉についてですが、国民健康保険制度ですね、国保税の均等割についてはこの間も取り上げてまいりましたが、いろんな市民団体いろんな要望によって、国保均等割の減免も国のほうが未就学児に関してですけれども、半額免除するという状況になってはいますが、この国の均等割の軽減制度を現在の未就学児のいる世帯の半額を、公費で軽減しておりますけれども、全国知事会、市長会、町村会などは対象年齢の拡大を要望しているということですが、今回、国のほうは18歳未満だったかな、高校生だったかな、あのように変えようということになっているようですが、その内容についてお示しいただきたいと思います。

信島賢誌 市民環境部長 おはようございます。それでは、国保税の均等割の軽減対象の拡充についてお答えをさせていただきます。国民健康保険税の均等割につきましては、11月27日に開催されました社会保障審議会におきまして地方団体、議員から御紹介がありました全国知事会、全国市長会、全国町村会この地方団体の要望により、現在は未就学児までが均等割の軽減対象となっているものを、高校生年代まで拡充する案が示されており、来年の通常国会に関連本案を提出し、早ければ令和9年4月の実施を目指すこととされております。このことにより、子育て世帯のうち国民健康保険の被保険者である方々にとりましては、さらなる負担軽減につながるものと考えております。今後につきましては、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えてところでございます。以上です。

崎田信正 議員（14番） 均等割は18歳未満ということは、18歳は高校生かな。もともと昔の人頭税に近いような内容だと子どもが増えれば保険料が上がるという仕組みですので、均等割そのものをなくすという方向で向かっていければなというふうに思います。

次に、保険税の統一ですね、都道府県下単位になってもう大分時間がたちますけれども、早々とやった自治体もありますけれども、鹿児島県のほうはまだ進んでいないとか、進める状況ではないというのが実態かなと思います。この保険税の統一に向けた進捗状況と懸念される、ここまで進んでいないわけですから簡単ではないということで懸念されることがあるんだと思います。平成30年度からが都道府県単位となっているわけですが、7年が経過をしたと。現行制度そのままだと国の方針どおりにことを進めれば国保税の大幅な引上げにつながる心配があるということですが、ネット上でも保険料水準の統一について解説をされて、鹿児島県ですね、されておりますけれども、奄美市の保険税は県下でも低いんだというのがこの間報告されておりますが、統一は保険税の負担が重くなるのではないかと心配をしております。そこで、現在の進捗状況と懸念されることについてお伺いをいたします。

信島賢誌 市民環境部長 それでは御質問の保険税の統一に向けた進捗状況と、懸念されることにつきましてお答えいたします。鹿児島県内の保険税統一の進捗状況につきましては、令和9年度より県へ納める事業費納付金の算定方法が市町村単位の算定から二次医療圏単位の算定となる予定です。本市の場合は、群島12市町村で構成される医療圏が二次医療圏となります。その後、納付金算定で用いる医療費支出反映係数 α と呼ばれておりますけれども、この α の段階的引下げを行い、令和15年度には県内全ての市町村にて事業費納付金の算定方法が統一される予定となっております。事業費納付金ベースでの統一後、税率まで統一とする完全統一を目指しておりますが、現在のところこの完全統一における具体的な年度は示されておられません。令和9年度より始まる二次医療圏ごとに事業費納付金が算定されることとなった場合の納付金額につきましては、県の試算によりますと微減となる見込みであり、現在のところ本市への影響は少ないものと考えております。しかし、その後の令和15年度までの事業費納付金の算定基準が統一とされる過程におきましては、事業費納付金の負担が増える見込みであることが懸念されているところでございます。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） 都道府県単位というのは、ここでの完全統一を目指したものだというふうに感じるんですね。医療費の水準じゃないんですよ。いかに費用だけを抑えるかという観点からの制度かなという感じをしちゃうわけですけども、これ県のネットでも出ている内容ですが、財政赤字の保険者も多く存在するとなっておりますよね。県内43市町村ですけども。県全体で支え合う体制を強化し、国保財政のさらなる安定化を図るため、鹿児島県内の保険料水準の統一を目指すと。鹿児島県内のどこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険税となる完全統一を目指するというふうに書いてあるんです。ここでやっぱりちょっと違和感を感じるのは、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険税だと。同じ医療水準が提供できるのかということを書いてないんですよ。CTとかいろんな検査をするときに交通費を使って出ていかなきゃいけないというのはやっぱり差別になるわけじゃないですか。そこも同じ保険税を目指すということについては、やっぱり違和感を感じるわけです。同じ医療水準を提供できるから同じ保険税になるんだという説明だったら分かるんですけども、その後の文章でも医療費水準の地域格差という文言になっている。医療水準じゃなくて医療費水準の地域格差、つまり県病院とか大きな病院がないところについてはというような、そういう地域格差のことじゃなくて、医療費の水準、医療が提供されないから医療費が低く抑えられているというのと、同列に扱っているということについても、違和感を感じるんですが、そういったところもきちんといろんな審議会がありますので、離島の自治体としてしっかり説明、意見も述べていただきたいというふうに思います。この前の新聞ですね、国保運営協議会で次のなんか国保税を値上げするような案が出ていた。これは予算委員会がありますので、そこでしっかり議論する必要があるかと思っておりますけれども、今の状況では許されないなという思いがいたします。

次に、社会保障及び医療と福祉政策について、介護保険制度です。今は第9期事業計画の2年目でありますけれども、来年度が最終の3年目、そして10期を迎えるわけですが、事業計画の作成に取り組み始めているのだと思います。そこでまず、10期事業計画作成の進捗状況、今までの1期から9期までやって保険料はどんどん上がっていく、利用料も増えていく、特別養護老人ホーム、中の入所も介護度3からでないとか駄目だとか、いろんな状況がありますけれども、そういったことも含めて第10期3年間なるわけですから、それをどういった形で進めようとしているのか、進捗状況についてお示しただけならばと思います。

麻井庄二 保健福祉部長 では、第10期の奄美市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた進捗状況ということで、お答えをいたします。この計画につきましては、議員から御案内ありましたが令和9年度からの3か年を計画期間としておまして、来年度の策定に向けて現在基礎資料となります高齢者等実態調査を実施しているところでございます。この調査は、市内における一般高齢者、在宅

の要介護認定者及び40歳から65歳未満までの若年者の3つの対象に分けて、それぞれ600名を無作為抽出して回答をお願いしております。健康状態や日常生活の状況、介護サービスの利用意向などを把握する調査となっております。これによりまして、地域のニーズを総合的に傾向分析することで計画に反映させるために、この調査を実施をしているところでございます。また、計画策定を行う計画策定委員会につきましては、今年度内に委員の専任作業を終えて、来年度から複数回の委員会開催また関係団体との意見交換を行いまして、令和9年3月の計画策定を目指しております。

崎田信正 議員（14番） 介護保険制度は2000年にできて、できた時点から不備な点があって、国のほうも走りながら改善と言ってきたわけですけども、改善じゃなくて改悪が進んでいるのが実態だというふうに思います。また、高市新政権になって、国政の一番の課題はやっぱり物価高騰対策だということで、同僚議員もこれを取り上げて、市長も真摯に答弁されておられましたけれども、物価高騰対策、暮らしを守るということであれば、物価対策だけではありませんが、同じ支出をするわけですから、財布から出るのは物価だけじゃありません。国民の負担軽減の必要性はあらゆる分野で求められるものだと思います。医療福祉もそうですし教育も同じです。先ほど取り上げた国保税の均等割軽減のことなども、その一つだということになります。人の尊厳を守るための介護問題でもその負担増が問題になっております。高い介護保険料は年金から天引される仕組みですから、物価高に追いつかない年金の現状を考えれば、保険料利用料の軽減策やっぱり必要だと思うんですね。これはできたときから主張してまいりました。旧名瀬市のときは全国で4番目に高いという保険料のときもありましたから、やっぱり軽減策は必要だと。国の軽減策だけじゃなくて、やはりこの地域の生活実態を考えたときに、独自に市民の暮らしを守るという姿勢を示すことも必要かと思うんです。しかし、国のほうは軽減どころか社会保障審議会ですね、ここでは介護サービス利用料の2割負担の対象を拡大をするという方針を示しております。これまでも繰り返してきた保険料利用の独自軽減策、保険料は第1段階から今14段階だったかな、分けられて低所得者にちょっと負担を緩やかにするという取組をされておりますけれども、もともとの保険料が高いわけですから、なかなかそれには追いつかないということですので、独自の軽減策は待たないでというふうに思いますので、御見解をお伺いをいたします。

麻井庄二 保健福祉部長 議員から御案内ありました介護保険料の段階、今14ではなく、今16に第9期からなっております。第10期のまず介護保険事業計画の策定に当たりましては、議員からもございましたがこれまでの所得段階の多段階化や、国の制度による軽減策の実績を踏まえるとともに、今回の高齢者実態調査の結果から見える負担状況や生活実態について策定委員会の場で報告し、介護保険料利用料の減免制度などにつきましてもこれは検討するテーマの一つとして、委員の皆様幅広く御議論いただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い致します。

崎田信正 議員（14番） 次は、③のほうですが、21世紀老人福祉の向上を目指す施設連絡会というのがあるんですね。ここでは介護保険の利用料2割負担の対象拡大、居宅ケアマネジメントへの負担導入、要介護1、2の生活援助の地域支援事業への移行、介護保険施設の多床室の室料負担徴収への対象拡大は行わないよという要望書を出しておりますけれども、もしこれらのことが実施をされた場合、奄美市及び市民への影響がどうなるのか分かれればお示しいただきたいと思います。

麻井庄二 保健福祉部長 まず議員から今いろいろ御提案がありました。私どものほうとしましては、現在のところ議論をされております介護保険サービス利用時の自己負担2割の対象者拡大、またケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の自治体事業への移行など、これについての御質問というふうに受け取りまして答弁をさせていただきたいと思います。まず、介護保険サービスを利用する65歳以上の高齢者のうち、自己負担が2割になる方の所得基準年収が現行280万円以上でございますが、その基準額を下げまして、これは260万円以上から230万円以上までの4案が示されております。対象

者の拡大が検討されていることにつきましては、一定の所得要件を満たす方の利用者負担が増えることとなり、サービス利用抑制や在宅生活の継続に影響が及ぶ可能性があるのではないかと考えております。また、介護保険サービスを利用するために介護支援専門員が作成いたしますケアプランの作成料につきましては、現在利用者負担額無料でございますが、これが今後有料化となりますと自己負担の金額によっては介護支援専門員への相談がためらわれ、必要なケアマネジメントが受けられない利用者が生じる可能性がございます。さらに要介護1、2の生活援助を地域支援事業に移行する案につきましては、市町村が新たにサービス基準や体制整備を担う必要が生じまして、財政面、職員体制の両面で大きな負担が発生することも予想されます。市としましては、地域資源の確保、サービスの質の確保、利用者負担の変化など慎重な準備が求められる事案ではないかと認識をしているところでございます。いずれにいたしましても、国の最終的な方針また制度設計が示されていない段階でございますので、現時点で本市における具体的な影響というのは申し上げにくいところでございますが、利用者の生活に直結する内容であることから、市としても強い関心を持って注視をしております。今後、国から詳細が示され次第、他の自治体の動向も踏まえつつ市民の皆様に必要なサービスを安心して利用できるよう、適切な対応がとれるような準備を進めてまいりたいと考えております。

崎田信正 議員（14番） 第10期事業計画を作成の大きな柱だというふうに思います。12月8日の南日本新聞の記事なんですけれども、日本医療連の介護福祉施設で働く職員に聞くということで、人員増を求めるという質問だったみたいなんです、その理由は転倒転落などの事故防止のためとか、スタッフが少ないことでケアの質が落ちているというようなことで、人員増を求めるという状況になっているようです。それと奄美市のほうは、まだそれほど影響が出ていないというのはこれまでの答弁なんです、訪問事業所ですね、そのような倒産が全国では増えてきていると。10人未満の小規模のところの倒産から今は10人以上の中規模の事業所にも倒産の波が広がっているんだということになりますので、奄美市の事業所の皆さん一生懸命努力されて頑張っているんだと思いますけれども、これは制度上の問題がよくなれば、事業所内の個人の努力では追いつかない状況もありますので、そういったことも踏まえて事業計画についてはしっかりと取り組んでいただければというふうに思います。

次に、医療のほうであります。自民、公明、維新の3党合意が2月にされておりますけれども、医療費の4兆円削減についてということですが、その主な内容がOTC類似薬が保険適用外にすることですが、これについて質問通告を出してましたけれども、その後OTC類似薬、つまり市販されている薬と同じ効能がある処方薬、この患者負担増の議論が大詰めになっているということですが、適用外となった場合の影響をどう捉えているのか、まずそれを先にお示しをいただきたいと思っております。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、OTC類似薬が保険適用除外となった場合の影響をどう捉えているかということについてお答えいたします。OTC類似薬の保険適用除外につきましては、議員御案内のとおり自民党、公明党、日本維新の会の3党合意に基づき、医療費の削減やセルフメディケーションの推進を目的として、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において制度の具体化に向けた議論が進められているものと承知しております。一般的に言われておりますのが、まず軽度な風邪症状やアレルギー症状など市販薬で対応できるケースについては、医療機関における受診が抑えられ、軽度な症状は自分自身で手当てをするといったセルフメディケーションに対する意識向上が期待されております。一方で、慢性疾患により継続的な薬剤を必要としている方や、低所得者世帯を中心に市販薬の購入が新たな負担となるおそれがございます。また、医療の診察を経ずに市販薬を選択する機会が増えることで、適切な服薬管理や症状に応じた受診の判断が難しくなるなど、健康管理上の課題が生じる可能性や、市販薬では対応が難しい症状であるにもかかわらず、受診を控えてしまうことで症状の悪化や治療の遅れにつながる懸念もあり、本市におきましても同様の影響が想定されるものと考えております。このため、本市といたしましては国の制度設計の方向性を注視しつつ、想定される市民への影響を十分に踏まえ、必要な情報提供や相談支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） それでは、大変負担増になるというのは明らかで、いろんな患者団体から反対の意見が多くあって、国のほうもそれが無視ができなくなったというふうに思いますが、その代わりに案を検討しているということらしいですよ。まだO T Cの類似薬、これを保険外にするという方針を捨てたわけじゃないけれども、それに代わりになるもの、これは11月27日の社会保障審議会、厚労省の諮問機関でありますけれども、この医療保険部会で選定療養で追加の自己負担を求める方法を論点として示しているということで、私も聞き慣れない言葉ですので、これを当局のほうがどのように捉えているのかお伺いをいたします。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、御案内の選定療養に関する捉え方についてお答えをいたします。議員御案内のとおり、国においてはO T C類似薬を保険適用外にするのではなく、保険適用とした上で別途の負担を患者に求めるといった意見等もあり、議論が進められるものと承知しております。御案内の選定療養とは、患者が追加の費用を負担することで、保険診療の範囲外のサービスを選べる仕組みでございます。選定療養の一例といたしましては、患者が後発医薬品、ジェネリック医薬品でございますけれども、このジェネリック医薬品を使用できるにもかかわらず、先発医薬品を希望する場合に追加の料金を自己負担するといった制度がございます。O T C類似薬が選定療養の対象となった場合は、先発医薬品の例と同様に患者がO T C類似薬の処方を受ける場合に、治療に必要な基礎的な薬剤部分を保険適用としつつ、一定の追加料金を自己負担とするといった仕組みが方法の一つとして考えられているものではないかと考えております。O T C類似薬を選定療養とする方法につきましても、先ほど御答弁いたしましたとおり受診の適正化や医療費の抑制につながる狙いがある一方、市民の皆様の負担増や受診控えへの影響などが考えられ、慎重な検討が求められるものと認識しております。本市といたしましては、国の検討状況を注視しつつ制度の詳細が示されましたら、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） ありがとうございます。この選定療養というのは私も初めて聞いて今説明をいただきましたけれども、それでちょっと時間がなかったので私も調べようがなかったんですけども、調べた中ではこれは混合診療だという言い方もされているみたいですね。保険診療と保険外診療ということで混合診療だということで、ちょっと調べたところでは2004年当時、当時厚生労働大臣だった尾辻秀久大臣が混合診療の一部解禁での基本的合意というのがあるようなんですね。これ必要かつ適切な医療は、基本的に保険診療により確保するというふうに明記をされている。O T C類似薬というのは、医師が医療上必要だと思っているからこそ処方しているということになりますけれども、仮にこれを選定療養の対象ということになれば混合診療を認めるということになって、自らが決めた2004年の基本的合意にも反するものだということで許されないものだと思います。ですから、ぜひこれはもっと国民が、また各自治体が市民の生活を考えたとき、許さないという意思表示をしっかりといただきたいなというふうに思います。

次に、病床11万床削減についてということで、これも4兆円の削減の柱になっているわけですが、病床は基準病床数というのがあります。どこでも勝手に医療機関がベッドをつくってよいということではありませんので、鹿児島県でも基準病床数が示されているというふうに思います。この規模のこういったところでは何床のベッドが適当だというようなことが基準病床数だと思いますけれども、11万床というのは全国の話ですけども、鹿児島県及び奄美にこれは影響が及ばさないのかです。コロナ禍の混乱はまだ記憶に新しいところで入床できないために命を亡くされたという事例も実際あることですから、簡単に病床を減らすということにはならないと思います。入院できない状況が出てきては大変だと大変気になりますけれども、奄美市及び市民生活に影響はないということであれば一番いいんですけども、このあたり当局の見解をお伺いいたします。

麻井庄二 保健福祉部長 議員からもございましたが、自民党、公明党、日本維新の会の3党合意の中では病院経営の改善、診療報酬等の見直しによる医療制度の持続性確保も挙げられており、医療機関の機能分化や効率化の点で地域医療構想との整合性を進めていくとされているようです。御質問にありました県の基準病床数ですが、これは県保健医療計画の中で示されておりますが、全国的に一定水準以上の医療を確保するための一つの指標として使われております。また、病床数の削減等に関しましては、県が策定を進めている地域医療構想の中で行われており、少子高齢化や人口減少が進む中で、現役世代の負担軽減や、様々な社会保障制度の持続可能性などの課題に各地域で将来必要となる医療提供体制を明確にし、その実現に向けた方向性を示すとされております。この地域医療構想の中では、新たな病床数の削減目標は県からは示されておきませんが、離島地域での病床数の削減は、そのまま医療機関へのアクセスの低下につながる可能性がございます。このことから、県も地域医療構想の中で各地域の医療現場の状況を確認し、必要な機能を残しながら、各医療機関の状況を勘案した上で病床数の調整を引き続き図っていくものと思われまふ。本市といたしましては、国や県の今後の方向性に注視しつつ、大島郡医師会などの関係機関との情報共有や収集に努めてまいりたいと考えております。

崎田信正 議員（14番） この間、介護保険、それから医療の問題を取り上げてきましたけれど、これは国の負担を減らす方向ばかりですよね。国の負担を減らす。健康な人をつくって医療費が低くなるということについては、一緒に取り組んでいる内容ですからいいんですけれども、国の負担を減らした分、国民の負担が増えていくというのが今までの答弁の内容じゃないですか。そういったところでは国の政策に頼れない、自治体が頑張るということで安田市長のこの政治理念です。政治は弱者にあるということをして自治体の段階で頑張っていて、国に制度の改善を求めると。実際それによって改善が徐々に進むのもありますよね。均等割もそうですし、入院、学校の給食費も同じです。そういった形で各自治体が頑張るって国を、国民の暮らしを守るために動かすというところで、そこは一緒に取り組んでいけるというふうに思ひます。次に、質問通告は出していなかったけれども、そんな話をしていたら、この入院、給食費まで負担を増やすというふうな話が出てきておりますので、これは質問通告外ですので、そういった動きもあるんだということをして併せて紹介をしておきたいというふうに思ひます。

次に、（4）補聴器の問題です。私も最近耳の調子が悪いので、しょっちゅうこうやって耳の聞こえをよくするようにやっていますけれども、この補聴器の助成制度について。これ自治体は、助成する自治体がどんどん増えております。今はもう500を超えているんじゃないかなと思ひますけれども、9月21日付の朝日新聞、これまでもいろいろな資料を提供してきましたけれども、今回は9月21日付の朝日新聞に「難聴はリスク要因 補聴器は早めに」という見出しの記事がありました。拝見をさせていただきました。これは愛知医科大学の内田育恵特任教授の記事だということ、そこには「認知症になるリスクを減らすために、聞こえにくくなったら補聴器を使うことも大切です」と。認知症リスクが高い238人を分析した米国の研究では、「補聴器を使った人は3年後の認知機能の低下が48%抑えられました」とあります。さらに、「聴力が低下したら、できるだけ早く聴力を補うことが大切だ」ということも書いてありました。ネットで見ると、この方——内田育恵特任教授ですが、専門が加齢性難聴、それから臨床耳科学——耳の科学です。それから、聴覚医学というふうになっておきまして、まさに専門家の御意見だというふうに思ひます。しかし、補聴器は集音器とは違ってかなり高額なんですよね。だからこそ多くの自治体で購入費の助成を行っているということだと思ひますが、高齢社会が進む奄美市でこそ必要な制度だと思ひます。だからこそ私も繰り返し要望しているわけですが、助成額というのは自治体で異なっております。2万円から始まって今は10万円を超えるようなところも出てきておりますけれども、まずは実現に踏み切ることが必要かと思ひますので、御見解を示していただきたいと思ひます。これは先日、地元新聞にも補聴器の広告が載っておりました。種類はいろいろあるようですけれども、その広告の文面では「片耳で16万7,600円を13万4,000円」ということで3万円以上の値引きなんですけれども、それでも13万円というのは我々の生活実態からすれば高額ですので、補聴器の助成です。ぜひ実現をしていただきたいと思ひますが、御見解をお願いいたします。

麻井庄二 保健福祉部長 議員からも御案内がありました。近年、補聴器購入の助成制度を導入する自治体は全国的に増加をしております。特に高齢者の増加に伴い、難聴への対応は生活機能の維持や社会参加の促進、さらには認知症予防という観点からも重要性が高まっていると認識をしております。現状、本市におきましては、補聴器の購入に対する直接的な助成制度は設けておりませんが、身体障害者手帳の対象となる高度難聴の方につきましては、障害者総合支援法に基づきまして補聴器の購入費の一部を助成しているところではございます。現在、実施しております高齢者等実態調査、ここにおきまして国・県が定めている質問項目に加えまして、本市独自として今回、聞こえに対する困り事、また補聴器の利用状況——これは使用しているか。使用していないのであれば、その理由は何かということについて質問項目を設けており、その結果を踏まえまして、高齢者の生活の質の向上に向けた必要な施策について検討してまいりたいと考えております。国におきましても、難聴対策や認知症予防との関係が議論されているところでもございます。今後も、国の動向、また他自治体の取組状況を注視しながら、どのような支援が効果的か慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

崎田信正 議員（14番） 先ほど紹介しました専門家の方も必要だと言っているわけですから、すぐに取り組むべきだというふうに思います。

次に、（5）学校給食費の無償化についてお伺いをいたします。全国の各自治体で無償化が進んでおり、奄美でも6か所、7か所だったかな、もう無償化は進んでおりますが、住民の要求を国もさすがに無視できなくなったんでしょう。高市首相は10月の所信表明で、来年4月から公立小学校に限ってですけれども、制度設計を検討しているということですが、これらの国の動向についてどう捉えられているのか、御見解をお願いいたします。それと併せて、この際、小学校だけじゃなくて中学校まで一挙に踏み込んではどうかなというふうに思います。これは市長会なども要望していることですので、そちらも併せて御見解をお伺いいたします。

當田栄仁 教育部長 それでは、学校給食費無償化に係る御質問にお答えいたします。令和7年12月本日現在において、国から具体的な方針等は示されておりません。国からの方針等が示された際には速やかに対応いたしますので、御理解をお願いいたします。また、学校給食費の無償化につきまして、国はまず、小学校を念頭に地方の実情等を踏まえて実施することですが、こちらのほうも国の方針が最終的に決定した段階で速やかに対応してまいります。

崎田信正 議員（14番） 高市総理は、来年4月から実施だと言っていますよね。これは所信表明でテレビでも出ていますので、それがまだ要綱も示されていないということで担当される職員の方は大変だと思えますけれども、働け働けで夜の何時までそれを対応しなきゃいけないというようなことになっては大変だと思えますので、今からでも大体予想できるじゃないですか。準備はしておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。中学校のほうについても一緒にできないのかどうか、ぜひ検討していただければというふうに思います。

最後に、就学援助制度、これも何回も取り上げてまいりましたけれども、国が対象品目とわざわざやっているんですよね。それを実施しない。確かに多くの自治体で完全実施をやっているところは少ないですよ。私も調べてみましたが、県内でも曾於市ぐらいですかね。そういうところだということですが、この間いろんな物価対策とか子育ての問題とか経済的支援といったときに、これはほかの自治体がなぜ実施しないのか。私も理由は聞いておりませんが、安田市長は子育て支援については一丁目一番地と言っているわけですから、一丁目一番地にふさわしい対応になるんじゃないかなと思いますので、ぜひ実現をしていただきたいと思います。その前に、対象は準要保護世帯になりますが、奄美市の基準についてもお示しをいただければというふうに思います。

當田栄仁 教育部長 それでは、御質問の準要保護世帯の基準についてお答えいたします。本市におきま

して、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒に対し、就学援助を実施しており、基準につきましては、1、市民税所得割が非課税の場合、2、生活保護を廃止または停止され生活が困窮している場合、3、台風・火災・その他災害の被害を受けて市民税が減免される場合、4、保護者の死亡・長期入院等により収入が著しく減少した場合、5、児童扶養手当を受給している場合、6、その他特別な理由により就学援助が必要であると教育委員会が認めた場合。以上、6項目となっております。

多田義一 議長 以上で、日本共産党 崎田信正議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時46分）

○
多田義一 議長 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。
無所属 盛 剛議員の発言を許可いたします。

盛 剛 議員（10番） 市民の皆さん、議場の皆さん、インターネット中継を御覧の皆さん、こんにちは。無所属 盛 剛でございます。師走に入り慌ただしい日々が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。今年最後の質問であります。9回連続であります。早いものでもう任期2年を経過しました。この2年の間に様々な人と出会い、様々な経験をしました。人の先は分かりません。まずは健康第一、第二は一日一日を一生懸命に生き、与えられた議員としての職責を果たす。今、私の心境であります。「人は一代 名は末代」までということわざがあります。政治に携わる人は、名を惜しまず後世の人々から評価されるように努力しなければなりません。申し遅れました。市長、11月の市長選挙におきましては、見事当選を果たされ、安田市長に心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。本当におめでとうございます。継続は力、政治を前へ、奄美を前へ進めなければなりません。群馬奄美市のリーダーとして大島郡を力強く牽引しなければなりません。御期待申し上げます。また、新しく就任しました議長、副議長に対して、心からお祝いを申し上げる次第であります。今後の活躍を期待申し上げます。市長、議長、副議長、いずれも権力の象徴であります。政治を前進させなければなりません。政治がよければまちは栄えます。国会においては、憲政史上初の女性総理、高市内閣が誕生しました。注目すべきは、一般家庭の夫婦共働きの家庭に育ったということです。この奄美市の市議会を見ましたら、各市議の職業を見ましても、偶然なのか各分野から各地方を全て網羅したような形で選出されています。全てに対応できる、政治が充実した、市民の期待も高まってきている、そういうふう実感しているところでもあります。

さて、話は変わりまして、北海道や東北地方では熊による被害が深刻化しています。ここ奄美においても、これまでなかったセグロウリミバエの発生やクロウサギによる農作物への食害が顕在化しています。輸出外貨獲得産業のタンカン農家等の経営が心配されます。それでは、質疑に入ります。1、農作物鳥獣被害対策について。（1）クロウサギによる農作物被害の現況を伺います。①奄美市の上位被害品目を伺います。②過去5か年の被害状況・金額を伺います。このことについては、ちょうど今しがた叶議員のほうからも質疑がありましたけれど、ダブる面がありますけれど、どうかよろしく申し上げます。次の質問からは、発言席から順次質問してまいります。

多田義一 議長 答弁を求めます。

大庭勝利 農林水産部長 それでは、お答えいたします。まず初めに、奄美群島のアマミノクロウサギの主な被害として、タンカン、サトウキビ、スモモとなっておりますが、本市におけるアマミノクロウサギの農作物被害は、現在のところタンカンのみとなっております。次に、アマミノクロウサギの被害につきましては、令和4年度以降、確認されております。被害金額は、令和4年度が17万7,000円、令和5年度が24万8,000円、令和6年度には54万7,000円となっております。年々増加傾向の状

況にございます。以上です。

盛 剛 議員（１０番） 部長，どうもありがとうございます。部長の答弁を受ける前に，地元新聞に２０１７年，クロウサギによる農作物の被害が初確認されています。被害金額は７７万円，それから増えて２４年度は１，０３６万円，これは奄美新聞の報道であります。そして，この近年なかったアリモドキ，それからミカンコミバエ，セグロウリミバエとかいう，この島の農業に大きな打撃を与える害虫が発生しています。このクロウサギにつきましては，マンガースの撲滅宣言により個体数が増えたのが最大の要因であると思います。それと私が何度も質疑の中で取り上げていますが，山に餌となる新芽や草木が少なくなっているわけです。これは平成８年，私はずうっと３３年，林業をしています。平成８年まではパルプを出して草木を伐採して，その後に萌芽状態で草木が生えて新芽が出てくるわけです。これがなくなったわけです。そして，パルプがないから伐採跡地がなく新芽が出ないから，餌を探して集落周辺まで下りてくるわけです。これは北海道，東北地方では熊がまちに侵入して，その被害や対策が大きな問題になっています。これも主な要因は，山に餌がない。そして近年，農業が廃れ，そして林業が廃れて集落の後ろ，その山に入ることがなくなって緩衝地帯としての里山がなくなってきたわけであります。そして併せて，耕作放棄地が増えた，様々な複合要因が重なって熊被害が問題になっています。これは奄美大島のクロウサギ，イノシシなんかも類似する問題であります。この要因はです。

それでは，③の被害防止対策の現況を伺います。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。アマミノクロウサギの被害防止対策についてお答えいたします。一部の生産者が以前，自主的に整備したイノシシ侵入防止柵に追加して防護ネットを張り，侵入防止を試みている事例がございます。また，今年度，本市の鳥獣被害防止対策協議会において，既設のイノシシ侵入防止柵にアマミノクロウサギ対策用のワイヤーメッシュ柵を追加設置する実証を予定しているところでございます。以上です。

盛 剛 議員（１０番） 部長，説明ありがとうございます。この被害の現況を今，伺いました。対策は立てているということです。

それでは，④この被害防止対策用の侵入防止ネットは予算要望されているか伺います。その前に，この天然記念物のクロウサギが増えるということは反面いいことなんです。観光資源として。ナイトツアーでみんな内地のほうから観光客が来ますけれど，カヌー，それからナイトツアーでクロウサギを見るんです。物すごくこれは観光資源として島に役に立っているわけであります。しかしながら，このクロウサギを放置してしましたら——天然記念物だから大事だから，観光資源になるから大事だから，何もしない，驚かさない。こうしていると，この島の外貨産業であるタンカンに対して，農作物に対して被害が大きくなってきて農家の勤労意欲が減退していきますから。これは市長が２期目の公約の２４番目に「自然環境の保全と農業振興を両立する取組を研究・実践します」と。これは市長自らが今度の１２３公約の中の２４番目に挙げています。稼ぐ地域づくりに連結するわけであります。ぜひこれを取り組んでいただきたい。クロウサギを守りながら，そして農業振興，一次産業，民間の力で農作物を作って島外へ輸出して外貨が入ってきますから，大きな産業であるわけです。このクロウサギも重要な希少動物であります。両立するように成果を上げていただきたい。それでは，④被害防止対策用の侵入防止ネットは予算要望しているか伺います。この件について，私は瀬戸内のほうで農業をしている関係で，瀬戸内町の農林課にも行ってきました。そうしたら，瀬戸内のほうでもこれは要望しているちゅうことです。奄美市のほうはどういう要望をされていますか。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。現在，イノシシ侵入防止柵の整備などに活用されている鳥獣被害対策実践事業につきましては，アマミノクロウサギ対策に必要な資材を資材対象として活用でき

ない状況にあるため、アマミノクロウサギ対策としての予算要望は行っておりません。その理由につきましては、制度の改善を必要としており、被害防止を図る上で幾つかの課題点がございまして、叶議員の御質問にもありましたが、その具体的な課題を申し上げますと、まずアマミノクロウサギが同事業における対象獣種として位置づけられていないことから、必要な対策資材を事業対象として活用されていない点が挙げられます。また、現行の制度では被害が確認されたほ場のみが対象となっているため、新たに新植を行う果樹園などの事前対策ができない点、さらにはこれまでに整備されたイノシシ侵入防止柵に新たにアマミノクロウサギ対応の同事業を活用した追加的な対策が困難であることから、対策に必要な資材を補助対象として活用できない点などが挙げられております。本市といたしましても、本制度にあります侵入防止柵の整備が行われていない新規ほ場でアマミノクロウサギの被害が確認されているところにつきましては、目の細かなアマミノクロウサギ対策兼用のイノシシ侵入防止柵として整備を図られるよう予算要望を行っているところでございます。併せまして、同事業でイノシシ侵入防止柵を整備した後にアマミノクロウサギの被害が生じている箇所につきましては、ワイヤーメッシュ柵を追加設置できるよう、現在、県と協議を行っているところでございます。アマミノクロウサギは個体数の増加に伴い、被害の拡大が懸念されていることから、これらの制度的な改善を図ることで被害を未然に防止し、地域全体での取組を一層強化していくことが必要であると考えております。以上です。

盛 剛 議員（１０番） 部長、この件について、私は瀬戸内のほうでパッションと島バナナを栽培している関係で、以前から自分はバナナも栽培しとったんですよ。イノシシにやられて一旦廃止してしまいたけれど、今年からまた植えて。それで、瀬戸内の農林課に行って「クロウサギ等の被害もあるが、この件の要望はしているか」と。「奄美市議会で自分が取り上げるが、これは言っていないか」と言うたら「いいですよ」ちゅうことで、瀬戸内のほうではクロウサギの被害防止用のこれを要望しているちゅうことなんですよ。今、部長の答弁を聞きましたら、これはクロウサギは対象外、農作物を守るその防護ネットの対象外ちゅうことに。それで私がここで提言したいのは、いろいろと要望しながら、これをほっとくと大きな被害をもたらしますから、これは林野庁の予算なのか、それとも農林水産省の予算になるのか。そこで提言したいのは、奄振の交付金があります、２８億円。各市町村の発案によって、行政の裁量によって自由度の高い予算があります。２８億円です。去年は２３億円。これに予算を組み入れて要望できないか、これを考えていただきたい。２８億円の予算。常に要望して、足りない足りない。足りないから、いろんなところに予算づけをしてくれと、これが本当の予算要望の在り方です。そして、特別にこれは公明党が、奄振の予算の中で自由に使える交付金制度を設けてくれるということで、何年か前にこの制度ができたはずですよ。であるから、これを有効に使って要望していただきたい。どうですか、奄振の交付金の中で。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。議員が今御提案をされておりますが、私たちとしては鳥獣被害の対策事業・実践事業の中で、この鳥獣対策の拡充をお願いをしようということで今、県議の皆さん、そして国会議員の皆さん、そして我々——今おっしゃるように、瀬戸内や各自治体の担当者の皆さんと協議をしながら進めておりますので、まずはそのほうをしっかりと対応していけるように要望してまいりたいと思います。以上です。

盛 剛 議員（１０番） 部長、ありがとうございます。頑張ってください。

それでは、鳥獣被害対策について、２番目、イノシシ被害防止対策について伺います。イノシシの被害について質問しますが、私も農業をしていましたから、農作物を守るために加計呂麻で防護柵を張って——この防護柵だけでは農作物を守ることはできません。１か所開けられたら、鼻から鼻でこう開けて入ってくるんですよ。大きくこう網を破るんじゃないんですよ。鼻で開けて入ってきたら真ん中から食べて、発見したときにはもう真ん中のサトウキビがなくなっていたんですよ。であるから、私がここで申し上げたいのは、防護柵だけではこれを守ることはできません。イノシシの狩猟方法として猟

銃、わな、箱わながあります。そして、狩猟期間外には農家から要望いただいて、イノシシが入っているから駆除してくれるちゅう有害駆除のメンバーがおりますよね。狩猟期間外に。私は実際に農業して猟銃も持って、そして、わななんかの免許も持ってわなを持って捕っておったんですよ。箱わなの免許も取っていましたが、仕事が忙しくなって今はもうしていませんけれど。そこで伺いたいのが、この既製の狩猟、この防護柵だけじゃなくて、今、本土のほうで熊の被害が深刻化して、高市内閣においても熊の被害対策を補正予算でつけました。これは鹿児島県選出の三反園先生が財務副大臣として答弁されていましたが、熊の対策補正予算で。そこで私が申し上げたいのは、このイノシシの対策に都会のほうで、東北地方のほうでモンスターウルフという狼のロボットです。これを設置して熊が入ってきたのを感知したら、ぴーっと目から光が出て——狼の鳴き声が録音されてあるんですよ、ウオーちゅうて。それではあっと走って行って、そうしたら熊が一目散に逃げる。テレビで報道されておりました。相当これが効果があるということなんですよ。であるから、この島でも試験的にこういうのができないかちゅう思って。狼の鳴き声じゃなくて、猟犬の鳴き声を録音して導入できないかどうか。

安田壮平 市長 盛議員の御質問にお答えします。先ほどは激励の言葉ありがとうございました。しっかり頑張ってもらいます。

議員御質問のモンスターウルフ、これは私も以前テレビで拝見したことがあったんですが、これは狼を模した外観に赤色のLEDライトや複数の威嚇音を組み合わせることで野生鳥獣の接近を抑制する装置であり、北海道をはじめ全国の一部地域で熊・鹿等の被害軽減策として導入されております。イノシシに対する効果につきましては、他地域において一定の効果が報告されている事例もございますが、地形や周辺環境、個体の慣れなどの影響により、継続的な効果にはばらつきがあると承知をしております。導入に当たりましては、設置場所や電源の確保、維持管理に要する負担に加え、住宅地における音への配慮など、地域の状況に応じた調整が必要となることが課題として挙げられます。また、イノシシは学習能力が高いとされ、光や音、臭いなどによる撃退手法は長期的には効果が減退するとの指摘もあり、単独での導入よりも既存の侵入防止柵などとの併用や運用方法の工夫が求められると考えております。本市としましては、こうした点を踏まえつつ、他地域における導入事例や効果、運用上の課題を踏まえ、イノシシ被害対策の有効性を引き続き注視してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

盛 剛 議員（10番） 市長、自ら答弁ありがとうございます。これは私も実際に農業をしてサトウキビを作ったり、加計呂麻のほうでやっておりました。イノシシの被害に遭ってなかなか農業でやっていけない、私は離農して森林組合に就職してという形で今日に至っているわけでありまして。この農作物の被害というのは本当に農家にとっては大変な痛手でありまして。収入がなくなる、やっていけない、離農しなければいけないという方向に追い込まれていくわけでありまして。であるから、こういうこのモンスターウルフですね、イノシシ、病害虫対策、一つのいい手じゃないかと、発案じゃないかと思って今取り上げたところであります。

それでは、イノシシ被害対策について、②ガバメントハンターの導入は考えられないか。この答弁を受ける前に、今日の朝一番の新聞で、徳之島の議会でもこれが取り上げられておりました。そして、熊被害に悩む東北・北海道では狩猟者の減少、そして高齢化、これによって人的被害があるにもかかわらず、熊が駆除できないということで警察及び自衛隊、そして自治体職員に狩猟免許を取っていただいて駆除してもらおうじゃないか、ガバメントハンターの導入が進んでいるわけでありまして。そして、改正鳥獣法、鳥獣法が改正されました。市街地であっても、自治体の長の許可があれば猟銃の発砲、人的被害が考えられるところにガバメントハンターの導入は考えられないかということなんですよ。併せて、鳥獣法が改正されて、住宅の中での被害があった場合には発砲できるという、この法律の改正は奄美においても影響がありますか。この2点。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。議員御案内のとおり、ガバメントハンターとは、自治体職員などが狩猟免許を取得し、行政の立場で野生鳥獣の管理・捕獲に当たる制度でございます。近年、狩猟者の高齢化が進む中、野生鳥獣による農作物被害が増加しており、現場での迅速な判断と捕獲を可能にする仕組みとして、全国の一部の自治体で導入が進められているところでございます。一方で、ガバメントハンターのような専門の人材が定着するには、免許取得後の実地経験の蓄積や安全管理体制の整備、さらには継続的な人員確保の仕組みづくりなど長期的な制度設計が必要であるとの指摘がございます。本市におきましては、今年度、鳥獣捕獲実施を指示した従事者は83名で、年々増加傾向にあります。しかし、狩猟者の高齢化や本業との兼ね合いにより、有害鳥獣捕獲指示に即応できる人員が限られており、市民のニーズに迅速に対応するためには狩猟者の確保・育成が重要であると認識をしております。こうした中、本市鳥獣被害防止対策協議会では、狩猟免許初心者講習会の受講料助成を行い、将来を見据えた狩猟者の育成と確保に取り組んでいるところでございます。今後につきましては、これらの取組を継続しつつ、国や他自治体等の導入事例、制度設計の動向、さらには運用上の課題を注視しながら、本市として適切な体制の構築に努めてまいりたいと考えております。なお、追加で今、議員からありました、まちの中での鳥獣の法律的な改正の活用についてというのは、我々のところはイノシシの被害が深刻でありますけれども、人的な大きな被害ということが今ありませんので、そういう意味では議論がまた出ていないということで御理解ください。以上です。

盛 剛 議員（10番） どうもありがとうございます。この改正鳥獣法、緊急銃猟ですかね、これは人的に被害があるときは自治体の長の許可によってできるわけです。改正されました。島の場合は、イノシシの人的被害はありません。ですから、島では、これは適用されないわけですよね。ところが、私が出身地に1週間に1回ぐらい今は帰っていますけれど、いろんな話の中で、庭先までイノシシが来ているちゅうんですよ。庭先まで。人口が少なくなってきて山が迫ってきて、そして昔、基盤整備して田んぼなんかを整備したところももう原野化して、そして人口は少なくなるから空き家が多くなってイノシシのすみかになっているんですよ。猟銃というのは日が出て日没までです、発砲は。住宅街ではできません。ところが、過疎化が進んで島でも町の中とか村の中にも出てくる可能性があるわけですよ。これは私が加計呂麻のほうに帰ってしょっちゅう話している中で、参考になればと思って今説明しました。

それでは、ガバメントハンターの導入は考えられないか、十分理解しましたので、2のハブ咬傷対策について質問を移します。（1）ハブ咬傷対策の現況を伺います。①直近5か年の咬傷者数を示していただきたい。そして、②そのうちドクターヘリによる急患搬送は何件あったか伺います。①、②、両方お願いします。

麻井庄二 保健福祉部長 では、直近5か年におけるハブの咬傷者数についてお答えをいたします。ハブ咬傷集計方法につきましては、各病院から届く咬傷者の情報を名瀬保健所にて集計をしております、大島支所のホームページにて公表をされております。この集計によりますと、本市における咬傷者数ですが、令和3年度が9人、令和4年度が7人、令和5年度が14人、令和6年度が13人となっており、今年度は10月末までの集計で9人となっております。続きまして、ドクターヘリによる急患搬送の件数についてということでお答えをいたします。この件数につきましては、ドクターヘリを運行しております県立大島病院に確認をしましたところ、本市のみの件数ではなく、ドクターヘリで搬送された全体の件数での報告ということになります。直近5年間におけるドクターヘリでのハブ咬傷者の救急搬送件数ですが、令和3年度が5件、令和4年度が4件、令和5年度が2件、令和6年度が6件、今年度は10月末現在で0件とのことです。また、先日開催されました県立大島病院の管理運営委員会の中で、ドクターヘリの出動実績が報告されておりますが、令和6年度の消防からの出動要請の受託件数が300件となっておりますので、この5年間の中で最多である令和6年度で計算しますと2%となっているところでございます。

盛 剛 議員（１０番） 説明ありがとうございます。ハブの咬傷、救急搬送は、令和３年５件、４年は４件、５年は２件、６年は６件と、これはハブ患者ですね。実は私が瀬戸内の篠川のほうに林業の事務所を構えていて、そのときにヘリコプターが校庭に着陸したんですよ。そして何でかなあちゅう思って聞きに行ったら「いや、ハブ患者ですよ」ちゅうから、その経験というか、見えていますから、どういう状況にあるかというのを今ここでお尋ねしたところでありました。部長、ありがとうございます。

それでは、私がなぜこの質問をするかという、今年、ハブの死亡患者が出ました。その以前は２０１４年、これはKTSの臨時ニュースで私の出身地でハブ患者が出て死亡したんですよ。それで私は区長に、誰かということで電話を入れて。この記憶が鮮明に残っています。そして今回、１０年ぶりというか、１０年後こうしてまたハブにかまれて死亡者が出た。そして、その以前はこれも瀬戸内町です。タクシーの運転手がハブを捕まえていて、かまれて、毒を抜くために血を吸ったら、虫歯があって虫歯から毒が入って死亡した事例があるんですよ。これは大変なことなんですよ、ハブの害というのは、熊もそうですけれど。そして人間というのは、生まれてこの方この現世の明かりを拝んで、この世の楽しみをできれば平均寿命まで生きて、本当に楽しんで天寿を全うしていただきたい。この今の医学の発達した世の中に、ハブで命を落とすということはもったいないことですよ。であるから、こうして盛んに質問しているところです。そして近年、ハブに対する危機感が薄れてきています。かまれても大丈夫だろうとか。ですから、これもやっぱり命に関わることですから、ちゃんとこの救護措置等のハブ患者が出た場合にヘリポートとか——これはハブ患者だけじゃありません。交通事故、いろんな面で心筋梗塞、例えば県病院まで運ぶとかです。私の田舎では４０年前に心不全か何かで倒れて、車で運んで船で運んで、県病院に運ぶ前に亡くなった事例があるんです。だから、今こういうヘリポートなんか整備されていれば、こういうこともなく命は助かったかもしれません。そういうことで、奄美市内に緊急用のヘリポートを整備すべきじゃないか。市内に何か所あるか伺います。

麻井庄二 保健福祉部長 まず、ヘリポートの整備状況ということでお答えをいたします。まずはドクターヘリの運行に関しましては、日中は県立大島病院の屋上にありますヘリポートにて待機をし、消防機関からの要請を受けて出動する形となっております。まず、ドクターヘリに出動要請が来ますと医師、患者が搭乗しまして、離着陸場であるランデブーポイントに向かい、患者はそこから救急車によってランデブーポイントに搬送されまして、病院に搬送するまでの間に患者に救命医療が行われますが、このランデブーポイントにつきましては、現在、市内に４３か所、奄美大島本島内ですと９９か所が確保されております。この場所につきましては、学校などのほか公園、港湾施設などがございます。緊急時には状況に応じて、これらの場が使用されている状況でございます。

多田義一 議長 盛 剛議員、③のドクターヘリ着陸のため小学校等のこの現状は聞かれていないように思いますが、質問されますか。

盛 剛 議員（１０番） はい。③を飛ばして④に移りましたから。③ドクターヘリ着陸のため小学校等の校庭使用の協定等はされているかどうかです。緊急時に広っぱに着陸させてくださいという、ふだんからこういう協定は、協力関係はされているかどうか伺います。

當田栄仁 教育部長 それでは、ドクターヘリの離着陸に使用される学校の校庭についてお答えをいたします。本市の小中学校２８校のうち、校庭にランデブーポイントと呼ばれるドクターヘリ用の離着陸場を有する学校は１２校となっております。これらの学校は、平成２８年１２月から運航を開始した奄美ドクターヘリに対応するため、運航会社による現地調査を経て場外離着陸場として使用可能とされたものでございます。また、各学校の使用に関しては、県からの紹介を受け、学校として使用の承諾を行っているものでございます。学校施設におけるドクターヘリ離着陸時の連絡体制等につきましては、まず１としまして、消防機関が離着陸場所として学校を決定した場合、消防機関から学校へ連絡が行われま

す。学校側は、2として、ランデブーポイントとなる校庭が使用可能かを確認し、その結果を消防機関に回答します。使用可能な場合、3、学校は校内の児童生徒にアナウンスを行い、速やかに校庭から退出させます。最後に、4としまして、救急車等が到着しましたら、ドクターヘリの着陸及び離陸が安全に行われますよう、消防機関に協力するという手順となっております。これらの手順につきましては、校長会を通じて各学校へ周知を図っているところでございますが、今後も引き続き緊急時における協力体制が適切に運用されますよう、学校への周知と協力依頼を行ってまいります。以上です。

盛 剛 議員（10番） ありがとうございます。学校関係全て協力体制が整って緊急事態に対応できるという、そういうふうに理解しました。万全を期していただきたい。

それでは、これも学校関係です。⑤各学校にハブ血清は保管されているか。そして、養護教諭はハブ咬傷救急措置はできるか。これは私が50年前に——私は田舎に育ちましたので、ハブ患者がまずは学校に来るんですよ、血清を打って。それから船の段取りをして古仁屋のほうに行きよったんですよ。こういう緊急時に対して、養護教諭のこれは義務化されていますか。できますか、これは今。養護教諭。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。血清は医療施設で管理・投与される医薬品であり、現在、奄美市内の小中学校で保管されているところはありません。また、養護教諭は児童・生徒の健康管理、保健指導、健康相談、応急処置などを行う学校職員であり、医療行為を行うことができないため、ハブ血清を注射することはできません。各学校のハブ咬傷対策につきましては、まずもって校内の環境整備と草むらを避けるなどの指導が前提となりますが、咬傷事故が発生した場合には速やかに応急措置の上、医療機関への搬送など適切に対応いたします。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） 部長、説明ありがとうございます。今の部長答弁、お聞きしましたら、養護教諭にハブ血清注射、この義務はもうされていないということで、緊急時にドクターヘリとか、すぐ40分で病院に行けるからもういいですよゆうことですか。以前は各学校に血清があって、緊急時に血清を打って、それからハブの病院に行きよったんですよ。そのときは交通機関もあんまり今のように発達していませんから、我々がおった加計呂麻というところは。まず、養護教諭が打って、それから船で港に行って、港から船で、それから古仁屋のほうからハブ専門の医者に行きよったんですよ。であるから、学校には常にこれが保管されておったわけです。そして、小さいときはハブ防止用のトキシイドなんかも打ちよったんですよ、免疫。もうこういうのもなくなりましたか、学校教育の中では。

向 美芳 教育長 お答えいたします。先ほど応急措置を養護教諭のほうで行うということですが、この応急措置の例としましては、まず安全確保、近くにハブがいないところに移動すると。それから、救急要請、これが一番だと思います。まず、119番通報です。それから、安静の確保です。できるだけ動かさないということ。それから、圧迫等による毒の拡散予防、患部より心臓側を軽く圧迫するということ。それから、観察と情報整理、とにかく救急隊へ引き継ぐまでの間の観察と情報整理。それから、もう一つ、ポイズンリムーバーという、これは毒吸引機というのがございます。これはアブとか蜂とかの毒には非常に有効に活用できるということで、各学校に設置されております。一方で、ハブの毒に対しては、この効き目はまだ定かではございません。ハブの毒は筋肉の中まで入っていきますので、吸引できるかどうかということについては、まだ推奨されていない側面があるということでございます。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） 教育長、ありがとうございます。もう時代が変わって緊急に——例えば、我々は山で仕事しています。万が一ハブにかまれたら、集落到下りるか林道に下りるか、そして車があれば緊急で1時間で。例えば後遺症も残らない、そういう時代になってきました。昔はそうじゃなかったんですよ。船が古仁屋のほうまで行かれんで死んだり、そういう事例もあるんですよ。ですから、緊急に

備えて、昔は学校にそれが設置されておったわけです。時代の移り変わりとともに、医療機関、交通機関の発達でこういうことももうなくなったということで理解しました。

そうしたら、(2)ハブの買上げの財源について質問をします。①ハブ1匹買上価格3,000円の予算編成、収支予算を伺います。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、ハブ1匹当たりの買上価格3,000円の財源内訳についてお答えいたします。この財源内訳につきましては、鹿児島県からの県費が1,500円、本市の一般財源が1,500円となっております。この買上額の根拠としましては、本市の生きハブ買上げに関する規則で買上額を1匹当たり3,000円と規定しているほか、県費につきましては、県の要綱において定められているところでございます。以上です。

盛 剛 議員(10番) 分かりました。これは私も事前に聞き取り調査の中で、1,500円、1,500円、これは十分理解していました。ただ、ここで私が申し上げたいことは、私は24歳のときに島に帰ってきてハブを――仕事の収入が少なくてハブ捕りしておったんですよ。そのときに5,000円に上がって、そうしたらずうっとみんな青年団はハブ捕りしていました。行き交うときに「何匹捕ったか、3匹か。どこで取った」とそう言って。「そこで捕ったよ」ちゅうたら、じゃあ自分は向こうへ行こうねちゅうて折り返し行ったりしていました。それで昔はハブ患者が多かったけれど、5,000円に買取価格が上げられて、素人の人も女の人もハブ捕りなんかするようになって咬傷者がいなくなったんですよ。相当効果が出たんです、この5,000円で。ぐるぐる回るから。

私がここで申し上げたいことは、この県費、一般財源1,500円、3,000円です。これを元の5,000円に財源を継ぎ足してできないか。個体数を減らすということです。というのは、名瀬のまちでもたまにハブが出てきています。新聞によると、井根町のほうにも大きなハブが出た、塩浜のスタンドの車の下にもハブがおったとか、そういうのが新聞に出ていました。ですから、5,000円に引き上げて、みんながぐるぐる回ってハブ捕りすると咬傷者数も少なくなるし、その危険性も低くなっていきます。この一般財源を継ぎ足すということは、この行政の裁量ではできない。どうなっていますか、これは。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、御質問の一般財源を継ぎ足して5,000円にできないかという視点でお答えをさせていただきます。議員御承知のとおり、ハブの買上額は、平成15年度までは1匹当たり5,000円、その後4,500円、4,000円と推移し、平成26年度からは1匹当たり3,000円となっております。先ほど答弁いたしましたとおり、県費、市の単費で財源を捻出しておりますけれども、今年のようにハブの捕獲数が想定よりも増加する年度においては、補正予算を計上し対応したりしているところでございます。本事業の重要性は認識しておりますけれども、咬傷者数は一定数おられるものの、特段大きく増加している状況ではないこと。また、この事業はハブを捕獲する方のみが対象となりますことから、今後も現状維持のまま事業を継続したいと担当課のほうでは考えているところでございます。以上でございます。

盛 剛 議員(10番) 部長、ありがとうございます。これはもう引上げはならんということで、咬傷者数もそんなにまで増えたり少なくなったりしていないということで、今の現状維持でということ。死亡者が出ました10年前は、私の出身地です。それも昼ですよ、水路作業のときに。部長の答弁を聞いて、咬傷者数の増減が少ないということで、これはもう上げる必要もないということで理解しましたけれど、できれば上げていただいて個体数を減らすと。咬傷対策に個体数を減らすという方向で考えていただきたい。部長、ありがとうございます。

それでは、私はあと一つ、ハブで③入札売買したハブ売上金の直近5か年の数値を示していただきたいということを通告しましたけれど、この件について聞き取り調査の中で、これは市の財源じゃなくて

県の収入になっているちゅうことなんですよ。では、直近2年、3年の県のこのハブの売上げは幾らぐらいになっているか、ちょっと示していただきたい。

信島賢誌 市民環境部長 御質問の入札売買した価格等についてでございますが、議員御案内のとおり、この入札売買につきましては、県が実施されている事業でございますが、本市には売上金等は入っておりません。県のほうに売上額の確認をさせていただきましたところ、令和2年度が388万1,240円、令和3年度が231万8,725円、令和4年度が190万640円、令和5年度が326万320円、令和6年度が381万9,820円と、こちらは名瀬保健所の管内の売上額でございます。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） ありがとうございます。これは大島郡全体ですね、瀬戸内、宇検も保健所に持ってきて二酸化炭素で1回仮死させますよ。それから、革細工製品とか粉を作る方に入札して売買するわけです。これは全て県の収入ということで、県はまたこれで血清を作ったりとか、この財源でまた一般、ハブの予算を市のほうに支給したりちゅうことですね。分かりました。これは県の収入ですけれど、半額は市が負担しています。県が半分、市が半分。ですけれど、この件に関しては、県の収入、県がまたハブ撲滅対策用にいろんな物品を作ったり、この免疫を作るということで県の収入ですね、全て。はい、分かりました。

それでは、ハブの関係の質疑は終わって、3、消費税の奄美大島における減免の可能性について伺います。そして、（1）消費税の減免措置について。①日本国内で特例による消費税減免措置の先例があるか伺います。地域、例えば事業とか特例による減免措置があるかどうか。

藤原俊輔 総務部長 お答えいたします。消費税減免の例といたしまして、外国人旅行者が土産品等を国外へ持ち帰る目的で免税対象物品を購入した場合に、消費税が免除される場合がございます。これは、お土産品等を国外へ持ち帰ることが実質的に輸出と同じであることから設けられている制度であり、事業者が国内で商品を販売する場合には消費税がかかりますが、販売が輸取出引に当たる場合には消費税が免除されます。また、事業者における納税義務の免除といたしましては、課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合には、原則として納税義務が免除されます。このように消費税免税に関する例はございますが、議員お尋ねの、ある特定の区域に限った、いわゆる特区のような仕組みで消費税を減免している事例は、これまでにないものと認識しております。

盛 剛 議員（10番） 部長、ありがとうございます。それでは、もう時間が迫ってきました。消費税の今回、質疑で一番申し上げたいこと、最後の質問②に入ります。この消費税は国会で今、様々な議論がされています。この消費税の発足、最初は竹下内閣のときに売上税あるいは物品税、これは3%でした。1989年ぐらいだったと思います。そして、それが今日、消費税10%になったわけでありまして。そして、この消費税というのはフランスが発祥です。これは片山さつき財務大臣といろんな国会議員の質疑の模様を見ていましたら、フランスが第二次世界大戦に勝った後、復興するために所得税をかけようとしたら、もう若者が死んでなかなか税収が取れない。そこで、消費税ちゅうのが編み出されたわけでありまして。そして、日本も高齢化社会に向かうとき財源を確保するために、竹下内閣のときに3%、5%、最初は売上げだけです、これは。物品税、大型間接税という形であったわけですが、この世代が変わる、時代とともに今、全てに消費税が課されているわけでありまして。そして、その欠陥を金欠を補完するためにインボイス制度、還付制度等が導入されてきました。この消費税は、富める者からも貧しき者からも、命に関わる食料品などにも課税されて悪税であるという議論が今、国会でされています。これは廃止しようじゃないかと、そういう議論もされています。私がここで申し上げたいのは、奄美大島、品物が来るときにも輸送費がかかります。全てにおいて物価が高い。そして、それに課税されるわけです。物すごく高等教育機関も少ない、それから物価も高い。その割にはシーレーンの防衛、水産物、

海底資源、陸地から375、これは日本の領土です。離島は大きく貢献しているわけですよ。ですけれど、貧しいわけです。であるから、これは奄美においては、消費税は課税すべきではないと大島郡議長会や市町村で陳情・要望を出すべきじゃないかと考えます。そこで、その前に、市長にこの答弁を受ける前に、実は国会の中で野間健国会議員が、消費税発祥の地であるフランスのコルシカ島では免税されているちゅうことなんですよ。これは改正奄振法の審議の中で、野間健国会議員がその話をしていました。そして、地元にいच्छる国会議員——今、国会議員ではないんですけど、その方も一生の仕事として、奄美大島の消費税の免税に取り組むという地元新聞にコメントがありました。市長、これは大島郡を挙げて陳情を出して取り組むべきことだと思います。市長の見解を伺います。

藤原俊輔 総務部長 国への要望・陳情についてお答えいたします。消費税につきましては、税率10%のうち、7.8%が国税、2.2%が地方税となっており、地方税の2分の1を市町村へ交付することとなっております。金額について申し上げますと、本市の令和6年度決算における地方消費税交付金の額は約10億円となっております。社会保障に関する施策等を実施する上で大変重要な財源となっております。この消費税の減免を国に要望するとなりますと、地方消費税交付金の在り方にも議論が及ぶことが予想されることから、この特例制度全体のバランスを考慮しつつ、国への要望は慎重に検討をする必要があるものと考えております。この消費税につきましては、国全体で25兆円となっておりますことから、国の歳入として基幹となる税収の大事な要素でございますから、消費税減税の特区に関する施策につきましては、国においてしっかりと議論されるべきものと考えておりますので、御理解賜りたいと思いません。よろしく申し上げます。

盛 剛 議員（10番） 部長、ありがとうございます。そういういろんな事情があったということは、私は知りませんでした。

これで、私の一般質問を終わります。

多田義一 議長 以上で、無所属 盛 剛議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 泉 義昭議員の発言を許可いたします。

泉 義昭 議員（12番） 皆さん、こんにちは。自民党無所属 泉 義昭でございます。第4回定例会、令和7年最後の一般質問を務めることになりました。締めくくりを精いっぱい質疑応答させていただきます。どうぞよろしくお願いをします。

質問に先立ち、所見を少々述べさせていただきます。初めに、安田市長におかれましては、2期目の当選おめでとうございます。1期目の4年間の市長としての経験を生かし、今後大きな実現に向けて多くのマニフェストを掲げていますが、市民からの声を反映し、職員一体となって取り組んでいただきたいと思います。また、思い切った安田市長の決断力も期待をしたいというふうに思っております。さて、今年1年間を振り返ってみますと、地震・災害、今日午後のテレビで北海道・東北地方に大きな地震が発生しまして津波も発生しているようですが、今後の状況を心配しながら見ていかななくてはならないというふうに思っております。また、大雨・災害・山火事被害など、また異常気象により夏には猛暑の日が続き、熱中症により亡くなられた方や体調を崩すなど大変な1年だったと思います。市民が安心、安全に暮らせるためにも、災害への防災対策や市民の初動対応や防災・災害意識の強化を改めて必要と考えます。私も市議会議員の就任から3年目を迎えますが、私自身、これまでの政治活動が支持者や市民の皆様から託されたことや期待度、役割に応えられるか振り返り、これまで以上に今後もより一層取

り組んでまいりたいと考えております。

それでは、質疑に入ります。大きな1番、空き荒廃市営住宅について。（1）笠利地区の空き荒廃市営住宅について。①ですが、転居予定者の転居状況について質問をいたします。笠利地区の市営住宅も改修工事を含め、奄美市としても進みやすい住宅確保を進めているところですが、中には老朽化等により荒廃市営住宅となっている住宅もあり、住居者によっては転居を余儀なくされている方もいます。現在、転居者は全て完了しているか。また、未完了の場合はいつ頃を予定しているかをお願いします。②跡地の今後の活用について、③個人・民間企業への売却等についてですが、質問②と③については一括答弁をお願いします。住宅居住者が転居完了後の住宅の解体や跡地の活用計画はあるのか。また、民間の個人や民間企業への公募売却等は検討しているのか。次の質問からは発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 泉議員への御質問にお答えします。先ほどは激励の言葉ありがとうございました。しっかり頑張っでまいります。よろしく願いいたします。

私のほうからは、質問の①を答えさせていただきます。赤木名地区において、令和6年度から実施しております市営住宅移転支援事業について、お答えいたします。本事業は建物の老朽化を踏まえ、入居者の安全確保と建物の適正管理を目的に実施しており、外金久C・D・E団地と中金久C団地を対象としております。対象は25世帯で、内訳は、外金久C・D・E団地で11世帯、中金久C団地で14世帯となっております。その中で老朽化の状況から、外金久団地を優先して進めており、外金久団地につきましては、今月末でC・D・Eの全ての世帯の移転完了を予定しているところです。今後につきましては、中金久C団地の移転を進めていくこととなりますが、移転先となる空き住戸の確保が必要であることから、確保状況に応じ、順次進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

坂元久幸 建設部長 私のほうからは、②跡地の今後の活用と、③個人・民間業者への売却等ということでお答えいたします。用途廃止後の跡地の活用につきましては、令和6年度奄美市営住宅の在り方に関する検討会において、市営住宅の今後の在り方に関する検討を行い、方針を定めたところでございます。その中で外金久C・D団地と中金久C団地につきましては、移転が完了し、用途廃止後の敷地を民間宅地として売却または貸付けを推進することとしております。外金久C・D団地につきましては、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、今月末で移転完了を予定しておりますので、市が保有する公共施設等に対し、民間事業者の皆様からのアイデアやノウハウを生かした提案を募集する奄美市公共施設等民間提案制度による活用を進めてまいります。また、外金久E団地につきましては、建て替えによる新たな公営住宅の建設地として位置づけておりまして、建設においては民間活用の導入等の準備を進めているところでございます。以上でございます。

泉 義昭 議員（12番） 市長、建設部長、ありがとうございます。外金久の市営団地についてはほとんど移転をしたということで、中金久についてはまだ完全には終わっていないということで、やっぱりその状況にもいろいろあると思いますけれど、とにかく早いうちに安全な場所への移転をよろしく願いいたします。あと②と③についてですが、民間業者への売却も考えているということで理解してよろしいでしょうか。——はい。やっぱり奄美市の財政というか、財産というんですかね、かなりあるようですんで、そこらあたりは民間業者もいろんな場所を模索して、もうかる場所、やっぱり市民に役立つ場所を探していると思いますので、ぜひそこらあたりは民間制度を活用して、よりよい住みやすい場所をつくり上げていただきたいなというふうに思います。

次の2番目の質問に行きます。赤木名港（奄美漁協）についてです。（1）漁協跡地の活用について。①今後の活用の計画。奄美漁協の荷さばき施設が令和8年、9年度に宇宿漁港に新たに建設されるが、

6月の一般質問の中で、漁協が荷さばき施設を解体し更地にして市へ返却するには莫大な費用がかかるため、隣接している漁匠や民間企業等への活用は可能なのか、御答弁をよろしくお願いいたします。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。赤木名港の奄美漁協、現荷さばき施設等の建物につきましては、奄美漁協所有の施設でございますので、再度、奄美漁協に確認したところ、今後の具体的なことについては決定していないとのことございました。地域の水産資源で加工品等の製造・販売を行っている漁匠は奄美漁協の婦人部として活動をスタートしており、奄美漁協と密接な関係団体と認識しております。加工品等の販売を通して島内外へ水産物及び水産加工品のPRなど、地域の水産振興に大きく寄与しております。現在も奄美漁協荷さばき施設に隣接した事業所にて活動を行っており、今後も同地にて活動を継続されたいとの考えは伺っております。奄美漁協、現荷さばき施設等の活用については、まずは奄美漁協において今後の計画を検討されることが重要と考えており、その後、方針の具体的な協議が必要になると考えております。以上でございます。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。奄美漁協も令和10年度で完全に機能移転をするということになっていると思いますけれど、確かに今現在は実際に使われているので、こちらとしてはその後どういう活用の仕方をするのか、そこはやっぱり地元の市民の方もいろいろな想像をして、ここはどうかと色々なことを想像して考えておりますんで、そこらあたりはよろしくお願ひしたいと思ひます。ちょっと情報なんですけど、市長をはじめ、皆さん御存じだと思うんですが、漁協関係も私、一漁協の准組合員になってますけれど、令和8年の4月1日をめどに参画漁協が鹿児島県漁協協同組合と県一漁協の設立に向けていろんな議論をしながら合併を予定しているということで話を一応伺っておりますんで、この漁協の荷さばきのことについても、これは後々は例えば合併になったときに合併後のいろんな話合いになろうかと思ひますので、とにかく荷さばき場、それから置き場所、そこを何とかいろんな意見を聞きながらよい活用ができないかをぜひお願ひをしたいと思ひます。

次、市営住宅の建設について、これは②なんですけど、今言った意見がちょっと一緒に入りますけれど、大きな質問の1番で空き家荒廃住宅を解体することで新たな市営住宅を建設し、住居者の住宅確保をしなければならぬと思ひますが、漁協の跡地は近辺の野積場もあり、市営住宅の解消を確保できる面積と考へますが、活用できないのか、そこらあたりお考へがあれば答弁をよろしくお願ひをします。

坂元久幸 建設部長 お答へします。御案内の赤木名港の敷地についてでございますけれども、これは港湾整備で行っております。船が接岸する岸壁の背後にあり、荷さばき地や野積場として整備をされております。あくまでも港湾施設ということでございます。整備目的は、船から荷揚げした貨物や船に積み込む貨物を仕分け、整理するための仮置きや一時保管する場所となっており、災害時の利用にも備えているため、市営住宅など目的外の施設建設につきましては考へておりませんので、御理解賜りたいと存じます。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。港湾施設ということで、こういう住宅には適用されないちゆうことで理解をしたいと思ひます。確かに広場というのはいろんな災害とか、そういう避難場所になる場所でもあると思ひますので、ぜひ市民がやっぱりしっかりと活用できる場所としていろいろ策を考へていただきたいなというふうに思ひます。

③ですが、これは聞いた後、これを聞いていいのかどうかちょっと心配なんですけど、個人やマリンスポーツ業者等の活用についてですけど、漁協建設敷地や野積場は奄美の市有地で港湾地域と考へるが、地域のグラウンドゴルフ場として活用されているときもあるが、個人やマリンスポーツ業者等へ貸したりすることが可能なのか、そこらあたりを御答弁よろしくお願ひをしたいと思ひます。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 議員の御質問にお答えいたします。先ほど建設部長からもありました

けれど、赤木名湾のマリンスポーツ等の活用につきましては、議員からも第2回の定例会で提案がありました。まず、現在の荷さばき施設につきましては、先ほども答弁いたしました。施設の所有者である奄美漁協において、今後の活用について計画することが重要であると考えております。また、現状の漁業を目的とした使用から他の用途へ変更する場合には、関係機関と十分な協議が必要になると考えております。次に、周辺の赤木名湾につきましては、港湾区域、荷さばき施設周辺の敷地につきましては、臨港地区となっています。港湾区域や臨港地区とは、港湾法で定める区域で港湾管理者が港湾施設の建設や改修、水域の利用規制など港湾の管理運営に必要な区域です。目的外使用や管理運営への支障が懸念される場合は、十分な協議が必要であると考えております。しかしながら、利用がなく、荷役する車両等も往来しない野積場を現状のままグラウンドゴルフなどで一時使用していただくことは、港湾管理上支障もございませんので、地域のコミュニティー形成の一助として活用していただいております。また、野積場を個人や、例えばマリンスポーツ業者の方が積荷の保管場所などに一時的に利用することに関しましては、具体的な内容など御相談いただければ対応可能と考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。よく分かりました。あれだけの広い場所なんで長期的な活用というのはちょっと駄目だと思うんですけど、やっぱり地域の住民が極端な話、夏祭りに使うとか、そういう場合は貸していただいてもいいんじゃないかなちゅう気がしますんで、そこらあたりよろしく願いをしたいというふうに思います。

それでは、大きな3番、共同墓地についてです。（1）日本全国なんですけど、それぞれ地方によって人口減少・高齢化が進み、相続者管理への対応ということで、墓地については名瀬・住用町・笠利町の墓地管理状況について、質問をさせていただきます。まず、①名瀬墓地の管理はどういうふうな管理になっているのか。また、委託業者としているのか、答弁をお願いしたいと思います。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、名瀬地区における管理状況についてお答えいたします。名瀬地区では、永田墓地の一部を市営永田墓地として管理をしております。この管理につきましては、個人の方に管理業務を委託しているところでございます。以上です。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。先祖代々の墓地というのは管理する人がしっかり守って、やっぱり掃除とかそういうのをやるのが私はすばらしいことじゃないかなというふうに思っております。

名瀬・永田町墓地の管理は奄美市有墓地条例で設置されているようですが、例えば住用町・笠利町の場合は各集落ごとで管理していると確認をしているんですが、各集落の例えば住用町・笠利町は、管理規定等は明確に墓地の管理について、維持管理を保つための規約というんですかね、目的がちゃんとつくられているのか、分かる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

信島賢誌 市民環境部長 先ほどの永田地区の管理の関係ですけれども、これはまず市営永田墓地は過去に市街地周辺で公的な墓地整備の必要性が高まったことから、行政指導により整備されたものであり、その経緯から現在も市が維持管理を行っているところでございます。御質問の名瀬・住用・笠利の各地域に存在する集落墓地につきましては、基本的に地域ごとの管理組織や町内会が主体となって維持管理を行っている状況であります。各集落の規約や委託等の管理状況については、把握していないところでございます。以上です。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。実はこういう条例があるとはちょっと分からなくて、奄美市有墓地条例というのがありまして、これは聞いてみますと明治・大正時代からずっと管理をされているちゅうことで、こういうしっかりした管理条例というんですかね、ちゃんと定められているよ

うなんですけれど。ただ、ちょっと心配な点が今、市民環境部長がおっしゃいましたように、各集落ごとに管理を任せているということですが、例えば分かる範囲で結構なんですけど、各集落ごとに名瀬の墓地のように委託をお願いしている場所が、もし分かれば教えていただきたいんですけれど。

信島賢誌 市民環境部長 各集落墓地の中で、ほかに委託をするかどうかにつきましても、市のほうでは把握ができておりません。以上です。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。名瀬の場合はちゃんと管理規程で、例えば何年たったら5年以上いない場合は無縁墓地に指定するとか、そういういろいろ条例の中身があるわけなんですけど、例えば笠利町・住用町、それから永田墓地以外の管理上において、各集落とかそういうのは駐在員が管理をしているわけなんですけど、隣接者等とのトラブル等や墓地の危険箇所やその修復、墓地の管理場所によっては墓地の改修工事や墓を再移動とか整備が管理者側に負担がかかってくると思うんですよ。奄美市として、こういう状況、各集落からそういう状況が出て何とかしていただきたいよとなった場合のそういう対策等があれば、答弁をお願いしたいというふうに思います。

信島賢誌 市民環境部長 御質問の隣接者等とのトラブルについての対応でございますけれども、まず各町内の集落墓地については各管理組織内での対応を実施いたしているところでございまして、仮に本市のほうに危険箇所の修繕等の相談がございました場合には、内容に応じまして、本市のほうで持っております奄美市集落共同墓地無縁化対策事業というのがございますので、これを案内して活用をいただいているところでございます。この事業というのが1つ目、集落墓地の整備・統合に関する関係、それから2つ目が、墓地内の危険箇所の整備などを事業対象としております。地域が主体的に行う墓地環境の改善を財政的に市のほうで支援をしているという状況でございます。以上です。

泉 義昭 議員（12番） 今、答弁していただきましたが、一番やっぱり各集落とか心配なのは当然時間がたつと道路が悪くなったりとか、隣の木がかぶさってくるとか、そういう状況が発生するということが奄美市集落共同墓地無縁化対策事業補助金というのがあるというのは、私も初めて——大変恥ずかしいことなんですけど、初めて知りまして、これは各集落を例えば笠利町・住用町、そのほかの集落管理者、主に駐在員だと思うんですが、今の対策事業補助金の内容を理解しているのかなあと、そこらあたりが私自身ちょっと心配になります。実は、ある共同墓地の規約を見ますと、水道管理しかしていないんですよ。水道管理。例えば修復作業、工事をする場合は市に要請をするとか、そういうのが書いてないんですよ。予算もはっきり言うと、水道料だけ、各集落から年間1万円ずつ集めて水道料だけ払っているんです。これはちょっとかわいそうだなあと、仏様もかわいそうだなと、私は個人的に感じました。ですから、管理者が集落の駐在員の場合は、今の無縁化対策補助事業の内容を十分理解していない方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますんで、駐在員の方も笠利地区については29名おるわけなんですけど、例えば1年で代わる方もいるんですよ。2年もやる方、頑張るぞということで5年、6年も頑張ってもら方もいらっしゃいます。やっぱりそこらあたりはしっかりと駐在員、やっぱり墓地管理を責任を持ってやりますちゅうことでやっているわけですから、ぜひこういう支援事業というんですかね、それは例えば笠利のほうでは毎月常会がありますけれど、各所でも定期的にこの説明をしてあげて、こういう支援がありますよと。何かあったら申し出て下さいよちゅう、頑張りますからということで自分たちの先祖代々をやっぱり守ろうじゃありませんか。それがやっぱり私たちの役目じゃないかなというふうに思いますんで、対応方よろしくをお願いしたいというふうに思います。

あと②の無縁墓地についてですが、今後は奄美市でも人口減少、高齢者が増加し、先祖代々の墓地管理や供養する相続等が墓地の管理をする上でも難しい状況になり、場合によっては無縁墓地、墓じまいになると想定されることが考えられます。何か対策があれば、答弁をしていただければありがたいと思っています。よろしくをお願いします。

信島賢誌 市民環境部長 御質問の無縁墓地への対応についてお答えいたします。まず、議員からも御指摘がありましたように、近年の急激な高齢化の進行や家族構成の変化等により相続者が不明となったり、継承手続が行われないうまま管理が滞ったりするケースが増えており、その結果として無縁墓地の増加が懸念される状況にあります。本市が直接管理している市営永田墓地につきましては、定期的な巡回により使用状況を確認し、無縁の疑いがあるお墓が確認された場合、まずは本市へ連絡を入れていただく旨の立札を掲示いたします。その後、5年間連絡がない場合、官報へ掲載し、さらに1年間連絡がなければ、奄美市墓地条例第10条に基づき、その使用権は消滅し、無縁改葬を告示するという流れになっております。各集落や町内会等が管理する集落墓地につきましては、無縁の疑いがあるお墓の把握や相続者管理は各集落等で対応しているものと考えております。その際、集落にて無縁墓地の整理、納骨堂を設置する場合は、先ほど御紹介させていただきました奄美市集落共同墓地無縁化対策事業にて、補助対象経費の4分の1以内、限度額100万円までで助成する制度がございますので、活用をしていただければと思います。この活用につきましては、先ほど議員からも御提案がありましたように、笠利の駐在委員会、住用の囑託員会など、こうしたものも含めてPRし、御紹介をしていきたいと考えております。以上です。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。ぜひ、いろんな知恵を出していただいて、やっぱり全員でそういう取り組むという形を持っていただければありがたいなあということです。

実際、自分たちも月1回墓参りに行くと、やっぱり気持ちが落ち着くんですね。墓参りに行くと。ですから、例えば相続人が管理できない、県外や遠方において維持管理ができないなど永代にわたって供養・管理をしてくれるなど、お寺とか、そういうものは何か宗教法人ということらしいんで、そういう管理の相談ちゅうんですかね、働きかけちゅうんですかね、そこらあたりはできないか、答弁できればお願いをしたいというふうに思います。

信島賢誌 市民環境部長 それでは、御質問にお答えいたします。議員御提案の遠方に居住しているため墓参りができない方々へ、墓参りの代行等について、市内宗教法人等が代行サービス、永代供養等のサービスを実施していることは、本市としても承知をいたしております。まず、このような代行サービスなどの相談が本市に寄せられた場合ですけれども、まずはシルバー人材センターが実施している墓参り代行サービスを案内いたしております。さらに、本市のふるさと納税の返礼品におきまして、お墓参り・清掃代行サービスがございますので、併せてそちらも御紹介をしているところでございます。今後も市営永田墓地につきましては、できるだけ無縁墓地が生じないよう適正管理と相続者情報の把握に努め、市民が安心して利用できる墓地管理事業の維持に取り組んでまいります。集落墓地につきましては、管理をされている集落の皆様の御協力を頂きながら連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。ぜひ、そういう取組をよろしくをお願いしたいと思います。これは私の考えなんで、さらっと聞き流していただければいいと思います。初日に朝木議員が質疑で、空き家対策関係で奄美市では1,777件の空き家があり、305件の相続登記がされていないという結果を答弁していただいたわけなんですけど、相続登記ができないというのはそれぞれいろんな事情があると思います。ありますが、やっぱりこれは昔からのそういう流れで、いつかは話し合いして——ちゃんと相続登記するからと言いながら、かわいそうにぽっくり行っちゃって、後は兄弟のトラブルとか、そういうのも発生しておるんじゃないかなと思います。今後は、法律改正で相続登記は期限が定められて3年以内だったかなと思うんですけど、それを相続登記をしっかりとやらないと相続者はペナルティーを科せられるということを知ったことがありますので、この状況を空き家の状況と例えるわけじゃありませんが、永代に先祖代々の墓は登記できないんですね。墓は登記ができない。もう無

縁仏になったら取っ払って次の利用される方が使うわけですから——できないわけですから、墓地の管理の相続人がいなくなることが予想されることから、今後は墓地管理についても一度しっかりと考えて——対応してくださいとは言いません。考えていただければなあ。今後やっぱりこういう問題というのは絶対出てくると思いますよ。実際やっぱり地元の先輩の方、この墓どうなるんだろうなあ。やっぱりそういう不安も抱えておりますので、これはもう例えば駐在員、管理者の方に任せていますからとか、そういう問題じゃなくなると思いますので、ひとつそこらあたりもぜひ考えていただくことをお願いしまして、質問を終わります。

次、4番目ですが、自家用有償旅客運送バスについてです。(1)運行については、令和6年10月1日から笠利・住用が実施されていますが、住用町・笠利町の利用状況、6年度。それから、直近の利用状況の答弁をお願いしたいと思うんですが、項目が5つほどありますので、一括をお願いをしたいと思います。まず、利用者の実績、それから住用地区の予約実績。それから、観光客の利用状況はあるのか。それから、利用年齢状況はどういうふうになっているのか。それから、笠利地区のバス路線がまだ1年ちょっとしかたっていないんですけど、路線変更をしているんですけど、何らかの理由があればその理由を述べていただきたい。それから、令和7年度の委託業者の委託料は幾らになっているのか、そこらあたりの答弁をよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それではまず、住用地区の利用状況についてお答えいたします。今、議員のほうから御案内がございましたとおり、住用地区の自家用有償旅客運送につきましては、交通空白地帯の解消及び高齢者の移動手段の確保等を目的に、令和6年10月1日より運行を開始しております。住用地区の場合は、事前の予約により、住用地区内の集落間をいわゆるドアツードアで運行しておりますので、路線の変更はございません。利用者数につきましては、運行を開始した令和6年度が10月1日から3月末までの期間で606人、今年度は4月1日から10月末時点ではございますが、1,445人となっております。また、今年度からは学童クラブが児童の送迎に利用しており、今年度の利用者1,445人のうち、大人の利用が1,032人、小学生が413人、未就学児が0人となっております。小学生の利用の全てが学童クラブの利用となっております。利用者の属性につきましては、事業所のほうからの聞き取りでございますが、ほとんどが高齢者の利用で、観光客の利用は運行開始から現在まで数件程度ではないかとのことでございます。なお、今年度の業務委託料につきましては、260万円で奄美市社会福祉協議会と委託契約を締結しております。以上でございます。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは次に、笠利地区の状況についてお答えいたします。笠利地区の利用人数につきましては、昨年度が10月1日から3月31日の6か月間で618名となっております。今年度は1回目の路線変更を行いました4月1日から9月30日の6か月間で684名、2回目の路線変更を行いました10月1日から11月30日の2か月間で323名となっております。観光客の利用状況につきましては、運転手に聞き取りを行ったところ、ごく僅かな人数とのことでございました。利用者の年齢の状況につきましては、今年度の実績は11月末現在で申しますと、大人994名、小学生13名、未就学児0名となっております。なお、大人の利用につきましては、ほとんどが高齢者となっており、小学生の利用者につきましては、13名中12名が学校の授業の一環として利用いただいております。

路線変更につきましては、先ほどの利用人数でも答弁いたしましたとおり、今年度2回の変更を行っております。変更理由としましては、利用者ニーズへの対応や利用率向上を図るため変更を行っております。なお、路線変更に伴う不満等の声はほぼなく、1回目、2回目の変更後、利用者が増加していることから、路線変更の効果はあったものと考えております。

今年度の業務委託料につきましては、株式会社三井タクシーと604万2,300円の契約を締結いたしております。以上でございます。

泉 義昭 議員（１２番） すみません、先ほどの住用地区の予約実績なんですけど、６年度３月末までは６０６名、４月が１、４００幾らですか。ちょっとすみません、数字の確認を。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 昨年度の１０月１日から３月３１日末で６０６人、今年度につきましては、４月１日から１０月３１日までで１、４４５人となっております。予約につきましては、申し訳ございません。予約は、この人数が予約と同じとなっております。以上でございます。

泉 義昭 議員（１２番） ありがとうございます。令和６年１０月から旅客運送バス、同時にスタートして、状況からして数字としてはかなり利用客、使っているなということで安心してるところです。一番、私がちょっと——笠利地区の路線変更ということで、いろいろクレームが出ているんじゃないかなあと。そこらあたりは心配したところなんですけど、そういうこともなく、逆によいあれということで利用客も増えているということで理解をしたいと思います。

委託料については、これは分かる範囲で結構なんですけれど、住用が年間２６０万円、笠利が６０４万円ちゆうことなんですけど、これは試験委託料という考え方でいいんですか。もう継続的に、そういうことが分かれば教えていただきたいんですが。

多田義一 議長 答弁を求めます。答えられますか。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 住用地区におきましては、今年度、社会福祉協議会としておりますが、継続的に今のところは業務委託をお願いするようなことを考えております。以上でございます。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 笠利地区につきましても、業務を遂行できる業者が１件ということになっておりますので継続してやっていきたいと思いますが、契約については単年度単年度で契約をいたしております。以上でございます。

泉 義昭 議員（１２番） 早速、運行状況は利用者が多いちゆうことで、契約を結んでいる会社、それから社会福祉協議会関係も、やっぱりこれはよいことだと思います。やっぱり契約更新については、人件費とかいろいろあると思いますんで、よい形で契約更新をお願いしたいというふうに思います。

次、②なんですけど、運賃・高齢者（後期高齢者）の対応について。これは２つほど質問したいんですが、例えば部分障害者は割引があるのか。７５歳以上のご長寿券５、０００円の状況をちゆうことで、この２番目のご長寿券の利用状況については、利用額に対してご長寿券が何％なのか。そこらあたりを住用・笠利、よろしくをお願いします。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、住用地区、また笠利地区共に運賃等については内容が変わらないので、私のほうでまとめて答弁をさせていただきます。運賃につきましては、１乗車当たり１名につき、大人は３００円、小学生は半額、小学校入学前の未就学児は無料となっております。また、障害者割引の設定等はありません。次に、お達者ご長寿応援券につきましては、運賃の支払いに使用は可能となっております。今年度１０月末のお達者ご長寿応援券の利用実績につきましては、住用地区が利用料金２４万７、５００円のうち５万５、６００円、２２．５％、笠利地区が利用料金３０万１５０円のうち４万３、５００円、１４．５％の利用率となっております。以上でございます。

泉 義昭 議員（１２番） ７５歳以上のご長寿券、これはもう後期高齢者の方に全て配布をしていると思うんですけど、利用実績が割と低いんじゃないかなちゆうふうに感じます。それはその人それぞれの考え方もあろうかと思いますが、せっかく免許証を返した方もいらっしゃるだろうし、子どもからも車を運転するなよと言われている親もいるだろうし、そこらあたりはしっかり利用ができるような形

で進めていただきたいなというふうに思います。

それで、再質問ということでちょっとお願いをしたいんですが、これは5つほどありますけれど、これも一括で答弁をお願いしたいと思います。ご長寿券5,000円の使用期限はあるのか。それから2番目は、住用町・笠利町で枚数発行額は幾らかと。3つ目は、使用実績、発行に対して何%なのか。これも住用町・笠利町で答弁をお願いします。それから、利用者率が低い場合、考えられる要因は何かということで、あと路線バス、ふれ愛の郷とグラウンドゴルフ券の以外に——これは私も申し訳ないことで、ふれ愛の郷とグラウンドゴルフ券に利用できるというのは、ちょっと話を聞いて申し訳ないことなんです。例えばちゅうことでちょっと質問したいんですが、取りあえず4つ目まで答えていただければありがたいと思います。

麻井庄二 保健福祉部長 では、議員からの御質問にお答えをいたします。ご長寿応援券につきましては、議員からも御案内がございました。本市に居住する75歳以上の高齢者の方、また免許証を返納された方に対して、本市でのバスの利用をはじめ、タクシーや健康施設・入浴施設の利用料金に使用できる年間5,000円分の利用補助券となっております。利用期限は、毎年度3月31日までとなっております。来月の奄美市だよりにて、期限内の利用を呼びかける記事の掲載も予定をしているところでございます。今年度の当初の発行枚数につきましては、住用地区が1万5,050枚、笠利地区が6万950枚となっております。なお、名瀬地区は28万2,450枚となります。10月末時点での利用実績ですが、住用地区で7,219枚、発行した枚数の48%、笠利地区で1万8,653枚、30.6%となっております。利用率につきましては、前年の同月比で申しますと、住用地区が前年21%でしたが、48%と27ポイント伸びております。笠利地区につきましては、19.6から30.6と11%とまた増加となっております。主に伸びたところで見ますと、笠利地区の場合は、あやまる岬公園が24%の伸びが見られます。また、住用地区では、マングローブパークが15%の伸びが見られる状況でございます。伸びとしては、以上となっております。

泉 義昭 議員（12番） このご長寿券の利用者というのは年々実績が上がってきているようですので、それだけどんどんやっぱり浸透してきているのかなあというふうに思います。最後なんです、先ほどのグラウンドゴルフ券、ふれ愛の郷とか、ああいう場所以外の利用はできないと。例えば、もう率直に言いますけれど、もうバスも乗らない利用者、商品券に使えないのか。それから、前にごみ処理問題で言ったんですが、シルバー人材センター、あそこが草刈りとか、そういうときに木を伐採すると。クリーンセンターまで持っていっても金にかかるわけですよ。差額が出てくると思いますので、シルバー人材センターがそういうことを受けることによって、シルバー人材センターの収益という言い方はおかしいんですけど、利用者拡大にもつながるし、やっぱり高齢者の方については、これだったらこの利用券を使って年に2回ですよ。年に2回、正月とお盆。そういうときに利用できれば本当に助かるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ検討をよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

最後になりますけれど、5、その他ということで、これまで私のほうで一般質問の中で言ったことで、対応・進捗状況について。こちらが一般質問で一般の市民から、こういうのを一般質問してくれやちゅういろいろ言われるわけなんです、これはもう私も分かるんですが、莫大な予算もかかるし、日数もかかる。そのほかにもいろいろ要望等が出て、この順番はやっぱり先回しできるものじゃないというのはよく分かっていますので、とにかく今現時点の対応と現状をお願いしたいと思います。まず、①一時仮置場裁断機の導入についてですが、これについては7年3月に、ごみの蓄積をしないよう裁断機を購入するというので、予算計上をしていきますということを述べております。今、一時仮置場となっていますけれど、僕は見てきたんですよ。すばらしいですね。笠利のほうの方がもうすばらしい。わあ、こんなにきれいになっているんだと。ただし、海岸から網です、網。何ら全然変わらないじゃないのって。挙げ句の果て、間から草が生えとるんですよ。あっ、少しくそついているなあ。そういうふう思ったんですが、これは本当に裁断機を買うんですかね。そこらあたり答弁をお願いします。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 議員の御質問にお答えいたします。議員御案内の件につきましては、海岸漂着物処分作業における作業の効率化や処分費の削減を図るため、混合廃棄物裁断機の発注を行っております。業者からの納品につきましては、令和8年2月を予定しており、納品後、速やかに作業に導入する予定です。この導入により、手作業で行っていた、先ほどもありましたが、漁網等の裁断の作業効率が向上し、一時仮置場の整理が図られるものと考えております。以上でございます。

泉 義昭 議員（12番） よろしくお願ひします。これは2月ぐらいに入る予定ですね。これでもう一面きれいになることは本当にうれしく思います。よろしくお願ひいたします。

次に、②赤木名漁港の調査・関係機関との連携についてですが、これも7年3月に地形変動によって事故の未然防止をするため、奄美漁港や関係機関との連携を講じているということです。進めてはいると思うんですが、今現時点の状況をちょっと教えていただければというふうに思います。

坂元久幸 建設部長 議員御質問の進捗状況についてお答えいたします。赤木名港の航路に砂が堆積するなど地形の変動が見られ、漁船の出入港に影響が出ていることにつきましては、事故の未然防止のために現地を確認し、奄美漁協を通じて利用者への注意喚起をしているところでございます。今後、詳細な現況調査を行うなど、早期の問題解消に向け努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

泉 義昭 議員（12番） 具体的には、これは当然、大島支庁とか、そこらあたりは関わってくるのかどうか分からないんですけど、いろいろ関係機関ということで奄美市だけじゃなくて、そういう県のあれもやっぱり連携を取ってやらないと進むことじゃないのかなあちゅう気がしますんで、そこらあたりはぜひしっかりとお願いをしたいと思ひます。令和10年に機能移転しても、あそこの港を利用する船を持っている方、利用は多分すると思ひますので、そこはぜひ機能移転するから利用する方の残された船を使う、やっぱり利用する方の安全をしっかりとやってください。ぜひお願ひします。私も使ひますんで、よろしくお願ひいたします。

最後ですが、③農薬散布ドローンアンケートの対応ということで、これはこれまで叶議員と私のほうでもサトウキビ生産者へのドローン活用、それはいろんな推進普及についてやっとなと思うんですが、生産者への農薬散布の意識調査、アンケート意向の確認の結果、ちょっと意外だったんですが、希望しないというのが農家の281人のうち74%ということで一般質問で答えているんですよ。65歳以上の生産者は希望するということで回答しているんですが、これはいろいろ考え方はあろうかと思ひますが、実際、前にも言ったように、ドローンを使って喜界島・徳之島、いろんなところでサトウキビの防除というんですかね、やっぱりやっているわけなので、そこらあたりについて今後どういうふうにか、答弁をお願ひしたいと思ひます。

大庭勝利 農林水産部長 お答えいたします。議員御案内のドローン散布につきましては、今年度におきましても活用に向けた関係機関との連携調整を行っておるところでございます。具体的には、奄美市サトウキビ振興対策協議会においてドローンを購入し、ドローン散布の作業についてはサトウキビ受託組合に委託をする方向で調整していたところでございます。一方で、これまでの市協議会で把握しているドローン業者につきましては、現在オペレーター不足ということから、業者においてのオペレーターが準備でき次第活用できるよう準備をし、連絡を待っていた状況でございます。今回、泉議員からも、県経済連のドローン散布があるということをお伺ひしました。4月下旬から5月初旬に行う害虫の一斉防除の活用を目指し、今後も経済連と委託業務を行うように協議をして生産者への周知に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。

多田義一 議長 以上で，無所属 泉 義昭議員の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして，本日の日程は終了いたしました。

12月16日，午前9時30分，本会議を開きます。

本日は，これにて散会いたします。（午後3時45分）

第 4 回 定 例 会
令和 7 年 12 月 16 日
(第 5 日 目)

12月16日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|------|---------|-----|------|---------|-----|
| 1 番 | 朝木 一 仁 | 議 員 | 2 番 | 西 忠 男 | 議 員 |
| 3 番 | 帶屋 誠 二 | 議 員 | 4 番 | 瀧 真 一 郎 | 議 員 |
| 5 番 | 正野 卓 矢 | 議 員 | 6 番 | 弓 削 洋 平 | 議 員 |
| 7 番 | 幸多 拓 磨 | 議 員 | 8 番 | 大庭 梨 香 | 議 員 |
| 9 番 | 叶 幸 治 | 議 員 | 10 番 | 盛 剛 | 議 員 |
| 11 番 | 前 田 要 | 議 員 | 12 番 | 泉 義 昭 | 議 員 |
| 13 番 | 永 田 清 裕 | 議 員 | 14 番 | 崎 田 信 正 | 議 員 |
| 15 番 | 奥 輝 人 | 議 員 | 16 番 | 多 田 義 一 | 議 員 |
| 17 番 | 栄 ヤスエ | 議 員 | 18 番 | 与 勝 広 | 議 員 |
| 19 番 | 奥 晃 郎 | 議 員 | 20 番 | 伊 東 隆 吉 | 議 員 |
| 21 番 | 竹 山 耕 平 | 議 員 | 22 番 | 川 口 幸 義 | 議 員 |

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|-----------------|---------|-----------------|
| 安 田 壮 平 | 市 長 | 諏 訪 哲 郎 | 副 市 長 |
| 向 美 芳 | 教 育 長 | 藤 江 俊 生 | 住 用 総 合 支 所 長 |
| 正 本 英 紀 | 笠 利 総 合 支 所 長 | 藤 原 俊 輔 | 住 事 務 所 長 |
| 永 田 公 洋 | 総 務 課 長 | 久 保 和 代 | 総 務 部 長 |
| 柳 樹 三 郎 | 財 政 課 長 | 信 島 賢 誌 | 企 画 調 整 課 長 |
| 福 山 優 | 税 務 課 長 | 押 川 治 | 市 民 環 境 部 長 |
| 麻 井 庄 二 | 保 健 福 祉 部 長 | 喜 納 祐 司 | 世 界 自 然 遺 産 課 長 |
| 國 分 正 大 | 商 工 観 光 情 報 部 長 | 川 畑 良 二 | 福 祉 事 務 所 長 |
| 大 庭 勝 利 | 農 林 水 産 部 長 | 坂 元 久 幸 | 紬 観 光 課 長 |
| 川 上 浩 一 | 上 下 水 道 部 長 | 當 田 栄 仁 | 建 設 部 長 |
| 勇 和 彦 | 生 涯 学 習 係 長 | | 教 育 部 長 |

12月16日(5日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|---------------|---------|------------------------------------|
| 向 井 渉 | 議 会 事 務 局 長 | 本 田 信 章 | 議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱 |
| 田 川 正 盛 | 主 幹 兼 議 事 係 長 | 重 井 真 人 | 議 事 係 主 査 |

多田義一 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。(午前9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

○

多田義一 議長 日程に入ります。日程第1、議員定数・報酬等特別委員会委員の指名を行います。

私の議長就任に伴い欠員になりました議員定数・報酬等特別委員会委員に、委員会条例第8条第1項の規定により、奥 輝人議員を指名いたします。

○

多田義一 議長 日程第2、議案第89号 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第5号)についてから、議案第109号 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算(第4号)についてまでの21件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案21件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、自民党新政会 川口幸義議員の発言を許可いたします。

川口幸義 議員(22番) おはようございます。議案第89号 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について。

(1) 番、2ページ、市税の補正額1億5,000万円の内訳、市民税1億3,000万円、固定資産税(償却資産)2,000万円となっている。増収の要因と昨年度の定額減税の減収額や市における影響についてお答えください。定額減税の減収分については、国からどのように減収補填措置がなされるのかを御説明ください。

(2) 番、2025年度から適用される年収160万円の壁による所得税、2026年度分から適用される住民税の影響額は、どのように試算しているのか。国の減収補填措置にどうなると予測されるのかについてお答えください。

(3) 番、令和7年度の市税が今回の補正で43億704万3,000円と、令和5年度決算での43億1,650万5,000円以来、43億円超を達成する市税の増収要因を分析した結果、さらなる増収に向けての具体的な取組をお答えください。

(4) 番、12ページ、12款1項1目1節地方交付税1億9,071万2,000円の補正で交付額の全額なのか。当初予算12億9,643万3,000円と合計して今年度の普通交付税は12億8,714万5,000円と解してよいのか。特別交付税の当初予算計上は8億円である。両交付税の現計についてお答えください。

(5) 番、13ページ、16款2項1目1節総務管理費補助金5,830万円、訓練交付金について説明ください。説明欄にもっと詳細に書くべきではないのか。

(6) 番、14ページ、21款1項1目1節繰越金1億4,007万2,000円は、前年度剰余金繰越金とある。その原資である前年度剰余金の実質収支12億4,024万2,000円の処分の詳細と今回の繰越金との関係をお示しくください。

(7) 番、30ページ、4款1項10目18節負担金、補助及び交付金386万9,000円は、奄美大島自然保護協議会負担金である。当協議会は、当初予算において1,398万6,000円が処置されている。今回補正される理由と、当初予算を含めた予算の内訳と昨年の決算の概要、収支と繰越金などお示しくください。あわせて、奄美自然大島保護協議会の目的、組織、構成、事務局などを御説明ください。

(8) 番、37ページ、7款1項5目18節負担金、補助及び交付金756万2,000円、モデナ歌劇場フィル奄美公演実行委員会負担金について、実行委員会の構成、負担金の内訳、申請の方法、精算報告書の提出など、当初予算で処置できなかった理由、経過、公演の概要について御説明ください。

議案第103号 奄美市市民交流センター及び奄美市名瀬公民館の指定管理者の指定について。

(1) 番, 行政改革推進委員, 市民代表6名の氏名を情報公開制度の基本的な趣旨を踏まえ公表していただきたい。公表できない場合は, その理由をお示しください。

(2) 番, 指定管理候補者の評価, 非公募での選定の適当性をお示しください。あわせて, 更新時インセンティブ制度とは何かを説明ください。この3年間における市民交流センターのモニタリングの結果概要を示せ。

(3) 番, 年次協定書の中に損害賠償責任保険などの加入義務を課しているのか。今回の指定管理者に当たり, どのような保険に加入し, 加入予定しているのか。

(4) 今回の計画で名瀬公民館職員が2人増となった理由と人件費の内訳を市民交流センターと名瀬公民館別に示し, 人件費などの基準についても示せ。

(5) 番, 修繕費などについて, 指定管理者との持分比率などは決めているのか。決めていないとすれば, 新設についてどのような検討を行うのかを伺います。

(6) 番, 指定管理者開設時の自己資金と直近の決算における剰余金の額をお示しください。今回の剰余金は, どの項目に算入されているのかをお答えください。

(7) 番, 収支計画の全項目から5年間, 同じ金額であり, 今回の指定管理は前回指定管理を受けたR5年, R6年, R7年度の年額4,215万円と同額である。このことが適正との判断された根拠について説明ください。利用料収入が各年度630万円の増となっている。根拠と繰越金や剰余金の取扱いはどのようになっているのか, 指定管理による財政的な効果についてお答えください。

多田義一 議長 答弁を求めます。

福山 優 税務課長 おはようございます。それでは, 御質問のうち税務課の所管する(1)(2)(3)についてお答えいたします。

(1) 増収の要因についてお答えいたします。補正額1億5,000万のうち個人市民税所得割1億1,000万につきましては, 給与所得者の納税義務者及び所得の増加が要因と考えられます。次に, 法人市民税2,000万の増額につきましては, 建設業や金融業, 保険業の業績が伸びていることが要因と考えております。続きまして, 固定資産税(償却資産)の2,000万円につきましては, 本年度の全体申告者数が令和6年度の967件に対し975件と8件の増となったほか, 前年度申告を行ったもので新たに設備投資を行ったものが125件となっていることが償却資産の増額の主な要因と考えております。償却資産の当初予算算出につきましては, 前年度の申告者, 償却資産データをベースに算出しており, 新規事業者や既存の事業者の新たな設備投資につきましては, 不確定であるため見込んでおりません。そのため, 今回の補正につきましては, これを加味したものとなります。次に, 令和6年度に実施いたしました個人住民税の定額減税の減収補填措置及び市税の減収額や影響についてお答えします。減収補填措置につきましては, 定額減税減収補填特例交付金として, 各地方公共団体の定額減税見込額を基礎として算定し交付されるものです。本市における定額減税の減収額といたしましては約1億6,000万円弱の減収となりましたが, 定額減税減収補填特例交付金において補填されておりますことから, 本市全体での収入減少による影響はなかったものと認識しております。

次に, (2) 2025年から適用となる年収の壁についてお答えいたします。議員御案内のとおり, 2025年度から所得税において年収160万円の壁が適用されます。これは所得税において基礎控除の拡大と給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられるものであり, この2つを合わせることによって, 最大で年収160万円までが所得税の課税の対象から外れることを示しております。住民税においては, 基礎控除は今年度と同額の43万円に据置きのままでございますが, 給与所得控除の最低保障額は, 所得税と同様に55万円から65万円に引き上げられることとなります。その影響額といたしましては, 令和7年度の課税資料を基に試算いたしますと, 約900万円の減収となると見込んでおります。国の減収補填措置につきましては, 現時点において減収の補填に関する通知等はございません。今後も国の動向に注視していきたいと存じます。

(3) 市税の増収の取組についてお答えいたします。近年の市税の増収要因といたしましては、特に個人住民税の伸びが顕著となっており、国の賃上げ政策と併せて、大型公共投資の効果などにより、納税義務者の増加や全体的な給与所得の増加につながったことではないかと推測しております。さらなる市税増収に向けての取組といたしましては、税務課としてこれまで取り組んでまいりました税収の確保、収納率の向上及び滞納額の縮減をしっかりと継続して行ってまいりたいと考えております。税収率の向上につながる徴収の強化といたしましては、コンビニ納付やスマホ決済、クレジット決済の導入などにより納付環境の整備、滞納額の縮減につきましては、より迅速な差押えにつながるものが可能となります。ウェブ方式による貯蓄金調査を実施することで、さらなる税収を図ってまいりたいと考えております。以上です。

柳 樹三郎 財政課長 おはようございます。財政課からは、(4)と(6)についてお答えいたします。

初めに、(4) 地方交付税に関する質問についてお答えいたします。令和7年度の地方交付税の決定額は124億8,714万5,000円でございます。御質問のとおりでございますが、普通交付税の当初予算額122億9,643万3,000円と今回の補正額1億9,071万2,000円を合計した額が普通交付税の決定額でございます。なお、普通交付税は現時点での決定額でございますが、今後は国の補正予算(第1号)におきまして追加措置も予定されているところでございます。次に、特別交付税でございますが、現時点で交付額は決定しておりませんので、今回の補正予算計上によりまして、普通交付税と特別交付税8億円を合計した額は132億8,714万5,000円となります。

次に、(6) 前年度剰余繰越金の処分の詳細と今回の繰越金との関係について答弁いたします。まず、令和6年度の一般会計総額の歳入から歳出を差し引いた形式収支額は17億903万8,000円でございます。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべく財源の4億6,879万6,000円を差し引いた実質収支額が12億4,024万2,000円であり、これが前年度剰余繰越金となります。当該剰余金のうち2分の1相当額の6億3,000万円は、地方財政法第7条の規定により財政調整基金に積み立てることとし、残りの6億1,024万2,000円が繰越金の原資となります。繰越金は当初予算で2億円、補正予算(第2号)で5,143万6,000円、今回の補正予算におきまして1億4,007万2,000円、合計しまして3億9,150万8,000円、これが今年度の予算の財源となっております。以上です。

永田公洋 総務課長 おはようございます。(5) 総務管理費補助金の訓練交付金についてお答えをいたします。この訓練交付金は、訓練が多様化する中で、令和5年度に防衛施設の運用の対応や周辺地域への影響にきめ細かく対応するため、特定防衛施設以外の防衛施設等における自衛隊や米軍などの訓練を対象に創設されております。訓練交付金の名称も、国から通知される正式名称であり、交付決定の際には、対象となった訓練の詳細や交付額の算出根拠については示されておりませんが、今回の訓練に関しましては、事前に陸上自衛隊奄美駐屯地での航空機への燃料補給訓練を行う計画と説明を受けたところでございます。以上です。

押川 治 世界自然遺産課長 おはようございます。(7) 奄美大島自然保護協議会負担金に関する御質問にお答えいたします。御質問の奄美大島自然保護協議会負担金386万9,000円につきましては、今年度、イオン九州株式会社様から頂きました寄附金を全額、奄美大島自然保護協議会へ支出するものでございます。今回、奄美市が一括して先方様からの御寄附を受け入れました経緯につきましては、奄美大島5市町村で構成する奄美大島自然保護協議会が取り組んでおります野生生物をはじめとした自然保護活動に御賛同いただき、美しい自然環境を、未来を担う子どもたちにつなげるお手伝いをしたいという思いから、御寄附のお申出を頂いたところでございます。事務的な手続の中で、寄附の方法をイオン九州様に御検討いただきました結果、奄美市が一括して企業版ふるさと納税として寄附金を受領し、奄美大島自然保護協議会に同額を支出する形を希望されましたことから、今回の補正予算に計上したも

のでございます。なお、今回の補正予算の財源となります歳入につきましては、補正予算書の14ページ、19款1項1目1節寄附金の企業版ふるさと納税寄附金1,006万9,000円のうち386万9,000円でございます。

次に、当初予算を含めた予算の内訳と昨年の決算の概要についてお答えいたします。奄美大島自然保護協議会の令和7年度の当初予算の内容としましては、まず、希少野生動植物に係るパトロールやセンサーカメラでの監視、外来種対策を行う希少野生動植物保護事業といたしまして1,240万円、奄美大島の中学生が奄美、屋久島の2つの自然遺産を学ぶ奄美大島子ども世界遺産講座や希少野生動植物の持ち出しの水際対策等を行う世界自然遺産地域の保全活用推進事業に750万円、大阪・関西万博において世界自然遺産に登録された国内5地域共同で情報発信するための参加負担金として50万円、自然保護協議会のホームページ管理費等情報発信事業として10万円、令和5年度にイオン環境財団様から頂きました1,000万円の御寄附のうち、各市町村において自然環境保全に活用する事業として547万5,300円、啓発物等の印刷製本や事務費となる予備費として853万9,884円を計上しており、現時点での予算総額は3,451万5,184円となっております。なお、今回補正に計上いたしました寄附金の使い道につきましては、イオン九州様の御意向に沿うよう、今後自然保護協議会の中で具体的な協議をお願いしたいと考えております。

次に、昨年度の決算概要につきましては奄振交付金、県の地域振興推進事業費補助金、奄美大島5市町村からの負担金等、総額4,133万9,575円の歳入に対しまして、盗採盗掘パトロールなどの希少野生動植物保護事業といたしまして1,240万円、子ども世界遺産講座などの世界自然遺産サステイナブル地域づくり推進事業として1,225万2,574円、イオン環境財団様の御寄附を活用した事業として252万4,700円など、総額2,724万7,135円を歳出として執行いたしました。一方で、イオン環境財団様からの御寄附活用事業の残額547万5,300円や冊子、啓発物の増刷、更新や今年度、関係機関と共同で発出した島外への生き物持ち出しに関する共同文書のポスター作成、また振込手数料などの事務経費等の財源として701万8,258円など合わせて1,409万2,440円を繰り越しております。

最後に、奄美大島自然保護協議会の目的、組織構成、事務局について御説明いたします。協議会の目的につきましては、規約において奄美大島に生息する野生動植物が世界的に見ても貴重な財産であることから、関係行政機関と学識経験者等が連携し、島内に生息し、または生育する希少な野生動植物の保護を図り、後世に継承するとともに、総合的な自然保護を推進していくため、奄美大島自然保護協議会を設置するとなっております。組織構成につきましては、奄美大島5市町村で組織しており、オブザーバーとして環境省、鹿児島県、奄美大島世界遺産センターに御参画いただいております。協議会では、構成市町村及びオブザーバーの参加の下、総会や年8回程度の定例会を開催し、協議や情報共有を行うとともに、各種事業を連携して実施しております。また、事務局は会長が所属する市町村に置くこととしており、奄美市が担っております。以上でございます。

川畑良二 総観光課長 おはようございます。それでは、私のほうからは、8番、モデナ歌劇場フィル奄美公演実行委員会負担金についてお答えさせていただきます。

まず、本公演の概要について御説明をいたします。本公演は、奄美市市制施行20周年を記念して開催したもので、イタリアの名門モデナ・パヴァロッティ歌劇場フィルハーモニーによる奄美初の公演でございます。同楽団は、大阪・関西万博での公式公演を終え、奄美大島に来島していただきました。公演に際しましては、市内小・中・高校の吹奏楽部の児童生徒約160名を無料で招待していただいたほか、リハーサルの見学や指揮者吉田氏による講和の機会を設けていただくなど、子どもたちにとっても大変貴重な体験となりました。会場となった奄美川商ホールには約1,300人の観衆、観客が集まり、満席となりました。一流のプロフェッショナルな演奏は聴衆を魅了し、公演後にはスタンディングオベーションが起こるなど大成功を収め、市民の皆様にも喜んでいただいたものと認識しております。

次に、実行委員会の構成についてでございます。本公演の企画会社である株式会社ラフフィナータ様

を中核とし、地元で音楽活動に携わる皆様を中心に実行委員会が組織をされております。負担金の内容につきましては、本市が実施いたしましたふるさと納税型クラウドファンディング及び企業版ふるさと納税による寄附額から返礼品等に係る経費を差し引いた残額を実行委員会への負担金として支出するものでございます。

次に、当初予算で措置できなかった理由、経過についてでございますが、本年5月に本公演の特別協賛企業であるP e a c h A v i a t i o n株式会社様より事業の提案を頂きました。市民、とりわけ子どもたちが海外オーケストラに触れる貴重な機会となることや、フルオーケストラで開催するため、非常に多額の費用が必要となることなどから、本市として共催の形で協力することといたしまして、6月開催の令和7年第2回定例会の全員協議会においても、議員の皆様へ事業概要及びふるさと納税型クラウドファンディングや企業版ふるさと納税などの活用方針について御説明をしたところでございます。その後、寄附額が確定したことから、今回の第4回定例会において補正予算として計上したものであり、当初予算での措置には至らなかったものでございます。

最後に、決算報告書についてでございます。実行委員会に対する本市負担金の支出後に最終的な収支が確定する仕組みでございますので、決算報告書は今後提出される予定でございます。提出後、内容を確認をしてみたいと考えております。以上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

當田栄仁 教育部長 おはようございます。大きい2番、議案第103号 奄美市市民交流センター及び奄美市名瀬公民館の指定管理者の指定につきまして、まず(1)行政改革推進委員の氏名の公表についてお答えいたします。行政改革推進委員会は条例に基づく委員会であり、委員の皆様も特別職の公務員という位置づけになります。しかしながら、同委員会での現在の審議内容は、例えば指定管理者の経営等に直結するものとなっております。この氏名を公表することにより、委員への働きかけなどが生じないよう配慮が必要であると存じます。このことから、奄美市情報公開条例第7条における開示義務の除外規定のうち同第1項第5号、「市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものと考えられます。委員お一人お一人の氏名の公表については、差し控えさせていただきたく存じますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

それでは、(2)につきまして、まず最初の御質問の指定管理候補者の評価と非公募での選定の適当性につきまして御答弁いたします。優良な指定管理者への更新時インセンティブの付与の際に適用の有無を判断する際には、まず1点目、市民の視点といたしまして、利用者アンケートの満足度結果判定、これは直近2年連続してアンケート内項目の大変満足と満足を合わせまして50%以上、かつ大変不満と不満が合わせて20%未満であることが評価基準への適否判断材料とされております。次に、行政の視点としまして、こちらは業務評価結果判定、これは施設の所管課におきまして、1、安定的な施設管理運営、2、市民サービスの向上、3、適正な運営体制、この3項目ごとに9割以上A、8割以上Bプラス、6割以上B、3割以上Bマイナス、3割未満をCとしまして、この基準を用いまして評価を行っているものでございます。大きくこの市民と行政という2つの視点に、第三者の視点として、行政改革推進委員会による評価を加えまして、最終的に幹部会において判断を行っております。当該の指定管理者におきましては、市民の視点となる利用者アンケートの満足度結果が基準となります令和5、6年度ともに、大変満足と満足を合わせて90%以上となっております。なおかつ大変不満と不満とお答えになった市民の方がほぼ存在しない結果となっております。管理運営は高評価であったことがうかがえます。また、行政の視点であります業務評価判定結果におきましても、先ほど御説明した3項目全てにおいて、8割以上の評価となるBプラスと判定を行っております。この両項目の評価をもって、更新時インセンティブの付与を行い、非公募による候補者として選定されたものでありまして、その妥当性はあるものと考えているところでございます。次に、更新時インセンティブ制度とはどの御質問にお

答えいたします。この制度の目的としましては、管理運営実績が特に優良な指定管理者に引き続き施設の指定管理をしていただくことで、設備投資や人材育成など団体の中期的な取組を担保し、民間発想の活用を一層推進しようとするものでございます。公の施設に指定管理を導入するに当たっての本市の運用としましては、原則として指定管理者の候補者を公募により選定し、指定管理期間を3年間としております。このことを踏まえまして、更新時インセンティブ制度の内容について御説明しますと、指定管理者の管理運営の実績が特に優良と認められる場合、1回に限り、選定方法を公募から指名に切り替え、現在の指定管理者と同じ団体を引き続き次の指定管理者の候補者として選定することを可能とする制度でございます。最後に、3年間における市民交流センターのモニタリング結果概要につきましてでございます。指定管理者自身が行うセルフモニタリング及び行政の視点として行うモニタリング調査につきまして、令和5、6年度におきまして、8割以上の評価となるBプラスという結果となっております。

続きまして、(3) 年次協定書の中に損害賠償責任保険等の加入義務を課しているのか。また、今回の指定管理に当たり、どのような保険に加入予定しているのかとの御質問にお答えいたします。現状、当該指定管理者と取り交わしている基本協定書内におきまして、業務実施に当たり、本市及び指定管理者双方において必要な保険に加入するものとの定めを取り交わしているところでございます。その中身につきましては、指定管理者として傷害総合保険、一般自動車保険、公民館総合補償制度、以上全てに加入していることを確認しております。また、当該指定管理者が次回指定管理者として選定される際には、加入義務を履行しなければならないものと考えております。

続きまして、(4) 指定管理業務における人員の配置と人件費についてお答えいたします。現状の当該指定管理業務における協定書や仕様書におきましては、各施設の人員配置に係る詳細な取決めは行っておりませんが、運営に必要な人員を確保することのみがうたわれております。そして、この定めに従い、当該指定管理者の裁量において、各施設における効果的で流動的な職員の配置が行われているものと認識しております。次期指定管理業務におきましても、今期実績を踏まえた計画により管理業務が行われるものと理解をしているところでございます。また、今回計画における人件費の見込みについてでございますが、福利厚生費や手当を除き、賃金額のみを抜粋した金額について申し上げますと、交流センター約1,976万円、名瀬公民館約1,015万円と想定されております。賃金体系、基準等につきましては、当該指定管理者において定めを設けて実務を行っていることと承知しております。

続きまして、(5) 修繕等についての御質問にお答えいたします。修繕等につきましては、持分比率は定めておりませんが、協定書内の管理施設の維持保全に関する項目に明記されております。内容としまして、管理施設の維持保全に係る施設損害対応につきまして、管理上の瑕疵による施設設備・備品の損傷につきましては指定管理者が、経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設設備・備品等の損傷は、市側が修繕等の対応する旨、リスクの分担について定めがございます。ただし、分担に記載のない事故が発生した場合には、奄美市と指定管理者との協議の上で決定するものとされております。

続きまして、(6) 指定管理者開設時の自己資金と直近の決算における収支状況についての御質問にお答えいたします。当該指定管理者であるNPO法人の設立時における資本金についてはございません。民間有識者を含む指定管理者選定委員会においても問題ないとされたところでありますので、自己資金である当該法人の指定管理開始時の預貯金等につきましては、この場での答えは差し控えていただきたく存じます。当該指定管理者の直近の決算における収支状況につきましては、令和6年度の指定管理業務上の決算における収入から支出を差し引いた差額につきまして270万円強の黒字であるとの報告を受けております。なお、この差額につきましては、今回の事業計画上の算入はされてございません。

最後になりますが、(7)、まず、今回の指定管理料が前回と同額であることを適正と判断した根拠についてお答えいたします。今回の指定管理料につきましては、指定管理者において今期の実績を踏まえて提案された金額でありまして、新規事業年度においても事業内容に大きな変更等は想定されないことから、担当課としても適正と判断しているところでございます。次に、利用料収入が630万円の増となっている根拠についてお答えいたします。前回の収支計画における利用料収入につきましては、供用開始からの実績等から見込んだものでしたが、直近の利用料収入の実績、R5年度は1,367万

5,000円、6年度は1,456万3,000円などから、新規事業年度については増額が見込まれております。次に、繰越金や剰余金の取扱いはどうなっているかとの御質問にお答えいたします。これまで屋仁川駐車場を除きまして、指定管理施設において利益の配分を定めたことはございません。そのため、公募の際の仕様書においては、利用料金収入は指定管理者の収入となると明記しているところでございます。また、各団体の指定管理業務以外の経営情報も含めた累積の剰余金は把握いたしておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。最後に、指定管理による財政的な効果についてでございます。指定管理制度のこれまでの総括としまして、まず経費の削減効果につきましては、施設を取り巻く状況や物価高騰などの社会情勢、輩出する人材や人員や使用料収入、自主事業収入の扱いなどから、単純に直営のコストとし、指定管理料を比較することは難しいと考えております。コスト削減効果で最も大きいのは、市職員を配置する必要がなくなった人件費相当額の財政効果だと考えており、さらに制度導入時の平成18年度と令和7年度の職員数を比較しましても109名が減少していることから、市政運営の面からも効果が高いものと考えております。また、同制度の導入により、多様化する住民ニーズへの柔軟な対応や民間ノウハウの活用による住民サービスの質や満足度の向上、自主事業の企画運営による交流人口の拡大や福祉的な効果など、経費の削減効果のみならず、より幅広い民間活力の導入効果が現れている点が、同制度活用のメリットであると認識しております。以上でございます。

多田義一 議長 答弁漏れはございませんね。
再質はございませんか。

川口幸義 議員（22番） （2）番の160万の壁について、当局の説明では900万ほどの奄美市に対しての影響はあると、このような答弁がありましたので、この数については、どの程度の数になりますか。160万の壁にするということになると、結局奄美市は減収になるわけだから、国からの補填はないわけでしょう。それについて、その人数だよな。この人数はどの程度まで把握できてるんでしょうか。これだけ伺いたいと思う。これ1点と、それから、あそこは皆よく理解できましたので、（6）番のいわゆる剰余金については6億3,000万ほど、2分の1は財政調整基金積立てをするという、これは法律に基づいてやらなければならない案件だと思っておりますので、これもよく理解はできております。それで、その900万の減収について、どの程度の奄美市のいわゆる人員が確保できているのか、それだけ伺いたいと思っております。お分かりでしたら。

福山 優 税務課長 御質問の影響の見込みの人数という形でよろしいかと思えます。今現在で2,000名程度見込んでおります。以上です。

多田義一 議長 よろしいですか。
次に、無所属 瀧 真一郎議員の発言を許可いたします。

瀧 真一郎 議員（4番） おはようございます。議案第89号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第5号）、併せて、議案第108号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第6号）について、（1）番、補正予算と未来の奄美市づくり計画との関係性について、①今回上程された補正予算が未来の奄美市づくり計画の3つの柱である市民の生活度満足度の向上の実現、市民の源泉となる元気な経済活動の実現、次世代への「しまの誇り」の継承の実現へどのように配分されているか、お示してください。なお、明確に配分できない分については、その他でお示してください。

（2）歳出の人件費の取扱いについて。ここで人件費とは、給料、職員手当、共済費の3費目とさせていただきます。①今回人事院勧告に従い、補正予算として人件費合計が1億1,723万1,000円。第5号で1億1,683万1,000円、第6号で40万と補正が入っております。今回までの補正合計として4,044万2,000円の下振れとなっております。この下振れ分の取扱いについて、当局の考

えをお示してください。なお、人件費の変動につきましては、退職者数の見込み違いや人事院勧告の織り込みなど、事前にコントロールできない性質のものであることは理解しております。その上で、こうした変動分をどのように処理、調整しているのか、具体的に確認させていただきたいと思えます。

多田義一 議長 答弁を求めます。

柳 樹三郎 財政課長 おはようございます。財政課から（１）についてお答えいたします。補正予算と未来の奄美市づくり計画との関係につきましては、基本理念ごとの予算額をお答えいたします。議案第89号 奄美市一般会計補正予算（第5号）については、市民の生活満足度の向上の実現のための予算として7億457万8,000円、成長の源泉となる元気な経済活動の実現として3,075万8,000円、次世代への「しまの誇り」の継承の実現として7,811万7,000円、その他といたしまして1億5,596万2,000円でございます。次に、議案第108号 奄美市一般会計補正予算（第6号）につきましてお答えいたします。市民の生活満足度の向上の実現のためとして1億3,922万4,000円、成長の源泉となる元気な経済活動の実現として3億7,264万でございます。

永田公洋 総務課長 それでは、（２）の人件費についてお答えいたします。御承知のとおり、人件費につきましては、毎年度、必ず発生する義務的経費であり、年度途中においても不足が生じることがないよう、予算額を確認しながら補正予算にて対応しているところでございます。その中で新年度当初の予算編成に当たりましては、前年末には新年度の予算案をまとめることから、毎年度、その直近の時期の人件費を参考に計上いたしております。令和5年度には定年延長制度が導入され、以降の状況で申し上げますと、定年延長される方のほか、60歳をもって退職される方や、早期退職者等もおりまして、各年度退職者の動向が確定いたしますのは3月以降となっております。このように各年度の当初予算編成におきましては、まずは予算を確保するという観点から、退職を決定した方を除き60歳を迎える方全て定年延長されることを想定いたしまして、人件費を計上いたしているところでございます。その後、当該年度の職員数や人事配置、そして会計年度任用職員の数もおおむね確定した段階におきまして、改めて各予算費目ごとに、年度間に必要な人件費の調整を行い、第3回定例会において過不足分を補正させていただいているところでございます。そして、今回の計上につきましては、国の人事院勧告に基づく給与改定に伴うものでございます。いずれにいたしましても、各年度の人件費につきましては、まずは確実に予算を確保すること、そして当該年度の職員の数、職員の給与体系、会計年度任用職員の数などが確定した後に、また年末におきましては、人事院勧告に基づく給与改定なども踏まえまして、その時点において適正な所要額を把握し措置すべきとの考えから、一つ一つ補正を繰り返しながら対処しているところでございます。このようなことから、各年度における人件費につきましては、年度途中に変動せざるを得ない予算となりますが、可能な限り補正額の変動幅を縮小できるよう、見込みの想定や積算上の精度を高めていければと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。以上です。

瀧 真一郎 議員（４番） 御丁寧な答弁ありがとうございました。（１）については理解できました。

（１）につきまして、なぜ質問をしてきたかといいますと、こちらに関しては本当に3つの柱というものに対して、どういったふうにお金が使われているのか、実際の事業と結びつけながら多分見ていく必要があると。その変動分を含めてやっていきたいという思いで質問させていただいております。来年度の予算に対して、どう変動していくかを踏まえながら、また別途予算の段階でいろいろとやり取りさせていただければと思えます。

（２）人件費についてなんですけれども、1個、ちょっと確認なんですけど、これ義務的経費であることは理解しておるつもりです。変動分も大きいと。令和6年度でいきますと、この人事院勧告の補正時点では、大体プラス5,700万程度の上振れになっておりました。実際の決算段階では約1.1億、こ

れは不用額として発生しております。今回考えますと4,000万の下振れという形からスタートしておりますので、さらに不用額がふえるのではないかと懸念しているのが1点ありますということが1つと、我々民間で働いた経験からいきますと、人費というものは仕事と必ず結びついております。なので、その分、下振れした分の仕事が本当にできているのかどうか、これは非常に懸念されるという点で質問させていただきました。さらに、6年度の決算報告の段階で、各課の答弁の中において、各課に割り振られた金額という予算自体を振り返ることは可であるという答弁がありました。その中で人件費については、これ質問ですけれども、人件費については振替はせずという認識で、まずよろしいかどうか、確認をさせてください。

多田義一 議長 答弁を求めます。

永田公洋 総務課長 議員御案内のとおり、人件費につきましては、各款項目での流用という規定は設けておりませんので、御理解を頂きたいと思えます。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。安心いたしました。どっちにしても、ただ、とはいえ、額が大きいこともあります。やはり各いろんな議員の一般質問等々の質問の中で、やはり財源がないよという質問が返っております。きっとこの不用額というものは、原則として不用額になったもの自体は、財政調整基金等々のほうへ多分繰り越していくものになるかと思うんですけども、そういったお金自体を当初の予算額の中では使える額として認識していると。そういったものをしっかりほかに必要なものへ振り分けることができないかと。そういった論点でも議論していきたいと思えますが、そういったことを検討する余地というのはあるかないか、教えていただきたいと思えます。

多田義一 議長 3回目の質問になりますので、これがラストです。

永田公洋 総務課長 繰り返しになりますけれども、年度の当初予算につきましては、まず、どれだけの職員の数の見込みがあるかという形で、不足がないように、まずは確保するというのが第一であります。それ以外のその人件費と他の事業との財源につきましては、当然、市の全体の中で調整されることでありますので、人件費が増えたから他の事業で調整するというようなことではございませんので、御理解を賜りたいと思えます。それともう一点、各定例会で補正予算をさせていただきますのは、やっぱその時点、時点でしっかりした人件費を把握しようという考えから補正を繰り返しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

多田義一 議長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第97号、議案第98号及び議案第89号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中の関係事項についての3件は、これを総務企画委員会に、議案第90号から議案第94号、議案第99号、議案第101号、議案第103号から議案第107号、議案第89号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第5号）及び議案第108号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての14件は、これを文教厚生委員会に、議案第95号、議案第96号、議案第100号、議案第102号、議案第109号、議案第89号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第5号）及び議案第108号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中の関係事項についての7件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました請願は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。



多田義一 議長 日程第3，議案第110号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから，議案第112号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。ただいま上程されました議案第110号から議案第112号までの提案理由を御説明いたします。

議案第110号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから，議案第112号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件につきましては，令和7年人事院勧告に伴い，特別職の期末手当の支給率の改正，奄美市職員等の給料表及び期末手当，勤勉手当の支給率の改正など，所要の規定を整備しようとするものでございます。

以上をもちまして，議案第110号から議案第112号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議の上，議決していただきますようお願い申し上げます。

多田義一 議長 ただいま議題といたしました議案3件に対する質疑に入ります。

なお，本議案に対する質疑でありますので，所見等は述べないようお願いいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第110号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから，議案第112号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件は，総務企画委員会に付託いたします。



多田義一 議長 日程第4，議案第113号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により，瀧 真一郎議員の退席を求めます。

（瀧 真一郎議員退席）

市長に提案理由の説明を求めます。

安田壮平 市長 ただいま上程されました議案第113号の提案理由を御説明いたします。

議案第113号 監査委員の選任につきましては，議員のうちから選任される本市監査委員に瀧 真一郎氏を選任いたしたく，地方自治法第196条第1項の規定により，議会の同意を求めるものでございます。何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

多田義一 議長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

瀧 真一郎議員の着席を求めます。

(瀧 真一郎議員着席)

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日17日から23日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、明日17日から23日まで休会とすることに決定いたしました。

12月24日午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。(午前10時34分)

第 4 回 定 例 会
令和 7 年 12 月 24 日
(第 6 日 目)

12月24日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|------|---------|-----|------|---------|-----|
| 1 番 | 朝 木 一 仁 | 議 員 | 2 番 | 西 忠 男 | 議 員 |
| 3 番 | 帶 屋 誠 二 | 議 員 | 4 番 | 瀧 真 一 郎 | 議 員 |
| 5 番 | 正 野 卓 矢 | 議 員 | 6 番 | 弓 削 洋 平 | 議 員 |
| 7 番 | 幸 多 拓 磨 | 議 員 | 8 番 | 大 庭 梨 香 | 議 員 |
| 9 番 | 叶 幸 治 | 議 員 | 10 番 | 盛 剛 | 議 員 |
| 11 番 | 前 田 要 | 議 員 | 12 番 | 泉 義 昭 | 議 員 |
| 13 番 | 永 田 清 裕 | 議 員 | 14 番 | 崎 田 信 正 | 議 員 |
| 15 番 | 奥 輝 人 | 議 員 | 16 番 | 多 田 義 一 | 議 員 |
| 17 番 | 栄 ヤスエ | 議 員 | 18 番 | 与 勝 広 | 議 員 |
| 19 番 | 奥 晃 郎 | 議 員 | 20 番 | 伊 東 隆 吉 | 議 員 |
| 21 番 | 竹 山 耕 平 | 議 員 | 22 番 | 川 口 幸 義 | 議 員 |

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|-----------------|---------|---------------|
| 安 田 壮 平 | 市 長 | 諏 訪 哲 郎 | 副 市 長 |
| 向 美 芳 | 教 育 長 | 藤 江 俊 生 | 住 用 総 合 支 所 長 |
| 正 本 英 紀 | 笠 利 総 合 支 所 長 | 藤 原 俊 輔 | 総 務 部 長 |
| 永 田 公 洋 | 総 務 課 長 | 久 保 和 代 | 企 画 調 整 課 長 |
| 柳 樹 三 郎 | 財 政 課 長 | 信 島 賢 誌 | 市 民 環 境 部 長 |
| 麻 井 庄 二 | 保 健 福 祉 部 長 | 喜 納 祐 司 | 福 祉 事 務 所 長 |
| 國 分 正 大 | 商 工 観 光 情 報 部 長 | 大 庭 勝 利 | 農 林 水 産 部 長 |
| 坂 元 久 幸 | 建 設 部 長 | 川 上 浩 一 | 上 下 水 道 部 長 |
| 當 田 栄 仁 | 教 育 部 長 | | |

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|---------------|---------|---------------------------------|
| 向 井 涉 | 議 会 事 務 局 長 | 本 田 信 章 | 議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱 |
| 田 川 正 盛 | 主 幹 兼 議 事 係 長 | 重 井 真 人 | 議 事 係 主 査 |

多田義一 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は22人です。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。(午前9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第3号のとおりであります。

○

多田義一 議長 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分1件の報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

多田義一 議長 日程に入ります。

日程第1, 議案第89号 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第5号)についてから、議案第112号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての24件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

幸多拓磨 文教厚生委員長 おはようございます。文教厚生委員長、チャレンジ奄美 幸多拓磨でございます。

御報告申し上げます。文教厚生委員会は、去る12月17日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第89号から議案第107号中、関係事項14件の議案について審査いたしました。議案14件の審査におきましては、お手元に配付しております文教厚生委員会の報告書のとおりで、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告申し上げます。議案第89号 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第5号)中、関係事項について。最初に、2款総務費の歳出及び関連する歳入について当局の補足説明があり、委員より、当初予算額、想定人数、活動実績、今回の補正が九州大会、全国大会のいずれに係るものかについての質疑があり、例年60万円で当初予算を上げさせていただいている。今年度の実績として、民謡、民舞の全国大会に5個人、香川県で開催された全国総合文化祭に高校生1名、九州の商業関連の高校生による研究発表大会に生徒7名が参加しているとのこと。さらに、中学校吹奏楽部の九州大会出場が決定し、26万円余りの予算不足が生じることが判明したため、補正計上したという答弁がございました。

次に、3款民生費、4款衛生費の歳出及び関連する歳入について当局より補足説明があり、委員より、重点政策推進費の保育所業務効率化推進事業の内容についての質疑があり、今回の補正計上の対象施設は、認可保育施設としては笠利聖母保育園、小規模保育事業所としてはみつばち保育所の2施設に対する保育システムの導入補助となっている。笠利聖母保育園はタブレット6台、みつばち保育園はタブレット4台を整備するものである。委員より、児童福祉費の児童扶養手当の増額について、手当を受給する対象者と増えた理由について質疑があり、令和6年11月に制度改正があり所得制限額が引き上げられ、全部支給対象者及び一部支給対象者のいずれも増加したことや第3子の加算額が第2子加算額と同額に引き上げられたこともあり、併せて児童扶養手当額は、毎年、全国消費物価指数の実績により増減があるが、令和7年度の手当額については前年度と比べ2.7%、一月当たり140円から1,190円と差があるが、引き上げられている状況も増額に影響している。児童扶養手当受給対象者数は令和7年度10月末時点で607名と、4月当初よりは増えてきている状況である。委員より、住用地区の認定こども園について、全体的にコンクリを板張りへの工事をやったと認識しているが、その経緯とその後の進捗率についてはどの質疑があり、基礎の形状については地質調査のデータを基に構造検査を行いながら当初設計をまとめており、当初設計のとおりべた基礎の形で現場は進捗している。進捗率は11月末において57.2%であり、予定どおりの進捗率となっている。委員より、障害児給付費等事業費に

ついて1億6,602万8,000円となっているが、補正予算としては額が多いと思うわけだが、この要因についてどう分析されているのかとの質疑があり、障害児給付費はとても予算規模が大きく、当初予算では、ある程度、確保しながら毎月の支払状況を見ながら実績に応じた必要な経費を精査して、今回、補正計上させていただいたとのこと。ほかにも、将来的に地盤が沈下する可能性について、予防接種事故対策費補助金について、ガバメントクラウド導入の概要について、保育所等業務効率化推進事業について、私立保育施設魅力向上等実行計画交付金の減額とその関係性と財源の内訳について、児童扶養手当の増額の細かい要因について、業務委託の委託内容について、ハブの買上げの増加についてなど質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、10款教育費について当局より補足説明があり、委員より、銅像管理基金について、例えば基金残高は幾らなのか、基金の活用実績があるのかなど基金の状況についての質疑があり、当局より、現在の基金残高について直近の金額は3,058万65円である。基金の設立目的や管理銅像を申し上げると、大津鐵治氏、谷村唯一郎氏、泉芳朗氏、永野芳辰氏の4氏の銅像が立っている。銅像そのものの管理や周辺地の良好な管理を図るために活用する基金として積み立てているとのこと。委員より、アスベスト含有判定調査手数料について、ほかにも対象物件があるのかどうかという質疑があり、これまでの調査でも確認はされているが、外壁とか構造物の修繕や工事に関わる案件については、事前にアスベスト調査をしなければいけないということになっているため、あらかじめアスベストがあるかという認識の下ではなく、構造物を工事、修繕する、外壁を修繕するという前提の下、事前にアスベスト調査をするものがございますとのこと。ほかにも、金久中プールと住用中のテレビアンテナの修繕の内容について、公共施設包括管理業務への移行について、学校給食費の費目、補正額についてなど質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第108号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第6号）中、関係事項について当局より補足説明があり、委員より、物価高子育て応援手当とはどのような体制や運営や周知を図り、どのぐらいの対象者がいるのかとの質疑があり、目的でということ、物価高の影響が長期化しその影響が様々な人に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世代を力強く支援し、我が国の子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校生までの子ども1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給することが決定されている。支給のスケジュールについては、12月議会での補正の予算成立が前提となるが、年明け1月の第1週目にプッシュ型で支給される対象者に対し、物価高子育て応援手当の支給通知の発送を計画している。通知の発送後、約2週間を受け取り拒否期間として設け、遅くとも1月23日にはプッシュ型での支給対象者を決定し、翌週に口座振込を行う計画。そのほか、申請が必要な方については、例えば公務員で児童手当を職場から受給している人や基準日以降の新生児は申請が必要な方となりますが、それらについては1月中旬以降に申請の案内を発送したいと考えている。受給者及び受給対象者の定数は3,900世帯、対象児童6,850人を見込んで計上している。このうちプッシュ型での支給対象者は約2,600世帯、4,600人を計上している。残りの1,300世帯、2,250人は申請が必要な方という見込み。委員より、3月31日までの方々が対象ということだが、境目となる4月1日以降に産まれるお子様方については等の質疑があり、国においては3月31日までの新生児を対象としたという制度設計となっていると理解しているとのこと。ほかにも、振込日程について質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第90号 令和7年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について当局より補足説明がありましたが、特に質疑はございませんでした。

次に、議案第91号 令和7年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）について当局より補足説明があり、委員より、業務委託の増額計上について、毎年度この時期に業務委託のかさ上げということで補正計上されている性質のものなのかとの質疑があり、社会保険に関わる診療費の推移が例年より高いというところで今年度の残りの月数分を試算したところ、この額の増額予定というところに至っている。なお、この歯科診療施設の増額分に関しては、毎年この時期に発生しているものではないとのこと。ほかにも、住用診療所の運営等の質疑がございましたが、この際、省略させ

ていただきます。

次に、議案第92号 令和7年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について及び議案第93号 令和7年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について当局より補足説明がありました。特に質疑はございませんでした。

次に、議案第94号 令和7年度奄美市訪問看護特別会計補正予算（第2号）について当局より補足説明があり、委員より、訪問看護ステーションの財政調整基金というのはどういう性質のものなのか。それと基金残高についての質疑があり、訪問看護ステーション財政調整基金は旧笠利町の時代から実施している事業で、そこで積み立ててきた分がそのまま奄美市のほうに引き継がれた。この目的については、例えば設備の新しいシステムが必要だというときの設備導入費用とか、あと不測の事態、何らかの理由でこの訪問看護が赤字になるというような状況に陥った場合など、やむを得ない場合に使用するという目的で用意しているものだが、ここ約20年の実績を見ると赤字補填で使ったというものは全くない。施設の設備の拡大とかで使っているということである。現在の残高は約300万円であるとのこと。

次に、議案第99号 奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について当局より補足説明があり、委員より、協議会に意見を求めるとともに必要があると認めるときはとあるが、市の選定に当たっての場が奄美大島自然保護協議会に移行するという認識でよろしいのでしょうかとの質疑があり、現在、奄美市においては環境保全審議会のほうに意見を聞くこととなっている。一方、本島内の4町村につきましては、奄美大島自然保護協議会の中に設置する委員会のほうで意見を聞くということになっている。このように2つの委員会で判断することとなっているため、今後は統一した奄美大島自然保護協議会の委員会のほうで種の選定を行うということで、今回改正するものである。

次に、議案第101号 奄美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について当局より補足説明があり、委員より、設備ということに関してお聞きしたいが、設備は満たされている、もしくは改修等を含めて見直さなければならぬといった状況を指しているのか。その中で基準を設けなくてはいけないということが示されているのかとの質疑があり、面積要件や人数要件を定めており、この事業を行うに当たって、最低限この設備の面積と人員を配置しなければならないということになっており、今後、事業者さんがこの事業をやりたいと相談があったときに設備基準に合っているかなどを確認するための条例とのこと。委員より、「素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員」という文言があるが、現在の保育士さんと何か違いがあるのかとの質疑があり、乳児等通園支援事業を始めるに当たりましては、この基準の保育士の方、あと市長が行う研修等を修了した者、こちらは子育て支援員さんなどを指している文言となっており、保育士1名と支援員1名、2名を必ず配置していないといけないということが記載されている。ほかにも、対象となる事業者について、外部の者による評価についてなど質疑はございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第103号 奄美市市民交流センター及び奄美市名瀬公民館の指定管理者の指定について当局より補足説明があり、委員より、更新時インセンティブ制度の適用に至った当局の捉え方と検証についての質疑があり、大きく2つの視点、市民の視点プラス行政の視点という形で判断をしている。まず、大きなのは市民の視点、これは利用者アンケートを活用して判断するもの。大変満足と満足を合わせた割合が基準としては50%以上でなければインセンティブを付与するに値しないという評価基準がある。WARABEEさんへのアンケートでは、令和5年度全ての項目の平均が90.0、令和6年度が90.2という非常に高い満足と大変満足を合わせた評価であった。また、不満についてはアンケートを詳細に確認させていただいたが、管理に対する不満ではなく、例えば駐車場台数が少ないとか、クーラーの効きが悪いとか、そういった設備に対する指定管理者さんの瑕疵によらない部分が多かったように見受けております。行政の視点としまして、業務評価の結果として、安定的な施設の管理運営についてと市民サービスの向上についての取組につきましては、B+の評価を与えると。そして運営体制が適切であるかどうかについては、Aという評価を私ども担当課としてはつけております。そして、全体的な平均の評価はB+ということで判断をしており、この基準はB+以上でなければインセンティブに値しないということでございますので、この結果をもって行政改革推進委員会にお諮りをしたという

状況になっている。委員より、5年間の指定管理の契約だが物価の高騰や人件費も上がってくると思う。5年間この金額で本当に大丈夫なのかとの質疑があり、このまま固定のままで指定管理が推移するのが一番理想ではあるが、不測の事態が生じた場合は双方協議により変更もあるという形で対応を考えていきたいとのこと。ほかにも、自主事業の評価について質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第104号 奄美市奄美振興会館の指定管理者の指定について当局より補足説明があり、委員より、計画概要の指定管理料の予定額について、令和8年度は4,400万円ほど、令和9年度が4,300万円ほど、その後、また上昇になっているが、令和9年度の減少の要因はとの質疑があり、令和9年度におきましては利用料金収入の若干の増額が見込まれているということで、指定管理料を少し下げる形にした。令和10年度以降は、最近の物価高や利用料金収入もこのまま安定し、上がっていく見込みは振興会館については少ないということを開発公社さんも考えられ、このような収入計画、計上となっているところである。ほかにも、開発公社の職員数について質疑等ございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第105号 工事請負契約の変更契約の締結について当局より補足説明があり、委員より、スライド条項の適用について質疑があり、スライド条項の適用については、事業者からの申請を受け支払うことができるものとなっており、今回のスライド条項をまとめて12月で変更契約をしようと考えていたところであるが、今回、事業者から申請がなかったため適用をしていないということのこと。ほかにも、今回の増額分の変更内容について等、質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第106号及び議案第107号 工事請負契約の変更契約の締結についての2件を一括して審査いたしました。当局より補足説明があり、委員より、不可視部分の改修の詳細について質疑があり、外壁改修工事も併せて行っていたため、既存外壁のタイルを撤去し躯体の状況を確認したところ、タイルを撤去した後の肌が結構荒れていたものですから、円滑にするための補修や床シートを撤去した後、中庭から雨漏りがあったための補修、外構について、床面の調整を行うことなどをしたところ、それらを併せて1,022万8,000円の増額となったとのこと。

以上で、文教厚生委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお、質疑がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。

多田義一 議長 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

泉 義昭 産業建設委員長 おはようございます。産業建設委員長の泉 義昭でございます。

御報告申し上げます。産業建設委員会は、去る12月18日の1日間開会し、付託議案7件の案件について丁寧に審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、全て原案可決すべきものと決しました。

以下、その審査内容について御報告いたします。議案第89号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中、関係事項のうち、2款総務費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費及び第2表債務負担行為補正を歳入歳出一括して審査いたしました。当局の補足説明後、委員より、歳出33ページ、6款農林水産業費1項7目糖業振興費18節のサトウキビ機械導入等支援事業補助金50万円の補助金の事業用途の質疑があり、当局より、今回の既存のビレットプランターサトウキビ植付け機械の機能向上のための事業で、受託作業を行う法人か3戸以上の農家団体にかけられている補助金であるとのこと。次に、委員より、歳出38ページ、7款商工費1項8目情報化推進費11節の役務費、マイナス619万6,000円の歳出額の質疑があり、当局より、当初予算計上をしていたが、システム移行期間が令和7年度末でしたが、クラウド使用料についてシステム開発元である鹿児島県の自治体情報化処理連絡協議会から直接デジタル庁に支払うことになり、減額計上をしたとのことである。次に、委員より、セグロウリミバエの分布状況の質疑があり、当局より、令和6年度から沖縄の

ほうに初めて国内初で発生を認められた後に、令和7年3月に徳之島で初めて奄美群島内で発生を確認しており、その後、奄美市で8月に初誘殺を確認しており、12月8日までの県の報道では、奄美群島、喜界町を除く全11市町村で1,148匹のセグロウリミバエの誘殺を確認しているという状況とのこと。次に、委員より、歳入14ページ、19款寄附金1項6目土木費寄附金1節の土木費寄附金1,000万円の土木行政指定寄附金について、用途の質疑があり、当局より、1,000万円の土木行政指定寄附金は、関東在住の本市出身の方がおがみ山公園の園内設備の充実や環境整備に役立ててほしいとの要望のあった寄附金であることから、そういったことに充てていきたいとのこと。具体的な整備内容については現在検討中とのこと。そのほか、多く質疑がなされましたが、この際、省略します。

次に、議案第102号 奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定について当局より補足説明があり、選定理由として、財務状況が健全で良好であり、人材確保について評価が高く、また建設業や木材建築材料資材関連の事業を営んでいることから、木材や資材の入手方法、製材機械の取扱いに精通しており、今後の施設の良好な管理運営が期待されるためとのことでした。委員より、今後の管理運営において活用が期待されている提案について質疑があり、当局より、学校での木材教室やはし作りなどの具体的な提案をいただいたほか、現在行っている加工に関しても引き継いでやっていきたいという提案をいただいたとのこと。そのほかにも数件の質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第108号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第6号）、議案第109号 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算（第4号）についての2件を一括して審査いたしました。2款1項14目物価高騰緊急対策事業費18節負担金、補助及び交付金のうち、名瀬崎原水道組合物価高騰対策補助金9万円、それから水道事業会計負担金、物価高騰対策水道料減免分8,055万円の増額につきましては、物価高騰の影響を受ける市民や事業者の皆様方の負担軽減を図るため、水道基本料金3か月分の全額免除措置分として増額計上するものとのこと。同じく、18節負担金、補助及び交付金、奨励金・助成金において、国の重点支援地方交付税の拡充に伴い、本市が実施する事業のうち商工政策課所管の2つの事業に要する費用として2億9,200万円を計上している。まず、事業者向け支援として、物価高騰対策資金利子補給事業補助金1,200万円については、これまでプロパー融資を対象としていた利子補給事業について、その対象を保証付き融資まで拡充することに伴うものであるとのこと。次に、生活支援として、物価高応援プレミアム商品券発行事業助成金2億8,000万円については、プレミアム商品券を紙7万冊、デジタル3万口、計10万冊の発行に要する費用とのこと。プレミアム率は4.3%。発行時期については、紙、デジタルともに年度内にできるよう準備を進めるが、可能な限り早期となるよう努めるとのこと。なお、財源につきましては、補正予算8ページの基金繰入金5億1,186万4,000円となっております。次に、議案第109号 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算（第4号）について、補正予算書7ページの収益的収入について、1款1項1目給水収益、節水道料の8,055万円の減額については、物価高騰の影響を受ける市民や事業者の皆様方の負担軽減を図るため、水道基本料金3か月分の全額免除分に係る給水収益を減額計上するものとのこと。次に、1款2項3目他会計補助金、節一般会計補助金の8,055万円の増額につきましては、水道基本料金の全額免除措置分を一般会計から繰り入れるため、他会計補助金を増額計上するものとのこと。委員から、プレミアム商品券の詳細に関する質疑があり、当局から、今回のプレミアム商品券は従来のほらしゃ券とは異なり、物価高騰対策として市民の生活負担を軽減することを主な目的としている。このため、生活必需品の購入先として利用頻度の高い大型店舗での利用も可能とし、市民の利便性を高める設計としているとのこと。一方で、市内事業者への配慮から、10枚中4枚を大型店舗併用券、6枚を地元事業者専用券として両立を図っていききたいと考えているとのこと。委員から、今回、財政調整基金繰入金約5億1,000万円を予算額で繰り入れているが、繰入金以上の重点支援交付金が見込めるのかという質疑があり、当局から、県から12月16日付で6億3,191万9,000円の交付金の通知があったとのこと。そのほかにも数件の質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第95号 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算（第3号）について当局から補足説明

の後に、委員より、13ページの1款1項3目、笠利地区配水施設整備費について質疑があり、当局より、川上地区のさく井整備工事の増額について地下水を掘る計画をしており、調査委託を入れた結果、当初予定で100メートル掘り削る予定が、地下水が出そうなところが140メートルの辺りと深くなったことによる増額計上とのこと。次に、委員より、13ページの1款1項7目、朝日地区水源開発事業について質疑があり、当局より、上方地区の朝日地区第2給水区域では、昨年5月に取水量が低下したため、断水回避として隣接する浄水場から最低限補給を行う対応をした。しかし、隣接する浄水場の運転状況は限界が近く、漏水や使用水量の増加時の断水率が高まっている状況もあり、当初予算編成時まで回復する見込みがなかったため、代替の水源整備を当初予算計上した。その後、修復が完了し、安定的な取水量が可能となったため、今回、減額補正を行うとのこと。そのほか、数件の質疑がございましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第96号 令和7年度奄美市下水道事業会計補正予算（第3号）について当局から補足説明の後、委員より、官民連携等基盤強化推進事業（ウォーターPPP）についての質疑があり、当局より、ウォーターPPPとは、職員の不足、高齢化、更新需要の増大や収益の減少といった、人、物、金の課題に対する自治体の対応策として、インフラ整備を民間企業と連携して管理運営を行う官民連携方式とのこと。事業の持続可能を確保する有効な手段として国が推奨しているものとのこと。そのほかにも質疑がなされましたが、この際、省略いたします。

最後に、議案第100号 奄美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について当局から補足説明後、条例改正の理由について質疑があり、当局より、平浄水場更新事業の県の事業認可の際に、条例に記載の場所を明記しなければならないため、それに併せて、今回、条例改正することである。そのほか、特段の質疑はございませんでした。

以上で、産業建設委員会の審査報告を終わります。なお、質疑がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えいたします。

多田義一 議長 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

帯屋誠二 総務企画委員長 おはようございます。総務企画委員長、無所属の帯屋誠二でございます。

御報告申し上げます。総務企画委員会は、去る12月19日の1日間開会し、付託されました6件の議案について丁寧に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、全て全会一致で原案可決すべきものとして決しました。以下、その審査の内容について御報告いたします。

初めに、議案第89号 令和7年度奄美市一般会計補正予算（第5号）中、関係事項について、歳出、補正予算書16ページ、1款1項1目議会費から、22ページ、2款6項1目監査事務局費まで、同じく42ページ、9款1項1目消防費並びに、7ページ、第3表地方債補正について、歳入歳出とも同時に審査いたしました。当局の補足説明の後に、委員より、歳入の12ページ、1目1節現年課税分、所得割1億1,000万円増の要因となった業種について質疑があり、当局より、医療分野の徴収税額は減っているが、建設業、運輸業、郵便業の徴収額が伸びている結果であるとのことでした。同じく、委員より、歳出の18ページ、8目12節、業務委託料、防災行政無線Jアラート機器交換業務委託627万円について質疑があり、当局より、国から直で防災無線を鳴らして住民の方にお伝えする、いわゆるJアラートの改修について、防災行政無線の委託保守点検を行っている業者に委託するものとのことでした。同じく、委員より、歳出の17ページ、5目13節、NHK受信料20万1,000円について質疑があり、当局より、公用車2台についているカーナビゲーションの平成30年9月より令和8年3月、今年度末までの受信料である。NHKの調査が今年度実施され、その額が今年9月に決定したため、今回12月に計上した。全国的に同様の事例が発生しており国会などでも議論があったが、市の車両のカーナビにNHK受信料の支払い義務があることを認識しておらず、これまでNHKからの請求もなかったのが分からなかったものであるとのことでした。同じく、委員より、歳入の13ページ、

2項1目1節、訓練交付金583万円について質疑があり、当局より、令和7年2月19日から3月7日にかけて行われた訓練に交付されたものである。訓練交付金は、日本と外国の共同による特定防衛施設以外の防衛施設で実施する訓練が対象で、それが奄美駐屯地に該当したものである。訓練交付金の対象は幅広く自治体を実施するいろいろなものに使えるが、我々としては市民に直結する災害情報が特に重要だということで、Jアラートに関する改修について充当したとのことでした。同じく、委員より、歳出の18ページ、9目12節委託料、集会施設伐採業務115万円について質疑があり、当局より、井根町にある谷村サロンの伐採について伐採の必要はないと思われたので当初予算を取り下げたが、自治会より改めて要望があり現地を確認したところ、自治会での管理は厳しいと判断したため、改めて補正予算で計上させていただいたとのことでした。そのほかにも、委員より、2款1項3目、積立金について、2款1項9目、コミュニティ助成事業補助金についてなど質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第97号 名瀬市、大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について審査いたしました。当局の補足説明の後、委員より、地域自治区及び地域協議会の設置期間の延長に対しての質疑があり、当局より、今回の延長は、合併特例法が令和12年3月31日までなので、そこに合わせた延長であるとのことでした。その他、質疑はございませんでした。

次に、議案第98号 奄美市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査いたしました。当局の補足説明の後、委員より、公共施設の民間への貸付けについて質疑があり、当局より、現在運用されている民間提案制度によって公共施設を運用していきたいという民間の事業者に対して、民間投資によって改修するなどといったときには無償であったり減額を考える必要があるのではないかとということで、今回、本条例の改正を提案しているところであるとのことでした。同じく、委員より、条例の改正の時期について、12月議会で改正する理由について質疑があり、当局より、今回、案件が出てきているため改正案を提出した。民間提案制度を通じた提案内容であり、優先交渉権者となるまでは公表しない運用としているとのことでした。同じく、委員より、こういった土地とか大きな案件のこれからの議会に対する進め方について質疑があり、当局より、今回、条例の改正をすることによって議会議決を得ず進めていくところではあるが、大きな案件の場合は、全員協議会なども含めて検討させていただきたいと思っておりますとのことでした。同じく、委員より、民間との財産の交換は可能かという質疑があり、当局より、条例の中において、本市において公用または公共の用に供するため他人の所有する財産が必要とするとき、またその価格について評価額が6分の1を超えない場合は交換可能であるとのことでした。そのほかにも、委員より、無償貸付けの運用の透明性や業者選択の公平性について、財産を活用する上でのリスクマネジメントについてなど質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第110号 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第111号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第112号 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一括して審査いたしました。当局の補足説明の後、質疑に入りましたが、特段の質疑はございませんでした。

以上で、総務企画委員会の審査報告を終わります。なお、御質疑がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えします。よろしくお願いいたします。

多田義一 議長 これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。採決は、これを一括して行います。

この議案24件に関する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。この議案24件は、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、この議案24件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

多田義一 議長 日程第2、請願第1号 奄美市血液供給体制に関する請願を議題といたします。

ただいまの請願に関する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

幸多拓磨 文教厚生委員長 御報告申し上げます。文教厚生委員会に付託されました請願につきまして、審査の結果を御報告申し上げます。審査結果におきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、採択すべきものと決しました。

以下、審査の御報告をいたします。請願第1号 奄美市血液供給体制に関する請願の審査についてです。請願第1号の提出者は、医療法人圭泉会稲医院、院長、稲源一郎さん、名瀬徳洲会病院、満元洋二郎さんからです。紹介議員は、西忠男議員でございます。請願事項は、①鹿児島県は、日本赤十字社を主体とした、かつてあった奄美大島への血液備蓄所再設置を進める交渉をしていただきたい。②鹿児島県は、再設置がかなうまでの間、日本赤十字社を主体として病院内に血液製剤を備蓄する体制をつくる交渉をしていただきたい。③鹿児島県は、本問題の経緯と周辺事項について奄美群島民に対して分かりやすく随時開示していただきたい。④鹿児島県は、離島地域の平時血液融通について厚労省と交渉していただきたい。以上、4点でございます。

紹介議員の西忠男議員より補足説明があり、その後、奄美市当局より、令和3年3月18日に意見交換会を関係機関含めて開いた後に、令和3年5月から令和5年10月まで計4回の検討会を開いております。その後、令和6年9月から令和7年4月までの間には、県赤十字血液センター、県立病院局、県立大島病院、県薬務課で3回の実務者会議を実施しております。悪天候時の血液搬送専用小型冷蔵庫、ATRといいますが、ATRを実施することで合意をし、令和7年6月2日にありました第5回の検討会で報告があったところでございます。今年7月には県立大島病院でATR取扱いの研修会を実施し、9月1日に運用を開始しておりますが、この3か月の運用実績はなかったと伺っております。現行の課題としましては、ATRは新鮮凍結血漿は対象外で大量の輸血には対応できないこと、また平時における病院間の融通ができないことなどが上げられるというふうに認識をしておりますとの御意見がございました。そして、委員より協議会に移され、その後、正会のほうに移されました。採決を行い、全会一致にてこれを採択すべきことと決しました。

以上で、請願第1号 奄美市血液供給体制に関する請願についての審査報告を終わります。なお、御質疑等がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

多田義一 議長 これから、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これから、請願第1号について採決を行います。

請願第1号に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

○

多田義一 議長 日程第3, 請願第2号 離島地域の奄美看護福祉専門学校存続に関する国への支援を求める請願を議題といたします。

ただいまの請願に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

帯屋誠二 総務企画委員長 御報告申し上げます。総務企画委員会に付託されました請願第2号 離島地域の奄美看護福祉専門学校存続に関する国への支援を求める請願につきまして、審査の結果を御報告申し上げます。審査結果につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以下、審査の御報告をいたします。付託されました請願第2号の提出者は、宮崎市丸島町の学校法人日章学園、理事長、後藤洋一さん、奄美市名瀬小湊の奄美看護福祉専門学校、校長、向井奉文さんからであります。紹介議員は、大庭梨香議員であります。請願者からの趣旨説明の後、趣旨説明に対する質疑に入り、委員より、文言を離島振興法から奄振法に変更してはいかかと質疑がありました。これに対して、当局より、離島振興法については奄美群島は対象外になっている。奄美群島特別措置法制定の趣旨に鑑みといった形の修正はあったほうがいいとの補足説明がありました。また、委員より、専門学校に対する国の補助制度について質疑があり、請願者より、専門学校として厚生労働省の管轄であり看護師養成所運営費補助があるが、この補助制度だけでは運営が難しいとの認識が示されました。続いて、委員より、議会から提出する意見書においては離島振興法を奄振法に変えてはどうかとの意見があり、全委員の意見を確認したところ、皆、同意見でありました。委員からの討論もなく、採決の結果、請願第2号 離島地域の奄美看護福祉専門学校存続に関する国への支援を求める請願は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わりますが、質疑がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

多田義一 議長 これから、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これから、請願第2号について採決を行います。

請願第2号に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

○

多田義一 議長 日程第4, 議案第114号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。ただいま上程されました議案第114号 教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明いたします。教育委員会委員のうち、荒田朋寿氏の任期が令和7年12月26日をもって満了になりますことから、引き続き荒田氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。何とぞ御同意く

でございますよう、お願い申し上げます。

多田義一 議長 これから、本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、議案第114号について採決いたします。この採決は、電子表決による無記名投票により行ひます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの議長を除く出席議員は21名であります。

この際、念のために申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成のボタンを、否とする諸君は反対のボタンを押してください。それでは、どうぞ押してください。

(電子表決)

なお、出席議員が投票機の賛成のボタンと反対のボタンのいずれも押していないときは、会議規則第73条第5項の規定により、その議員は投票機の反対のボタンを押したものとみなします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

押し忘れなしと認めます。電子表決を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

投票の結果を報告いたします。

投票総数21票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしてあります。そのうち賛成21票、反対0票。

以上のとおり、賛成多数であります。よって、議案第114号 教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(午前10時28分)

○

多田義一 議長 再開いたします。(午前10時29分)

日程第5、発議第5号 奄美市血液供給体制に関する意見書の提出についてを議題といたします。

この発議は、提案理由の説明を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略いたします。

それでは、発議第5号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

○

多田義一 議長 日程第6，発議第6号 離島地域の奄美看護福祉専門学校存続に関する国への支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この発議は、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、討論を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略いたします。

それでは、発議第6号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

多田義一 議長 日程第7，議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。奄美市議会会議規則第116条の規定に基づき、お手元に配付してあります文書のとおり、閉会中に鹿児島市で開催される鹿児島市議会議員研修会及び名瀬地区、住用地区、笠利地区で開催される議会報告会へ議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、配付の文書に基づき議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

○

多田義一 議長 日程第8，閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付してあります文書表のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長の申出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、申出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第4回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前10時33分)

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長 多田 義一

奄美市議会議員 弓削 洋平

奄美市議会議員 与 勝広

奄美市議会議員 伊東 隆吉

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

| 番号 | 議案等番号 | 件名 | 審査の結果 |
|------|---------|---|-----------|
| (1) | 議案第89号 | 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について | 原案可決すべきもの |
| (2) | 議案第90号 | 令和7年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について | 原案可決すべきもの |
| (3) | 議案第91号 | 令和7年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)について | 原案可決すべきもの |
| (4) | 議案第92号 | 令和7年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について | 原案可決すべきもの |
| (5) | 議案第93号 | 令和7年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について | 原案可決すべきもの |
| (6) | 議案第94号 | 令和7年度奄美市訪問看護特別会計補正予算(第2号)について | 原案可決すべきもの |
| (7) | 議案第99号 | 奄美市希少野生動植物の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決すべきもの |
| (8) | 議案第101号 | 奄美市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | 原案可決すべきもの |
| (9) | 議案第103号 | 奄美市市民交流センター及び奄美市名瀬公民館の指定管理者の指定について | 原案可決すべきもの |
| (10) | 議案第104号 | 奄美市奄美振興会館の指定管理者の指定について | 原案可決すべきもの |
| (11) | 議案第105号 | 工事請負契約の変更契約の締結について | 原案可決すべきもの |
| (12) | 議案第106号 | 工事請負契約の変更契約の締結について | 原案可決すべきもの |
| (13) | 議案第107号 | 工事請負契約の変更契約の締結について | 原案可決すべきもの |
| (14) | 議案第108号 | 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について | 原案可決すべきもの |
| (15) | 請願第1号 | 奄美市血液供給体制に関する請願 | 採択すべきもの |

令和7年12月24日

文教厚生委員長 幸多 拓磨

奄美市議会議長 多田 義一 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

| 番号 | 議案等番号 | 件名 | 審査の結果 |
|-----|---------|------------------------------------|-----------|
| (1) | 議案第89号 | 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について | 原案可決すべきもの |
| (2) | 議案第95号 | 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算(第3号)について | 原案可決すべきもの |
| (3) | 議案第96号 | 令和7年度奄美市下水道事業会計補正予算(第3号)について | 原案可決すべきもの |
| (4) | 議案第100号 | 奄美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決すべきもの |
| (5) | 議案第102号 | 奄美市木工工芸センター施設の指定管理者の指定について | 原案可決すべきもの |
| (6) | 議案第108号 | 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第6号)について | 原案可決すべきもの |
| (7) | 議案第109号 | 令和7年度奄美市水道事業会計補正予算(第4号)について | 原案可決すべきもの |

令和7年12月24日

産業建設委員長 泉 義昭

奄美市議会議長 多田 義一 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

| 番号 | 議案等番号 | 件名 | 審査の結果 |
|-----|---------|--|-----------|
| (1) | 議案第89号 | 令和7年度奄美市一般会計補正予算(第5号)について | 原案可決すべきもの |
| (2) | 議案第97号 | 名瀬市, 大島郡住用村及び同郡笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について | 原案可決すべきもの |
| (3) | 議案第98号 | 奄美市財産の交換, 譲与, 無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決すべきもの |
| (4) | 議案第110号 | 奄美市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | 原案可決すべきもの |
| (5) | 議案第111号 | 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決すべきもの |
| (6) | 議案第112号 | 奄美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決すべきもの |
| (7) | 請願第2号 | 離島地域の奄美看護福祉専門学校存続に関する国への支援を求める請願 | 採択すべきもの |

令和7年12月24日

総務企画委員長 帯屋 誠二

奄美市議会議長 多田 義一 殿

令和7年12月24日

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び奄美市議会会議規則第166条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 鹿児島県市議会議員研修会について

- (1) 派遣目的 奄美市議会基本条例第15条の規定に基づき、議員研修参加により議員の資質の向上を図るため
- (2) 派遣場所 鹿児島市
- (3) 派遣期間 令和8年1月19日(月)～1月20日(火)
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

2 議会報告会について

- (1) 派遣目的 奄美市議会基本条例第7条の規定に基づく議会報告会開催のため
- (2) 派遣場所 奄美市内3地区3か所(名瀬地区・住用地区・笠利地区)
- (3) 派遣期間 令和8年2月6日(金)
- (4) 派遣議員 本市議会議員全員

令和7年12月24日

奄美市議会議長 多田 義一 殿

議会運営委員長 永田 清裕

閉会中の継続審査及び調査の申出について

議会運営委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

- 議会運営委員会
 - 1 議会運営に関する事項について
 - 2 議長の諮問する事項について

参 考 资 料
(意 见 书 等)

奄美市血液供給体制に関する意見書

昭和 37 年 9 月 2 日、本土から外海離島に位置する名瀬市（現在の奄美市）への急患用血液を輸送中の自衛隊機墜落事故により 13 名の人命が失われ、このことを契機に奄美大島に血液備蓄所が開設されました。

しかしながら、平成 30 年に同備蓄所が閉鎖され、現在に至るまで代替となる十分な血液供給体制は確立されておられません。

このような中、航空機が 2 日以上欠航する場合に発動する「臨時 A T R 運用」が、令和 7 年 9 月 1 日から開始されました。

同運用は、限定された状況下において一定の有効性を有するものの、大出血時に重要な新鮮凍結血漿には対応しておらず、血液備蓄所の代替となるものではありません。

本土で行われている迅速な血液供給体制を島嶼である奄美大島においても整備されるべきものであります。

また、本土と異なり、地理的に閉ざされた環境にある島嶼においては、緊急時のみならず、平時の融通による血液製剤の有効活用も求められるところです。

このようなことから、鹿児島県におかれましては、下記の措置を講じられるよう求めます。

記

1. 日本赤十字社を主体とした、かつてあった奄美大島への血液備蓄所再設置を進める交渉をしていただきたい。
2. 再設置が叶うまでの間、日本赤十字社を主体として病院内に血液製剤を備蓄する体制を作る交渉をしていただきたい。
3. 本問題の経緯と周辺事項について奄美群島島民に対してわかりやすく随時開示していただきたい。
4. 離島地域の平時血液融通について厚生労働省と交渉していただきたい。

以上、地方自治法第 99 条に基づき提出いたします。

令和 7 年 12 月 24 日

奄 美 市 議 会

離島地域の奄美看護福祉専門学校存続に関する国への支援を求める 意見書

奄美群島は、離島地域として医療・福祉人材の確保が課題となっており、大島郡医師会・奄美市の誘致により、看護・福祉分野の専門的な高等教育機関として、平成7年4月学校法人日章学園により奄美看護福祉専門学校が開校されました。

奄美看護福祉専門学校は、開校以来30年におわたって奄美群島内をはじめとして、地域医療・介護・保育分野に即戦力を輩出し、地域の医療・福祉の現場を支える人材の育成に重要な役割を果たしております。

しかし、昨今の急速な少子化に伴い、入学者が減少し、このままでは学校の経営・継続が困難な状況にあります。このまま推移すれば、奄美群島内の医療・福祉現場における人材不足が一層深刻化し、地域における住民の安心な暮らしに支障を来すことが懸念されます。

つきましては、奄美群島における看護・福祉人材の安定的確保のため、以下のとおり要望いたします。

記

1. 奄美群島振興開発特別措置法制定の趣旨に鑑み、奄美群島における看護・福祉養成校への財政的支援の拡充および私立高校運営費補助金のような包括的な補助の制度化をお願いいたします。
2. 在学学生に対する就学支援制度の充実をお願いいたします。
(学生の寮費補助、在学中の通学費補助など)
3. 卒業後にへき地医療・福祉分野で従事する学生への就業支援制度の創設をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条に基づき提出いたします。

令和7年12月24日

奄 美 市 議 会